

目 次

○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開会・開議	5
諸般の報告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 報告第 1号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について	7
日程第 4 報告第 2号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について	8
日程第 5 報告第 3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について	9
日程第 6 議案第 1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	10
日程第 7 議案第 2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例	13
日程第 8 議案第 3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	15
日程第 9 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	17
日程第10 議案第 5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	21
日程第11 議案第 6号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例	24
日程第12 議案第 7号 町道路線の認定について	26
日程第13 議案第 8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）	27
日程第14 議案第 9号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予	

	算（第5号）	33
日程第15	議案第10号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第4号）	35
日程第16	議案第11号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第4号）	37
日程第17	議案第12号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算（第1号）	38
日程第18	議案第13号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 （第3号）	39
日程第19	議案第14号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算（第3号）	41
日程第20	議案第15号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）	43
日程第21	同意第1号 吉岡町監査委員の選任について	45
日程第22	同意第2号 吉岡町農業委員の任命について	45
日程第23	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	46
日程第24	請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める 請願	47
日程第25	陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村税・都道府 県民税徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務 者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情	49
日程第26	発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見 書	49
日程第27	町長施政方針	52
散 会		65

○第2号（3月2日）

議事日程 第2号	67
本日の会議に付した事件	67
出席議員	68
欠席議員	68
説明のため出席した者	68
事務局職員出席者	68
開 議	69

日程第 1	町長施政方針に対する質問	6 9
日程第 2	議案第 16 号 平成 29 年度吉岡町一般会計予算	8 6
日程第 3	議案第 17 号 平成 29 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	1 0 5
日程第 4	議案第 18 号 平成 29 年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算	1 0 6
日程第 5	議案第 19 号 平成 29 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	1 0 9
日程第 6	議案第 20 号 平成 29 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算	1 1 2
日程第 7	議案第 21 号 平成 29 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	1 1 4
日程第 8	議案第 22 号 平成 29 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	1 1 5
日程第 9	議案第 23 号 平成 29 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	1 1 7
日程第 10	議案第 24 号 平成 29 年度吉岡町水道事業会計予算	1 1 9
散 会		1 2 3

○第 3 号（3 月 8 日）

議事日程 第 3 号	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 5
出席議員	1 2 6
欠席議員	1 2 6
説明のため出席した者	1 2 6
事務局職員出席者	1 2 6
開 議	1 2 7
日程第 1 一般質問	1 2 7
◇高山武尚君	1 2 7
◇柴崎徳一郎君	1 3 9
◇村越哲夫君	1 5 6
◇五十嵐善一君	1 6 9
散 会	1 8 5

○第 4 号（3 月 9 日）

議事日程 第 4 号	1 8 7
本日の会議に付した事件	1 8 7
出席議員	1 8 8

欠席議員	188
説明のため出席した者	188
事務局職員出席者	188
開 議	189
日程第 1 一般質問	189
◇岩崎信幸君	189
◇馬場周二君	203
◇小池春雄君	216
散 会	233

○第5号（3月16日）

議事日程 第5号	235
本日の会議に付した事件	237
出席議員	238
欠席議員	238
説明のため出席した者	238
事務局職員出席者	238
開 議	239
日程第 1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告）	239
日程第 2 議案第 1 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例	243
日程第 3 議案第 2 号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例	243
日程第 4 議案第 3 号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	244
日程第 5 議案第 4 号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	244
日程第 6 議案第 5 号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	245
日程第 7 議案第 6 号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例	245
日程第 8 議案第 7 号 町道路線の認定について	246
日程第 9 議案第 8 号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）	246
日程第10 議案第 9 号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	246

日程第11	議案第10号	平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第4号) ……………	247
日程第12	議案第11号	平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第4号) ……………	247
日程第13	議案第12号	平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算(第1号) ……………	248
日程第14	議案第13号	平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) ……………	248
日程第15	議案第14号	平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第3号) ……………	249
日程第16	議案第15号	平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号) ……………	249
日程第17	同意第1号	吉岡町監査委員の選任について……………	249
日程第18	同意第2号	吉岡町農業委員の任命について……………	250
日程第19	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	252
日程第20	委員会議案審査報告(予算決算常任委員長報告) ……………		253
日程第21	議案第16号	平成29年度吉岡町一般会計予算……………	254
追加日程第1	発委第1号	当初予算策定に関する要望書の提出について……………	257
日程第22	委員会議案審査報告(総務・文教厚生・産業建設 3常任委員長報告) ……………		259
日程第23	議案第17号	平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計予算……………	263
日程第24	議案第18号	平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算……………	263
日程第25	議案第19号	平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算……………	263
日程第26	議案第20号	平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算……………	264
日程第27	議案第21号	平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計予算……………	264
日程第28	議案第22号	平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計予算……………	265
日程第29	議案第23号	平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予 算……………	265
日程第30	議案第24号	平成29年度吉岡町水道事業会計予算……………	266
日程第31	発議第1号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見 書……………	266
日程第32	請願の付託案件審査報告……………		268
日程第33	請願第1号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める 請願……………	268

追加日程第2 発委第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める 意見書	269
日程第34 陳情の付託案件審査報告	271
日程第35 陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情	272
日程第36 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	273
日程第37 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	273
日程第38 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	273
日程第39 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	273
日程第40 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	273
日程第41 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	273
日程第42 議会議員の派遣について	274
町長挨拶	275
閉会	275

平成29年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成29年3月1日（水曜日）

議事日程 第1号

平成29年3月1日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 2号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 6 議案第 1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第 3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 10 議案第 5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 11 議案第 6号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 12 議案第 7号 町道路線の認定について
(提案・質疑・付託)

- 日程第 1 3 議案第 8 号 平成 2 8 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 5 号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第 1 4 議案第 9 号 平成 2 8 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
(提案・質疑・付託)
- 日程第 2 1 同意第 1 号 吉岡町監査委員の選任について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 2 2 同意第 2 号 吉岡町農業委員の任命について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 2 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(提案・質疑・付託)
- 日程第 2 4 請願第 1 号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願
(趣旨説明)
- 日程第 2 5 陳情第 1 号 平成 2 9 年度「給与所得等に係る市町村税・都道府県民税徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)」への個人番号記載の中止を求める陳情
- 日程第 2 6 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
(提案・質疑・付託)
- 日程第 2 7 町長施政方針
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主事	田中美帆
------	------	----	------

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岸 祐次君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので平成29年第1回吉岡町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議長（岸 祐次君） 石関町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。
石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

梅の花も咲き、ようやくどこか春らしさを感じられる季節となりました。春はもうすぐそこまで来ておるのかなというようにも思っております。

さて本日、平成29年第1回定例議会が議員各位の出席のもと開会できますことに、感謝と御礼を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、4月の熊本地震、8月の台風10号による豪雨災害、そして12月22日に発生した新潟県糸魚川市での140棟余りが延焼した火災がありました。震度7の地震に襲われた熊本地方、豪雨災害に襲われた東北・北海道地方、さらには年の瀬も押し迫った火災に家屋を失った糸魚川市のそれぞれの被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げ、一日も早くもとの生活に戻れるようご祈念を申し上げるところでもあります。

また、台風10号には町の友好都市である大樹町も災害に見舞われました。議会、商工会を初めとして各種団体や町民の皆様、そして職員の皆様にもご協力いただいて支援を行ったわけでございます。その節は本当にありがとうございました。

災害が比較的少ないと言われる吉岡町ですが、いつ何どき襲われるかわかりません。防災対策をもう一度確認し、いざという時のために備えておかなければなりません。

平成29年度は、吉岡町第5次総合計画の後期基本計画の2年目であります。計画の着実なる実施に向けて予算編成に当たっては、厳しい財政状況のもとにあることは変わりありませんが、限られた財源の中でいかに最大の効果を生み出すかが課題であります。

地方創生における総合戦略、また総合計画基本構想を踏まえたところの後期基本計画の達成を目指して、各行政分野の一層の充実を図っていきたいと考えております。

一方、まちづくりの基本方針である「町民と行政の協働のまちづくり」に、さらに一歩踏み込み、自助・共助の社会の形成にも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

今まで以上に自治会を初め地元地域住民、ボランティア、またサークルなど幅広く皆さんの協力を得ながら、協働のまちづくりを推進していきたいと考えているところです。

複雑多岐にわたる住民要望に対しまして、行政がやるべきこと、町民にできることは何か、改めて行財政運営の工夫に努力していく所存でもあります。

議員皆様には、特段のご配慮とご支援をお願い申し上げるところでもあります。

さて、本定例会では、平成29年度の一般会計並びに特別会計当初予算を初めとする議案24件並びに報告3件、同意2件、諮問1件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決、承認くださいますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、どうかよろしくお祈りを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただければありがたいと思っております。本日は大変お世話さまになります。

諸般の報告

議長（岸 祐次君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程〔第1号〕により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸 祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番飯島 衛議員、11番岩崎信幸議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員長より委員会報告を求めます。

小池議員。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 報告します。

去る2月27日、9時半より、議会運営委員会を開催し、平成29年第1回吉岡町定例議会について、委員全員、議長、町長、区長、教育長、関係課長の出席のもと、議事日程について協議を行いました。

会期は本日、3月1日から3月16日までの16日間とするものです。

本日、町長の施政方針があり、施政方針に対する質問は、あす2日です。

予算決算常任委員会は3日、6日、7日の3日間、一般質問は8日、9日の2日間、総務常任委員会、地方創生特別委員会は10日、文教厚生常任委員会は14日、産業建設常任委員会は15日、そして最終日は16日と決定しました。

なお、詳細につきましてはお手元に配付のとおりです。

以上、報告を終わります。

議長（岸 祐次君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月16日までの16日間とします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの16日間と決定しました。会期日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第1号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について

議長（岸 祐次君） 日程第3、報告第1号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の変更に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第1号 平成28年度吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 吉岡町駒寄第3学童クラブ新設工事は、当初請負金額5,508万円、工期、平成28年10月6日から平成29年3月10日、請負業者、株式会社飯塚組にお

いて工事が計画どおり進みましたが、軽微な変更が生じたため、変更契約を専決処分をさせていただきました。

変更請負金額は5,554万4,400円でございます。当初請負金額に46万4,400円を増加するものでございます。

工期につきましての変更はございません。

増加の46万4,400円の主なものにつきましては、外構工事でございます。建物の南側の庭に敷砂利等を約290平方メートル、また、児童が建物の裏側に行かないようにするために、建物の両側に西側と東側でございますが、フェンスの門扉を2カ所設置をさせていただきます。

主なものにつきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第2号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について

議長（岸 祐次君） 日程第4、報告第2号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第2号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について提案理由を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により変更請負契約の専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させますので、ご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） それでは、変更理由を申し上げます。

報告第2号の3分の2ページをごらんください。

平成28年第1回臨時会にて議決されました明治小学校校舎増築工事請負契約書の写しになります。当初請負金額ですが、2億9,052万円で、請負業者、小野里・森喜平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしました。工期は、議決をいただきました平成28年7月13日から平成29年3月10日になっております。

続きまして、3分の3ページをごらんください。

建設工事変更請負契約書になります。3番の請負代金ですが、現契約の2億9,052万円の、変更増79万9,200円を加えました2億9,131万9,200円となります。工期等の変更はございません。

主な変更理由ですが、電気工事となります。当初キュービクルから新校舎までの幹線を本校舎と体育館の渡り廊下のすき間約40センチの間に埋設する計画でしたが、本校舎基礎と渡り廊下の基礎とのすき間が非常に狭く、配管が困難なことがわかりました。そこで、校舎と体育館を結ぶ渡り廊下の軒下に幹線を乗せるラックを設置することで、軒下配線を可能にしまして、また、維持管理も容易になりました。この軒下配線工事の増額が主な理由となっております。以上です。

議長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（岸 祐次君） 日程第5、報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について。

本報告は、消防団員が運転する消防自動車が起こした交通事故であり、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長より説明させます。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 本報告につきましては、別紙専決処分書のとおり、1、損害賠償の額6万3,672円、2、損害賠償の相手方、住所、氏名とも記載のとおりであります。

事故の状況につきましては、平成28年11月9日、午後9時20分ころ、大久保地内、役場の南にありますふれあい・やすらぎ公園南側の町道乙溝祭1号線において、巡回中の第5分団員の運転する消防自動車が対向車とすれ違う際、車両の右側後部部分が接触したことにより、進路を優先させるため停車していた相手車両の右側後部バンパーに破損を生じさせたもので、町と損害賠償の相手方との当事者間において示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告するものでございます。

示談の内容につきましては、町の過失割合が100%で、町が損害賠償の相手方に6万3,672円を支払う義務があることを認め、これを相手方の指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認しました。

なお、損害賠償金は、町が加入しております全国自治協会の公有自動車共済から支払われております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑をします。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第6 議案第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第6、議案第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律による改正のため、吉岡町税条例等の一部を改正

する必要が生じたもので、提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 今回の関係の主な内容につきましては、1つ目は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律による所要の改正、2つ目は、住宅ローン控除制度の適用基準の延長による改正、3つ目は、法人住民税法人税割の税率改正、4つ目は、軽自動車税の環境性能割の新設に伴う所要の改正でございます。

では、新旧対照表により説明させていただきますので、A4横の吉岡町税条例新旧対照表、第1条による改正、4分の1ページをごらんください。

下線のあるところが改正する箇所でございます。右が旧で現行、左が新で改正後でございます。

初めに、第36条の2の下段の下線部分の改正は、町民税の申告に係るただし書き中、特定非営利活動法人に係る規定の追加による所要の改正です。

次に、4分の2ページ、中段の附則第7条の3の2の第1項の下線部分の改正は、住宅ローン控除制度の適用期限の延長に伴う改正です。

次に、4分の2ページ、下段から4分の4ページにかけての附則第16条軽自動車税の税率の特例、各項の下線部分の改正の主なものにつきましては、低排出ガス及び燃費性能にすぐれた環境負荷の小さい軽自動車に対する税率を軽減するグリーン化特例について、制度を1年間延長することによる改正でございます。

続いて、第2条による改正ですが、吉岡町税条例新旧対照表の17分の1ページ、第2条による改正の上段をごらんください。

第18条の3の下線部分の改正は、環境性能割の新設に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる規定の整備です。

次に、17分の1ページ、中段から17分の2ページ、中段までの第19条各号の下線部分の改正は、環境性能割の新設に伴う延滞金に係る規定の整備です。

次に、17分の2ページ、下段の第34条の4は、地方法人課税の偏在是正措置の拡大に係る法人税割の税率改正に伴う所要の改正です。

次に、17分の2ページ、下段から17分の3ページ、上段の第80条各項の改正は、環境性能割の新設に伴う納税義務者等に係る規定と環境性能割の課税対象外についての規定に係る所要の改正です。

次に、17分の3ページ、右側、旧の欄、中段の第80条の2日本赤十字社の所有する

軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲については、17分の4ページ、左側、新の欄の下段の第81条2に移動するものです。

次に、17分の3ページの下段から17分の4ページの第81条は、軽自動車税のみならず課税に係る規定整備で、これまで第80条第2項で定められていた売り主が当該軽自動車の所有権を留保している場合には、買い主を取得者または所有者とみなすという規定を環境性能割の新設に合わせて改めて整備したものです。

次に、17分の5ページから17分の17ページまでは、環境性能割の新設による規定整備で、17分の5ページの第81条の3は課税標準に係る規定整備、第81条の4は税率に係る規定整備、第81条の5は徴収の方法に係る規定整備、第81条の6は申告納付の手續に係る規定整備、17分の6ページの第81条の7は不申告等に関する過料に係る規定整備、第81条の8は減免に係る規定整備、17分の6ページ、下段から17分の13ページ、中段の第82条から第91条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる規定整備です。

17分の13ページ、中段の附則第15条の2は、当分の間県が自動車税の例により賦課徴収を行うこと、附則第15条の3は、当分の間県知事が減免の決定を行うこと、17分の14ページの附則第15条の4は、当分の間申告納付は県知事に対して行うことを定めた規定、附則第15条の5は、徴収取り扱い費の規定、附則第15条の6は、営業用軽自動車の税率と自家用軽自動車の税率について、当分の間2%を上限とすることを定めた規定の整備でございます。

附則第16条は、軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成31年10月1日に延期されたことに伴う所要の改正です。

続いて、第3条による改正ですが、吉岡町税条例新旧対照表の第3条による改正、2分の1ページをごらんください。

附則第6条の改正は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる規定整備で、平成26年度改正において平成27年3月31日以前に最初の車両番号の指定を受けた軽自動車については改正前の税率とし、その後は、新税率とすると定めた規定に係る所要の整備です。

続いて、第4条による改正ですが、吉岡町税条例新旧対照表の第4条による改正、1分の1ページをごらんください。

附則第6条第7項の下線部分の改正は、環境性能割の申告納付第81条の6に追加による所要の改正です。

次に、A4縦の議案書の本文に戻っていただきまして、6分の6ページ、上から7行目の附則をごらんください。

第1条といたしまして、施行期日ですが、この条例は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。第1号といたしまして、第1条中、吉岡町税条例附則第7条の3の2第1項の改正規定は公布の日から、第2号といたしまして、第1条中、吉岡町税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から、第3号といたしまして、第1条中、吉岡町税条例附則第16条改正規定及び附則第3条の規定は平成29年4月1日から、第4号といたしまして、第2条、第3条及び第4条の規定並びに附則第2条及び第4条の規定は、平成31年10月1日から施行すると定めるものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。

第3条、第4条は軽自動車税に係る経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託します。

日程第7 議案第2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第7、議案第2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正され、地方公共団体において独自にマイナンバーを利用した情報連携が可能となったことに伴う一部改正をお願いするものであります。

詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、説明させていただきます。

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、地方公共団体が条例で定めた事務、いわゆる条例事務でございますけれども、それにつきまして独自にマイナンバーを利用し、情報提供ネットワークシステムの利用が可能となりました。

この条例事務につきましては、現在の個人情報保護条例には規定されていないため、今回の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正点を新旧対照表でご説明をさせていただきます。新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

右側が旧で、現行となります。左側が新ということで、改正案でございます。

第2条第7号における改正でございますけれども、先ほど申し上げましたマイナンバーの独自利用に係る条例事務につきましては、番号法第19条第8号に規定されておりました、その情報提供につきましては、番号法第26条に規定されておりますので、その事務につきまして、条例第2条第7号の規定を適用させるため、規定の追加を行いたいものでございます。

続きまして、第36条の改正でございますけれども、この第36条は、番号法第23条の規定によりまして、総務大臣、いわゆる情報提供ネットワークシステムを管理している総務大臣でございますけれども、総務大臣、情報照会者及び情報提供者の三者での記録、保管が義務づけられている情報提供等記録につきまして、訂正があった場合に情報提供等記録、保管している三者に通知することを定めております。

現在の第36条は、番号法第19条第7号の事務、いわゆる法定事務に係る情報提供等記録の訂正に係る通知についての規定のみとなっておりますけれども、条例事務に係る情報提供等記録につきましては、番号法第26条において番号法第23条を準用することと規定されておりますので、条例事務につきましても同様の規定を設ける必要がございます。

そこで改正をお願いするわけですが、まず、見出しにつきまして、通知先が総務大臣、情報照会者及び情報提供者の三者ですので、「等」を加えさせていただきたいものでございます。

第2号の改正につきましては、さきに述べました第2条の改正により、条例事務につきまして情報提供ネットワークシステムの利用が可能となりますので、条例事務につきましても情報提供等記録を訂正した場合は、その全員に通知することを規定しているものでございます。

続きまして、第37条第2項第1号についての改正でございます。2ページをごらんいただきたいと思ひます。

第37条第2項第1号についての改正でございますけれども、番号法において第26条が追加されたことによる条ずれを解消するため、改正を行いたいものでございます。

それでは、議案書の本文に戻っていただきまして、附則でございますけれども、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による番号法の改正の日に合わせて、平成29年5月30日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第2号は、総務常任委員会に付託します。

日程第8 議案第3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議 長（岸 祐次君） 日程第8、議案第3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の改正により、能力及び実績に基づく人事管理を実施するために降給の手続及び効果を条例化する必要があるため、所要の改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、審議の上、可決くださいますよう、お願ひを申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） それでは、説明させていただきます。

吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきますけれども、本議案の改正の主な内容としましては、降任、免職、休職及び効果を定めている「吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の一部を改正し、降給の手続及び効果について盛り込むための改正でございます。

それでは初めに、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

右側が旧ということで、現行になります。左側が新ということで改正をお願いするものがございます。下線部分が改める場所でございます。

第1条でございますが、見出しの部分を「この条例の目的」とあるのを「趣旨」に改めるものがございます。

次に、1条中下線部分でございますけれども、地方公務員法第28条第3項の次にあった第4項につきましては削除し、休職の後ろに「及び降給」を加え、「手続及び効果」の後ろに「について必要な事項を定めるものとする」という形に改めるものがございます。

職員の意に反する降給の手続等に関しましては、地方公務員法の規定により条例で定める必要があることから、条例第1条の3で「降給の種類」を「降格及び降号」とし、第1条の4で「降格の事由」を、第1条の5で「降号の事由」を規定しているところでございます。具体的には「降格の事由」として、第1条の4第1項第1号で「勤務実績がよくないと認められる場合」、そして、第2号では「心身の故障の場合」、第3号では「適格性を欠くと認められる場合」でございますけれども、これにつきましては、職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する降格について、また、人事評価や勤務の状況から勤務実績がよくないと認められる場合は、給料表の号級を同一の職務の級の下位の号級に変更する降号についての規定を新設するものがございます。

また、第2条第1項でございますけれども、2ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第1項でございますけれども、心身の故障による降任、免職、休職の手続において、職員に医師の診断を行わせる旨を定めたものがございます。その場合に、第1条の4第2号の規定にある心身の故障による職員の降給の場合を加えるものがございます。

なお、第4条につきましては、内容的には変わりませんが、県からの技術的助言の例を踏まえた中で第1項につきましては、「その職を保有するが」を改めまして、第2項につきましては、「休職期間中の給与については、別に条例で定める」というふうに変更するものがございます。

議案書本文に戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は平成29年4月1日から施行するものがございます。

以上、よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第3号は、総務常任委員会に付託します。

日程第9 議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

地方公務員の育児休暇等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長より説明させますので、審議の上、可決ください。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕 莊作君発言〕

総務政策課長（小渕 莊作君） それでは、説明させていただきます。

本議案の改正の主な内容としましては、育児休業等の対象となるこの範囲の見直し、介護休業の分割取得及び介護のための所定労働時間短縮措置の見直しに係る改正でございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表第1条による改正の1ページをごらんいただきたいと思います。

右側の旧が現行で左の新が改正案でございます。下線部を改めるものでございます。

第8条の2 育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についてでございます。第1項では、対象となる小学校就学の始期に達するまでの子の範囲に「特別養子

縁組の監護期間中の子」及び「養子縁組里親に委託されている子」を加えるものでございます。

同条第2項の新設及び新の第3項の改正は、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定に従い改正するものでございます。

第2項は、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合において、業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないというものでございます。

新の第3項、2ページでございますけれども、新の第3項は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員がその子を養育するために請求した場合、業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月につきまして24時間、1年につきまして150時間を超える時間外勤務をさせてはならないというものでございます。

続きまして、第4項でございますけれども、前項、第3項の規定を踏まえまして、規定を「日常生活を営むのに支障がある者」である「要介護者」を介護する職員につきまして準用することとする改正でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表3ページで、第11条の休暇の種類につきましては、介護のための時間単位の休暇である「介護時間」が加わります。

続きまして、第15条の介護休暇の改正は、介護休暇につきまして、分割取得を可能とする改正でございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

具体的には、介護休業を3つの期間に分割して取得できるとするもので、要介護者のそれぞれが当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ通算して6か月を超えない範囲内で指定される期間内において休暇を取得できるとするものでございます。

その下の新設の第15条の2の介護時間の改正は、介護時間を創設するものでございます。連続する3年の期間内において介護のため1日につき2時間を超えない範囲で勤務しないことができるものとし、介護時間につきましても勤務しない時間の給与額を減額するものでございます。

15条の3、5ページですけれども、15条の3につきましては、新設の条文が追加されたことにより、「第15条の2」を「第15条の3」に変更するものでございます。

そして、第16条につきましては、「介護時間」を加えるための改正で、見出し等に「介護時間」を加え、その介護時間については、任命権者の承認を受けなければならないものとしているものでございます。

続きまして、吉岡町職員の育児休業等に関する条例、新旧対照表第2条による改正の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第3号ア(イ)は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するもので、現行は、非常勤職員の養育する子が1歳になった後も任用が見込まれ、2歳になるまでの間に任期が更新されないと育児休業が取得できなかったものを、改正により、1歳6カ月になるまでの間に任期が更新されれば育児休業を取得できると改正するものであり、第2条第3号イは、「1歳に達する日」を「1歳到達日」と改めるものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページ、第2条の2から第2条の4、そして第3条、次のページにわたりますけれども、第3条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律、この条例内では育児休業法と呼んでおりますけれども、その育児休業法の第2条「育児休業の承認」の規定におきまして「条例で定める」とする規定があるために定めるもので、育児休業の対象となる子の範囲に関し、第2条の2「育児休業法第2条第1項の条例で定める者」について、具体的には親権者や未成年後見人の意に反するために養子縁組里親となれない養育里親である職員が里親になっている児童を定めるものでございます。

第2条の3は、「配偶者育児休業」を地方公務員の育児休業等に反する法律や育児休業、介護休業等と育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律をまとめた形で、「地方等育児休業」と言いかえるものでございます。

また、4ページをごらんいただきたいと思いますが、4ページにつきましては、「当該子が1歳6カ月に達する日」を「当該子の1歳6カ月到達日」と言いかえるものでございます。

制度等の内容の変更はございません。

第2条の4、4ページの下段の部分ですけれども、第2条の4につきましては、新設の条文が追加されたことにより、「第2条の3」を「第2条の4」に変更するものでございます。

その下の第3条でございますけれども、「育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情」についてでございますけれども、1人の子につきまして原則1回とされている育児休業の例外として条例で定める特別の事情についての改正でございます。具体的には、第1号につきましては、育児休業中の職員が産前や産後の休養に入ったことにより、育児休業の対象である子の育児休業の承認の効力を失った後に産前や産後の休養に係る子が死亡または養子縁組等により、職員と別居することになった場合。第2号、次のページでございますが、第2号では、育児休業中の職員が育児休業の対象となった子以外の子のための育児休業の承認を受けたことにより、その育児休業の承認が取り消された後

にその承認を受けた子が死亡や養子縁組等で別居することになった場合。そして、特別養子縁組の家事審判が不成立で終了した場合や養子縁組が成立せずに里親委託の措置が解除された場合について例外として再度の育児休業を認めるものとして定めるものでございます。

続きまして、5ページの7号でございますけれども、第7号は、第2条の2が新設されたことに伴って「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改めるものでございます。

5ページ、最下段から6ページ、中段になりますけれども、第10条「育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情」につきましては、先ほどの第3条の規定の育児短時間勤務における場合の規定であり、第1号につきましては、具体的には育児短時間勤務中の職員が産前や産後の休養に入ったことによって対象である子の育児短時間勤務の承認の効力を失った後に産前や産後の休養に係る子が死亡、または養子縁組等に職員と別居することになった場合、第2号では職員がその対象となった子以外の子のための育児短時間勤務の承認を受けたことによって、その対象となった子の育児短時間勤務の承認が取り消された後に、その対象となった子以外の承認を受けた子が死亡や養子縁組等で別居することになった場合、そして、特別養子縁組の家事審判が不成立で終了した場合や養子縁組が成立せずに里親委託の措置が解除された場合について例外として再度の育児短時間勤務を認めるものとして定めるものでございます。

6ページ、下段をごらんいただきたいと思います。

第21条「部分休業の承認」についてでございます。第2項におきましては、現行の育児時間に加えて、介護時間についても承認を受けて勤務しない職員の部分休業を1日につき2時間の範囲内で承認する規定の改正となります。

第3項、次のページでございます。7ページでございますけれども、第3項で非常勤職員に対する部分休業の承認についても同様に、「介護をするための時間」として、1日の定められた勤務時間から1日につき5時間45分を減じた時間、最長2時間の範囲内で承認する規定の改正となります。

続きまして、議案書に戻っていただきまして、4ページをごらんいただきたいと思えます。

中ほどになりますが、附則第1項施行期日について、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置でございます。吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の介護休暇の指定期間の経過措置を規定するもので、改正前の介護休暇の承認について、施行日において介護休暇の初日から起算して6カ月を経過していないものについては、初

日から起算して6カ月を経過する日までの範囲内で職員の申し出に基づいて、施行日以降の日を指定するものとします。

第3項につきましては、吉岡町職員の給与に関する条例の第13条中で指している勤務時間条例につきまして、条文の追加があったため、引用する条文について「15条の2」を「15条の3」と改正するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第4号は、総務常任委員会に付託します。

日程第10 議案第5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第10、議案第5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づいて設置する吉岡町鳥獣被害対策実施隊員の報酬額を定める必要があるため、所要の改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕 莊作君発言〕

総務政策課長（小渕 莊作君） それでは、説明させていただきます。

吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本議案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に

基づきまして、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体、または財産に係る被害を防止するため、緊急に行う必要がある鳥獣の捕獲等に従事する吉岡町鳥獣被害対策実施隊員の報酬額を定める必要があるため、条例の改正をお願いするものであります。

なお、この改正につきましては、公布の日からの施行となります。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

右側が旧ということで、現行になります。左側が新ということで、改正案でございます。下線部分が改正をお願いするものでございます。

別表（第1条関係）中、水道事業の運営に係る調査研究懇談会委員の下に吉岡町鳥獣被害対策実施隊員について年額2,000円を新設するものでございます。

以上、補足説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 馬場です。ちょっとここで質問させていただきます。

吉岡町の鳥獣被害対策実施隊員という設置を設けたことは非常によいことだと思います。昨今農林鳥獣被害が全国的にも広がっておりますし、うちの町にも広がっております。そして、質問でございますけれども、この吉岡町鳥獣被害対策隊員の年額2,000円という、これの一つの根拠、なぜこの2,000円が高いか低いかわかりませんが、これの根拠について説明をしていただきたいと思います。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） ご質問の隊員の報酬額の年額についてですが、こちらは国のほうで示されております鳥獣被害実施対策に係る国庫補助の制度がございます。その中で示されております年額の報酬額の最低限度の額を措置したということになっております。以上です。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 2,000円ということは、年額でございますので、非常に安い。これは国庫補助だということで、それは仕方ないと思いますけれども、多分これも鳥獣駆除委託によっての何か関係があるのかなというふうに推測しています。

もう一つは、この公務に対して特に猟銃を扱ったり、また、獣と相對して、また行くときのいろいろの事故がありますけれども、それらの公務災害の適用についてはどのように考えていますか。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 公務災害については、非常勤特別職ということで、当然に対応するということになる。

また、保険料とかその辺については、特別交付税措置の対象となっておると、そのような制度設定となっております。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 小池です。この条例は、最近鳥獣被害があるということで、恐らくその指示のもとでこういうことをやるんでしょうけれども、実際に吉岡町でこれが想定されて、この鳥獣被害対策実施隊員という人は、想定をしている人というのは何人ぐらいいるんでしょうか。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 想定では、今現在捕獲活動に携わっていただいている方が8名おりますので、その方をお願いすることを想定しております。以上です。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 先ほど馬場議員からもその質問がありましたけれども、2,000円というのは、物をお願いするには日額としても、年額……、日額にしても随分安いと思うんですけれども、全てボランティアに頼むのか、大変最近はいノシシなんかは危険な業務ですよね。最近何日か前もいノシシが出たというような広報が町でも流れまして、そういう危険な作業に従事する人が日額2,000円、余りにも気の毒な気がするんですけども、ほかの考えっていいはないんですか。もう少しそれなら参加しましょうと。実際にこういう被害が出始めていますからね。何とか真剣に考えるときにきているんじゃないかと思えますけれども、もう一度確認をいたします。どういう思いでいるのか。実際これでいいと思っているのか。それも含めて、町長ひとつ。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君）　こちら、実施隊の設置につきましては、実際は猟友会の方をお願いする部分が大きくなるんですが、今までにつきましては、捕獲奨励金ということで、捕まえた頭数に従いまして一定の額の支払いをしてきたところでございます。

それで、けがをされた場合とか、そういうところについての補償措置というものが十分ではございませんでした。今般この制度を設けることによって、国庫補助により、例えば弾薬でありますとか、あとは猟友会の皆さんが免許を取得するに当たっての負担軽減でありますとか、この報酬にあらわれない部分の負担軽減がございました。

具体的には、免許の取得更新に係る手数料でありますとか、弾薬、消耗品のたぐい、あと先ほど馬場議員のほうから質問のございました公務災害、捕獲活動に伴うけがが今までですと明確な位置づけがなかったものですが、実施隊員になっていただくことによって公務災害の位置づけになると。そんなことのメリットがございましたので、年額については、こちらご提示の考えで当初はスタートさせていただきたいと考えております。以上です。

議　長（岸　祐次君）　ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議　長（岸　祐次君）　質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第5号は、総務常任委員会に付託します。

日程第11　議案第6号　吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

議　長（岸　祐次君）　日程第11、議案第6号　吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長　石関　昭君登壇〕

町　長（石関　昭君）　説明申し上げます。

議案第6号　吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

小口資金の金利について、県制度融資の金利引き下げを伴う「吉岡町小口資金融資促進条例」の一部を改正及び小口資金融資期間延長特例措置の継続に伴う「群馬県小口資金融資促進制度要綱」の改正を受け、「吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例」の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させますので、可決いただきますようお願い

い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

初めに、第1条について説明させていただきます。

現在、県内企業の業況のプラスの兆し等の分析を受けまして、県では小口資金の金利について、過日県制度資金金利の引き下げを行いました。平成29年度から上限金利を0.2%引き下げ、3%といたしました。これにあわせて、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正し、融資利率を「3.2%以内」を「3.0%以内」に改めるものでございます。

新旧対照表1条による改正をごらんください。

こちら、第6条第5号に規定する「3.2%以内」の金利を「3.0%」以内に改めるものでございます。

続きまして、第2条の説明をさせていただきます。

議案書のほうにお戻りください。

県では小口資金の返済負担の軽減策といたしまして、平成28年度以前に融資実行された資金を対象として、「群馬県小口資金融資促進制度要綱」で定めた融資期間を最長で3年延長できるようにする特例措置も来年度も継続して実施することとして、制度要綱の改正が行われました。このことに伴い、制度の規定を設けました平成14年吉岡町条例第21号による「吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例」の改正附則の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の2条による改正をごらんください。

こちら、平成14年の一部改正に伴う附則の第3号中、「平成29年」までのところを「平成30年3月31日」までに改めるものでございます。

附則第5号につきましては、「平成27年度以前に融資を求めたもの」を「平成28年度以前」、同じく、「平成28年4月1日から平成29年3月31日までに融資の延長申請を行ったもの」の部分を「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」に変えるものでございます。

議案書にお戻りください。

この条例の附則をごらんください。この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第6号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第12 議案第7号 町道路線の認定について

議長（岸 祐次君） 日程第12、議案第7号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第7号 町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定により道路網の整備をするためのものがございます。

詳細につきましては産業建設課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 町長の補足説明をさせていただきます。

新たに認定する路線の内訳であります。開発行為により寄附を受けた6路線でございます。

町道路認定調書1ページをごらんください。

左より整理番号、路線番号、路線名とございます。整理番号は位置を表示しておりまして、路線番号下3桁は路線網図に表示されております。

新たに認定する開発に伴う寄附路線は、1ページ目でございます整理番号1番から3番、谷地8号線、八反田12号線、中居前4号線。

2ページをごらんください。

2ページでございます整理番号4番、北発地岡11号線。

3ページをごらんください。

整理番号5番から6番、久保平3号線、大松5号線の以上6路線でございます。

大まかな位置と概要は、4ページ目の図面にお示ししたとおりでございますが、1ページ目1番の谷地8号線は、下野田旧渋川高崎線東武運輸の西側の宅地開発内でございます路線です。整理番号2番の八反田12号線、こちらについては下野田地内でございますが、上野田地区農業排水処理施設の南東の宅地開発地内でございます。整理番号3番、中居前4号線は、JAファーマーズ北側に位置します宅地開発内に位置します。2ページ目の整

理番号4番、北発地岡11号線は、北下南下地区農業排水処理場の北の宅地開発地内に位置します。3ページ目の整理番号5番、久保平3号線は、大久保溝祭の竹内小児科の西に位置します宅地開発地内にございます。整理番号6番、大松5号線は、大久保にございますファームドウの南側、午王頭川沿いのちょっと北に位置します宅地開発地内となつてございます。

今回の認定廃止、更新の路線数は1,618路線となりまして、総延長は約32万3,99.1メートル、これ暫定値でございます、なります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議 長(岸 祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長(岸 祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。再開を11時5分とします。

午前10時44分休憩

午前11時05分再開

議 長(岸 祐次君) 会議を再開します。

日程第13 議案第8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)

議 長(岸 祐次君) 日程第13、議案第8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長(石関 昭君) 提案をさせていただきます。

議案第8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,203万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,281万7,000円とするものであります。

今回の補正予算では、歳入では、12款分担金及び負担金1,635万3,000円の減額、14款の国庫支出金4,131万6,000円の減額、15款県支出金2,801

万円減額、17款寄附金1,893万9,000円の追加、18款繰入金1億2,416万9,000円の減額、20款諸収入8,384万9,000円の減額、21款町債2,200万円の追加。

歳出では、4款衛生費2,708万4,000円の減額、6款農林水産業費3,372万1,000円の減額、8款土木費1億6,612万2,000円の減額などがございます。

今回の補正予算の主なものは、国が平成28年度第2次補正予算で創設した地方創生拠点整備交付金を活用し、3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費において、地域福祉交流拠点施設設置のための予算2,940万1,000円を計上したことがございます。町が取得した空き家住宅を改修し、認知症カフェを初めとしたさまざまな交流事業の実施施設として、また、ボランティアの育成を図るなど、地域福祉の拠点施設として整備を行い、地域福祉活動の活性化を図ってまいります。

財源につきましては、地方創生拠点整備交付金が1,436万2,000円、一般補助施設整備等事業債1,430万円を予定しております。

なお、本事業は、翌年度へ繰り越しさせていただき、事業実施をしていきたいと考えております。

また、10款教育費1項教育総務費2目事務局費においては、教育文化振興基金積立金1,800万円を計上しております。これは、歳入の寄附金のところで1,893万9,000円の増額補正をさせていただいておりますが、高額な寄附をしてくれた方々がそれぞれの教育や福祉に役立ててもらいたいという意向をお持ちでありますので、来年度予定している文化財事務所の新築移転事業に1,700万円、図書購入に100万円を充当するため、今年度教育文化振興基金に1,800万円を積み立てさせていただくものであります。

その他といたしましては、主に年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっております。

補正後における財政調整基金からの繰り入れは、9億4,523万2,000円で、年度末の財政調整基金残高見込み額は、予算ベースで20億5,686万6,000円となります。

なお、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正など、詳細につきましては、財務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、議案第8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）をごらんください。

平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、先ほど町長の説明にもありましたように、歳入歳出それぞれ2億5,203万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,281万7,000円としたいものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございます。繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正によるということで、7ページをごらんください。

今回、15事業ございます。

まず、追加の1つ目が2款総務費1項総務管理費、事業名といたしましては、改正個人情報保護法関連例規整備業務で、翌年度繰越額は113万4,000円です。繰越理由といたしましては、改正後の行政機関個人情報保護法施行令が公布されておらず、業務が年度内に完了しないため、翌年度に繰り越すものでございます。

2番目が2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名といたしましては、通知カード・個人番号カード関連事務で、翌年度繰越額は153万5,000円です。繰越理由といたしましては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への事務委任負担金について、当該年度の事務費分を超えた国庫補助分について翌年度に繰り越すものです。

3番目が3款民生費1項社会福祉費、事業名といたしましては、先ほど町長から説明がありました地域福祉交流拠点施設設置事業で、翌年度繰越額は2,940万1,000円です。繰越理由といたしましては、地域福祉交流拠点施設設置事業に対する地方創生拠点整備交付金の国の採択が1月下旬であったため、年度内の事業完了が見込めず、翌年度へ繰り越すものです。

4番目が6款農林水産業費1項農業費、事業名といたしましては、農業集落排水事業特別会計繰出金で、翌年度繰越額は10万円です。繰越理由といたしましては、農業集落排水施設の最適整備構想策定業務委託料につきまして、国の予算の関係で平成28年度に前倒しをすることになったため、特別会計の事業を繰り越すことに伴い、当該事業に対する繰出金を繰り越すものです。

5番目が8款土木費1項土木管理費、事業名といたしましては、道路用地登記業務で、翌年度繰越額は91万円です。繰越理由といたしましては、町道大藪7号線及び町道三国線の用地取得について、年度内の完了が困難となり繰り越すものです。

6番目が8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしましては、大榛橋かけかえ事業（榛東村施行）で、翌年度繰越額は1,390万9,000円です。繰越理由といたしま

しては、迂回路の調整に不測の日数を要し、年度内に工事完了が見込めないことから繰り越すものです

7番目が8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしましては、町道大藪7号線道路改良事業で、翌年度繰越額は379万3,000円です。詳細設計及び用地測量等に不測の日数を要したため、年度内に用地取得が見込めないことから繰り越すものです。

8番目が8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしましては、町道三国線道路改良事業で、翌年度繰越額は494万円です。先ほどと同様、詳細設計及び用地測量等に不測の日数を要したため、年度内に用地取得が見込めないことから繰り越すものです。

9番目が8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしましては、町道明小・北発地岡線道路改良事業で、翌年度繰越額は1,722万3,000円です。補償物件の移転時期の調整などに不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず繰り越すものです。

10番目が8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしましては、町道新田入口3号線用地取得事業で、翌年度繰越額は32万3,000円です。用地測量等に不測の日数を要し年度内の完了が見込めず繰り越すものです。

11番目が8款土木費2項道路橋梁費、事業名といたしましては、橋梁維持補修工事で、翌年度繰越額は1,454万3,000円です。橋梁補修箇所の調整に不測の日数を要したため繰り越すものです。

12番目が8款土木費4項都市計画費、事業名といたしましては都市計画決定図書作成業務で、翌年度繰越額は450万円です。繰越理由といたしましては、県との協議に不測の日数を要したためでございます。

13番目が8款土木費4項都市計画費、事業名といたしましては、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業で、翌年度繰越額は9,342万8,000円です。繰り越し理由といたしましては、事業実施区域内にある文化財の協議に不測の日数を要したためでございます。

14番目が8款土木費4項都市計画費、事業名といたしましては、南下城山防災公園整備事業で、翌年度繰越額は7,187万円です。繰り越し理由といたしましては、先ほどと同様、事業実施区域内にある文化財の協議に不測の日数を要したためでございます。

次に、8ページをごらんください。

15番目の変更で、3款民生費1項社会福祉費、事業名といたしましては、経済対策臨時福祉給付金給付事業で、12月議会で議決いただいた翌年度繰越額5,809万4,000円を559万円減額し、5,250万4,000円とするものです。これは、国の予算配分による減額でございます。

次に、また1ページに戻っていただきまして、第3条をごらんください。

第3条につきましては、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の変更は「第3表・債務負担行為補正」によるということで、8ページの下段をごらんいただきたいと思っております。

給食センター調理業務等委託で限度額1億252万円を251万2,000円減額し、1億8,000円とするものです。

次に、また1ページに戻っていただきまして、第4条をごらんください。

第4条につきましては、地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は、「第4表・地方債補正」によるということで、9ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、追加として、一般補助施設整備等事業債（地域福祉交流拠点施設設置事業）1,430万円です。これは、先ほど町長から説明がありました地域福祉交流拠点施設設置事業に対する起債で、充当率は100%、交付税措置は50%でございます。

次に、変更として、事業費の確定により緊急防災・減災事業債（南下城山防災公園整備事業）の限度額を6,380万円から6,270万円に減額し、学校教育施設等整備事業債（明治小学校校舎増築事業）の限度額を7,570万円から8,450万円に増額するものです。

次に、補正予算書第1表の歳入歳出予算補正でございますが、主に款項で補正額の増減の大きいものを申し上げたいと思っております。まず、補正予算書の13ページ、中段をごらんください。

12款分担金及び負担金の1項負担金1目民生費負担金の保育運営費保護者負担金（現年度分）は、3歳未満児保護者負担金の減等により1,665万3,000円の減額です。

次に、14ページ、中段で14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金は2,968万3,000円の減額です。

次に、15ページ、中段で14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金4節学童保育事業費国庫補助金、子ども・子育て支援整備交付金（学童クラブ施設新築事業）は、国の補正予算により補助率が上がったため、1,538万8,000円の追加です。その4行下の4目1節土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金（駒寄スマートインターチェンジ）は、事業費の減により2,750万円の減額です。

次に、16ページ、上段の地方創生拠点整備交付金は、先ほど町長から説明がありました地域福祉交流拠点施設設置事業に対する国庫補助金で1,436万2,000円を計上しております。

次に、16ページ、下段の15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節児童運営費県負担金、子どものための教育・保育給付費県負担金は1,484万2,000円の

減額です。

次に、19ページ、下段、17款1項寄附金で、一般寄附金1,600万円の追加、ふるさと納税293万9,000円の追加でございます。先ほど町長の説明にありましたように、高額の寄附をされた方々がいらしたための増額です。

次に、20ページ、中段、18款繰入金1目渇水対策施設維持管理基金繰入金は、施設の維持管理費の減により1,187万6,000円の減額、2目財政調整基金繰入金は1億1,244万3,000円の減額でございます。財政調整基金からの繰り入れは9億4,523万2,000円で、先ほど町長の説明にもありましたが、年度末の財政調整基金残高見込み額は、予算ベースで20億5,686万6,000円となります。

次に、21ページ、中段の20款諸収入3目雑入で駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金は、事業費の減額により7,921万1,000円の減額でございます。

次に、22ページ、21款町債で、先ほど地方債のところの説明いたしました一般補助施設整備等事業債（地域福祉交流拠点施設設置事業）が1,430万円の追加となります。

次に、歳出でございますが、主な増減科目といたしまして、予算書30ページ、中段から下段の3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費において、先ほど来から町長から説明がありました認知症カフェを初めとした交流事業の実施やボランティアの育成を図るための地域福祉交流拠点施設設置事業として、施設設置工事監理業務委託料50万円、設置工事費2,742万4,000円、施設用備品130万円など、合計2,940万1,000円を計上いたしました。

次に、少し飛びまして41ページ、中段でスマートインターチェンジ用地買収費2,885万7,000円の減額、その下段で補償費1億700万円の減額です。

次に、43ページ、下段で10款教育費1項教育総務費1目事務局費25節積立金1,800万円の追加。これも先ほど町長の説明にありましたように、寄附をいただいた金額のうち、1,800万円を教育文化振興基金に積み立て、そのうち1,700万円を来年度予定している文化財事務所の新築移転事業に充当し、100万円を文化センター図書館の図書購入費に充当するためのものです。

次に、少し飛んで50ページから52ページは、給与費明細書となっております。

次に、53ページから54ページは債務負担行為で、平成29年度以降にわたるものについての平成27年度末までの支出額及び平成28年度以降の支出予定額等に関する調書です。

次に、55ページが地方債の平成26年度末及び平成27年度末における現在高並びに平成28年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

また、補正予算書とは別に説明資料を添付させていただいております。参考にごらんいただければと思います。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第8号は、総務常任委員会に付託します。

日程第14 議案第9号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議 長（岸 祐次君） 日程第14、議案第9号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第9号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

第1条、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ2,467万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,875万2,000円としたいものであります。

また、第2条地方債の限度額を「第2表・地方債補正」のとおり変更したいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書7ページをごらんください。

歳入より説明をいたします。第1款分担金及び負担金481万3,000円の増額。主に、建て売り分譲などの宅地開発に伴う一括納付による受益者負担金の増額になります。

第2款1項1目下水道使用料4万4,000円の増額。使用料の滞納繰越分の収入実績

によるものでございます。

第3款1項1目下水道費国庫補助金70万円の減額。該当の国庫補助は、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金です。交付金の対象となりました事業は、下水道事業計画変更認可作成業務委託と下水道管渠工事・舗装本復旧で、国からの交付金の確定によるものでございます。

引き続き、8ページをごらんください。

第4款1項1目下水道費県補助金50万円の減額。事業実績による県補助金の減によるものでございます。

第5款1項1目繰入金1,967万8,000円の減額。歳入歳出の相殺による減額となっております。

第7款2項1目雑入4万9,000円の増額。主に、下水道工事指定店の申請及び変更の交付手数料となっております。

第8款1項1目下水道事業債870万円の減額。公共下水道事業債及び流域下水道事業債の額が確定したことによるものでございます。

9ページをごらんください。

歳出について説明をいたします。第1款第1項第1目総務管理費3万3,000円の増額。第2目管渠管理費1,499万円の減額。主に、19節負補交1,117万2,000円の減、これにつきましては、県央処理区維持費管理負担金の確定によるものでございます。第3目建設費955万7,000円の減額。主に、15節工事費936万2,000円の減額。未整備地区の管渠単独工事費、舗装本復旧工事費の減額によるものとなっております。

10ページをごらんください。

第2款公債費15万8,000円の減額。借入先、地方公共団体金融機構の本年度利子確定によるものでございます。

4ページにお戻りください。

「第2表・地方債補正」について説明をいたします。起債の目的、公共下水道事業の限度額3,100万円を2,250万円に、同じく、起債の目的、流域下水道事業の限度額400万円を380万円にそれぞれ減額、変更をしたいものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(岸 祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岸 祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第9号は、産業建設常任委員会に付託します。

**日程第15 議案第10号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)**

議長(岸 祐次君) 日程第15、議案第10号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 提案申し上げます。

議案第10号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,012万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,396万7,000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、歳入はほぼ確定した項目を補正したものとなっております。

歳出は、確定した項目の補正と支出状況及び歳入状況を踏まえた補正となっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(岸 祐次君) 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長(福田文男君) それでは、主な補正につきまして、説明を申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。

歳入といたしましては、第1款の国民健康保険税の第1項第1目の第4節から第6節までの滞納繰越分を現状の歳入状況等を勘案しまして、減額補正をするものでございます。

第4款の国庫支出金の第1項国庫負担金は、592万3,000円を減額補正するものでございます。変更申請等に伴う補正でございます。

9ページをお願いいたします。

第5款療養給付費等交付金を196万8,000円減額補正するものでございます。変更交付決定額に合わせた補正でございます。

第6款前期高齢者交付金を67万2,000円増額補正するものでございます。金額が確定したための補正でございます。

第7款の県支出金は、10ページまで続きますが、全体で161万3,000円の減額補正をするものでございます。金額が確定したための補正でございます。

第8款共同事業交付金は、1,065万4,000円減額するものでございます。国保連からの確定通知による補正でございます。

11ページをお願いいたします。

第9款の財産収入は、現在国保基金が1億600万円ほどございます。その定期預金等の利子分、これにつきましては、増額補正をさせていただきました。

第10款の繰入金第1項第1目の一般会計繰入金は、890万3,000円の減額補正でございます。特に、第3節の職員給与費等繰入金の減額は、今まで事務委託料も対象に繰り入れておりましたが、県からの指摘もありまして、需用費等のみを計上させていただいたものでございます。第4節の出産育児一時金等繰入金は、当初予算では28件を見込んでおりましたが、現状では9件ということで、13件を見込んだ中での減額補正とさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

第12款の諸収入、全体で214万9,000円の増額補正をするものでございます。第1項第1目の保険税延滞金200万円の増額が主なものでございます。現状の収入状況による補正でございます。

次に、歳出に移ります。13ページをお願いいたします。

第1款の総務費は、全体で81万9,000円を減額補正をするものでございます。需用費及び郵送料の減額が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

第2款の保険給付費は、第2項の高額療養費725万円の増額補正と15ページの第4項の出産育児一時金の減額補正をするものであります。保険給付費全体では昨年と同様の安定した運営ができていると言えらると思っております。

16ページをお願いいたします。

第7款の共同事業拠出金を減額補正するものでございます。国保連からの確定通知による補正でございます。

第8款保険事業費は、全体で68万1,000円の減額補正するものです。主に、特定健診等の事業の減額でございます。

以上、主な説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第11号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号)

議長（岸 祐次君） 日程第16、議案第11号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第11号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ442万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,861万3,000円としたいものであります。

なお、繰越明許費など、詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書4ページをごらんください。

最初に、平成29年度に繰り越します第2条繰越明許費の内容でございます。

第1款1項農業集落排水事業費、事業名、最適整備構想業務委託料、金額460万円。繰り越しの理由でございます。農業集落排水施設の整備や維持管理に向けた最適整備構想策定にかかわる国の交付金、農山漁村地域整備交付金が平成28年度補正予算に措置され、国より1月に内示されたことから、3月補正予算に計上をさせていただきました。事業の執行につきましては、年度内の事業完了が困難であることから繰り越しをお願いするものでございます。

続いて、7ページをごらんください。

歳入について説明をいたします。第1款1項1目分担金203万円の減額。小倉地区並びに北下南下地区一括納付分の実績によるものでございます。当初予算につきましては、1件当たり29万円掛ける5戸ということで、145万円を計上しておりましたが、実績が12戸ということで、29万円掛ける12戸、348万円ということで増額をお願いす

るものでございます。

第2款1項1目使用料5万円の増額。滞納繰越分の過年度分納入実績によるものでございます。

第3款1項1目国庫補助金450万円の増額。国の交付金の名称が農山漁村地域振興整備交付金です。先ほど第2条繰越明許費で説明しました平成29年度に繰り越しをお願いします農集排施設の最適整備構想業務委託に伴う交付金となっております。

第4款1項1目繰入金1,086万8,000円の減額、歳入歳出予算の相殺によるものでございます。

8ページをごらんください。

第6款1項1目諸収入13万4,000円の減額。主に東京電力からの補償費、放射性物質検査料の減額によるものでございます。

引き続き、9ページをごらんください。

歳出について説明をいたします。第1款1項1目総務管理費28万3,000円の減額。主に、27節公課費・消費税申告確定による減額となっております。

2目施設管理費413万9,000円の減額。主に、11節需用費474万9,000円の減額によるもので、炭化施設の未稼働によります消臭液購入の減額や電気料の減額及び13節の委託料で炭化施設の運転管理の委託の減額などがございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第11号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第17 議案第12号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第17、議案第12号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第12号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1

号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、主に歳入の貸付金元金及び利子回収金過年度分の宅地取得分が回収業務等により増額となり、歳出も歳入と連動し、一般会計への繰出金が増額となったことによる補正でございます。

詳細につきましては町民生活課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(岸 祐次君) 中島町民生活課長。

[町民生活課長 中島 繁君発言]

町民生活課長(中島 繁君) 先ほど町長から提案理由がありましたように、主に歳入の貸付事業収入の貸付元金及び利子過年度分の宅地取得が改修業務の積み重ねによりまして増額になり、そのことに伴って歳出の一般会計繰出金も増額になるものでございます。

議案書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

歳入の第1款貸付事業収入を15万5,000円増額、第2款県支出金を5,000円減額、歳入総額を15万円増額し、5ページの歳出では、第3款諸支出金を15万円増額し、一般会計への繰出金が15万円増額になり、一般会計繰出金総額253万4,000円にするための補正をさせていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(岸 祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(岸 祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第12号は、総務常任委員会に付託します。

日程第18 議案第13号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議長(岸 祐次君) 日程第18、議案第13号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第13号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,561万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,037万2,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 補正の内容につきましては、主に歳出の保険給付費の減額に伴うものでございます。当初の見込みより、昨年と同様に、若干低調な状況でございます。

歳入は、歳出の減額に伴った負担割合で減額となっております。

それでは、補正予算書の主な内容の説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。

歳出から説明をさせていただきます。

第1款の総務費は、全体で77万7,000円の減額となっております。主に、第3項第1目の認定調査費の委託の減によるものでございます。

次に、第2款保険給付費は、全体で2,920万円の減額でございます。主に、第1項第1目の居宅介護サービス給付費の4,140万円の減額と、第3目の地域密着型介護サービス給付費の1,038万円の減額及び第5目の施設サービス給付費の1,168万9,000円の増額、12ページの第2項第1目の介護予防サービス給付費の126万円の減額と、第6目の介護予防住宅改修費の30万円の減額及び第7目の介護予防サービス計画給付費の60万円の減額、13ページ、下段の第5項第1目の高額医療合算介護サービス費の60万円の減額と、第2目の高額医療合算介護予防サービス費の10万円の減額、14ページの第6項第1目の特定入所者介護サービス費の234万円の増額が主なものでございます。

現在まで10カ月分の支給状況と残り2カ月分の給付費を予測した中での補正となっております。

次に、第4款の地域支援事業は、全体で297万1,000円の増額です。主に、第1項第1目の包括的支援事業の44万2,000円の減額、第2項第1目の介護予防・生活支援サービス事業費の279万6,000円の増額と、15ページの第2目の介護予防ケアマネジメント事業費の60万7,000円の増額等が主なものでございます。介護給付費と同様に、現在までの支払い状況と残り分を予測した中での補正となっております。

7ページをお願いいたします。

歳入の説明に移ります。

第1款保険料の第1号被保険者保険料の現年度分の特別徴収分と普通徴収分、それぞれの調定見込みによる補正となっております。

第2款国庫支出金の第1項第1目介護給付費負担金と第2項第1目の調整交付金、8ページ、第3款の支払基金交付金の第1項第1目の介護給付費交付金、9ページの第4款の県支出金第1項第1目の介護給付費負担金及び第6款の繰入金第1項第1目介護給付費繰入金の減額は、歳出の保険給付費の減額に伴う補正でございます。

7ページにまた戻っていただきまして、第2款国庫支出金の第2項第3目地域支援事業支援交付金及び8ページ、第4目の地域支援事業交付金、第3款の支払い基金交付金の第1項第2目の地域支援事業交付金、9ページの第4款県支出金の第2項第2目及び第3目の地域支援事業交付金、10ページの第6款の繰入金の第1項第3目及び第4目地域支援事業繰入金は、歳出の地域支援事業費に伴う補正でございます。

繰入金の第1項第6目の低所得者保険料軽減繰入金は、保険料第1段階軽減の公費負担分の減額補正でございます。

第1項第7目の一般事務費繰入金は、歳出の第1款の総務費の減額によるものでございます。

最後に、16ページをお願いいたします。

第5款基金積立金へ補正額の歳入歳出の差額136万円を積み立てるものでございます。

以上、主な説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸 祐次君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第19 議案第14号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)

議長（岸 祐次君） 日程第19、議案第14号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別

会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第14号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,828万円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、歳入においては、保険料、繰入金等がほぼ確定したことと、歳出におきましては、広域連合に納入する納付金等がほぼ確定したことによるものでございます。

それでは、議案書の6ページ、7ページで説明をさせていただきます。

補正の主な内容は、歳入においては、1款の1項1目の現年度分特別徴収保険料の590万2,000円の減額と第2目の現年度分普通徴収保険料の883万8,000円の増額です。調定額がほぼ確定したことによる補正でございます。

第2款第1項第1目の事務費繰入金を4万円の増額と、第4款第4項第1目の受託事業収入の164万7,000円の減額は、歳出の第1款総務費に伴う補正でございます。

次に、歳出は、第1款の総務費第1項第1目の健康診査委託料の減額が主なもので、事業がほぼ確定したことによる補正でございます。

その他、役務費は、第2項第1目と合わせ4万円の増額です。

第2款の後期高齢者医療広域連合納付金の293万6,000円の増額です。広域連合からの変更通知等による補正でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第20 議案第15号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（岸 祐次君） 日程第20、議案第15号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第15号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出においては、水道事業収益で1,025万9,000円を減額し、4億1,502万9,000円、水道事業費用として852万4,000円を増額して4億744万5,000円、第3条、資本的収入及び支出においては、資本的収入で1,470万9,000円を減額して6,963万3,000円に、資本的支出で624万4,000円を減額して2億4,089万6,000円に補正をお願いするものがあります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書1ページより説明をいたします。

第2条、収益的収入及び支出、収入、第1款水道事業収益1,025万9,000円の減額。第1項営業収益996万3,000円の減額、第2項営業外収益29万6,000円の減額。

支出、第1款水道事業費用852万4,000円の減額。第1項営業費用1,106万2,000円の減額。第2項営業外費用253万8,000円の増額でございます。

第3条、資本的収入及び支出でございます。収入、第1款資本的収入1,470万9,000円の減額。第2項工事費1,404万3,000円の減額。

2ページをごらんください。

第3項補助金66万6,000円の減額。

支出、第1款資本的支出624万4,000円の減額。第1項建設改良費624万円の

減額となっております。

引き続き、3ページをごらんください。

吉岡町水道事業会計補正予算実施計画により収益的収入及び支出の詳細について説明を申し上げます。

収入でございます。第1款1項営業収益で1目給水収益719万3,000円の減額。2目その他営業収益277万円の減額となっております。主な要因につきましては、給水収益では節水型生活によります1件当たりの水道使用料減少による給水収益の減、その他営業収益におきましては、主に新規加入金の減となっております。2項営業外収益では、長期前受金戻入が38万8,000円の減額、雑収益が9万2,000円の増額。

続いて、支出。主なものでございます。第1項営業費用では1目の配水及び給水費で394万2,000円の減額。これにつきましては、入札差金に伴います委託料の減額や浄水場・井戸にかかわります動力費の減額などがございます。第2目総係費662万円の減額。主には、水道料金・企業会計システム更新に伴い生じた不用額となっております。

第2項の営業外費用では2目の消費税253万8,000円の増額。この増額におきましては、決算期において消費税申告の必要額を最大限見込んで計上をしたものでございます。

4ページをごらんください。

資本的収入及び支出の詳細を説明いたします。収入第2項工事費1,404万3,000円の減額。駒寄スマートインターチェンジ大型化に伴います既設配水管の布設がえにかかわる補償工事費、全額の減額となっております。

第3項補助金66万6,000円の減額。防衛省所管の国庫補助金で、対象事業につきましては、石綿管更新事業になりますが、国からの補助金交付決定額を受け、66万6,000円の減額をしております。

続いて、支出でございます。第1項1目排水設備工事費594万9,000円の減額。主に工事の入札差金による減額となっております。2目営業設備費では固定資産購入費の不用額29万5,000円を減額しております。

5ページは、5条の棚卸し資産購入限度額でございますが、棚卸し資産の売却状況を踏まえ、在庫の確保が必要であることから、貯蔵原材料の購入限度額を100万円増額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第15号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第21 同意第1号 吉岡町監査委員の選任について

議長（岸 祐次君） 日程第21、同意第1号 吉岡町監査委員の選任についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

同意第1号 吉岡町監査委員の選任について。

吉岡町監査委員の選任に落合一宏氏を選任したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

落合氏は、住所、吉岡町大字漆原甲1117番地、昭和19年5月12日生まれの72歳です。昭和38年3月に渋川市立工業高等学校を卒業し、4月に日本カーリット株式会社群馬工場に入社し、職につきながら産業能率短期大学に入学し、昭和62年3月に卒業いたしました。また、日本カーリット株式会社群馬工場においては、総務課長を歴任、平成16年2月からカーリット産業株式会社に出向し、管理部長の要職にもついています。45年間の長きにわたり勤務し、平成20年12月31日付をもって同社を退職いたしました。

平成13年12月からは吉岡町民生児童委員を3期9年務め、平成24年度には吉岡町漆原西自治会長を務めるなど、地域での人望も厚く、信頼される人です。

平成25年4月からは監査委員として適切にその任を全うしており、また、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた見識を有する者として引き続き選任するものであります。

どうぞ同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます、報告いたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている同意第1号は、総務常任委員会に付託します。

日程第22 同意第2号 吉岡町農業委員の任命について

議長（岸 祐次君） 日程第22、同意第2号 吉岡町農業委員の任命についてを議題とします。
町長の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

同意第2号 吉岡町農業委員の任命について、提案理由の説明をさせていただきます。

吉岡町農業委員会委員が平成29年4月26日で任期満了となるので、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、次の者の同意を議会にお願いするものであります。

同意を求める者は、8名おります。

1人目は、渡邊利平氏であります。同氏は、昭和28年3月1日生まれ、64歳。住所は、吉岡町小倉551番地の2であります。

2人目は、森田 茂氏であります。同氏は、昭和36年8月9日生まれ、55歳。住所は、吉岡町大字北下883番地の1であります。

3人目は、萩原隆夫氏で氏。同氏は、昭和26年4月2日生まれ、65歳。住所は、吉岡町大字北下962番地であります。

4人目は、永田雅信氏であります。同氏は、昭和33年2月1日生まれ、59歳。住所は吉岡町大字大久保1118番地の1であります。

5人目は、大島美江子氏であります。同氏は、昭和26年9月18日生まれ、65歳。住所は吉岡町大字大久保1710番地であります。

6人目は、志塚 淳氏であります。同氏は、昭和60年1月5日生まれ、32歳。住所は吉岡町大字大久保2281番地の1、クラヴィエ駒寄A101号室であります。

7人目は、栗田美鳥氏であります。同氏は、昭和32年10月20日生まれ、59歳。住所は吉岡町大字漆原乙36番地の2であります。

8人目は、石倉一也氏であります。同氏は、昭和44年12月11日生まれ、47歳。住所は吉岡町大字漆原1067番地であります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている同意第2号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第23 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（岸 祐次君） 日程第23、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、その推薦を行うに当たり、議会の意見を求めるものであります。

その候補者は、栗田眞佐代氏、住所は群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原甲38番地、生年月日は、昭和31年5月30日生まれであります。

2期目をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている諮問第1号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第24 請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願

議長（岸 祐次君） 日程第24、請願第1号 若者の高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を議題とします。

紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言ありますか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、請願第1号について、紹介議員といたしまして趣旨説明を行います。

この請願は、提出者は記載のとおりであります。趣旨とありますけれども、請願の趣旨を読みまして、提案の理由にかえたいと思います。

貴職におかれましては、住民の生活向上と福祉増進のためにご尽力をされていることに敬意を表します。

厚生労働省は、一昨年の全国消費者物価2.7%、賃金2.3%上昇を受けて、昨年4月より年金を0.9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして2.

7%増額すべきところを2004年の年金法の改定を受け、より低い賃金上昇率2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする0.5%を減じた上、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに0.9%を減額し、結果として0.9%の増額改定にとどめることによるものです。

さらに、政府・厚生労働省は、少子化と平均余命の延びを理由に、「マクロ経済スライド」を使って、この先30年間も年金を下げ続けることを見込んでおります。

その上、「年金カット法」によって物価に合わせて年金給付額を改定するというルールを大改悪しました。「マクロ経済スライド」の未実施分を翌年度以降に持ち越して実施する仕組み（キャリアオーバー）を導入して、際限のない年金削減を国民に押しつけようとしております。

年金の実質的な低下は、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権を脅かしています。

年金の削減は、高齢者だけの問題ではなく、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。

今、若者への施策として必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切りかえ、最低賃金の大幅引き上げであり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚・少子化に歯どめをかけることです。

年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金の引き下げ、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金がふえれば地域の消費もふえ、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になります。

私たち年金組合は、高齢者が地域で安全・安心・健康で長生きできること、地域のつながりとまちづくりに貢献できることを願っています。

つきましては、年金問題にかかわる私たちの切実な要求である下記事項について、意見書採択し、地方自治法99条に基づいて国会または政府関係省庁に送付されるよう、お願いいたします。

記

- 1 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2 「物価・賃金スライド」制を無視した際限のない年金引き下げを行わないこと。
- 3 年金の支給開始年齢は、これ以上引き上げないこと。
- 4 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」及び未調整分のキャリアオーバーは廃止すること。
- 5 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） ただいま議題となっている請願第 1 号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 2 5 陳情第 1 号 平成 2 9 年度「給与所得者等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情

議長（岸 祐次君） 日程第 2 5、陳情第 1 号 平成 2 9 年度「給与所得者等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情を議題とします。

陳情第 1 号は、お手元配付の陳情書のとおり、群馬県保険医協会会長、木村 康氏からの陳情を受理したものです。

この陳情は、総務常任委員会に付託します。

日程第 2 6 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

議長（岸 祐次君） 日程第 2 6、発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

本発議の提出者、山畑祐男議員に提案説明を求めます。

山畑議員。

〔1 3 番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） 1 3 番、山畑です。

地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につきまして、発議第 1 号について提案理由の説明を行います。

現在全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。

昨年行われました統一地方選挙においては、全国 9 2 8 ある町村のうち、およそ 4 割に当たる 3 7 3 町村において議員選挙が行われ、うち 2 割以上に当たる 8 9 町村では無投票当選となり、中でも 4 町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。

こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待してもサラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、

幅広い層の世代の方々が議員をやると思うような環境づくりを行っていかねばならぬと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えております。

また、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求めるためにも、支払い側の財源を考えれば、厚生年金加入者がふえることは大切ではないでしょうか。

この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、何点か質疑をさせていただきますけれども、まず、この年金制度の大きな矛盾というのは、この年金が同じ議員であっても受けられる人と受けられない人がいます。これは、やっぱりその矛盾点は大きな問題がまず一つあると思います。

そして、年金制度というのは、そもそも全ての議員でありますけれども、それが廃止をされて、それはどういう理由からかという、議員だけ何でそういう特権的なものがあるのかというのがありました。議員はわずか3期12年やれば年金がもらえると。そのことに批判があって、廃止をされたという経緯がありまして、これは、私はお手盛りではないかというふうに思ったのが一つあります。

そういう中におきまして、昨日もちよつと議論がありましたけれども、まずは、厚生年金に入りますと、厚生年金は4つの保険から成り立っておりますけれども、厚生年金に入ると雇用保険に入ります。労災保険があります。そして健康保険があります。そして厚生年金保険という、この4つから成り立って、これを社会保険になるわけなんですよね。

これが4つあって社会保険になるんですけれども、そうしますと、じゃ、議員が仮に落選したといったときは、この雇用保険が受けられるのか。失業でありますから、その辺もまだ確たるものがないと思うんですよね。

だから、まだあと国とかあるいは市町村のそれぞれの年金財源として公費負担分がありますから、これが国が出すとも言っていないし、市町村も出すとは言っていないし、これが成立してもしも実施されると、公費負担が200億円あるそうですけれども、その部分についても全くまだ見当もどうなるか、ついておりません。

さまざまなそういう部分からしまして、問題点があると思うんですけれども、そういう問題点に対する、まだ先が見えていないという中では、私はまだ出すべきではない。

一方では、これ逆に、この議員発議で議員年金を復活しないこととするという発議をな

さっている市もあるというふうに聞いております。

そういうものを考えて、総体的にどのように考えているか。そこのところをお尋ねします。

もう1点つけ加えますけれども、これが入りますと、私ちょっと調べてみたんですけれども、これができますと大体19万円という議員報酬で見ますと、3万3,201円の掛け金になるんですね。だから、これが会社負担が15%、加入者が14%で、実際には30%になるんですけれども、こういうことになると、今あるこの報酬からそれが自己負担がありますから、もっと減らされちゃって、この年金で生活している人というのはますます苦しくなるんだというふうに思いますけれども、そういう人たちに対する考え方等も考えるべきだと思うんですね。

ちょっと何点かまとめて申し上げて申しわけないんですけれども、答えられる範囲で結構ですので、お願いします。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 済みません。一番最初の質問何でしたっけ。もう一度お聞かせ願います。わかりました。じゃ、1番目は除くということで……。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 一番最初に言ったのは、厚生年金が要するに、厚生年金を受ける年齢になって、65なり70歳になっていると、掛けられる人ともう今受けているという人というのはもう掛けることはできませんよね。だから、その人には全く年金制度ができて全く関係のない話になっちゃって、それにこういうふうに議員構成見てもそういう人が大変多いわけですよね。

それと、若い人はこれから掛けられますから、ということです。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 私もこういった厚生年金等については、正直言って知識はそれほど持っていないかな。満足した答えができるかどうかはちょっと私も自信ないんですけれども、私も当初小池議員のように考え方を持っていました。正直に言いまして。

ただ、よく見ると、議員年金と厚生年金は全く別物だと私は思います。厚生年金は、企業とか5人以上の企業が入るということで、厚生年金法というもとに運営されているので相互補助と、お互いさまに助け合いという根本の考えがあるかなというふうに思っています。

とするならば、やはり今小池議員から幾つかお話、質問されましたけれども、確かに支払給料等も減ると思いますけれども、それは相互補助、お互いさま、支払う側のやはり財源というのも年金加入者がふえることによってふえるわけですね。そういうことを考えると、やはり議員という立場で、これは企業じゃないですから、それが入れるかどうかということだと思えますよ。

それを厚生年金に加入を求める意見書ですから、当然その辺のところは、入れるかどうか、まだ完全に入れるというわけじゃないですね。厚生大臣がオーケーしなければ。それが大前提にあって物事を考えていくと、いろいろなことが解決するんじゃないかなというふうに私は解釈しているんです。よろしいですか。

議長（岸 祐次君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。山畑議員お疲れさまでした。

ただいま議題となっている発議第1号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。再開を1時50分にします。

午後1時36分休憩

午後1時50分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第27 町長施政方針

議長（岸 祐次君） 日程第27、町長の施政方針を行います。

石関町長は登壇して施政方針を述べてください。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ただいまから施政方針を述べさせていただきますが、途中で声が出なくなるかわかりませんが、ご了承いただきたいと思います。また、私が今読み上げる文章は、議員の皆様方にさきに届けてあるということとほとんど変わりはありません。ですから、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、始めさせていただきます。

平成29年第1回吉岡町議会定例会が本日開会され、先ほどまで平成29年度当初予算以外の議案の提案を行いました。本日の日程の最後になりましたが、平成29年度の施政方針を申し上げます。

昨年は、7月に国と地方で2つの大きな選挙が行われました。ご承知のように、1つは

参議院選挙です。結果政権与党が3分の2の議席を超えました。もう一つは、東京都知事選挙において小池百合子氏が初の女性都知事として誕生いたしました。

また、天皇陛下が生前退位についてのお気持ちを表明され、その後国内議論が進められております。

国際社会の動きも見過ごすことはできません。

イギリスのEU離脱、アメリカ合衆国大統領にトランプ氏が選ばれ、隣の韓国では大統領の弾劾訴追で混乱した様子など、連日のように大きく報道されています。

こうした国際社会の動きが国内の政治や経済などにどのような形で影響を及ぼすのかは注視していく必要があります。

年明けて1月20日にアメリカ合衆国ではトランプ新大統領が就任いたしました。就任前からの発言に注目が集まっていることはご承知のとおりであります。トランプ大統領の発言が世界各国のさまざまな分野に影響を及ぼし、既に影響が出始めている分野もあります。

アメリカのみならず、ヨーロッパでも難民問題に端を発するナショナリズムが広がりつつあり、それと相まって今までの自由貿易主義から自国の利益優先の保護主義が台頭しつつあります。

安倍総理には自由貿易主義を守っていただき、持続的な経済成長のため、各種施策をしっかりと進めてほしいと思っております。

経済政策のみならず、福祉政策、子供・高齢者に関する政策、安全・安心なまちづくりに関する政策など、国民が安心して生活できるよう、強く望むものでもあります。

安倍総理のアベノミクスの経済効果ができるだけ早く地方の中小企業や個人経営にも実感できるように、ぜひ有効な施策を期待したいところでもあります。

次に、日本経済にも影響を及ぼす世界経済はどうでしょうか。やはり、ここにもトランプ大統領の発言の影響が見られます。年明けは、地方経済の減速及び原油高による円安基調、トランプ景気による株高など、一見好調そうに見える幕あけではなかったかと思っております。

皆さんは、これからの経済情勢をどう予測しているのでしょうか。いずれにしても、景気の上向きが感じられるような年にしてほしいと思っております。

さて、吉岡町の人口は、皆様方もご存じのように、平成29年2月1日現在、2万1,012人と、相変わらず増加の傾向にあります。吉岡町の年齢区分別人口割合は、ゼロ歳から14歳までのいわゆる年少人口の割合は16.4%、15歳から64歳までの、いわゆる生産年齢人口の割合は62.4%、65歳以上の、いわゆる老年人口の割合は21.2%です。ちなみに、吉岡町の平均年齢は42.16歳と、若い町でもあります。

地方創生による全国の市町村で人口減少、少子高齢化社会で苦しんでいる中であって極めてまれな町とも言われております。これからも平成62年度ごろまでは人口がふえ続けると想定をされております。

しかし、その後は人口が減少するという想定もされていることから、しっかりと総合戦略のみならず、総合計画の中の町のさまざまな計画により施策を講じ、人口減少に転じることのないよう、多くの方が吉岡町に住みたいと、住み続けたいと思っていただけるよう考えていかなければならないと思っておるところでもあります。

福祉・医療・介護サービス、インフラ整備の状況など、今後の懸念材料はたくさんありますが、しっかりとした政策の推進とそのための財源の確保に努め、さらには雇用問題も行政としてできる対応をしていかなければならないと考えております。

さて、総合計画の後期基本計画の2年目である平成29年度は、第5次総合計画に沿って「キラリ よしおか 人と自然輝く吉岡町」の実現に向けて努力してまいります。

平成29年度当初予算の編成に当たって、これまで手がけた事業を円滑に、しかも着実に前進させ、なおかつ新規事業、やらなければならない事業にしっかりと前向きに取り組んでいきます。

限られた財源の中ですが、できるだけ無駄を省き、効率のよい予算執行に努めていくつもりでもあります。

町の財政状況については、平成27年度決算で経常収支比率は89.5%と、前年より少し下がりました。依然として財政の硬直化が進む傾向にあるものの、人口増を背景とした個人住民税や固定資産税の堅調な増加等も背景に、財政力指数は0.66と、少しずつではありますが、上昇をしております。

また、財政健全化判断比率の状況は、基金残高が増加し、町債残高、いわゆる借金の残高が減少したことにより、将来負担比率が前年の1.9からさらに下がり、比率なしとなりました。

しかし、まちづくり交付金事業債の償還開始により、実質公債費比率は前年度より0.5%上昇して10.5となり、公債費の負担がやや高くなっています。今後渋川広域の最終処分場建設債の償還開始により、さらに上昇することも想定されております。

平成29年度当初予算案は、総額で8.5%の減額となります。詳細は、明日の当初予算案の提案説明にて行います。

減額の主な要因としては、明治小学校校舎増築事業及び私立保育所等施設整備補助金が事業完了したことと、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業の用地取得費・補償費などの減額によるものであります。

主な新規事業としては、文化財事務所移転事業、ふるさと納税推進事業、八幡山グラウ

ンド用地買収事業、役場庁舎非常用発電機設置工事などを計画しております。

また、継続事業で増額になった事業は、保育所運営委託料及び施設型給付費、防災無線デジタル化事業、南下城山防災公園整備事業などがあります。

平成29年度の歳入の見込みとしては、町税が人口増や所得の増などを背景に、対前年度比1.8%の増、地方交付税は町税収入の増額が見込まれることにより、対前年度比7.6%の減を見込んでおります。また、寄附金については、ふるさと納税推進事業により、大幅な増額を想定しております。詳細につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当初予算の提案説明で行います。

町債については、上昇傾向にある実質公債費比率の抑制、財政健全化のために、これまでも町政の中で積み立ててきた財政調整基金を活用することで借入れを抑制し、対前年度比マイナス4.2%としております。

歳入総額を自主財源と依存財源で見た場合、自主財源は51.1%、依存財源は48.9%となります。

税収が伸びると地方交付税が減額になり、厳しい財政運営を余儀なくされるわけですが、町は立ちどまっているわけにはいきません。「前進する吉岡町」のために、住民の期待に応えていくべく、各種事業に取り組んでいきます。

町の歳出は、かかるべき扶助費を当然確保しつつ、現在進行中の4つの継続事業を着実に推進していきます。

主な大型継続事業は、1つとして南下城山防災公園整備事業、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業、上水道の老朽管布設かえ工事、防災無線デジタル化事業、また、新年度予定の新規事業では、文化財事務所新築移転工事、ふるさと納税推進事業、八幡山グラウンドの用地買収事業、役場庁舎非常用発電機設置工事など、町民の要望に応える施策と子ども・子育て支援施策や新規事業を手がけていきます。

これまでも「子どもを育てるなら吉岡町」を合い言葉に、子育て支援には群馬県に先駆け、また近隣市町村におくれることなく努力してきたところでもあります。今までも申し上げてきましたが、中学生までの医療費の無料化、学校給食費の保護者負担の軽減、学童保育の低料金化と整備拡充、吉岡会の保育園の整備拡充、マイタウンティーチャーの配置、学校教育施設の整備、また、生活する上で便利な地域を形成していくための都市計画及び道路網の整備など、常に「前進する吉岡町」を目指してきました。

こうした施策の数々が多くの方に評価されたあらわれとして、人口がふえ、この町に移り住みたい人がふえ続けてきた最大の要因ではないかと思っております。

町では、この流れをこれからも持続させていく必要があると考えております。

第5次総合計画の基本構想を踏まえ、目標達成に向けて、各行財政分野の一層の充実を

図っていくため、将来に責任の持てる行財政運営を基本に、施策の実現に向けて効率的、そして効果的な予算案の作成に努めたところでもあります。

平成29年度当初予算案を上程し審議していただくわけですが、基本的な方針と主要施策について述べさせていただきます。

予算編成には、将来を見据えて適切に各分野の適正な予算配分に考慮することが重要であると認識しております。第5次総合計画の目標は、「支え合う健康と福祉のまち」、「心豊かな教育と文化のまち」、「活力ある産業と雇用のまち」、「魅力的な自然と環境のまち」、「住みよい安全で便利なまち」、「町民と行政が協働するまち」の6つの分野をまちづくりの方針に掲げて推進しているところでもあります。

また、昨年の2月に策定しました吉岡町総合戦略は3つの基本目標があります。基本目標1「地域力を活かした、誰もが安心して暮らせるまち」、基本目標2「一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまち」、基本目標3「地域資源を活かした産業や交流を応援するまち」の3つの目標に対しまして数値目標を設定し、各事業を推進しているところでもあります。

それぞれの分野の主な事業と方針について述べさせていただきます。

まず、総合計画、「支え合う健康と福祉のまち」では、心身ともに健康で長生きし、生き生きと輝き、誇りと生きがいを持って暮らせるような保健、医療、福祉の各分野が連携のとれたサービスを提供するよう努めます。

具体的な主な継続事業としては、医療費無料化事業です。子供、重度心身障害者、母子・父子家庭の健康管理の向上に寄与するために、医療費の公費負担を継続していきます。

各種検診の無料化事業です。町民を対象にがん検診のほか、肝炎ウイルス検診などを実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげているところでもあります。今年度から住民要望が多かった胃カメラを隔年で導入し、バリウムと胃カメラのいずれかを選択できる体制を整えてきたところでもあります。

その他の継続事業として、健康ナンバーワンプロジェクト事業、学童クラブ管理業務、保育所助成事業、地域子ども・子育て支援事業などがあります。

次に、新規事業では、認知症徘徊高齢者等GPS貸与事業でございます。認知症徘徊高齢者へのGPSの貸与を行うことにより、行方不明時の早期発見を図る事業でもあります。

続きまして、総合計画の「支え合う健康と福祉のまち」に位置づけられる事業で、総合戦略における基本目標2「一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまち」の継続事業としては、産前・産後サポート事業、子育て相談事業、赤ちゃんの駅（情報マップ事業）、こ

どものこころの発達健診、年中児こころの成長アンケート、発達支援教室のほか、不妊・不育対策支援事業、保育士等確保事業などがあります。

次に、大綱の2つ目、「心豊かな教育と文化のまち」では、すぐれた知性を身につけ、豊かな心を持ち、心身ともに健やかな成長をするよう、学校・家庭・地域社会の連携・協力のもと、学校教育の充実を図り、かつ全ての町民が生涯を通じて学ぶ意識を持ち、学習活動や文化・スポーツ活動に取り組める環境づくりに努めます。

具体的な主な事業としては、明治小学校職員室改修事業があります。明治小学校の児童数が増加することに伴い教職員数も増加し、職員室の面積が不足していることから、拡張改修するものです。今年度は、設計を行うものです。

次に、駒寄小学校教室改修事業があります。駒寄小学校の児童数が増加することに伴い、平成30年度に向けて教室が不足することから、特別教室を普通教室に改修し、教室不足を解消するものです。

次に、吉岡中学校インターホン整備事業があります。現在のインターホンが設置から年数がたち、ふぐあいが生じていることから、入れかえ工事を行い、職員室と教室、教室と教室の間の連絡体制を確保し、緊急時の迅速な対応を図るものであります。

次に、給食センターのプレハブ冷蔵庫設置事業です。プレハブ冷蔵庫を設置することで時間の経過とともに鮮度を落とさず、保つことにより、食中毒などの発生を防止し、安全・安心な給食を提供するとともに、より一層の作業効率を図るものであります。

続きまして、総合計画の「心豊かな教育と文化のまち」に位置づけられる事業で、総合戦略における基本目標2で「一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまち」の継続事業として、学校給食費の保護者負担額の軽減事業についてです。吉岡町の学校給食はとてもおいしいと評判です。しかしながら、乳製品を初めとする食材費の高騰などにより、バランスのとれた献立や安全な食材の確保が脅かされてはなりません。ご承知のとおり、給食の食材費は保護者の皆様が納めてくださった給食費で賄われています。町では、子育て支援として平成27年度から給食費の助成を1人当たり月額950円に引き上げ、あわせて保護者が負担する給食費の値下げを行っています。児童生徒数は2,000人を超えていますが、子供を持つ家庭の家計をこれからも応援をしていきたいと思っております。未来を背負う子供たちに安全・安心し、学校生活がおくれるようにこれからも努めてまいります。

そのほか、継続事業として「吉岡町・大樹町子ども交流事業」があります。

次に、新規事業として文化財事務所新築移転工事。老朽化した既存の文化財事務所を新築移転し、隣接する南下古墳公園をあわせて吉岡町の歴史・文化の情報発信拠点として機能させ、新築移転後は見学者向けの展示スペースや体験学習室を設け、吉岡町の歴史や文

化を身近に触れることができる施設にしたいと思っております。

当該事業につきましては、従来の地方創生における交付金を受ける事業ではなく、民間の資金を活用する企業版ふるさと納税の活用を見込んでいます。現在は、1つの企業より申し込みがある状況でもあります。

文化財事務所を移転させることにより、八幡山公園グラウンドの拡張整備が進むのではないかと期待される方もおられるかと思いますが、有効な補助事業などが見つからず、現在も模索をしているところでもあります。

今年度においては、グラウンド内に残っておりました借地の地権者よりの買い取り要望があり、取得することといたしました。今後も財政状況を見ながら有効的かつ効率的な補助事業等を探りながら進めていきたいと思っております。

次に、大綱の3つ目「活力ある産業と雇用のまち」では、多様な地域資源を生かした地域産業の振興に総合的に取り組むものとします。

具体的な主な事業といたしましては、観光PR事業があります。第5次総合計画のシンボルプロジェクトである「よしおか再発見プロジェクト」の目標である「伊香保などと連携したキラリと光る観光のまち」を目指し、群馬県の渋川市、榛東村、前橋市と連携しながらPRキャラバン、イベント等への参加並びに観光パンフレット等の印刷や伊香保街道や町内観光施設のイメージアップのための花壇の設置などにも取り組みたいと考えております。

その他の継続事業といたしましては、4年目となる住宅リフォーム促進助成事業や6年目となる地籍調査事業があります。

続きまして、総合計画の「活力ある産業と雇用のまち」に位置づけられる事業で、総合戦略における基本目標3で「地域資源を活かした産業や交流を応援するまち」の継続事業です。

道の駅「よしおか温泉」は、情報発信機能強化事業です。道の駅「よしおか温泉」を東の玄関口として位置づけていることから、広域的観光案内、防災及び地域情報の発信施設として発展させつつ、地域特産品のPR強化も図っていくことも考えております。

また、町民による自主的な交流及び地域PR活動等を目的としたイベント「道の駅まつり」の拡充を図ることにより、地域振興の中核としての機能を兼ね備えた道の駅をさらに魅力あるものにしていきたいと考えております。

次に、同じく基本目標3の新事業といたしましては、地域特産品生産体制構築事業があります。平成28年6月議会に補正予算を上程して議決をいただいた事業で、当初予算としては新規事業でございます。平成28年度は地方創生加速化交付金をいただいたわけですが、平成29年度では地方創生推進交付金を国に申請して進めていきたいと考えており

ます。

次に、大綱の4つ目「魅力的な自然と環境のまち」では、受け継がれてきた自然環境を守り、美しい町の風景を守り育てることとともに、地域環境や地球環境の保全に努めます。

具体的な主な継続事業としては、住宅用太陽光発電システム設置補助金です。住宅用太陽光発電システム設置補助金は、平成24年度から開始されました。住宅の新築時に太陽光発電を検討する家庭は少なくありません。環境に負荷の少ないクリーンなエネルギーの普及促進を検討し、助成制度を活用してほしいと思っております。

そのほか、継続事業としては、資源ごみ回収事業補助金、浄化槽設置整備事業などがあります。

次に、大綱の5つ目「住みよい安全で便利なまち」では、町民が安全・便利に生活できるように、安全なまちづくりを進めるとともに、計画的な土地利用と町民生活を支える道路網や公共交通網等の確保に努めます。

具体的な主な継続事業としては、南下城山防災公園整備事業です。南下城山防災公園整備事業は、平成24年度を初年度に防衛省民生安定事業として整備を進めているところです。平成28年度より一部工事に取りかかりました。平成30年度完成まであと一息のところまで来ました。今後も早期完成に向けて努力をしていきたいと思っております。

駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業についてですが、現在では1日6,000台近い利用交通量で、全国のスマートインターチェンジの中でもトップクラスの利用台数を誇っております。大型車対応が可能となれば、利用者の利便性はもちろんのこと、産業の活性化、観光の振興、雇用の拡大、広域連携、防災や災害時の対応の強化などの効果が期待できます。

平成28年度で詳細設計を終え、用地取得に着手しておりますが、また、ご存じの方もおられると思いますが、上り線側（東側）は、埋蔵文化財の本調査を行っておりまして、現在工程を含め、完成年度の見直しに着手したところです。

平成29年度には引き続き用地取得を進めるとともに、一部本工事に着手する予定でもあります。また、電柱などの支障物件の移設に着手する予定でもあります。今後も前橋市、ネクスコ東日本と連携を密に図り、着実に推進していきます。

駒寄スマートインター周辺についてですが、駒寄スマートインターチェンジが大型化されることによって、周辺の土地利用も変化してくるだろうと予測をしています。総合計画の土地利用構想では、交通の利便性を生かした産業の進出が見込まれる地域として位置づけております。インターの大型化、アクセス道路の整備が図られますと、ここを目当てに周辺の開発も見込まれます。民間企業「ジョイフル本田」の開発計画が町にも示されまし

た。総開発面積は約13ヘクタールとなっております。

第5次総合計画の中ではインターの周辺を新産業ゾーンとした土地利用構想を示していますが、平成28年度からは土地利用の具体的な誘導方法について住宅地の誘導のあり方や駒寄スマートインターチェンジ周辺の土地利用のあり方などについて、県の指導を仰ぎながら、実現可能な都市計画の手続を進めていきます。

今後は、構想からさらに進め、具体的な法的根拠に基づいて計画していかなければなりません。既に吉岡バイパス沿線には商業施設が張りついています。こうした既存の土地利用の現状も踏まえてまちづくりの方針を定めていく必要があると思っております。

次に、県事業についてですが、交通網についてご存じの方もいらっしゃると思いますが、改めておつなぎをしておきたいと思っております。

主要地方道高崎渋川線バイパスは、小倉中央交差点から渋川市石原地区間も平成29年度完成に向けて事業が進められております。

次に、駒寄スマートインターチェンジへのアクセス道路である一般県道南新井前橋線バイパスは、前橋市池端町を通過し、陣場地区の高崎渋川線に接続するまでの間が平成29年度末完成を目指して着々と進められているところであります。

また、その先、主要地方道高崎渋川バイパスまでの間についても道路詳細設計が終了し、地元説明会も行われたところです。

また、上毛大橋の東側では、前橋市日輪寺工区として、国道17号上武道路までの工事も平成29年3月21日完成に向けて、現在急ピッチで進められております。

なお、吉岡町陣場地区から榛東村の高崎渋川線バイパスまでの三期工区についても都市計画決定されているところであります。

5番目といたしまして、群馬総社駅の西口及び八木原駅整備についてです。前橋市の計画になりますが、前橋市都市計画課では、群馬総社駅西口の整備計画として、駅に向かう道路計画も吉岡バイパスから駅まで同時に都市計画決定を行っており、昨年末には地権者説明会が開催されたと伺っております。

まずは、新設される西口駅前広場と県道前橋伊香保線旧道を結ぶアクセス道路から事業を計画していると聞いております。前橋市としては、今後10年で旧道からのアクセス道路は供用開始したいとのことで聞いております。

西口整備が進めば、吉岡町からの利用も格段と便利になりますので、早期実現を期待をしているところでもあります。吉岡町からはパークアンドライドとして利用可能な駐車スペースの確保を検討してほしいと、意向を伝えてあります。

また、渋川市とは、平成27年10月に地域連携協定を締結し、2市町で吉岡バイパスの延伸、八木原駅の整備等について連携を図りながら整備を進めていくことを確認してお

ります。

八木原駅周辺整備については、渋川市が今年度から東口の整備に取り組んでおり、将来的には西口の改良を含めた周辺整備をしていきたいとしております。

また、本整備計画には吉岡バイパスも密接にかかわることから、既に都市計画決定されている大久保上野田線、半田南線、漆原南原線の県道昇格と群馬県による整備を働きかけていくとともに、現在はサントリー榛名工場の西側あたりで直線的に終点となっている都市計画道路をさらに延伸していく計画を連携して進めていく予定でもあります。

なお、このことにつきましては、昨年5月に群馬県知事宛ての要望書を渋川市長と私で副知事に手渡しをお願いしてきております。

吉岡町の新駅設置については、平成26年度に策定した公共交通マスタープランの中でも検討が行われており、財政負担等の視点から、当面の間は新駅設置ではなく、既存駅の有効活用に取り組むとしています。

ただ、平成28年第1回定例会で議決していただいた都市計画マスタープランでも全体構想として、新駅をまちづくりの核として位置づけていることから、今後も長期的な検討課題としていきたいと思っております。

当面は、八木原駅と群馬総社駅の近隣駅を利用することになりますが、群馬総社への路線バス乗り入れも実現したことから、今後は利用促進策も含め、総合的に考えていかなければと思っております。

そういった意味から、群馬県総社駅西口及び八木原駅に大きな期待をしているところでもあります。

次に、新規事業として、消防団員自動車運転免許取得費補助金です。平成29年3月11日施行の道路交通法の改正後の普通免許では、全ての分団の消防自動車が運転できなくなります。消防機能の維持充実のため、全消防団員が運転できるように、中型免許等の取得に要する費用を補助していきたいと思っております。

役場庁舎非常用発電機工事についてです。災害等により電気が供給されなくなった際にも災害対策本部としての機能と並行して業務の継続性もあわせて維持していく必要があります。このことから、庁舎敷地内に非常用発電機を設置して、防災機能の強化を図るものがあります。

総合計画の「住みよい安全で便利なまち」に位置づけられる事業で、総合戦略における基本目標1「地域力を活かした誰もが安心して暮らせるまち」の継続事業として、立地適正化計画策定業務があります。土地利用の誘導を行うための計画を策定するものであります。

相乗り推奨タクシーの実施実験は2年目ですが、利用者への周知に力を入れ、引き続き

実施をしてきたいと思っております。

防災無線デジタル化事業が前年度では設計を行い、今年度から設置工事に入ります。

そのほか、継続事業としては、児童生徒等の安全を確保するために放課後児童見守りパトロール、防犯カメラ設置事業を行います。

新規事業としては、空き家対策事業に取り組みます。今年度は実態調査を実施するものであります。

次に、基本目標2「一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまち」の継続事業としては、高校生等通学支援事業があります。ここでは、より多くの皆様が利用しやすくなるように、事業の見直しを計画しております。

次に、大綱の6つ目「町民と行政が協働するまち」では、町民と行政の協働による元気な町を目指し、住民活動の活性化、人権尊重のまちづくり、男女共同参画の推進、都市間交流の推進、行政運営の透明化と効率化の推進、健全な財政運営と自主財源の確保と広域行政の推進などに努めます。

具体的な主な継続事業としては、自治会事務委託、自治会活動支援事業などがあります。

新規事業としては、事務事業棚卸し調査事業です。町が真に地域や時代のニーズに合った行政サービスを効果的、効率的に展開していくため、各所属が実施している全ての事務事業、また、当該事業に従事している職員数（正職員、臨時、嘱託等を含む全職員の従事割合）を調査、整理し、今後の行財政運営、組織運営に係る課題の抽出を行うものです。

男女共同参画ですが、国及び社会の情勢を見たときに、男女共同参画社会に向けた取り組みを計画的に推進していくことが求められております。

今年度は、男女共同参画の策定に当たり、推進協議会を立ち上げるとともに、基礎資料作成及び住民意識調査を行うことを考えております。

3番目といたしまして、ふるさと納税推進事業です。ふるさと納税事務全般を全国でサイトを運営している業者に業務委託することで、寄附者の利便性を高めるとともに、インターネットによる申し込み、返礼品の充実を図り、自主財源の確保を図りたいと思っております。

その他に、図柄入りナンバー導入推進事業があります。総合計画の「住民と行政が協働するまち」に位置づけられる事業で、総合戦略における基本目標3で「地域資源を活かした産業や交流を応援するまち」の継続事業として、イメージアップ事業があります。

また、新規事業では、居住地としての町の魅力調査分析業務委託により、町民の生活実態から見る居住地としての吉岡町の魅力に関する調査・研究を大学連携事業として業務委託するものです。

吉岡町がなぜ居住地として選ばれているかを調査研究し、吉岡町の魅力と魅力の不足している部分を明らかにすることで、町の今後の政策の企画・立案に資するものとしてと考えております。

以上、町の総合計画及び総合戦略に基づいた視点で平成29年度の方針並びに事業の説明をさせていただきました。

「よしおか再発見ウォーク」は、町民と行政による協働のまちづくりにふさわしい事業で、町民からも大変人気の高い行事で、健康志向も加わり、年々参加者が増加して好評を得ています。

こうした事業を成長させ、さらに定着させていくことで、子供からお年寄りまで、世代を超えて多くの人々にこの町を一層好きになってほしいと考えているところです。

また、よしおか健康ナンバーワンプロジェクトも各自治会で創意工夫しながら事業を展開しております。健康づくりの基本は、まずは体を動かすこと。各自治会が健康推進員を中心に有酸素運動のほか、食育活動、心の安定の推進などの活動を基本に実施しております。

こうして、自治会主催の行事やお祭りなどが各地域で開催され、以前からこのまちに住む人と新しく移り住む人がうまく解け合って、地域コミュニティーが形成されています。世代を超えての交流や町民と行政が協働するまちづくりを推進し、「住みたい町」として吉岡町を選んでくれた人たちの期待に応えていかなければなりません。

各自治会で毎年道路愛護、河川清掃、資源ごみの回収作業など、自主的に実施されています。また、地域のお祭り、伝統行事など、特色を生かした催し物も盛んに開催されております。町は、こうした自治会活動を応援し、ともに作り上げる協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

全般的に、子ども・子育て支援、医療、介護、福祉、教育、行政がやらなければならないことは、これからももちろん取り組んでいきます。しかし、行政に頼らなくても、地域で、自治会で、あるいは個人ができることはできる限り自分たちでやるといった、自助、共助の社会形成の基礎づくりに、ぜひ住民皆様のお力をおかりしたいと思っているところでもあります。

吉岡町は、前橋、高崎の中心都市に近く、生活に大変便利な地理的な条件が整っております。これも先人が築き上げた功績のおかげです。特に、利根川に橋をかける壮大な計画を実行した英断に称賛の念を抱かずにはられません。しかも、夢の実現のために、小さな町にとって到底不可能な大事業であっても、町の負担を幾らかでも軽くしようと構想した姿が目につかびます。

車社会の群馬では、確かに吉岡町は生活に便利な町でもありますが、近年、交通弱者と

言われる高齢者、高校生など、車を運転できない方から公共交通に対する要望が聞かれるようになりました。このことを真摯に受けとめ、町にとっても大きな課題として、町にとってどのような施策が有効なのか検討していきたいと考え、平成28年度に引き続き、平成29年度当初予算に盛り込みました。

本気で町の将来を考えると、町民のことを思い、いかに事業を推進していくかは、職員はもちろんのこと、何よりも先頭に立つ町長の最大の役目だと心得ております。町の負担をいかに軽くし、その分で町民に何かしてやれないか、知恵を絞ってまいりたいと思います。

私が町長に就任した当時、約19億円あった財政調整基金は、道の駅建設、学童クラブ施設の建設、駒寄小学校・吉岡中学校の校舎の増築、中学校体育館の建てかえなど、整備を行いながらも、平成27年度末には約29億9,000万円まで積み立てることができました。

いかに歳入を確保できるか、該当になる補助事業はないか、町債による借り入れによる事業を行う場合であっても、交付税措置のある町債を優先して活用するなど、一丸となって考えてきた成果であると認識をしております。

事業を進めていく上で、これまでのように歳入確保の取り組みを行うことはもちろんです。しかし、国や県の補助金などがないからといって、必要な事業を実施しないということがあってはならない場合もあると考えております。

第5次総合計画の施策を確実に達成するため、また、実質公債費比率の抑制といった財政健全化も考慮した中で、前年度に引き続き、平成29年度予算でも多額の財政調整基金を取り崩す予算編成となっております。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

町民福祉のため、皆さんのお知恵をおかりしながら、これからも行財政運営に取り組んでいきたいと思っておりますので、お力添えをお願いしたいと思います。

一般会計、特別会計のそれぞれが着実に成果をあらわせるよう、また貴重な財源を有効に生かせるよう、住民の意見に真摯に耳を傾け、また視野を広げ、精いっぱい取り組んでいく所存です。どうぞ皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

これまで手がけてきた事業をしっかりと進めていきます。「前へ、前へ」を念頭に、前進する吉岡町づくりに全力を尽くします。

「将来に責任の持てる町政を」が私の信念です。将来に禍根を残すことのないよう、しっかりと熟慮を重ねてまいりたいと思っております。

議員皆様には特段のご支援、そしてご助言やご提案をいただければ幸いです。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ですが、どうぞよろしくようお願い申し上げます。長時間ご清聴ありがとうございました。よろしく願いいたします。

議 長（岸 祐次君） ただいま町長の施政方針の演説が終わりました。

この町長施政方針に対する質問は、あすの議事日程の最初に、通告のあった2人の議員によって行います。

散 会

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午後2時34分散会

平成29年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

平成29年3月2日（木曜日）

議事日程 第2号

平成29年3月2日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 町長施政方針に対する質問（別紙通告一覧による No.1～No.2）
- 日程第 2 議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 3 議案第17号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第18号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第19号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第20号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第21号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第22号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第23号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第24号 平成29年度吉岡町水道事業会計予算
(提案・質疑・付託)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主事	田中美帆
------	------	----	------

開 議

午前9時30分開議

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程（第2号）により、会議を進めます。

日程第1 町長施政方針に対する質問

議 長（岸 祐次君） 議事日程〔第2号〕により会議を進めます。

日程第1、町長施政方針に対する質問を行います。

2月24日までに質問をする旨通告をした2名の議員により順番に行います。

質問の持ち時間は、質問及び答弁を含めて30分以内です。

なお、持ち時間の残時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに、残時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても、質問者及び答弁者は発言を打ち切るようご協力お願いいたします。

それでは、1番目の質問者、13番山畑祐男議員を指名します。

山畑議員。

〔13番 山畑祐男君登壇〕

13番（山畑祐男君） 町長の施政方針に対しまして、通告どおり質問をさせていただきます。

質問内容が施政方針の順序と異なりますが、ご了解をいただき、以下質問をさせていただきます。

全国的に人口減少が問題となっている中、吉岡町は全国で人口増加が予想されている15市町村の中に含まれています。これも先人の皆様の知恵と努力の結果と感謝するものです。

しかし、これからの町のかじ取りは決して楽なものではないと推測いたします。

そのような環境の中で、町長は、来年度の施政方針を発表いたしました。今回の施政方針で町長は6つの第5次総合計画の目標を掲げ、吉岡町総合戦略では3つの基本目標を設定いたしました。どの目標も町にとっては重要な目標ばかりでございます。

最初に、「町民と行政が協働するまち」について質問いたします。

町民と行政の協働による元気なまちづくりを目指し、住民活動の活性化、人権尊重のまちづくり、男女共同参画の推進など、今までよりも一歩進んだ事業を提言しています。大変喜ばしいことです。中でも、男女共同参画事業について、町の第5次吉岡町総合計画後

期基本計画でも明示しております長年の男尊女卑の風習が日常の生活に根づいている、その考え方、その思想を変えることは大きな労力と時間が必要ではないでしょうか。女性の社会進出は当然のこと、男女が対等な立場に立つことは先進諸国では当然であるのに、我が国ではまだ立ち遅れているのが現状ではないでしょうか。

男女共同参画基本法が平成11年に制定されてから、吉岡町でも来年度の予算に男女共同参画事業に予算が計上されました。遅過ぎた感じもしますが、大変喜ばしいことではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。男女共同参画社会に向けた取り組みに対して今年度は推進協議会の立ち上げ、基礎資料作成、住民意識調査を行うとしておりますが、町ではこれらの事業をいつまでにどのように行おうとしているのか、具体的な計画があればお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

本日は施政方針ということで、その中で2人の議員から質問を受けるわけでございます。精いっぱい答弁をさせていただきます。

まず、山畑議員のほうから「町民と行政が協働するまち」について、その中の1つ目として男女共同参画事業についてということでご質問をいただきました。男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進するため、男女共同参画の計画作成に当たり、平成29年度に推進協議会を立ち上げ、計画策定に向けた協議検討を行い、地域の特性に応じた計画になるよう、基礎資料づくりや住民意識のアンケートを実施し、年度内に取りまとめて行う予定でもあります。

男女共同参画の計画につきましては、平成30年度で計画を策定する予定でもあります。

推進協議会の委員については、学識経験者や各種団体の推薦者、公募の町民など、12名で考えておりますが、委員の男女比についてもバランスのとれたものにしたいと考えております。

アンケートにつきましては、町民3,000人に実施を考えております。

また、男女共同参画に向けた取り組みが役場の各部署に及ぶことから、連携や協議の場についても検討していきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） ある程度具体的な計画があるということで、ぜひ実行していただきたいと思っております。

次に、男女共同参画事業は、時間がかかりますが、行政が短時間で着手する事柄は多くあるのではないのでしょうか。例えば自治会の各種委員会の役員構成の男女比などはどうでしょうか。学校の混成名簿は、近隣市町村でも既に行っている自治体は多くあります。

この辺について町長のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 先ほども申し上げたとおり、協議会につきましては、男女のバランスをとれた委員会にしたいなというようには思っております。

今男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについては、範囲も広く、役場の各部署に及ぶことから、各部署と連携や協議しながら、推進協議会を立ち上げる予定になっておりますので、各分野に男女共同参画の視点を反映できるよう、推進協議会の中でも方向性や課題等について協議検討していただき、意見を聞きながら庁議でも協議を行い、さまざまな施策について検討を行って、できることから進めていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 各種団体構成比率、男女の構成比率ということは検討していただけるようですけれども、学校の混成名簿、これは小さいときから男女共同というものを平等にする思想が生まれるところかなと思いますので、今後ご検討願いたいと思います。

次に、ふるさと納税推進事業についてお尋ねいたします。

今各地で行われているふるさと納税には返礼品の充実で地元産業の育成、経済の活性化等、その効果の大きさは誰しも認めるものではないのでしょうか。大都市では逆に税収の減少につながるとして、返礼品の規制を求める自治体も出ているようですが、地方では税収増を期待し、地域産業のためにさらなる返礼品の開発を進めているのではないのでしょうか。

返礼品に対する町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ふるさと納税ということで、これから小池議員のほうからも質問があると聞いております。ふるさと納税発足時の理念である「今は都会に住んでいる自分を育ててくれたふるさとを応援したい」という趣旨は損なわれてはいけないと考えております。その気持ちに応えるための税の控除であり、寄附をいただいたことに対する感謝の気持ちとしての返礼品であるということは常に念頭に置きながら考えていきたいというようにも思っております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番(山畑祐男君) このたびの施政方針ではふるさと納税推進事業を専門業者に業務委託し、返礼品の充実を図るとしております。今までのふるさと納税の方針は、ただいまの答弁で変わっていないということですが、返礼品の充実にはどのような企画を持っているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長(岸 祐次君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長(石関 昭君) ふるさと納税は、2008年に創設され、当初は都会で生活し、仕事をしている人たちが自分が生まれ育ったふるさとのために役立ててもらいたい、また、応援したい自治体に役立ててもらいたいということで寄附をしてくれた場合に、所得税や住民税の一定額を控除しようという制度でありました。

しかし、その後地域の特産物などを返礼の品として贈られるようになり、今では当初の趣旨から逸脱した換金性のある返礼品や豪華な返礼品、返礼割合が高い品などを贈る自治体に寄附が集中しているようでもあります。

自分を育ててくれたふるさとに恩返ししたいという当初の目的から逸脱してしまいました。

また、特産品の少ない都市部の市町村では税収が減っており、地域の行政サービスはサービスを受ける人が税を負担するという受益者負担の点からも問題があるとされております。

町においては、昨年12月に平形議員のご質問もありましたように、寄附の受け入れ額よりも住民税の控除額のほうが多い状況でもあります。もし、この状況が続けば、町の税収が減ってしまい、行政サービスの低下が危惧されます。

このままの状況を見過ごすわけにはいきませんので、ふるさと納税の趣旨が変わってしまった今、町としてもそれに対応していかなければならないと思っております。

4月からは、現在全国で約1,100自治体が契約し、月に1億回のページビューがあるふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」及びJA全農と業務委託契約を締結いたします。

インターネットによる寄附の申し込み受け付け、返礼品の掲載、返礼品の品ぞろえやPR、返礼品の配送業務などを委託をしたいと思っております。

そういったことで、返礼品で人気が高いのが肉や米などの農畜産物であり、海産物です。町では、返礼品については、JA北群渋川・JA全農が扱うJAブランドの肉や米、野菜などを取りそろえ、安全・安心の品質の高い返礼品といたします。

また、従来から返礼品とさせていただいていた町内で生産しているマイタケやうどん、

地酒、焼き菓子なども継続させていただき、寄附額に対する返礼の割合は45%を予定をしております。

そういったことでこれからやっていきたいなというようには思っております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） いろいろと他分野に向かっていくということで、大変喜ばしいことかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、「活力ある産業と雇用のまち」についてお尋ねいたしますが、最初に、観光事業についてお尋ねいたします。

ことし2月22日の上毛新聞24面に吉岡町緑地運動公園から周辺地域の名所等が紹介されていまして。写真を見ると、日常よく見る風景の写真でした。改めて新聞紙上で見る写真は、どれも立派な風景に重みのあるものばかりです。まさしくふるさと再発見でした。ただ、残念なのは、子育て地藏尊の後ろに地域のごみ集積箱が写されていたことでした。ふだん余り気にしていない風景が改めて写真や映像化されると気がつき、よいこともそうでないこともよくわかります。

観光事業は、町民一人一人の協力、努力が大切だと考えます。

第5次総合計画のシンボルプロジェクトである「よしおか再発見プロジェクト」の目標とする近隣町村との連携した観光を目指すとしておりますが、第5次総合計画後期基本計画での主要施策を大きな目標としていることに変更はないのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

第5次吉岡町総合計画のシンボルプロジェクトである「よしおか再発見プロジェクト」は、船尾滝を初めとして南下古墳群や三津屋古墳、吉岡自然エネルギーパーク、吉岡の特産物のブドウや乾燥芋、郷土料理の「おっきりこみ」など、町内における地域資源を再認識していただき、磨きをかけることにより、観光・産業のまちづくりを目指すものでもあります。

そのためには、吉岡町だけではなく、群馬県と協力しながら、広域的な観光資源を活用した渋川～伊香保～吉岡観光トライアングルの形成が必要不可欠であり、その仕組みづくりが重要となります。

そうした意味で、やはり毎年行っている都内を初めとする観光キャラバン、周遊マップの作成、イベント企画など、地域連携の取り組みをさらに強化していくことを核として考

え、今後も観光事業を推進してまいりたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 観光事業を実効性のある事業にするには、そのための核がなければいけないと感じますが、観光事業の核は何を想定しているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 毎年町内の隠れた魅力を再認識していただき、町民の皆さんの手で町をPRしていくため、再発見ウォークを開催しておりますが、その事業を推進していく中で、町内にある歴史散歩の会、野田宿を守る会、吉岡郷土かるたの会、わらべの会など、各種団体と連携しながら実施しております。そういったこともこれからは継続してやっていきたいなというように思っております。

町といたしましては、よしおか再発見ウォークで紹介した町内の見どころを有効活用するためには、事業にかかわっていただく方々に観光ボランティアとしていろいろな場面で活躍をしていただける方法がないか検討してまいりたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） ありがとうございます。

また、地域の各種団体の皆さん、農協との連携、行政の壁を越えての他地域との連携等々、多くの人々や団体の知恵とアイデアの結集が必要ではないでしょうか。

その一つに、観光ボランティアの育成が急がれているのではないのでしょうか。

この観光ボランティアの育成について町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今観光ボランティアということで、一口に言われておりますが、なかなかボランティアというのは、これから頼むには大変だなというように思っております。

町にはボランティアという方については、大分人数もふえたというようなことも聞いております。そういうことも含めまして、いろいろな面でそういったボランティアの方々の協力を得ながら、これからもボランティアの方々にいろいろなケースで応援していただければ、こういったこともできるのかなというように思っております。検討していきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） 観光行政という言葉もあります。吉岡町観光協会の設立の考えはあるでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 観光協会の設立ということになりますと、この面におきましても一つに、商工会というようなこともあります。そういったこともいろいろな面でこれからも検討し、できれば観光協会がこの町にどこかにできるような努力もしていかなければならないというようなことではありますが、その件につきましても努力していく所存でございます。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔1 3 番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） わかりました。よろしく申し上げます。

来年度町では県の支援により、「花いっぱい運動事業」を行うことになりましたが、どのように行おうとしているのでしょうか。町長のお考えを簡単でよろしいので、お聞かせ願いたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 「花いっぱい運動」ということで、ことしは富岡と安中市がやるということで、その後我が吉岡町のほうにやっていただけないかという要請が来ております。

その件につきましてもことしからいろいろな面で用意をしていかなければならないという意味におきましても、先ほど申し上げたとおり、ボランティアの人たちに手伝ってもらわなければならない事業ではあるのかなというようには思っております。

そういったことで、今年度から随時計画を立てながら、他町村に負けないような花の町ができればいいなということで、努力していく所存であります。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔1 3 番 山畑祐男君発言〕

1 3 番（山畑祐男君） よろしくお願いいいたします。

次に、道の駅「よしおか温泉」情報発信機能強化事業についてお尋ねいたします。

現在道の駅「よしおか温泉」での観光業務は、観光パンフレットの配布を中心とした業務と理解しておりますが、道路情報や観光情報発信の業務を行う予定はないのでしょうか。

また、道の駅の業務は、1年を通じての業務が求められていると理解していますが、道の駅「よしおか温泉」では月に1日から2日の休日があります。休日の日に来訪した観光客は、道の駅からの情報を取得できません。吉岡を満喫していただくためにも、このようなことは避けなければいけません。

隣接する「物産館かざぐるま」との連携により、このことは回避できるのではないかと考えますが、この発想はあるのでしょうか。

もう一つ、道の駅に災害時の避難所としての機能を持たせることに対しては、大変よいことですが、そのために何をしようとしているのでしょうか。以上、具体的に3つの質疑について、簡単でよろしいので、かいつまんで答弁をお願いしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 道の駅ということで、今休みになると道の駅には人がいなくなるということも私もお聞きしております。そういったことがないように、いわゆる物産館と連携をとりながらやっていただければありがたいということで、これからも話し合いを持っていきたいというふうに思っております。

それから、避難所はどういったということですが、確かにあの地域にはいわゆる避難所として指定はしておりませんが、大勢の人が集まる場所でもありますので、現在はデジタルサイネージによる交通情報や気象情報などの情報提供を行っているところです。

そういったことで、先ほど申し上げたとおり、人が集まる場所ということになりますと、緊急時に情報を提供できるようなことをやらなくてはいけないなということで、新規に屋外機の子局の設置を考えているところであります。

そういったことで、これからも努力していきたいというように思っています。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） ありがとうございます。

次に、「住みよい安全で便利なまち」についてお尋ねいたします。町民が安全・便利に生活ができるよう、安全なまちづくりを進めるとともに、計画的な土地利用と町民生活を支える道路網や公共交通網等の確保に努めるとのことですが、町民の大半の移動手段は車に頼っているのが現状です。

最初に、八木原駅、群馬総社駅周辺整備についてお尋ねいたします。

町議会でも駅設置を議論しましたが、議会での駅設置は厳しい状況との結論でした。前橋市の計画では群馬総社駅に西口の整備計画と、それに伴う吉岡バイパスまでの道路計画も既に決まっています。渋川市は、八木原駅東口整備にも取り組み始めたとのことですが、

他の行政地区ですが、パークアンドライドとしてのこれからの2つの駅を活用した方策はあるのでしょうか、両駅の整備に町は具体的にどのように支援及び協力しようとしているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 群馬総社駅西口整備に8つについては、以前より前橋市から情報提供をいただいております。町の要望をお伝えさせていただいております。

八木原駅については、渋川市及び吉岡町地域連携協定の中で動いており、既に関連道路に関する群馬県への要望書の提出などを連携して進めているところでもあります。

群馬総社駅も八木原駅も町外にある駅ではありますが、吉岡町の多くの住民がそれぞれの駅を利用しているということは、前橋市、渋川市の双方とも認識させていただいております。

今後それぞれの整備計画が次第に明らかになっていくのだと思いますが、その都度詳細な情報提供を受けながら、町としてできる協力は検討していきたいというふうには思っております。

議 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） よろしくお願いたします。

次に、駒寄スマートインターチェンジ及びジョイフル本田進出に伴う環境整備についてお尋ねいたします。

今、駒寄インターチェンジでは大型車対応のための工事が行われています。問題点もあるようですが、インターチェンジ工事完成後にはさらに多くの利用台数が増加することは明白です。計画当初の利用台数予測と工事完成後の利用台数予測は変化しているのでしょうか。

前橋新井線の道路が大松から高速道までの約700メートル間が既に運用されておりますが、交通量は当初と現在を比べれば確実に増加しているのではないのでしょうか。

インターの大型化に伴い、交通量の増加は明らかです。駒寄インターから吉岡バイパスまでの間の13町歩の広さに大型商業施設ジョイフル本田が進出してきました。同商業施設は、県内には新田町と千代田町の2カ所に既に進出しておりますが、休日の来店者数は3万人から4万人とのことです。確実に現在の道路では機能が低下するのではないのでしょうか。

これらを想定した周辺道路整備計画はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 駒寄インターチェンジ及びジョイフル本田進出に伴う環境整備についてと
いうことでご質問いただきました。駒寄スマートIC周辺の道路整備計画についてですが、
議員のご指摘のとおり、駒寄スマートIC大型対応化事業の完成や大規模な開発が進みますと、
周辺道路で渋滞が発生することが懸念されますので、安全・安心な通行が可能とな

るよう検討してまいりたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） よろしくお願ひいたします。今から計画することが大切ではないかなというふうに思っております。

次に、役場庁舎非常用発電機設置についてお尋ねいたします。

ことし1月16日の上毛新聞に災害拠点庁舎の非常用電源が12市町村設置せずとの記事が載りましたが、未設置町村の中に吉岡町が含まれていました。

内閣では災害発生後72時間の非常用電源の確保を指導しているようです。この条件を満たしている県内の市町村は、県と高崎、伊勢崎、藤岡、嬭恋、千代田町、邑楽の6市町村のみとのことですが、町が設置しようとしている非常用発電機はどのぐらいの時間の発電容量を計画しているのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 町が計画している今年度の設置予定の役場庁舎非常用発電機は給油を途中で行わない場合の連続稼働可能時間は72時間を予定をしております。

発電機的能力は、20キロボルトアンペアのディーゼル発電機を予定しております。理論的には、これは100ワットの電気製品が200台使える容量というようなことで聞いております。それを設置したいなというふうに思っております。

議 長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 内閣府で指導している72時間以上のものを設置するというので、大変安心したかなというふうに思いますが、今後ともこういった災害いつ来るかわかりませんので、なるべく早目に設置していただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、山畑祐男議員の質疑が終わりました。

次の質問者の質問席の用意を行いますので、ここで5分間休憩をとります。

午前9時59分休憩

午前10時04分再開

議 長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

15番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

1 5 番（小池春雄君） それでは、町長の施政方針に対する質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、ふるさと納税推進事業についてであります。

これまで町長は、このふるさと納税というのは余り好きじゃないというか、余り芳しいとは思わないというふうに思っていたと思います。実際私もそうです。そもそも地方交付税制度というのがあって、そして、適正に財源の少ない市町村、また多い市町村、さまざまありますけれども、それが交付税法で均等に補っていたというのが本来の建前でありますから、この交付税法というこの制度そのものを私はないがしろにするといいますか、空洞化させるのではないかとというような懸念を持っておりました。

そういうことで、吉岡町は考え方のほうもそういうことがあったので、そんなに真剣には取り組んでこなかったのではないかとというような感もあります。

そういう中で、これは1月8日の上毛新聞でありますけれども、草津町がふるさと納税11億円というような記事が載っておりました。そして、このいわゆる2017年、県の集計によると、15年度の寄附額は、県内市町村で最も多かったのが草津町が8億6,932万円、中之条町が6億3,425万円、榛東が3億3,157万円、富岡が2億4,500万円と続いたと。35市町村の総額は14年度の約4倍となる29億3,576万円で、地域限定の金券など、特典が充実している市町村への寄附が多かったという、こんな事例もありまして、結果的にやっぱりやらないと吉岡町もおくれていくのではないかなというような発想のもとから少し本腰を入れていこうという気持ちになったのではないかなというふうに思っております。

そして、町長の施政方針の中で新規事業の中で文化財事業の新築移転工事においては、企業版ふるさと納税制度を活用して文化財の事務所の移転を考えたいというようなことを申し述べておりました。そして、9ページでは、ふるさと納税推進事業としまして、ふるさと納税事業全般を全国でサイトを運営している事業者にも業務委託することで寄附者の利便性を高めるとともに、インターネットによる申し込みや返礼品の充実を図り、自主財源の確保を図りますというので、ことは少しお金もかけて真剣にやっっていこうということであるように思います。

まずは、このふるさと納税というこの制度、私今る述べましたけれども、町長は今このふるさと納税制度、この制度についてそもそもどんな感想を持っているか伺います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員のほうからふるさと納税、今の考えはどう思っているかと。私は、今小池議員が言われたように、余り今まではいい制度ではないなというように思っておりました。

だがしかし、いろいろなことで考えてみますと、いろいろな数字的に見ますと、吉岡町から他町村にいわゆるふるさと納税をやっている、平成26年度は222万円、それから、平成27年度は850万円、そういったことで、年々ふえていると。そこへ持ってきて、我が吉岡町にいわゆるふるさと納税をしていただく26年度は278万5,000円です。それから27年度は253万8,000円と。それを差し引けばいわゆるこの吉岡町の税金が他町村に行っているというような状況が出てきたということで、これは大変だなというようなことで、いわゆる吉岡町も他町村に漏れず、いわゆる施策を変えなくてはならないということで、今年度からやっていきたいというようには思っております。

私は、もともとふるさと納税は前言ったように、このふるさと納税をしていただく方につきましては、本当にありがたいなというようには思っておりますが、それをふるさと納税がないときにはその住んでいるところの町なり市なり村なりに預けると。税金を払うと。そうすると、その税金をこっちによこすと、いわゆる返礼品が返ってくると。今返礼品の一番あれなのは50%ぐらい返しているというようなきにいいますと、簡単に言えば、1万円の税金を払わなくてはならないのがまた5,000円返っていくというようなことで、前も言ったように、脱税じゃないかというようなことも私も考えておったんですけども、だがしかし、それはそれとして、今吉岡町の現状を考えますと、これはふるさと納税のこの事業をしなくては大変なことになるなということで、今年度から計画していくということに考えております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それで、新しいものを考えて、サイトを運営している業者へも業務委託をするということでもありますけれども、私はここで気をつけるというのか、少し心しなければならぬなというふうに思っているのは、しょせん業者というのは、その業者ですから、そこに頼めば全てうまくいくわけじゃなくて、そのことは抑えておきますけれども、一つの考え方ですけれども、榛東なんかでは先ほど言いましたけれども、3億何がしかのふるさと納税がある珍しい村であります。これは、上手に私は戦略が上手だったのかなというふうに思っております。これ、コンサルタントに頼んだんだしたら私これうまくいかなかったと思うんですね。もしかしたら、その村にある英知を結集して行っていったのではないかと思います。そして、このふるさと納税というのは、納税してもらっても、榛東のほうを見ますと、ブドウがあったりお米だったりだというふうに思いますけれども、それで米の倉庫を買うとかどうとかなんていう話もありましたけれども、要するに住民からは市場価格よりも高い値段で買ってやると。それを返礼品としてやる。このことというのは、そこで農業をしている人たちにもいいわけですね。これはブドウも同じだと思う

んですけれども、市場よりも高い値段で買ってやって、それを返礼品としてやる。そうすると、受け取るほうもいいし、そこで生産者もいい。

私は、そんなようなことを吉岡町でも形を変えた中でもっと多くの人たちの英知、いろいろな産業の人たちにも加わってもらって、どういうことがもらう側にとってもいいけれども、またこちらの返礼品として上げることによって自分たち、この町内の産業、これは農業もあれば、いろいろな産業があると思いますけれども、そういう人たちにも恩恵があるんだという、両方にメリットがあるようなふるさと納税の方法というものをぜひとも、どういう方法があるかわかりませんが、さまざまな方法で私はその辺を探っていくべきだというふうに思うんですけれども、私のこの考えについて町長の考えはいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員が言われることも私はこれはいいことだなというように思っておりますが、今の榛東の内情を聞きますと、大分苦慮しているのかなど。米も大分いわゆる一般農家から買い集めて、それがどうにもならないで、どこかに安く売ったというような話も聞いております。

それはそれとして、この吉岡のものが返礼品に加わるということに相なれば、この町にも活性化が出るのかなというように思っております。

ですから、今のところは、今までやっていた吉岡町の特産品については、そのまま継続してやっていくということは考えております。その中で、いろいろな面で、今言った簡単に申しますと、1億円に対しまして、1億円いわゆるふるさと納税で入ってきたということになりますと、支出の返礼品については、約45%、4,500万円に充てるかなど。それから、返礼品送料、それに809万円、それから業務委託料、これが1,100万円、それから、その他、公金決済手数料、郵便料など270万5,000円、そして、合計で6,679万5,000円になります。そうすると、実質的に町に入ってくるお金が3,320万5,000円を見込んでおるんですけれども、この事業をいわゆる業者に頼みますけれども、業者に頼んでやっていただくわけですが、これ、今言ったように、これが町でこれをするということになりますと、多大な人件費がかかるのかなというように思っております。

それはそれとして、いわゆる町からの特産品、いわゆる町には米もあります。それを買って上げてまたそこに出していくというようなこともいいんでしょうけれども、今小池議員も言われたように、倉庫をつくるの、米つき機を買うのと、いろいろなことがあったらしいですけれども、それもどうなったかちょっと聞いていないですけれども、いろいろなこ

とで苦慮したのかなというようには思っております。

そういったことで、今小池議員が言われるようなことも頭に入れながら、いろいろなことでこれを検討していきたいと、やっていきたいというようには思っています。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 吉岡町のホームページのふるさと納税の申し込み方法というので、これ吉岡町のホームページにアップされていますけれども、見てぜひこれ欲しいなと思えるものには余り今見えないものですから、ぱっと見て、こんなものが欲しいなというようなものもぜひとも……、どうでしょうか。これから吉岡町の産業になり得るようなものをぜひとも英知を絞って開発をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、町長には嫌がられるんですけども、2番目に学校給食費についてお伺いをするものであります。

今まで吉岡町は学校給食費に対しまして補助をしているというのが実情でありますけれども、私は一度に無料にできなければ、この年度でも補助をもう少しふやしてもいいのではないかというふうに思っております。大きな流れの中で、町長もご存じのように、現在ことしからですかね。みどり市が、そして隣の渋川市が学校給食費を無料にします。そして、上野、神流、南牧、嬭恋、また違うところも出てくるかと思えます。そして、今第2子、第3子を無料にするという動きが出ておまして、前橋あたりも第3子は無料にしているというようなことを聞いております。

町長は、学校給食費に限らず、子育て支援の中ではさまざまところで他町村よりもすぐれたところがある。私もそれはすぐれているところはあるのは、それは当然認めますし、評価もします。

そういう中におきまして、ぜひとも一度に無料化にいかなければ、補助をもう少しずつ上げていくというような考えもしてはいいのではないかというふうに思いますけれども、無料化あるいは補助率の増額というんですかね。これについての考え方を再度お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 給食費無料化ということで、いわゆる小池議員のほうから一般質問でもさせていただきます。今この吉岡町の教育の現状を見ますと、もちろん給食費は渋川も今度は大になる。みどり市もなるという話は聞いております。

そういった中で、今吉岡町が置かれている立場というのがいわゆる30年度には明治小学校の職員室を拡張したり、それから、近い将来中学校の教室不足も予測されます。それ

から、いわゆる校舎の増築準備だとか、いろいろなことで、そういったものをしなくてはならないことが目に見えているということではあります。

そういった中におきましては、私も公約の中では無料化に向けて努力しますということでは掲げております。そういった中においては、あと私も2年間あるということの中においては、今小池議員が言われたように、いわゆるどれだけ今言った援助ができるか。これから検討していきたいというふうには思っております。

私、吉岡町で暮らす子供たちのために、今何が必要かを適正に判断して、限られた予算の中で優先順位をつけてやっていきたいと。給食費なんかは無料にしますよと言えば、もうそれはずっと無料でいかななくてはならない。だがしかし、学校補修だとか増築だとか、そういうものは一回すれば終わりなんですけれども、その都度の予算、そしてまた税収を考えながらやっていきたいというふうには思っております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、ぜひとも近隣市町村におくれることなく、努力をしていただきたいということをお願いをしておきます。

続きまして、3点目の住宅リフォーム促進事業であります。

これも5ページにありますけれども、これも継続をしてやるということなんですけれども、ぜひともこの中身の充実というのも図っていただきたいというふうに思っております。

ここに吉岡町の住宅リフォーム助成のインターネットで公開しているものもありますけれども、継続は当然してもらうことはありがたいことなんですけれども、やはり中身の充実という意味では、限度額の引き上げであるとか、補助率の少し拡大とかというものもぜひ考えていっていただきたいと思います。これは当然のことながら、それを利用する人たちも助かりますけれども、吉岡町の当然業者が対象になりますから、吉岡町の中小業者もこのことにより収入もふえ、結果的には町の中でのお金の循環がよくなるわけですから、このこともそういう視点から、群馬県内さまざまな制度を行っておりますけれども、そういう中で劣らず吉岡町は全体的に見てもいいですねと言われるような、せっかくある制度ですから、制度にしていただければというふうに思いますけれども、町長の考えをお尋ねします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 小池議員のほうから住宅リフォームというような、最近のこの住宅リフォームの使用状況を見てみますと、大分利用者が減ってきたのかなというふうには思っております。

そういったこともいろいろなことで加味して、今現状の制度内容についてですが、対象となるリフォーム工事としては、屋根のふきかえ、外壁の張りかえなど、外部工事、床材や壁材などの張りかえ、ドアの取りかえなどの内部工事、ユニットバス化やシステムキッチンの取りかえなどの建築設備工事など、あらゆる工事が対象となっております。

補助金の額は、10万円限度として、工事金額の10%に相当する額となっております。

町民の多くの方々にこの本制度を活用していただけるよう引き続き制度自体の周知を図ってまいりたいと思っております。

余り利用者が少ないというようなことになれば、そういったことで、いろいろなことも考えていかななくてはならないのかなというようには思っておりますが、今のところは、この制度でいきたいなというようには思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 利用者が少ないというのは、やはり今町長も言いましたけれども、制度そのものが充実していないところに私は問題があるなというふうに思っております。

限度額の引き上げはぜひともこれらもしていったら、そして、条件の緩和ということもあると思います。以前にも話しましたがけれども、小倉地域ですね。下水道処理、下水道が入りましたけれども、つなぎ込みがおくれている。これは、やはり一定のお金がかかるからということがありますけれども、こういう制度は広く使えて、使いやすく、そして、そのくらい町が補助してくれるのであればつなぎ込みをするかなということになりますと、町もよくなるというふうに思っておりますので、ぜひとも要望等は水道課等でもそんな話しながら、どの程度ならどうなんだというようなことを詰めて、このことは、つなぎ込みが今、本来つないでもらうべきところにまだつなぎ込みができていませんから、その促進ということもありますので、両方の意見を聞いて、要望点はそこに住んでいる方と水道課等でも協議しながら、その辺もつなぎ込みがうまく促進できるような形を整えていければというふうに思いますけれども、再度その点についてお考えを聞きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今小倉地区というようなことで出ましたけれども、そのつなぎ込みの補助金ということにこれを使うということになると、ちょっと問題が起きるのかなと。いわゆるつないでいただくのにお金がかかるわけですね。そのところに今小池議員が言うのは、そこに補助金を出せということなんですか。

そうなりますと、これは公共事業のほうまで全部公共下水のほうまで全部出さなく

ちやならないかなということになると、小倉……、もちろん農業集落排水は、南下、北下地区、そして小倉地区ということに相なるわけですけども、そこにはこの制度を使っていわゆるやるということになると、農業集落排水ばかりじゃなく、公共下水道のほうまでつなぎ込みするときには、その制度を使うというようなことになると大変なことになるのかなというようなことで、ちょっと無理があるのかなと。

それは、確かにいい案だと思います。そちらのほうまで使えるような町が施策をとれば、最高の今言った制度になるかと思えますけれども、その制度、公共下水道から全部ということになると、今リフォーム関係のあれは、最高、限度額で使っている、これで終わりましたよとか、そういうのあるんだろう。ちょっとお待ちください。

先ほど申し上げたとおり、この住宅リフォームの中のいわゆる下水道のつなぎ込みの今言った10%補助するということは、ちょっと難しいのかなと私は思っております。なぜかといえば、それを補助するということになると、公共下水道まで全部関連してくるのかなというようには思っております。

そういったことで、もちろん小倉地区だけじゃなく南下、北下、小倉、そしてまた、町全体の公共下水道のほうもつなぎ込みすると同じような金額を払ってもらおうということになると、そこまでいっちゃうのかなということになると、それができれば最高のあれですけども、これは最高500万円まで、500万円住宅リフォーム、何件か出てきても500万円1年で予算をとっておいて、やるとそれが終わりになるということになっております。

それから、いわゆる水洗をつくるとかなんとか、それは補助しております。

そういったことでご理解いただきたいと思えます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私が言っているのは、要するにどういう方であろうが、総額住宅リフォームは100万円の工事しても町がその中で対象とするのは100万円の中の20万円ですよ。その中の10%ですよということですから、どんな工事でもそれ、2万円以上に減らないんですよ。ならないんですよ。そうでしょう。

そういうことですから、そういうふうを考えれば、いろいろな考え方すれば、いろいろあって、今まで以上にもう少し間口を広げてもいいのではないかというのが考えです。

それともう1点でありますけれども、時間が来ますので、空き家対策事業というのが9ページにありますけれども、確かに今空き家問題というのが問題になっておりますけれども、この空き家のこの事業をして、そして空き家の数の把握等ができれば、その後に町が何を考えているのか。この調査をするのはわかったんですけども、調査した、調査のそ

の後、目的は何なのかということをお尋ねしたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 空き家対策につきましては、これから吉岡町空き家対策計画を作成する予定でもあります。その予定においては、住民代表、専門家、学識経験者などで構成された協議会を立ち上げて検討していきたいというふうには思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 専門家に話を聞くんでしょうけれども、要するに町はその空き家対策事業ということで調査して、その後の計画、だから、今空き家対策の調査をすんだという。調査した後、この空き家が何軒、どこに何十軒あると。ただ、これをどうしたいのかというのが、目的がないと、調査しても意味が私は余り意味ないと思うんですよね。

だから、調査する以上何か目的があるのではないかと。そこがだから、こういう考えです。町長、空き家対策というものを考えたらどうですかというふうには意見具申した人がいるんでしょうから、そういう人たちは根っこにどういうことがあったのか。私は、調査した後の計画、どういうことをしたいかということを知りたいんですけれども、もう一度。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） どういうことをしたいかということではありますが、それも含めて協議会を立ち上げて、こういうことをやりたいと、やったらいかがですかということによっていきたいというふうには思っております。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、小池春雄議員の質問が終わりました。

以上で町長施政方針に対する質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開いたします。

日程第2 議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第2、議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度吉岡町一般会計当初予算は、予算総額70億8,400万円で、前年度と比較すると6億5,800万円の減額、率にして8.5%減の予算といたしました。

減額の主な要因といたしましては、明治小学校校舎増築事業が事業完了により4億1,856万7,000円の減、私立保育所等施設整備補助金が事業完了により3億1,348万1,000円の減、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業において、用地取得費、補償費などの減額により2億6,455万6,000円の減などによるものであります。

平成29年度に新規に計上した主な事業といたしましては、文化財事務所新築移転事業6,980万円、ふるさと納税推進事業6,679万5,000円、八幡山グラウンド用地買収事業2,821万円、役場庁舎非常用発電機設置工事1,000万円などであります。

継続事業で増額となった事業は、保育所運営委託料及び施設型給付費で1億593万6,000円の増、防災無線デジタル化事業費で6,827万2,000円の増、南下城山防災公園事業で2,148万8,000円の増などがございます。

平成29年度は、第5次総合計画の後期基本計画の2年目の年、また、吉岡町まち・ひと・しごと創生戦略の3年目の年であります。本予算は、後期基本計画と総合戦略を連動させ、さらなる町の発展を目指すための予算でもあります。

それではまず、主な歳入についてご説明をいたします。

初めに、町民税については、人口の増加や雇用状況の改善により、前年度より2,371万5,000円の増、固定資産税についても新築家屋の増など、1,950万6,000円の増を見込み、町税全体では前年度より4,197万9,000円増の23億3,890万4,000円を計上しております。

地方消費税交付金につきましては、景気回復による消費拡大を見込み、前年度より2,000万円増の3億円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、国の地方財政対策において総額がマイナスとなっており、また、町税収入の増額が見込まれることから、前年度より8,600万円減の10億4,600万円を計上しております。

寄附金につきましては、平成29年度からふるさと納税業務について専門業者へ委託し、返礼品の品ぞろえを充実させるとともに、インターネット上でPRや返礼品の注文・配送を受け付けるなど、より多くの寄附をいただけるような仕組みに改め、寄附金額の増額を

図ります。ふるさと納税の見込み額は1億円、企業版ふるさと納税につきましては、3,000万円を予定しており、ふるさと納税の合計額は、前年度より1億2,900万円増の1億3,000万円を計上しております。

諸収入につきましては、大同特殊鋼株式会社から鉄鋼スラグ補償金1,450万4,000円を予定しており、南下古墳公園駐車場の舗装工事を大同特殊鋼の全額負担により実施いたします。

また、駒寄スマートインターチェンジの大型化事業に係る前橋市負担金6,877万円を計上しております。

町債につきましては、前年度より1,650万円減の3億7,250万円を計上しております。そのうち、臨時財政対策債につきましては、前年度より900万円増の2億7,500万円を計上しております。

財政調整基金繰入金は、前年度より2億947万2,000円減の7億5,484万8,000円を計上いたしました。これにより、平成29年度末の財政調整基金残高は、予算ベースで13億890万7,000円となります。

歳入全体に占める自主財源の比率は51.1%で、前年度の48.5%から比べると2.6ポイント上がっております。

既存財源である国庫支出金は、前年度より3億4,559万9,000円減の10億5,643万9,000円、県支出金は前年度より9,831万6,000円減額の5億6,050万1,000円を計上しております。

次に、歳出ですが、第5次吉岡町総合計画の6つの基本目標の分野ごとの主な事業について説明申し上げます。

まず、1つ目の「支え合う健康と福祉のまち」では、町民の健康を守るため、がん検診の無料化事業など検診事業に3,877万9,000円、子供や重度心身障害者の方などの医療費無料化事業に2億675万5,000円、保育所運営委託料や認定こども園などへの給付などに8億922万1,000円、障害児支援事業に7,867万円、認知症徘徊高齢者GPS貸与事業33万1,000円などを計上しております。

2つ目の「心豊かな教育と文化のまち」では、児童生徒1人当たり年額1万450円の学校給食費の補助事業2,220万8,000円、文化財事務所の新築移転事業に6,980万円、八幡山グラウンド用地買収事業に2,821万円、明治小学校職員室改修事業428万8,000円、駒寄小学校教室改修事業248万4,000円、吉岡中学校インターホン整備事業に327万円などを計上しております。文化財事務所の新築移転事業には昨年度の個人からの寄附金1,700万円、今年度予定されている企業版ふるさと納税による企業からの寄附金3,000万円を充当いたします。

3つ目の「活力ある産業と雇用のまち」では、地域特産品生産体制構築事業委託料として500万円を計上いたしました。これは、小倉乾燥芋の販路拡大や乾燥芋生産に関する雇用創出に向けた調査業務であります。

また、住宅リフォーム促進助成事業300万円、観光PR事業191万4,000円などを計上いたしました。

4つ目の「魅力的な自然と環境のまち」では、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金に600万円、資源ごみ回収事業補助金に549万2,000円などを計上いたしました。

5つ目の「住みよい安全で便利なまち」では、防災無線デジタル化事業に7,400万6,000円、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業として2億551万5,000円、南下城山防災公園事業に1億7,111万9,000円、橋梁長寿命化事業に5,510万円、災害時の拠点となる役場庁舎の非常用発電機設置工事に1,000万円、防犯カメラの設置事業に342万円、放課後児童見守りパトロールに230万9,000円、消防団員自動車運転免許取得費補助金396万円、空き家対策事業に320万4,000円、文化センター防火シャッター危害防止装置取り付け工事に494万7,000円などを計上いたしました。

6つ目の「町民と行政が協働するまち」では、広報や行政連絡文書等の配布など、自治会事務委託料3,822万3,000円、自治会振興助成金、地域づくり振興事業補助金、集会施設等整備事業補助金など、自治体活動支援事業として1,474万6,000円を計上いたしました。

また、男女共同参画事業として276万7,000円を計上いたしました。

また、ふるさと納税推進事業といたしまして6,679万5,000円、図柄入りナンバー導入推進事業として57万4,000円などを計上いたしました。

以上、第5次吉岡町総合計画の6つの基本目標の分野ごとにおける主な事業についての予算計上の概要を説明させていただきました。

吉岡町は、道路交通網の整備や子育て支援策などを継続して積極的に行ってきた結果、全国でも有数の人口増加の町として知らせるようになりました。今後もこれまで実施してきた基本政策を堅持しながら、冒頭に申し上げたとおり、総合計画と総合戦略に基づき、町民の皆さんが安心して生き生きと暮らせる活力あるまちづくりに向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

本予算は、そのための重要な予算であります。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、財務課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、平成29年度一般会計予算について、町長の補足説明をいたします。

まず、予算書の5ページをごらんください。

まず、第1条でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ70億8,400万円と定めたものです。先ほど町長の説明にもありましたが、前年度当初予算と比較しますとマイナス8.5%、金額にしますと6億5,800万円の減となるものでございます。第1条第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表・歳入歳出予算」によるものでございます。これにつきましては、後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表・地方債」によるということで、予算書11ページの「第2表・地方債」をごらんください。

平成29年度に予定している起債は4件です。

1つ目は、交付税の不足分を補う臨時財政対策債で2億7,500万円です。臨時財政対策債の元利償還金につきましては、後年度に全額交付税措置されます。

2つ目は、役場庁舎非常用発電機設置事業に充当する緊急防災減災事業債で1,000万円です。緊急防災減災事業債は、充当率100%で、元利償還金の70%が後年度に交付税措置されます。

3つ目は、南下城山防災公園整備事業に充当する緊急防災減災事業債で6,900万円です。先ほどと同様、充当率100%、交付税措置70%です。

4つ目は、防災無線デジタル化事業に充当する緊急防災減災事業債で1,850万円です。先ほどと同様、充当率100%、交付税措置70%です。

起債額の合計は3億7,250万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

予算書5ページに戻っていただいて、第3条の一時借入金につきましては、最高限度額を5億円と定めるものでございます。

第4条の歳出予算の流用につきましては、前年と同様でございますので、省略させていただきます。

それでは、予算書の12ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

まず、歳入の町税でございます。先ほど町長の説明にもありましたが、景気回復による

雇用状況の改善や人口増加などにより、1款町税は、前年度より4,197万9,000円、1.8%増の23億3,890万4,000円を見込んでおります。これにつきましては、予算書14ページをごらんください。

1款町税1項町民税1目町民税の個人が対前年比2.6%増の9億3,327万円、2目町民税の法人が0.1%増の1億4,287万3,000円、合計で対前年比2.3%増の10億7,614万3,000円を見込んでおります。

2項の固定資産税は、対前年比1.9%増の10億3,492万6,000円、3項の軽自動車税は対前年比1.1%増の5,803万9,000円を計上しております。

続いて、予算書の15ページをごらんください。

4項町たばこ税は対前年比0.5%減の1億5,942万8,000円、5項入湯税は対前年比10%減の1,036万8,000円を計上しております。

2款地方譲与税の1項地方揮発油譲与税は8.8%減の2,250万円、2項の自動車重量譲与税は2.4%減の5,490万円を見込んでおります。

以上の科目の増減内容につきましては、予算書と一緒に配付させていただいた説明資料の4ページから5ページをごらんいただきたいと思っております。一番右の欄が増減の内容となっております。

次に、予算書16ページの下段をごらんください。

6款地方消費税交付金は、景気回復による消費拡大を見込み、前年度と比べて7.1%、2,000万円増の3億円を計上しております。

次に、予算書17ページの下段をごらんください。

10款地方交付税は、国の地方財政対策において交付税総額が対前年比2.2%の減となっており、また、町税収入の増額が見込まれることから、対前年比7.6%減、金額では8,600万円減の10億4,600円を計上いたしました。内訳は、普通交付税が9億6,600万円、特別交付税が8,000万円となっております。

次に、予算書の18ページ中段をごらんください。

12款分担金及び負担金は対前年比1.5%減、金額では259万6,000円減額の1億7,460万9,000円を計上しました。主なものは、保育運営費保護者負担金(現年度分)で1億7,077万4,000円でございます。

次に、予算書18ページ下段から19ページ中段をごらんください。

13款使用料及び手数料の1項使用料は2.9%減の2,347万8,000円、19ページの下段から20ページの中段、2項手数料は0.3%減の1,064万1,000円を計上しております。増減の内容につきましては、説明資料の7ページから8ページの右の欄のとおりです。

次に、予算書20ページの中段からの14款国庫支出金の主なものは、子どものための教育・保育給付費国庫負担金2億2,376万6,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金1億2,647万5,000円、児童手当国庫負担金2億8,800万円、予算書21ページ中段の南下城山防災公園事業補助金1億72万円、社会資本整備総合交付金（駒寄スマートインターチェンジ）1億1,183万1,000円、同じく社会資本整備総合交付金（橋梁長寿命化修繕事業）2,915万円、同じく、社会資本整備総合交付金（道路改良事業）1,100万円、予算書22ページ上段の民生安定施設設置助成補助金（防災無線デジタル化事業）5,550万3,000円などがございます。国庫支出金の合計は、対前年比24.6%減、金額にして3億4,559万9,000円減額となる10億5,643万9,000円を計上いたしました。

次に、予算書23ページ、上段からの15款県支出金の主なものは、子どものための教育・保育給付費県負担金1億1,188万3,000円、障害者自立支援給付費県負担金6,323万7,000円、児童手当県負担金6,360万円、最下段の国保基盤安定補助金5,812万6,000円、予算書24ページ中段の医療福祉費県補助金9,896万3,000円などです。県支出金の合計は、対前年比14.9%減、金額にして9,831万6,000円減額となる5億6,050万1,000円を計上いたしました。

次に、予算書27ページ中段をごらんください。

17款寄附金は、前年と比べて1億900万円増の1億3,005万円を計上いたしました。先ほど町長の説明にもありましたが、ふるさと納税業務を専門業者に委託して、寄附額の増額を図ります。内訳は、ふるさと納税分1億円、企業版ふるさと納税分3,000万円、一般寄附分5万円でございます。

次に、予算書28ページ中段をごらんください。

18款2項基金繰入金は、対前年比21.0%減、金額にして2億908万7,000円減額の7億8,621万円を計上しております。主なものは、財政調整基金繰入金7億5,494万8,000円です。平成29年度末の財政調整基金残高は当初予算ベースで13億890万7,000円となります。

次に、28ページ下段の19款繰越金は、対前年比1.4%増、金額にして13万5,000円増の980万4,000円を計上しております。

続いて、予算書29ページから32ページ中段までの20款諸収入は、対前年比35%減、金額にして7,409万9,000円の減額で、1億3,739万2,000円を計上しました。主なものは、予算書30ページの中段で、大同特殊鋼株式会社からの鉄鋼スラグ補償金1,450万4,000円で、歳出のところでも出てきますが、南下古墳公園駐車場の舗装工事を大同特殊鋼の全額負担により実施いたします。また、予算書32ペー

ジ上段、駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金6,877万円を計上しております。

次に、予算書32ページ下段の21款町債ですが、先ほど「第23表・町債」のところで説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、歳出について説明申し上げます。

予算書34ページをごらんください。

まず1款の議会費は、対前年比0.2%の減、金額では19万3,000円の減額となる1億158万1,000円を計上しております。主な増減内容は、説明資料24ページの右側の欄に記載してあるとおりです。

次に、予算書36ページをごらんください。

2款総務費は、対前年比10.1%増、金額では7,718万8,000円の増額となる8億4,087万4,000円を計上しております。主なものは、予算書38ページ下段の自治会事務委託料で、広報や行政連絡文書等の配布や回覧を自治会に委託する経費3,822万3,000円です。

続いて、予算書39ページ下段で、自治会振興助成金260万円、地域づくり振興事業補助金130万円、集会施設等整備事業補助金662万1,000円、魅力あるコミュニティー助成事業補助金200万円などを計上しております。

続いて、予算書42ページ下段で災害等により電気の供給がストップした際、災害対策本部となる庁舎機能が維持できるよう、非常用発電機設置工事に1,000万円を計上いたしました。財源は、交付税措置のある起債で、緊急防災減災事業債1,000万円を予定しております。

続いて、予算書43ページ下段から44ページにかけてふるさと納税事業で、先ほど歳入のところで説明いたしました1億円の寄附見込み額に対しまして、支出は返礼品4,500万円、返礼品送料809万円、業務委託費1,100万円、その他の費用で270万5,000円、合計6,679万5,000円を計上いたしました。実質収入額は1億円の寄附に対し3,320万5,000円を見込んでおります。

次に、予算書44ページ中段で男女共同参画計画調査業務委託料206万3,000円、予算書45ページ上段で図柄入りナンバー導入推進事業負担金50万円、中段で高校生等通学支援事業補助金50万円を計上いたしました。

続いて、予算書46ページ中段で、児童の安全を図るための放課後児童見守りパトロール委託料230万9,000円、防犯カメラ設置工事費324万円などを計上しております。

続いて、予算書46ページ下段で渋川広域組合負担金（一般経費）3,029万4,0

00円、予算書48ページ下段で、電子計算費の委託料2,880万5,000円、使用料及び賃借料5,260万6,000円、予算書49ページ下段で、緑地運動公園及びリバートピア吉岡指定管理料1,890万円などを計上しております。

続いて、予算書の55ページの下段からの3款民生費は対前年比10.2%の減、金額では2億8,064万8,000円の減額となる24億7,377万9,000円を計上しました。

主なものは、予算書57ページ中段で、徘徊高齢者見守りGPS使用料33万1,000円、下から2行目で、社会福祉協議会補助金2,821万円、予算書59ページ中段で、介護保険事業特別会計繰出金2億1,163万9,000円、予算書61ページ中段で、障害児通所支援7,656万円、障害児相談支援205万4,000円、予算書62ページ中段、医療福祉費の扶助費で医療費無料化事業による医療費2億219万8,000円、予算書63ページ下段、後期高齢者医療費で療養給付費負担金1億4,212万2,000円、その下段で、後期高齢者医療事業特別会計事務費等繰出金971万3,000円、64ページ上段で、後期高齢者医療事業特別会計保険基盤安定繰出金3,134万8,000円などを計上しております。

続いて、予算書65ページの下段、児童手当4億1,520万円、その下の保育所運営委託料6億8,022万2,000円、66ページ上段、認定こども園に対する施設型給付費1億2,919万9,000円などを計上しております。

続いて、予算書67ページ中段で、学童クラブ指定管理料2,196万7,000円を計上しております。

次に、予算書68ページ下段からの4款衛生費は、対前年比1.1%増、金額では816万8,000円の増額となる7億5,428万8,000円を計上しました。主なものは、予算書70ページの中段、渋川広域組合負担金（火葬運営等）984万2,000円、その下段の住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金600万円、その下段の国民健康保険事業特別会計繰出金2億2,125万1,000円、そのすぐ下の水道事業会計繰出金3,000万円、下から3行目の予防接種委託料7,543万2,000円などを計上しております。

また、予算書71ページ下段、妊婦健康審査委託料2,172万1,000円、予算書72ページ下段、がん検診の無料化事業で健康審査等委託料3,299万8,000円を計上しております。

続いて、予算書74ページ下段で渋川広域組合負担金（し尿運営等）2,761万円、下から4行目で一般ごみ収集委託料4,178万3,000円、予算書75ページ上段で、渋川広域組合負担金（ごみ運営等）で1億1,506万4,000円、その下の資源ごみ

回収事業補助金549万2,000円などを計上しております。

次に、予算書76ページからの6款農林水産業費は、対前年比1.4%減、金額にして439万5,000円減の3億1,516万6,000円を計上しております。主なものとして、予算書77ページ下段、まち・ひと・しごと総合戦略関連で、地域特産品生産体制構築事業委託料500万円を計上しております。これは、小倉乾燥芋の販路拡大や乾燥芋生産に関連する雇用創出に向けた調査業務の委託料でございます。

次に、予算書81ページ上段、地籍調査業務委託料として3,481万2,000円、最下段で農業集落排水事業特別会計繰出金1億2,262万3,000円を計上しております。

続いて、予算書では83ページ下段からの7款商工費は、対前年比10.3%増、金額にして311万2,000円増の3,324万1,000円を計上しております。主なものは、予算書843ページ中段、商工会振興事業補助金600万円、その下段の中小企業制度利子補給金451万9,000円などを計上しております。

続いて、予算書85ページ中段からの8款土木費は、対前年比20.6%減、金額にして2億2,539万円減の8億7,036万9,000円を計上しております。主なものは、予算書87ページ上段、大榛橋かけかえ事業負担金（榛東村施工）1,740万円、予算書89ページ中段で橋梁長寿命化修繕事業として、橋梁点検業務委託を初め、橋梁長寿命化修繕詳細設計業務など、合計5,510万円を計上しております。橋梁長寿命化修繕事業の財源は、国庫補助金2,915万円を見込んでおります。

続いて、予算書91ページから92ページで、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業で、用地買収費を初め補償費など、合計2億551万5,000円を計上しております。駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業の財源は、国庫補助金1億1,183万1,000円、前橋市からの負担金6,877万円を見込んでおります。

続いて、同じく予算書91ページから92ページで、南下城山防災公園整備事業につきましては、工事費1億6,600万円など、事業費合計1億7,111万9,000円を計上しております。財源といたしましては、国庫補助金1億72万円、交付税措置のある起債である緊急防災・減債事業債6,900万円を見込んでおります。

続いて、予算書92ページ下段、公共下水道事業特別会計繰出金は2億101万円を計上しております。

続いて、予算書93ページ中段では、空き家等対策計画策定業務300万円を計上しております。

続いて、予算書93ページ下段からの9款消防費は、前年比31.7%増、金額にして9,375万6,000円増の3億8,986万5,000円を計上しました。主なもの

は、予算書94ページ下段の消防団員自動車運転免許取得費補助金396万円、予算書95ページ中段の渋川広域組合負担金（消防救急等）2億7,131万4,000円、予算書96ページ中段、無線放送施設デジタル化設置管理委託料215万5,000円、その下段の防災無線デジタル化設置工事7,185万1,000円などです。防災無線デジタル化事業の財源は、国庫補助金5,550万3,000円、交付税措置のある起債である緊急防災減災事業債1,850万円を見込んでおります。

続いて予算書96ページ下段からの10款教育費は、前年比32.4%減、金額にして3億3,495万3,000円減の6億9,985万4,000円を計上しました。主なものは、予算書98ページ上段、マイタウンティーチャー賃金2,275万9,000円、予算書106ページ下段で、学校給食費を児童生徒1人当たり年額1万450円を助成するための明治小学校分繰出金642万7,000円、駒寄小学校分繰出金848万6,000円、合計1,491万3,000円の繰出金を計上しております。また、そのすぐ下で、明小学校職員室改修工事設計業務委託428万8,000円、一番下の行で駒小教室改修事業である駒小製作室改修工事248万4,000円、予算書109ページ下段で、先ほどと同様の学校給食事業特別会計繰出金で吉岡中学校分繰出金729万5,000円、一番下の行で吉岡中学校インターホン入れかえ工事327万円を計上しております。

続いて、予算書の110ページから111ページで、大樹町との子ども交流事業費で357万6,000円、予算書115ページ中段で文化センター防火シャッター危害防止装置取付工事494万7,000円を計上しております。

続いて、予算書116ページ下段で、八幡山グラウンド拡張予定地にある文化財事務所の新築移転事業として、文化財事務所移転工事設計監理委託料500万円、117ページ上段で文化財事務所移転工事6,480万円を計上いたしました。移転事業の財源は、企業版ふるさと納税で、企業から寄附が見込まれる3,000万円と平成28年度に寄附された一般寄附金1,500万円とふるさと納税200万円を充当いたします。

続いて、予算書117ページ上段で南下古墳公園駐車場舗装工事で1,450万5,000円を計上しました。工事費用は、先ほども説明いたしましたが、全額大同特殊鋼株式会社が負担いたします。

続いて、予算書119ページ中段で八幡山グラウンド用地買収費2,808万円、予算書121ページ中段、給食センターの調理業務と委託料で5,000万4,000円、予算書122ページ上段でプレハブ冷蔵庫334万8,000円などを計上しております。

続いて、予算書123ページ下段から124ページにかけての12款公債費は、前年比1.4%増、金額にして770万3,000円増の5億7,639万6,000円を計上しました。

次に、予算書126ページから133ページまでは給与費明細書、134ページは債務負担行為で、平成30年度以降にわたるものについての平成28年度末までの支出額または支出額の見込み及び平成29年度以降の支出予定額等に関する調書、135ページは地方債の平成27年度末における現在高並びに平成28年度末及び平成29年度末における現在高の見込みに関する調書です。

また、説明資料の58ページと59ページには渋川広域組合負担金の負担割合や負担金の比較を記載しております。広域組合負担金の全体の伸び率は、対前年比0.1%の減、金額にして257万9,000円の減で、合計が25億9,591万9,000円です。吉岡町の負担金につきましては、人口増加により負担割合がふえたため、対前年比6.3%の増、金額して2,765万9,000円の増で、4億6,582万7,000円となっております。吉岡町の負担割合は前年度は16.9%、平成29年度は17.9%となっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） まず、お伺いしますけれども、今歳入でも歳出でも1,450万5,000円ということで、大同特殊鋼から片方では弁償金ということで受け入れて、そして、南下古墳公園駐車場舗装工事ということで1,450万5,000円、これを舗装することなんですけれども、これまでの私の一般質問に対しまして、12月の質問では町長のほうは、三者協議の中で今そこに舗装するか、撤去するかということで、まだ検討中なんだという話でした。私議事録をよく読み返してみました。そうしたら、今どうするか、そのことは協議中だということで、まだ大同にはそれでいいというふうには私は答えていないという回答でありました。本来であれば、これ舗装工事は舗装工事で構わないんですけども、その前に、そこに敷かれております基準を大きくオーバーしたスラグ碎石は撤去して、そして、その部分を舗装するというのなら話はわかるんですけども、その部分はどうなっているでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 12月の定例会のとき、小池議員の質問の中で、今おっしゃったとおり、検討中ということでお答えさせていただきました。

その後、大同特殊鋼との協議を詰めまして、年明け早々にであります、個別協議を締

結するに当たりまして、この現場の対応、先ほどお話にもありましたが、三者協議の基本方針を参考にいたしまして、現場に舗装をかけるということで協議を進めておりまして、まだ個別協定は締結をされておりませんが、大同とそのような形で締結ができる方向で今調整中でありますので、29年度予算で舗装をかけるという補償内容で計上させていただいたという経緯があります。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私は、そこでスラグ碎石を除去、撤去して舗装かけるんですかということを確認しているんですけども、そこはいかがですか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 現場の対応として、一番上にアスファルトをかけるわけですが、スラグ材に関しては、いじらないで、その上を被覆するという内容になっております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、だってあれでしょう。その効率から言って、0. ……、これ溶出基準も、溶出基準と何だ、2つの基準、調査方法があつて、それを上回ったものと、本来は出回っていないはずなんですよ。基準はだから、オーバーしているものというのは、これは廃棄物処理法の中できちんとした管理型処分場へ持って行って処理をしなければならぬというのが、これが法律なんです。

それが本来そんなものはないわけなんですよ。ないはずのものを毒入りのものがあるわけですから、それを撤去しないで、その上に舗装かけるなんていったらとんでもない話でしょう。

そのことで、群馬県というのは、当初はそれで廃棄物処理法違反で、群馬県が大同と佐藤建設工業を告発したわけですから、確かに今のところは警察とすると起訴としたというような話もありますけれども、またこれも裁判のほうもそれだけではどうも済まないような形になっております。

そのように、本来行政とかそういうものは法律を守る、守らせるのが仕事のはずですよ。その行政がそのスラグを撤去しないで、その上に舗装かけてごまかす。私は基準値以下だったらまだ話はわかります。基準値をオーバーしている。そんなことが許されるんでしょうか。果たしてそんなことが行政がする仕事なんですか。私は、こんなことは絶対してはならないと思っているんですよ。

これまで町長は、吉岡町が悪いんじゃない。悪いことをしたのは向こうだと。当然向こ

うには責任をとってもらおうというのがこれまでの町長の方針でした。私は、今の話聞いていると、町長のその方針が何らかの形でどこかに行っちゃったというふうにはしか見えないんですよ。スラグを片づけないで、その上に舗装かけて済ましちゃうと。毒はそのままですから、そんな処理の方法ってあるんでしょうかね。

私はこれだけは絶対避けなければならないと思っていますけれども、再度そこでの見解を町に求めます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 先ほども申し上げましたが、国土交通省、群馬県、渋川市、その三者協議の中で対応を決めます基本方針、その基本方針を参考にいたしまして、吉岡町は今回このような対応で個別協定を結びたいという方向で進めておりますので、完全にその現場にこれで最後だというものではありませんで、含有量、溶出量、それが全て環境を汚染していないという調査報告に基づきまして、現場を保全するというので、アスファルトで被覆するようにします。

今後長い将来にわたりまして、その土地の改変等が生じたときには、そのスラグ材自体を撤去しまして、適正な処理を行うということを含めた個別協定書を想定しておりますので、今回、29年度につきましては、その基本方針に基づきました対応をさせていただくということになります。以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 1点だけお尋ねしたいんですけども、予算書の46ページの中段の15節工事請負費ですけども、ここに防犯灯設置工事と防犯カメラ設置工事が計上されております。防犯灯につきましては、各自治会ごとにやっておりますけれども、これは、何台どこに設置するか。また、その要望は町からある程度想定して設置するのか。

同じように、防犯カメラ工事についても、これ町中全部やるわけじゃないと思います。一定の数で順次やっていくと思いますけれども、その辺のところは、自治会の要望で設置するのか。あるいは町、行政の考え方で設置するのか。その後どういう形で全町に広げていくのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 防犯灯の設置につきましては、来年度、24基の予定ということで予算のほうには盛り込ませていただきました。

設置につきましては、今までどおり、自治会の要望等、また、町で判断してここは必要

だというような場所があれば、そちらのほうに設置していくというような形を考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 防犯カメラも同じような考え方でしょうか。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 防犯カメラにつきましては、8台程度を予定しております。こちらのほうにつきましては、要望というよりも、町のほうで結構金額のほうもかかりますので、計画的といいますか、こちらのほうで判断、町のほうで設置したほうがいいだろうということはある程度判断をしまして、また、ちょっと自治会等とも相談をしながら設置していくというような形になろうかと思っております。以上です。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 防犯灯については、各自治会の要望ということで理解するんですけども、通学路の家混みのところについては、結構私どもも危険なところを感じているんですけども、そんなところは、学校関係の方との協議も必要ではないかなと思います。

また、防犯カメラについても、これお金かかりますから、どんどんやっていくわけにはいかないと思うんですけども、そんな中で、学校との関係者との話し合いの中で、本当に危険だと思われる箇所からやっていただく。自治会も含めてですけども、話し合っただけで決めていくということではできないでしょうか。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 防犯灯につきましては、現在自治会と協議をして、また、学校とPTA等は要求があれば、そちらのほうも前にお答えしたかと思うんですけども、自治会のほうで電気料等を負担していただいている関係もありますので、PTAなどから要望があった場合にはそちらにおつなぎするような形でさせていただきたいと思っております。

また、28年度につきまして防犯カメラ1カ所なんですけど、PTAといいますか、学校等から要望がありまして、1カ所設置のほうをさせていただいている状況であります。

そういった要望等がありましたら、また検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番 (岩崎信幸君) 議案書18ページ、12款分担金及び負担金でございますが、目、その中の民生費負担金ですが、259万6,000円の減となっております。説明資料の7ページによりますと、3歳未満児数の減に伴う保育運営費保護者負担金現年度分の減、前年度1.6%減、272万1,000円などにより、対前年度1.5%減、259万6,000円の減額と見込まれましたと記しておりますが、3歳未満児数の減に伴う保育運営費保護者負担金の減などにより減額を見込みましたというのは、私としては合点がいかないわけございまして、28年度の予算書を見ますと、27年度の負担金が1億6,067万1,000円、28年度は1億7,020万5,000円で1,653万4,000円の増となっておりますのに、本年度は1億7,460万9,000円で、28年度比259万6,000円の減となっております。1,653万4,000円の増から259万6,000円の減というのは、何かつじつまが合わないのではないかと思うわけございまして、私としては吉岡会の現状を鑑みましても3歳未満児数が減って、負担金が減っているとは思えないのでございます。

しかも、今回の一般会計の補正に関しましても1,665万3,000円の減となっておりますし、何か取り繕っていると言うと弊害がありますが、修正していたのではないかとと思われるわけございまして。

現に、実際3歳未満児が減っていくのか、また、負担金が減っているのかをお答えください。もし減っているとするならば、これからの対策をお尋ねします。以上です。

ついでに、もう一つお願いしましょう。また改めてやるのでは大変ですので、119ページ、歳出、10款教育費17節公有財産購入費、八幡山グラウンド用地買収費2,808万円でございます。これに関しましては、昨日施政方針演説の中で若干述べられておりますが、現在も有効な補助事業などが見つからず、グラウンド内の地権者の買い取り要望で取得することにした。今後も財政状況を見ながら有効的な補助事業を探りながら進めていきたいというような答弁でございました。

一昨年前までは、あれほど活発に八幡山グラウンドに関しましては議論がなされていたわけでございますけれども、八幡山公園グラウンドに関しましては、私も体育関係で通じる場所がありますので、この体育関係者の方から規模や工期及び工事中などのどこの施設を使用しているかなども問い合わせが来ております。

補助事業はなかなかないようでございますが、何とか早く進めていただきたいと思うわけございまして、現在の状況を詳細に、またこれからの展望などをお答えください。

また、関係がありますので、文化財事務所移転工事の6,480万円も絡めてお答えください。お願いいたします。

議長 (岸 祐次君) 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） まず、保育園の運営費に係るところの保育の負担金につきまして答えさせていただきます。平成27年度に新しい制度のもとで保育料の改定をさせていただきました。当然当初予算ではそれにつきましての見込みが難しいものがございました中で、年度途中で補正予算で減額をさせていただきました。

28年度においても減額の補正をさせていただきました。

これにつきましては、新しい制度のもとでの試算をした中で、年々これは所得が変動してまいります。特に28年度につきましては、前年度の所得状況が保護者の所得水準が下がっております。そういった中で、減額が生じました。それを見込んだ29年度の当初予算でございます。

3歳未満につきまして減っているということではございません。収入関係等については減っている。そういう状況を見込んだ中での当初予算でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 八幡山グラウンドの拡張計画の関係ですが、今年度は八幡山グラウンド、現在のグラウンドの中に民地がございまして、そちらの所有者の方から買い取り申し出がありまして、それに伴って用地買収費2,808万円を計上させていただきました。

2筆、2名の方が該当しております。

それと同時に、今後の拡張計画の現状ということではありますが、拡張計画に基づきまして、当然面積的にふえます。主に南と西側に面積が拡張されます。その拡張の中に、現在の文化財事務所がありまして、それを今回の拡張計画の第1弾として、事務所の移転をさせていただいて、今後の用地の拡大、整備に支障のないように対応していきたいということで、手がける計画であります。

その計画ではありますが、全体的に補助事業がございません。そこで、過日別件で総務省の方が吉岡町に来町いたしましたので、公園の拡張に伴う補助事業があるかどうか、もう一度国レベルで調べてほしいというお願いをしたところ、過日回答がありまして、やはり、このグラウンドの拡張計画に伴う国の補助事業はないというお答えをいただきました。

したがって、年度予算の規模は小さくなるかとは思いますが、できることからまず取りかかっていこうという方針になります。

したがって、いつごろどういったところで支障が出るのかということになりますと、今後また事業の見直し等も含めていかなければいけないのかなというふう考えておりま

すので、現在はちょっと明言はできませんので、ご了解いただければと思います。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 前から町の予算という話も聞いておって、今補助事業という形で聞いたわけでございますけれども、実際もうなかなか見つからないということでしたので、これは仕方ないかなとも一瞬考えておりますが、ただ、ある意味公園の今言ったとおり整備事業でございますので、なるべく早くあれでしたらやらせていただきたいとも思いますし、町の予算でなるべく使っていただきましてやっていただけたらいいと思いますけれども、そこら辺の胸算といたしますか、そこら辺の予算の配分関係でいろいろととれるような形をしていただけたらと思うんですけれども、どうでしょうか。今の現在、現状に関しましては。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 現在の八幡山公園の拡張計画の基本計画に基づいて進めておるわけでありまして。当時基本計画が作成されたときには、全体計画としておおむね5年ぐらいをかけて整備していくという話は聞いておりました。そのときから補助事業を探ってみたものの、やはりないということになりますと、やはり5年、6年というサイクルには変わりはないのかなという気がいたします。

あとは、町の財政と相談をしながら、可能な限り整備していきたいという考えは持っておりますので、今後財政局長のほうと協議になっていくかと思っております。

議長（岸 祐次君） ここで、質疑途中ではございますけれども、昼食休憩をとります。

再開を午後1時からの再開といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸 祐次君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平成29年度吉岡町一般会計予算の質疑を再開いたします。

ほかにありませんか。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 予算書の43ページ、歳出総務費の企画費の中なんですけれども、11、12、13、14、19の各節において、11から14まではイベント用という括弧書きであって、19に行って負担金の中で一番最後の下段のところであるさとまつり交付金とあるんですけれども、これは全てイベント用もふるさとまつりにかかわる費用ということで解釈してよろしいでしょうか。

それともう1点、歳出の78ページ、農業費の農業振興費の中で、13節の委託料で道の駅清掃委託料、一番最終段にあるんですけども、この委託先はもうどこか決まっているのでしょうか。毎年この経費が出ていますけれども、委託先がわかりましたら教えてください。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） ご質問いただきましたふるさとまつり交付金につきましては、こちらふるさとまつりに自治会から参加していただくときに1自治会当たり2万円ということで交付を行うものです。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 道の駅の清掃委託料につきましては、例年物産館のほうにお願いしている経費でございます。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 今19節の一番下のふるさとまつり交付金について今説明があったんですけども、その上のイベントについてはちょっと説明がなかったんですけども、お願いしたいと思います。

それと、道の駅の清掃委託料は、委託先は物産館だということですけども、そちらとは業務内容はどんな内容で契約されているのかお伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 清掃内容につきましては、道の駅のトイレの清掃を中心に、庭については、振興公社のほうとエリア分けをさせていただいて、ごみ拾い等をしていただいているところであります。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） この（イベント用）とあるのは、ふるさとまつりに使用する科目でございます。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） そうすると、11から14までのイベント用というのは、ふるさとまつりということで理解してよろしいわけですね。

そうしますと、ふるさとまつりとイベント合体して、こういうふうに書いてあるということは、29年度のお祭りの形式を何かこれから考えていらっしゃるのか。それともあえてこのままで同じように進めようとしているのか、お願いしたいと思います。

それと、道の駅の清掃委託、物産館とトイレあるいは庭等の清掃ということですが、このしている業務の内容というんですか、そういうのは点検あるいは日報等確認をされて、毎月支払いをされているのでしょうか。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） こちらの内容については、毎日していただくということで、主に物産館の従業員の皆さんがやっただけというので、毎日日報等による確認までは行っていないのが現状ですが、見回り等含めて、苦情等がないように指導させていただいているところでございます。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） ふるさとまつりにつきましては、今回お祭りの終了後、自治会等々もアンケートを実施しまして、今までと同じように、来年度についても参加したいというようなお話もいただいております。

そういった中で、今までのお祭りの形態をとりながら、その中に新しい何かを取り入れられればということで、ちょっと今現在検討しているところでございます。以上になります。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第16号は、吉岡町議会会議規則第37条の第1項の規定によって、予算決算常任委員会に付託します。

日程第3 議案第17号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第3、議案第17号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案させていただきます。議案第17号 平成29年度吉岡町学校給食事

業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,706万8,000円とするものです。前年度と比較しますと65万4,000円の増額となります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） それでは、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

予算書の144ページをお開きください。

最初に、歳入になります。1款給食費納入金、本年度予算額9,448万3,000円ですが、この内訳につきましては、学校教職員給食費、給食センター職員等の給食費、児童生徒給食費の合計9,448万3,000円となるものでございます。前年度と比較しまして52万3,000円の増額となっております。

続きまして、2款繰入金、本年度予算額は2,220万5,000円、これは、小・中学校3校分で、一般会計から繰り入れるものでございます。前年度と比較しますと、13万6,000円の増額となっております。

続きまして、3款繰越金は前年度と同額の30万円を予定しております。

4款諸収入、この諸収入は、主に試食代金として8万円を見込んでおります。

歳入合計1億1,706万8,000円となります。

続きまして、歳出になります。146ページをごらんください。

歳出ですが、原材料費1億1,701万8,000円で、前年度と比較しますと65万4,000円の増額を予定しております。

公課費は、前年度と同額の5万円を計上し、歳出合計1億1,706万8,000円となり、歳入歳出それぞれ1億1,706万8,000円の同額となります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第17は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第4 議案第18号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第4、議案第18号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予

算を議題といたします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。議案第18号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億337万1,000円と定めたものがあります。

この予算は、前年度比112.17%、金額で4,378万4,000円の増額予算であります。

歳入予算の主な内容は、国庫補助金及び下水道事業債の増額を見込んでおります。

また、歳出の予算の主な内容は、下水道費において総務管理費の委託料及び建設費の委託料の増額、公債費では償還金元金及び利子の減額であります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。予算書149ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の総額を4億337万1,000円にお願いするものです。

第2条地方債については、歳入の最後に説明をさせていただきます。

第3条一時借入金は、借り入れの最高額を9,200万円に定めさせていただくものです。

それでは、155ページをごらんください。

歳入より説明をさせていただきます。第1款分担金及び負担金349万9,000円、前年度比71万円の増額。受益者負担金については、個人や民間の宅地開発などが対象となっておりますのでございます。

2款1項1目下水道使用料1億654万9,000円、前年度比30万5,000円の増額。使用料の増額で、自然増によるものを見込んでおります。なお、算出の退出戸数につきましては、3,039戸としております。

3款1項1目下水道費国庫補助金2,140万円、前年度比890万円の増額。国土交通省所管の交付金、今年度社会資本整備総合交付金となっております。交付対象の事業内容は、事業区域拡大に伴います管渠工事実施設計委託料と舗装本復旧工事で、事業金額の

合計が4, 284万円になりますが、この2分の1が国庫補助ということで、この金額となっております。

第4款1項1目下水道費県補助金170万円、前年度比110万円の増額。単独工事費に対しての県補助率5%の金額を計上しております。

156ページをごらんください。

第5款1項1目繰入金2億101万円、前年度比932万5,000円の減額。一般会計からの繰入金をお願いするものです。

第6款1項1目繰越金30万円、前年度と同額。

7款1項延滞金加算金及び過料は昨年度と同額。7款2項雑入1万1,000円、前年度比6,000円の減額。

157ページをごらんください。

8款1項1目下水道事業債6,890万円、前年度比4,210万円の増額となっております。

なお、第2条の地方債についての説明も兼ねさせていただきますが、平成29年度予定の事業債の内容になります。公共下水道補助分の事業債1,920万円、同じく単独分の事業債3,190万円、流域下水道補助分の事業債350万円、同じく単独分の事業債60万円、地方公営企業法適用に向けての台帳整備業務委託にかかわる事業債1,370万円になります。

152ページにお戻りいただくと、第2表地方債の明細がございます。起債の目的で、公共下水道事業債5,110万円の内訳については、補助分の事業債1,920万円と単独分の事業債3,190万円の合計額となっております。また、流域下水道事業債410万円の内訳については、補助分の事業債350万円と単独分の事業債60万円の合算額となっております。

続いて、158ページにお戻りください。

歳出について説明をさせていただきます。

第1款1項1目総務管理費4,495万2,000円、前年度比1,828万3,000円の増額。主な増額は13節委託料で、詳細については、公営企業法適用業務委託1,377万円です。これは、公共下水道事業の法適用に向けた事務事業の委託でございます。そのほか、公課費590万円（消費税）になりますが、こちらの増額となっております。

また、先ほどお話ししました公営事業債の関係ですが、公共下水道事業の法適用につきましては、人口減少等による料金収入の減少、施設設備の老朽化など、厳しさを増す経営環境を背景に、総務省の指導により、公共団体が経営基盤の強化や財政マネジメントに的確に取り組むため、企業会計の適用を指導しておることから、取り組みをするものでござ

います。

なお、目標年次につきましては、平成32年度からの法適用に向けて取り組む計画でございますが、法適用には固定資産台帳の整備、システム整備、さまざまな事務が必要となります。この中でも、特に固定資産台帳の整備については、法適用の移行事務の中でも最も手間のかかる作業ということでございます。

159ページをごらんください。

第2目管渠管理費6,254万5,000円、前年比651万5,000円の減額。主な要因としては、13節委託料で下水道台帳データ作成業務委託や19節負補交の県央処理区維持管理負担金の減額によるものでございます。

第3目建設費9,219万9,000円、前年度比4,188万9,000円の増額。

161ページをごらんください。

主な要因については、13節の委託料5,199万2,000円で、前年度比3,999万2,000円の増額となっております。詳細は、公共下水道の事業認可区域拡大に伴います管渠工事実施設計業務委託などです。

第2款1項1目公債費、元金1億6,564万6,000円、前年度比555万4,000円の減額です。

2目利子3,782万8,000円、前年度比431万9,000円の減額。

第3款1項1目予備費20万円、前年同額。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第18号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第5 議案第19号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第5、議案第19号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。議案第19号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億7,116万5,000円、対前年度比3,048万1,000円増の101.3%に定めたものであります。

内容につきましては、昨年度に引き続き、社会保障制度の見直し等により、今まで国民健康保険の加入者が被用者保険へ移行されるケースが続いており、国保加入者数が減少していることから、ほぼ前年度と同等の予算編成となっております。

歳入においては、国保加入者の減少等により、現年分の税収が若干低くなっております。その他一般会計繰入金につきましては、前年度と同額の9,943万8,000円の繰入金を予算計上いたしました。

歳出においては、広域化に伴うシステム改修費の増額、保険給付費が若干多くなっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回お願いをしております予算につきまして、歳入歳出予算の総額は、先ほど町長の提案説明のとおりでございます。

第2条の一時借入金につきましては、前年同様5,000万円を最高額と定めるものでございます。

内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて概略を説明いたします。

180ページをお願いいたします。

歳入第1款国民健康保険税は、歳入予算の20%を占める予算であります。4億7,352万9,000円、対前年度比2,902万6,000円の減額で、94.2%でございます。町長の提案説明で今年度も国保加入者が減少傾向にございます。

次に、第2款の一部負担金は存目でございます。

181ページの第3款は、督促手数料を10万円計上させていただきました。

第4款の国庫支出金の全体額は4億7,718万2,000円です。対前年度比103.2%となっております。

182ページをお願いいたします。

第5款療養給付費等交付金は、別名で退職医療交付金とも言われております。支出の第2款の保険給付費の退職被保険者分に係る医療給付等を被用者保険から繰り入れるものでございます。対前年度比649万4,000円の増でございます。112.6%、5,806万7,000円を計上させていただきました。

第6款前期高齢者交付金は4億5,475万4,000円です。対前年度比2,127万5,000円増の104.9%でございます。

第7款県支出金は1億3,305万6,000円です。主なものは、県財政調整安定化交付金でございます。

183ページをお願いいたします。

第8款共同事業交付金は歳入予算の23.1%を占める5億4,801万6,000円でございます。高額医療費及び医療費に対し平準化した運営を図るため、市町村国保の共同事業で交付されております。

184ページをお願いいたします。

第10款繰入金は、歳入予算の9.3%を占めております。2億2,125万円でございます。第1項第1目第2節の保険基盤安定繰入金の保険者支援分は、保険税軽減策による保険者への財政支援として、国が2分の1、県及び町が4分の1公費負担をして繰り入れるものでございます。その他一般会計繰入金、ルール外の繰入金は、前年度と同額の9,943万8,000円でございます。

187ページをお願いいたします。

歳出に移ります。第1款総務費は1,368万1,000円、対前年度比440万7,000円の増額です。広域化に伴うシステム改修費の増でございます。

189ページをお願いいたします。

第2款の保険給付費は13億9,967万1,000円、対前年度比3,227万5,000円の増、102.4%を計上するものでございます。

191ページの第4項出産育児一時金は、20件分、840万円を計上させていただきました。

192ページをお願いいたします。

第3款後期高齢者支援金等は2億5,708万7,000円、対前年度比1,668万5,000円の減、93.9%を計上させていただきました。

第4款前期高齢者納付金等は34万5,000円を計上させていただきました。

193ページをお願いいたします。

第6款介護納付金9,808万3,000円、対前年度比146万3,000円の増でございます。

第7款共同事業拠出金は5億3,830万3,000円、対前年度比907万2,000円の増、101.7%でございます。高額医療費及び医療費に対し、市町村国保が平準化した運営が図られるよう共同で拠出するものでございます。

194ページをお願いいたします。

第8款保健事業費2, 145万8, 000円を計上させていただきました。なお、特定健診は、集団及び個別健診を合わせて1, 400人分を見込んでおります。

196ページをお願いいたします。

第9款基金積立金、第10款公債費につきましては存目でございます。

197ページをお願いいたします。

第11款諸支出金につきましては、昨年度と同額を計上させていただきました。

198ページをお願いいたします。

第12款予備費につきましては3, 977万6, 000円、保険給付費の約1カ月分の3分の1を計上させていただきました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第20号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第6、議案第20号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。議案第20号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6, 469万8, 000円と定めたものであります。

この予算につきましては、前年度比102.40%、金額で386万8, 000円の増額予算であります。

詳細につきましては上下水道課長より説明をさせますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。209ページをごらんください。

歳入より説明をさせていただきます。

歳入第1款1項1目分担金290万円、昨年と同額。宅地転用見込み分の分担金について予算計上をしております。小倉地区で145万円、北下・南下地区で145万円。

第2款1項1目使用料3,058万7,000円、前年度比86万3,000円の増額。使用料現年分3,043万7,000円と滞納繰越分15万円となっております。

第3款1項1目繰入金1億2,262万3,000円、前年度比88万円の減額、一般会計からの繰入金をお願いするものでございます。

第4款1項1目繰越金10万円、前年度同額。

210ページをごらんください。

第5款1項1目諸収入28万8,000円、前年度比7万5,000円の減額。

第6款1項1目町債820万円、これにつきましては、全額地方公営企業法適用に向けての台帳整備業務委託にかかわる事務事業債となっております。

次に、211ページの歳出について説明をさせていただきます。

第1款1項1目総務管理費3,179万5,000円、前年度比830万6,000円の増額。主に、13節委託料の増額です。詳細については、公営企業法適用業務委託828万4,000円です。先ほど公共下水道事業特別会計予算でも説明をさせていただきましたが、総務省の指導いたします公営企業会計導入に向けた事務業務の委託となっております。

212ページをお願いいたします。

第2目施設管理費4,058万3,000円、前年度比443万9,000円の減額。主に13節委託料で、昨年度新規事業で実施しました機能診断調査業務委託の完了などによる減となっております。

213ページでございます。

第2款1項1目公債費元金6,797万1,000円、前年度比168万2,000円の増額。第2目公債費利子2,424万9,000円、前年度比168万1,000円の減額。

第3款1項1目予備費10万円、前年度と同額。

以上、不足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第20号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第7 議案第21号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第7、議案第21号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。議案第21号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ379万1,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては町民生活課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 予算書の225ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ379万1,000円と定めるものでございます。この予算につきましては、貸付事業自体が終了し、現在では償還のみの事業となっております。

それでは、228、229ページの歳入歳出事項別明細書をごらんください。

初めに、歳入の第1款貸付事業収入につきまして、対前年度比で3万8,000円の減額となっております。これにつきましては、歳入の貸付金元金及び利子の現年度分について償還期間が終わる方がおり、20万1,000円減額になります。過年度分につきましては、納入金額の増額が見込まれる方もおり、16万3,000円の増額を見込み、3万8,000円の減額になるものでございます。

第2款の県支出金につきましては、償還事業の補助金が5,000円減額になるものでございます。

歳出につきましては、前年度に比べ第2款公債費が72万6,000円の減額。これにつきましては、償還金でございます。

第3款諸支出金につきましては、前年度比68万3,000円の増額となっております。これは一般会計への繰り入れでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第21号は、総務常任委員会に付託します。

日程第8 議案第22号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第8、議案第22号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。議案第22号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億6,598万7,000円、対前年度比9,210万円増の106.7%に定めたものであります。

介護保険事業は、平成27年度から第6期の介護保険事業計画がスタートし、3年目の最終年度となります。歳出の保険給付費と地域支援事業費を合わせて6.5%の増額であります。歳入の国庫支出金等はこれに比例して約6.3%の増であります。第1号被保険者の保険料は、2.5%の増であります。負担割合から見ると低調であります。現年度の普通徴収分の保険料が低くなっております。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細にて説明をさせていただきます。

242ページをお願いいたします。

歳入の第1款保険料は3億2,972万9,000円、対前年度比812万9,000円の増、102.5%を計上させていただきました。

第2款国庫支出金は、全体で3億1,257万1,000円、対前年度比1,857万4,000円の増、106.3%を計上させていただきました。

243ページをお願いいたします。

第3款支払基金交付金は、給付費等の28%相当でございます。3億9,328万7,

000円、対前年度比2,264万8,000円増の106.1%を計上させていただきました。

第4款県支出金は、全体で2億675万5,000円、対前年度比1,385万9,000円増の107.2%を計上させていただきました。

次に、244ページをお願いいたします。

第6款繰入金は2億2,363万9,000円、対前年度比2,889万円増の114.8%を計上させていただきました。内訳としましては、第1項第1目の介護給付費繰入金は、介護給付費の12.5%、1億7,061万3,000円。

245ページをお願いいたします。

第3目の地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業分の572万6,000円で、事業費の19.5%、第4目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業分の496万2,000円で、事業費の12.5%を計上させていただきました。第6目低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階対象者の保険料0.05倍の3,600円を軽減措置公費負担としまして500人分を計上させていただきました。第7目の一般事務費繰入金は2,853万5,000円を計上させていただきました。

第2項第1目の介護給付費準備基金繰入金を第6期の終了年度となりますので、現状の基金を全額繰り入れをさせていただきました。

247ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

第1款総務費は2,353万5,000円、対前年度比560万7,000円の増です。増額分につきましては、第1項第1目のシステム改修に伴う委託料と249ページ、上段の第7期の事業計画の委託料が主なものでございます。

第2款保険給付費は、歳出予算全体の93.1%を占める予算でございます。総額で13億6,490万3,000円、対前年度比6,180万1,000円増の104.7%を計上させていただきました。内訳としましては、第1項第1目の居宅介護サービス給付費で、第3目の地域密着型介護サービス給付費、第5目の施設サービス給付費で、給付費の94.8%を占めるものとなっております。

253ページをお願いいたします。

第6項第1目特定入所者介護サービス費は、施設入所者の居住費及び食費分となっております。

254ページをお願いいたします。

第4款地域支援事業費は6,904万9,000円、対前年度比2,509万1,000円増の157.1%を計上させていただきました。主に、第1項第1目の包括的支援事

業費の委託料で、地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託料、255ページの第2項第1目の介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業による介護予防通所介護及び介護予防訪問介護給付費によるものでございます。

257ページをお願いいたします。

第5款第1項第2目の償還金は、第5期財政安定化基金を借入しました償還金でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第23号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第23号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第23号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,979万1,000円、対前年度比644万8,000円増の103.9%に定めたものであります。

予算につきましては、広域連合で示されたもので作成をいたしました。町の仕事は、被保険者と広域連合会の橋渡しの役割を担っております。主な業務といたしましては、保険料を徴収し連合会に納付する業務、保険証の引き渡しなどであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明をさせますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 今回お願いしております予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、

先ほど町長が提案理由をしたとおりでございます。

第2条の一時借入金につきましては、昨年と同様の5,000万円を最高額と定めたいものでございます。

それでは、当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

268ページをお願いいたします。

歳入の第1款保険料は1億2,084万4,000円でございます。対前年度比472万9,000円の増額、104.1%を計上させていただきました。内訳としまして、特別徴収で8,478万1,000円、普通徴収で3,606万3,000円を計上させていただきました。

第2款の繰入金は4,106万2,000円。対前年度比172万7,000円の増額、104.4%を計上させていただきました。内訳としまして、広域連合事務費負担金として町の一般財源から971万3,000円でございます。保険基盤安定繰入金として3,134万8,000円、県から一般会計へ県負担分の4分の3が負担金として入り、これを町の負担分としまして4分の1を足して一般会計から繰り入れております。

次に、第3款の繰越金22万円を計上させていただきました。

269ページをお願いいたします。

第4款諸収入は、全体で766万5,000円を計上させていただきました。主なものは健康診査の受託事業収入として計上させていただいております。

271ページをお願いいたします。

歳出に移ります。

1款の総務費は、1,006万5,000円を計上させていただきました。主な歳出としましては、保険料の徴収に係る電算処理の委託料、健康診査の委託料、人間ドックの補助金等でございます。

272ページをお願いいたします。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億5,922万円です。対前年度比572万6,000円の増、103.7%を計上させていただきました。内訳としましては、広域連合事務費負担金719万9,000円、保険料等負担金1億2,067万3,000円、保険基盤安定負担金3,134万8,000円でございます。

273ページをお願いいたします。

第4款の予備費は40万円を計上させていただきました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第24号 平成29年度吉岡町水道事業会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第10、議案第24号 平成29年度吉岡町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第24号 平成29年度吉岡町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

最初に、第2条業務の予定量でございます。給水戸数が順調に増加していることもあり、年間総給水量並びに1日平均給水量については、微増ではございますが、増を見込んでおります。しかし、1件当たりの使用量においては依然として減少傾向が続く見込みでございます。

次に、本年度の主な建設改良事業については、前年度と同様に、防衛省所管の補助金を活用した石綿管の更新事業「老朽管布設がえ工事」を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出について説明申し上げます。

収入第1款水道事業収益については4億1,841万7,000円で、前年度比98.3%、予算額で705万1,000円の減額であります。

支出第1款水道事業費用については4億410万5,000円で、前年度比97.3%、予算額で1,129万8,000円の減額です。

次に、第4条資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入については8,808万円、前年度比104.4%、予算額で373万8,000円の増額であります。

資本的支出については2億5,695万4,000円、前年度比104%、予算額で982万6,000円の増額を見込んだものであります。

以下、第5条から第8条までを含め、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をいたします。水道事業会計予算書2ページをごらんください。

第2条、業務の予定量でございます。第1号給水戸数7,520戸、前年比124戸の増。第2号年間総給水量243万4,000立方メートル。第3号1日平均給水量6,668立方メートル、前年比100.2%、13立方メートルの増。第4号主要な建設改良事業、老朽管布設がえ工事1億532万2,000円、石綿管の更新事業で、防衛省所管の補助金を活用し、当年度においては延長1,629メートルの石綿管の更新を予定しております。

第3条収益的収入及び支出。こちらにつきましては、4ページ、5ページをごらんいただきながら説明をしたいと思います。

4ページ、平成29年度吉岡町水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出により詳細説明ということで申し上げます。この予算につきましては、水道事業の経営活動に伴い発生する収入と支出をあらわしたものでございます。収入より説明いたします。

収入第1款水道事業収益4億1,841万7,000円。内訳、第1項営業収益3億8,017万円、前年比98.1%。主なものとしては、第1目給水収益3億4,726万1,000円、水道使用料となっております。前年比で98.6%、498万3,000円の減となっております。これにつきましては、節水機器の普及などにより、1件当たりの給水収益の減少傾向が続くことを想定しての予算計上となっております。第2目その他営業収益3,290万9,000円、水道加入金、材料売却費などで、前年比93.1%、245万5,000円の減となっております。第2項営業外収益3,824万6,000円、前年比101%。主なものとして、第1目長期前受金戻入3,482万6,000円、水道管など資産の財源である工事負担金、国庫補助金などを減価償却に合わせ、耐用年数の期間にわたって各年度に収益として計上をしておるものでございます。第2目雑収益342万円、公共下水道、農集排の検針業務用負担金や放射性物質検査に伴う賠償請求の予定額となっております。

続いて、5ページの支出について説明をいたします。

第1款水道事業費用4億410万5,000円、第1項営業費用3億6,990万2,000円、前年比97.7%、861万8,000円の減。第1目配水及び給水費1億7,377万8,000円、前年比97.3%、482万円の減で、人件費、各種業務委託費、漏水修理などの修繕費や県央第一水道の受水費などとなっております。減額の主な要因につきましては、量水器交換業務委託で、前年対比249万5,000円の減などが挙げられます。第2目総係費については4,537万1,000円、前年比91.9%、400万1,000円の減で、人件費、検針委託やシステムの賃借料などの事務的な経費でござ

います。主な減額要因ですが、システムの賃借料となっております。第3目減価償却費1億4,358万6,000円。第4目資産減耗費166万7,000円、固定資産除却費161万7,000円と棚卸資産減耗費5万円となっております。第5目その他営業費用550万円、材料売却原価の予定額となっております。

次に、第2項営業外費用3,359万4,000円、前年比92.6%の268万円の減となっております。第1目支払利息2,723万5,000円、企業債の利子償還金となっております。第2目消費税及び地方消費税635万8,000円。第3目雑支出1,000円は前年度と同額です。第3項特別損失10万9,000円ですが、これについては過年度損益修正損とその他特別損失を計上しております。第4項予備費50万円、前年と同額。

引き続き、6ページを説明いたします。

予算書の第4条資本的収入及び支出についてでございます。

第1款資本的収入8,808万円。第1項第1目出資金3,000万円、一般会計からの出資をお願いしております。第2項第1目工事費負担金1,379万円。駒寄スマートインターチェンジ大型化に伴います移設補償費1,079万円、消火栓設置工事費負担金300万円となっております。第3項第1目国庫補助金4,429万円は、老朽管布設がえ工事費1億532万1,000円のうち、防衛の補助対象事業費が8,858万円、その他補助対象事業費の10分の5の金額を予定しておるものでございます。

続いて、支出となります。第1款資本的支出2億5,695万4,000円。第1項建設改良費1億7,947万2,000円、第1目配水設備工事費1億7,719万円、主に工事請負費1億4,620万1,000円、工事等に伴う委託料1,918万3,000円などとなっております。第2目営業設備費228万2,000円、内訳として、軽自動車の買いかえに伴う固定資産購入費が148万2,000円、量水器購入費が80万円の計上となっております。第2項企業債償還金7,748万2,000円。

2ページに戻っていただきまして、ページの一番下に記載されておりますが、第4条（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額）1億6,887万4,000円は、補填財源の平成29年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額823万1,000円と過年度分損益勘定留保資金1億6,064万3,000円で補填をするということになっております。

続いて、3ページですが、第5条一時借入金については、前年度と同じく限度額を5,000万円と定めております。

第6条予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間と定めさせていただいております。

第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費の4,966万5,000円を定めるものでございます。

第8条たな卸資産購入限度額は800万円と定める。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度の吉岡町水道事業予定キャッシュフロー計算書を説明申し上げます。予定キャッシュフロー計算書は、資金繰りを示す計算書となっております。1の業務活動によるキャッシュフローにおいては、当年度純利益598万8,000円から下から2行目となりますが、4条消費税調整額までの合計で1億2,348万3,586円を予定しております。2の投資活動によるキャッシュフローにおいては1億2,139万2,000円のマイナス、3の財務活動におけるキャッシュフローでは4,748万2,000円のマイナス、合計で、当年度においては4,539万414円の資金が減少し、当年度末の資金の予定残高は2億4,364万7,236円となっております。この結果、4,500万円余りの現金が減少するという形になりますが、資金期末残高の予定額は事業運営に支障のない水準は確保しておりますので、今後も財政収支を鑑み、老朽管更新などの必要な投資は行っていきたいと考えております。

次に、15ページをごらんください。

平成29年度予定貸借対照表について説明を申し上げます。貸借対照表については、財務状況を明らかにするために、決算時において保有する全ての資産・負債・資本を表示し、投入された資本がどのような機能を発揮し、運用されているかを示すものでございます。前年度当初予算の予定貸借対照表との比較などにより、最初に、資産の部から説明をいたします。

資産については、1固定資産、土地、建物、構築物、機械及び装置などのほか、2流動資産の現金預金や未収金、貯蔵品がございます。15ページ下の資産合計は40億1,513万3,960円で、前年比99.2%の3,222万579円の減となっております。増減額の内訳としては、固定資産においては152万4,439円の増、流動資産で3,374万5,018円の減となっております。主な理由としては、固定資産への投資が挙げられております。

次に、16ページの負債の部です。負債には、3固定負債、4流動負債、5繰延収益がございます。このうち、5の繰延収益については、いわゆる債務ではなく、固定資産の減価償却に合わせて順次収益化されていく性質のものとなっております。負債の合計では2億6,802万6,041円で、主に企業債の元金償還により前年比96.9%の7,334万9,470円の減となっております。

続いて、資本の部です。6の資本金は10億595万2,182円で、対前年比は一般

会計からの出資金3,000万円分の増額となっております。7剰余金では、平成29年度の純利益が598万8,000円を含み、7億4,115万5,741円となる予定でございます。資本合計は17億4,710万7,923円で、前年比102.4%の4,112万8,891円の増で、負債、資本合計では資産合計と同額の40億1,513万3,969円となる予定でございます。

次に、24ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度吉岡町水道事業予定損益計算書について説明を申し上げます。この計算書については、平成29年度の業務活動における経営成績を示すものであります。平成29年度の収益的収入及び支出の予算計上額から消費税を除いて算出される計算書になっております。1の営業収益が3億5,209万9,000円、2の営業費用が3億5,677万7,000円、差し引き467万8,000円の営業損失、3の営業外収益、それから4の営業外費用の差し引きがプラス1,076万6,000円で、先ほどの営業損失のマイナス467万8,000円との合計で経常利益については608万8,000円。5の特別利益と6の特別損失においては、合わせてマイナス10万円で、先ほどの経常利益608万8,000円と合計しまして、当年度の純利益は598万8,000円の予定となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第24号は、産業建設常任委員会に付託します。

散 会

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時16分散会

平成29年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

平成29年3月8日（水曜日）

議事日程 第3号

平成29年3月8日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主事	田中美帆
------	------	----	------

開 議

午前9時30分開議

議長（岸 祐次君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日とあすの両日、一般質問を行います。通告のあった7人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（岸 祐次君） 日程第1、一般質問を行います。

7番高山武尚議員を指名します。高山議員。

〔7番 高山武尚君登壇〕

7 番（高山武尚君） 議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

これから私が質問をいたします災害拠点庁舎非常用電源に関する質問ですが、この質問は先日3月2日に、山畑議員が町長の施政方針の中での質問をなされていましたが、再度町長の回答をお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、72時間以上の稼働電源設置について伺いをいたします。

県と県内35市町村のうち3割を超える12市町村が、災害時の拠点となる行政庁舎に非常用電源を設置していないことが、1月15日までの総務省消防庁の調査で判明いたしました。調査済みの県と23市町村の中でも、国が求める3日間72時間以上の稼働が可能な電源を設置しているのは、県と6市町村のみだったことがわかりました。

災害対応に当たる上で電源確保は不可欠なため、消防庁や県は引き続き市町村に十分な対応を促すようで、消防庁が県と県内35市町村の昨年4月1日時点の状況を調べたところ、非常用電源が未設置だったのは沼田市、富岡市、安中市、吉岡町、上野村、南牧村、荻田町、長野原町、高山村、東吾妻町、片品村、昭和村の12市町村でした。沼田市、富岡市、上野村、南牧村、高山村、東吾妻町、昭和村の7市町村は、庁舎建てかえなどに合わせて設置予定ですが、残る5市町村は設置の予定がありません。

災害発生後72時間を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるため、内閣府は有事の際に人命救助などの活動を効果的に行えるよう、災害対応の拠点となる施設の非常電源を少なくとも72時間分確保し、行政機能を維持することが望ましいとしています。非常用電源を設置済みの自治体のうち、72時間以上の稼働が可能なのは、県と高崎市、伊勢崎市、藤岡市、嬬恋村、千代田町、邑楽町の6市町村。48時間以上72時間未満は、前橋

市、桐生市、館林市、渋川市、みどり市など。残る13市町村は24時間未満でした。

消防庁は、財政面など自治体が抱える課題は理解をしつつも、発生から72時間で要救助者の生存率が落ち込むことを考えれば、少なくとも3日間は、指揮系統の中心的役割を担う行政庁舎が機能を発揮できる状態を保てるように備えておくことが理想としています。

そこで町長にお聞きしたいのですが、これは大変重要なことだと思いますので、我が町吉岡町でも非常用電源の設置を必要としますので、町長の今後の対策をお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

きょうから2日間にわたりまして、7人の議員さんより質問をいただくわけでございます。精いっぱい答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ただいま高山議員のほうから、災害発生時には72時間以上の稼働電源を設置したらということでご質問をいただきました。もし災害が発生したときには、災害拠点でもある庁舎に非常用電源がなければ、町民生命、そしてまた財産が守れないのではないかという質問をいただきました。高山議員もご存じのように、今年度の予算に上程をいたしました。可決いただければ速やかに進めていきたいというようには思っております。

内容といたしましては、今年度設置予定の役場庁舎非常用電源は、給油を途中で行わない場合の連続稼働時間は72時間の予定をしております。発電機の能力といたしましては、20キロボルトアンペアのディーゼル発電機を予定しております。理論的には100ワットの電気製品が200台使える容量となっております。また、100ボルトで200アンペアを流すことができますので、ほぼ間に合うかなというようにも思っております。

先ほど申し上げたとおり、災害時にはいわゆる燃料的に石油だとか、そういうものがないのではないかというような観点からも、いっばいに満タンにしておきますと72時間は稼働できる。また、それに給油ができれば連続して稼働できるというようなものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） 災害はいつ何どきやってくるかわかりません。一日でも早い設置をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

部活動指導者について、外部人材の活用についてお伺いをいたします。

昨年12月の上毛新聞に、部活動指導に国家試験をとという記事が掲載されておりました。現在、中学校の部活動の顧問は、自分が担当する部活動の競技の経験があろうがなかろうが教員が務めるケースが多く、教員の長時間労働の原因にもなっている一つと考えられま

す。実態調査によると、担当教科が保健体育以外で、競技経験のない部の指導を担当している教員の割合は、中学校では45.9%、高校では40.9%に上ったそうです。このうち4割近くの教員が、自分自身の専門的指導力の不足を認識しているそうです。

そこで、学校の運動部の指導者に外部の人材の活用を推し進めて、技術的に低下している運動部には、外部の人材の活用を利用すれば質を向上させることとなりますが、いかがでしょうか。もちろん外部の人材といっても簡単ではありません。指導をするには資格を持った人材なら一番よいのですが、住民主体となって運営する地域総合型スポーツクラブや民間スポーツクラブの指導者を想定してみてもいかがでしょうか。学校にとっては、人材確保や財源などがハードルとなっているほか、保護者が安全管理や責任体制に不安を感じるといった問題もあると思いますが、文部科学省も中央教育審議会の答申も踏まえ、教員の負担軽減策として、外部指導に取り組む方針を打ち出しております。部活動活性化のための新たな国家資格制定の構想が浮上した背景には、専門知識や技術を持ったスポーツ指導者不足が深刻化している現状があり、今秋にも国会提出を目指すようでございます。

そこでお聞きいたしますが、今後は中学校の部活動指導者に外部人材の導入を考えているか、お尋ねをいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 2番目の質問といたしまして、部活動指導者について、技術向上の外部等人材の活用導入についてお答えをいたします。

中学校部活動の外部人材の活用についてのご質問ですが、既に活用をしておると聞いております。事業名は、スポーツエキスパート事業ということであります。運動部、そしてまた文化部で活用しているというようにお聞きをしております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） ご質問の外部人材の活用ですが、先ほど町長から説明がありましたとおり、スポーツエキスパート事業という外部指導者の活用を行っております。

部活動の顧問であります全ての教員が、必ずしも専門的に指導できるものではありませんので、スポーツエキスパート事業として外部指導員を活用しております。平成28年度、吉岡中学校の部活動数は、運動で14部、文化で4部の合計18部があり、スポーツエキスパート事業は運動部と文化部で活用し、利用している部活動は7部になります。外部指導員数はサッカー、卓球、剣道、柔道、文芸部に各1名、バレーボール、合唱部に各2名、合計9名の外部指導員をお願いしております。

エキスパート事業の効果ですが、28年度の中体連の結果から見ますと、サッカー部が全国第3位、バレー部女子が県中体連8位、剣道部男子は県中体連団体3位に入賞し、関東大会へ出場しております。また、文化部では、合唱部がNHK全国学校音楽コンクール県大会3位、県声楽アンサンブルコンテスト、Aチームが3位金賞、Bチームが奨励賞など、すばらしい成績を残すことができました。外部指導者を取り入れていない陸上部、野球部、ソフトボール部、テニス部、水泳部、バスケットボール部、バドミントン部、駅伝部、スキー・スケート部、吹奏楽部、美術部、文芸部の生徒たちも頑張り、それぞれすばらしい成績を残してくれました。

29年度もスポーツエキスパート事業は継続事業として予算要求しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） 全く私の認識しているところではございませんけれども、聞いておりますと非常にすばらしい成績で、中学生がこなしていることにつきまして驚きました。また、これはまた別として、教員の負担軽減のためにも、ぜひまたこれを続けていってもらいたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

3番目にウッドチップの購入、設置に関して、グリーンリサイクルの実現に向けてについてお伺いをいたします。

現在、町の燃えるごみ、燃えないごみの収集日は、東部地区、西部地区と毎週曜日を変えて、東部地区は火曜日と金曜日、西部地区では月曜日と木曜日と分かれて燃えるごみを出しております。また、燃えるごみの中でも、家庭用の庭木を切った枝木の処分に困っていると聞いております。現状では地球温暖化による温暖化削減対策として、二酸化炭素削減目標を26%に削減すると公言したことは記憶に新しいところでもあります。自宅で焼却炉を持っていても、燃やせば近隣の人たちに洗濯物が臭くなるとか、家の中が煙のおいで不快になると注意され、時には争い事に発展することもあるそうです。

こんな状況の中、軽トラックあるいは荷物が運べる車を自家用として所有している人は、町の広域の清掃センターまで持っていき、有料で処分していただいておりますが、車のない人は庭木をごみのポリ袋に入るサイズに細かく切り、ごみ収集日に出すのですが、これが大変な労力だそうです。そこで現在は、ウッドチップという便利ですぐれたマシンがあり、樹木、竹、刈り草、廃材と機械に入れれば、細かくチップ状態で均一に破碎してでき上がって出てきます。チップは木の種類によっては、肥料や堆肥としてリサイクルで利用できます。また、家の周りに敷いたりもでき、使わないチップはごみ袋に詰め、ごみ収集

日に出せます。非常に便利な機械だと思います。

機種は小型から大型までいろいろそろっていますが、この資料をちょっと見てください。資料としてウッドチップーのカタログなんですけれども、参考までに見てください。燃料はほとんどがガソリンを使用していますが、中でも右下の一番大きい機種は軽油使用のディーゼルとなっています。手動運転をするには、免許は必要はないとのこと。誰でも運転ができるそうです。

本文に戻りまして、とりあえず試験的に1台、役場の設置できる場所にウッドチップーを用意して、住民に利用していただきたいと思います。

そこで町長にお尋ねいたしますが、グリーンリサイクル実現のためウッドチップーの購入をぜひ検討していただけないでしょうか。回答をお願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） ウッドチップーの購入、設置に関してということで質問をいただきました。

一般家庭から排出されるごみにつきましては、資源ごみ回収などに協力していただき減量化に努めておりますが、吉岡町は人口の増加もあり、増加傾向にあると思っております。ご質問のように、家庭の庭木を剪定したものなどが肥料などとして使用できれば、ごみの減量化につながると思っておりますが、機械の安全利用や費用対効果などを考えますと、現段階では申しわけございませんが導入を考えておりません。清掃センターへ搬入や、ごみ袋に入れるのが大変な場合は、現在行っております粗大ごみの収集を利用していただければありがたいというようにも思っております。

詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） ウッドチップーなどの破砕機の購入、設置につきましては、不特定多数の方が利用することを考えますと、利用方法や安全利用について検討しなければならぬ問題があると考えております。役場に設置した場合、役場までどのように剪定した物を持ってくるのか、それとも機械を運ぶのか。また、木材を破砕する機械ですので、不適切な使用をした場合、大けがにもつながりかねません。

そういったことを考えますと、個人の利用というよりは、自治会などとの連携も考える必要があるように思っております。導入につきましては、自治会などと連携し要望などを把握しながら、今後検討していきたいと考えております。

現在、町では環境美化推進協議会の協力を得て、粗大ごみの回収事業を町内12カ所で年2回ずつ行っておりますので、遠くまで車で運ぶことや、ごみ袋に入れるのが大変な場

合などは利用していただければと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7 番（高山武尚君） いろいろの問題や課題もあろうかと思いますが、将来的に考えて自治会連合会等との相談などもしていただきまして、できれば将来的には設置していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

駒寄第三学童クラブの開所に関して、駒寄第三学童クラブ周辺の駐車場についてお伺いをいたします。

駒寄小学校の児童数も新学期4月から800名と言われていましたが、800名近く、正確には788名だそうです。群馬県下でもマンモス校に入る小学校となります。それに伴って、小学校の教室のほうは間に合いそうですが、学童クラブのほうは足らず、建設中の第三学童クラブも新学期までには完成し、4月から開所することとなっています。

28年度の10月現在では、駒寄第一学童クラブが全定数70人に対し78人、駒寄第二学童クラブの全定数70人に対して76人と、中央学童クラブの全定数60人に対し57人で、駒寄小学校の児童数はそのうち12人だそうです。

第三学童クラブは、80人定員の施設が完成いたします。しばらくの間は安定した運営が行えると聞いています。そこで、第三学童クラブに行くには、校舎の前の道路を南に横断して移動することとなります。その際に第一、第二学童クラブに行くには歩道橋を渡れば心配するところはありませんが、第三学童クラブに行くときは道路の横断があるので、安全ボランティアの人たちか学校見守り隊の人たちを、子供たちがなれるまでは、安全・安心確保のため見守っていただきたいと思っております。

また、上武国道が3月19日に全線開通いたしますと、新学期からの小学校前の道路も相当数車もふえ、朝夕の渋滞も予想されます。学校前の信号は歩車分離式の信号で、子供たちは大分なれてきましたが、車の運転手のほうが知らない人が多いように見受けられます。また、新学期が始まる前に、道路上のラインの再確認、再検討をお願いいたします。

私が一番心配しているのは、現在ある第一、第二学童クラブの同じ敷地内にある駒寄住民センター南下にある町の所有物の空き家ですが、近い将来、町の認知症カフェに考えていると聞いております。認知症カフェが実現したときのことを考えますと、駒寄住民センターの駐車場を利用するのでしょうか。あるいはほかに駐車場を確保する予定があるのでしょうか。それに伴い、駒寄住民センターの出入り口の危険度はますます高まるかと思っております。なぜならば、先ほど申し上げたように、上武国道の全線開通により交通量が増し、

また住民センターの駐車場の利用者がふえるからです。ここの駐車場の出入り口は、道路のカーブに面しており、非常に見通しが悪く出入りがしづらいと、たくさんの利用者の人たちから何とかならないものかと意見が出ております。何か対策を考えていただきたいと思っております。

新たに開所される第三学童クラブの送迎時に、保護者の方が安心して駐車できるスペースの駐車場はあるのでしょうか。また、近隣の道路に駐車し、住宅街の人たちに迷惑行為になることを懸念いたします。第三学童クラブの駐車場は、教職員の駐車場を利用するのでしょうか。保護者が利用する駐車場についてお聞かせください。

また、危険度の高い住民センター入り口の道路対策も検討していただけないでしょうか、お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 4番目の質問といたしまして、学童クラブへの保護者の送迎用駐車場についてということでご質問をいただきました。

駒寄第三学童クラブにつきましては、高山議員さんを初め地元の方々のご理解とご協力によりまして進められております。建設工事も順調に進み、今完成への運びに向かっております。

保護者の送迎用の駐車場につきましては、昨年第1回臨時会の工事請負契約締結のときに担当課長より説明したとおりで、学童クラブの敷地に隣接している駐車場を予定しております。

詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 建設中の学童クラブ西側の隣接地に、現在駒寄小教職員用の駐車場がございます。その駐車場を学童クラブ利用児童の保護者送迎用の駐車場として利用する予定でございます。

また、計画している認知症カフェとの共同の利用も視野に入れた中で考えております。

なお、現在、駒寄小教職員が利用している駐車場の代替としまして、駒寄小学校北側の今年度町で購入いたしました土地を駐車場として整備するため、教育費の中で3月補正の予算の中に計上をさせていただいております。

安全確保につきましては、駒寄第三学童クラブでは小学校南西の信号機のある交差点を横断しまして、道路南側の歩道から学童クラブへと向かってまいります。信号機のある交差点につきましては、見守り指導隊の方々が配置されまして安全確保に努めていただく予

定でございます。

また、その交差点から学童クラブまでの間につきましては、当該学童クラブの指導員さんが迎えに行く形で安全確保を予定していることとなっております。

なお、平成29年度の駒寄第三学童クラブの利用の学年につきましては、3年生以上の児童と社会福祉協議会のほうから伺っております。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7番（高山武尚君） わかりました。あわせて先ほども申し上げたように、住民センターの入口の道路の対策のほうもあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第5番目に認知症カフェについて、認知症カフェのメリットと課題についてお伺いをいたします。

認知症の人やその家族らが集まる認知症カフェが、県内でも官民を問わず広がってきています。患者や家族、地域住民が気軽に訪れ交流を深められるように、飲み物や軽食を無料で提供したり、地域で高齢者を支える地域包括ケアを充実するのを狙いとしています。社会福祉協議会の講習を受けた認知症サポーターに運営に携わってもらい、活躍の場をふやしているところです。

認知症になると、認知症の人からは「出かける自信がない」、家族からは「どこに連れていってよいかわからない」といった意見が聞かれます。他の市町さんの情報ですと、沼田市も昨年4月から第4木曜日に中央公民館で「あっぷりんカフェ」を開いています。無料で利用でき、認知症地域支援推進員らが相談に応じるほか、レクリエーションなどが楽しめるそうです。伊勢崎市内では、介護事業者10社を含む民間の13社が任意団体をつくり、4月に空き店舗を利用した昭和カフェを開設、必要なときに気軽に集まれる場として、平日午前9時から午後3時までの常設カフェとして、各事業者の介護職が交代で常駐しています。

運営側や団体利用会員に、建設会社など介護関係以外の約30社が加わっているのが特徴です。各企業は、運営費や会費を負担する一方、従業員に介護の必要が生じた場合、メンバーの介護職からアドバイスを受けたり、必要な施設を紹介してもらうことで、介護離職ゼロを目指しています。

県介護高齢課によると、県内の認知症カフェは、昨年まで少なくとも前橋市、高崎市、桐生市、玉村町など7市町で9カ所開設されたとのこと。同課は、本人や家族が認知症や介護に関する悩みを共有して、精神的負担を軽減したり、専門職のアドバイスを受けられるなど、多くの利点があるとしております。

そこで、吉岡町の認知症カフェ「元気になるカフェ」についてお伺いいたします。

1つ目に、認知症カフェに来られた人たちとスタッフの反応をお聞かせください。

2つ目に、今までどういう人たちが来られていたのでしょうか。また、メリットもお聞かせください。

3つ目に、今後の課題といたしまして、医療や介護専門家との関連もお聞かせください。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 認知症カフェの現状についてご質問をいただきました。

認知症カフェについてのご質問をいただきましたが、認知症になってもその人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指した、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」とした新オレンジプランを策定し、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進するための方策が定められました。

認知症カフェもその一環として、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有することなど、お互いを理解し合い、認知症の人の介護者に対しての負担軽減等も図るものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 吉岡町では、昨年10月6日に「JA北群渋川通所介護施設げんき」

のカフェコーナーをお借りしまして「元気になるカフェ」をオープンし、毎週木曜日に開設しております。「元気になるカフェ」は、認知症の方やその家族、地域の人たちが気軽に通い、交流できる場となることを目的としております。その中心的な担い手として期待されているのが、認知症サポーターでございます。

「元気になるカフェ」も19回と回を重ね、2月末現在の利用者の数につきましては、男性が132名、女性が474名、合計としまして606名の方に利用していただいております。利用者の平均では、32名となっております。

スタッフとしまして、サポーター等が平均6名、職員2名が毎回従事しております。

また、介護保険のケアマネジャーの情報交換会としても認知症カフェを体験していただきまして、ケアマネジャー18人に参加をしていただきました。

この認知症カフェの活動の様子が新聞や介護の月刊誌などに取り上げられ、目にされた方々もおられると思います。

認知症カフェに来られた人たちとスタッフの反応につきましてご紹介をさせていただきます

ますけれども、利用者からは、「自宅から近くで、子供との散歩ルートにあり、子供と一緒に参加している」というものがございます。「一人では来づらいが、みんなで行こうとなれば来やすい」といったご意見、また「知らない人とも話ができて楽しい」、「家族も仕事に出ていて、日中一人であるよりここに来ていたほうが楽しい」、あるいは「毎週木曜日が楽しみだ」というふうに言ってくれる方など、「参加してよかった」という声が多数聞かれております。

また、認知症サポーターからは、「いつ自分がお世話になるかわからないので、できる限りお手伝いしたい」「勉強だと思ってやっている」あるいは「朝から10軒ぐらい声かけをしまして、誘いをして歩いてきている」「お茶が飲めて話もできて、しばらく会っていない人や知らない人との出会いがよい」というような前向きな意見もありまして、また「カフェが継続していけるように、課題もあるがみんなで解決していきたい」という、今後の課題についての意見もありました。

次に、認知症カフェのメリットとして、今までの好事例をお伝えさせていただきます。認知症カフェは子供から大人まで集える場所として開設しており、親子で参加していただくことにより、他の参加者もお子さんが来てくれることで笑顔で話しかけたり、楽しんでいる様子うかがえます。

また、小学校が冬休み期間中には、障害児の指定放課後デイサービスの先生と児童も参加していただき、障害という垣根を越えた交流ができております。

また、介護保険等の認定はないが、認知症があったり、閉じこもりがちな方が認知症カフェに参加することで、デイサービスなどの介護保険サービスを利用しなくても外出の機会がふえて、介護予防につながるというケースも見受けられます。

そして、介護者が参加した際、介護に対する不安や相談に職員が対応することにより、介護負担の軽減につながっていくという効果もございます。

また、町内の他の地域での認知症カフェの設置についてですが、町内の陣場地区にあります施設でございますが、ことし1月よりサービスつきの高齢者向け住宅の中で多目的室を、病院に通院、入院している患者さん、併用している施設への入所者、その家族を対象に、毎月第2土曜日に開設をするということも伺っております。

今後の課題としましては、認知症カフェに参加していない方をどうやって参加に結びつけるか。また、現在、社会福祉協議会で包括職員が中心となって開催しておりますが、他の医療機関やケアマネジャー等介護関係者に、認知症カフェに相談役等として参加、協力をいただけるよう、体制づくりが必要であるというふうにも考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7 番（高山武尚君） ただいまの答弁を聞いていますと、非常に好評なようで、このままずっと続けてもらえば、こんな好評だと週一度じゃなくて2回も、その辺のことも考えてもらえればと思いますね。そのぐらい、わかりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

社会体育館の町のトレーニング室について、トレーニング器具の復活に関して伺いをいたします。

健康ブームの広がり背景に、市町村が運営するトレーニング室が人気を集めているようで、料金面など気軽に利用できる点が好まれているようです。高齢化の進展に伴い、医療費や介護費を抑えるため、住民の健康維持、増進を図ることは、自治体にとっても大きな課題です。設置器具の充実やトレーナーを配置するといった幅広いニーズに対応できるように、工夫しながら利用拡大を図っています。

県内23市町村にある公設施設は、おおむね1回100円台からと低額の設定になっています。両毛広域都市（群馬、栃木の11市町）在住、通勤者がただとなる明和町社会体育館のように、無料で利用できる施設も6カ所あります。健康増進は、住民の生活向上につながるほか、介護予防や医療費抑制にも大きな効果が期待できるそうです。

2014年度から、日常的に運動できる環境整備を進める川場村は、同年、武道館の研修室をトレーニング室に改装したそうです。北毛を中心に村外の利用者にも人気で、28年度中に施設を拡張し、器具の増設やシャワー室の新設も予定しているそうです。

上野村は、村総合福祉センターのトレーニング室を村民に無料開放しています。連絡通路で結ばれた村生活福祉センターの入居者たちも日常的に利用しており、介護予防に役立っているようです。

みどり市では、桐生大学グリーンアリーナのトレーニング室を民間企業に運営委託をし、専門知識を持つトレーナーが、食事や疲労回復の助言も行っているそうです。体脂肪率などの推移を確認できる器具を設け、利用者目線の工夫を続け、年間10万人近くが利用しているそうです。約3年間桐生市から通う女子中学生は、「民間施設だと年齢制限で利用できないけれど、ここならできます。また、女性スタッフもいて安心」と笑顔で通ってきているそうです。器具は施設でさまざまのようです。

前橋市の大渡プールは、手軽に運動不足が解消できる有酸素運動器具が充実、また同市のヤマト市民体育館前橋は、同様の器具に加え、筋力トレーニング室をそろえた専用室を設け、幅広いニーズに応えています。

大泉町は、暑さ対策を求める利用者の声に応え、昨年6月に町民体育館のトレーニング室内に空調設備を導入したそうです。7月の利用者数は前年比約3割増しと好調だったとのこと。

現在、吉岡町でも、高齢者の各自治会ごとの健康No.1プロジェクトやサロン、老人クラブ等の団体が数多くありますが、トレーニング器具があれば高齢者にも利用していただき、医療費、介護費等、削減につながってくると思います。

現在、県内でトレーニング施設を持たない町村は12町村で、吉岡町もその中に含まれています。吉岡町は器具の老朽化と維持費の点で閉鎖に追い込まれたようですが、今後、医療費や介護費を軽減する意味においても、トレーニング室の器具や用具の必要性があるかと思います。

そこでお尋ねいたしますが、社会体育館のトレーニング室に、もう一度器具をそろえてはいただけないでしょうか。お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） トレーニング器具の復活に関してということでご質問をいただきました。

平成27年度に老朽化した社会体育館の改修工事にあわせて、先ほど高山議員から話されたとおり、トレーニング器具はなくなったということでございます。そういったことで社会教育及び学校教育の両面に、今、社会体育館を活用しているということでございます。

トレーニング器具の復活に関しましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 昭和62年3月に竣工しました吉岡町社会体育館には、筋力トレーニングを行う器具が整備されておりましたが、これらの器具が専門的なものであったため、一般の方が気軽に利用できるものではありませんでした。設置からしばらくの期間、一部の方々に利用されていましたが、年々器具の進化により旧式の器具となり、使いづらいこともあったのでしょうか、徐々に利用者が減り、社会体育館改修の十数年前ぐらいから利用されないようになりました。

高山議員がおっしゃるように、吉岡町では、自治会の高齢者を対象とした健康No.1プロジェクトや健康サロンなどによる健康増進事業が展開されており、その効果が徐々にあらわれていると聞き及んでおります。そこで、社会体育館にトレーニング器具の設置を試みてはとのご提案ではありますが、現在まことに申しわけありません、考えてはおりません。

その理由として、29年度に駒寄小学校の普通教室不足による校舎改修工事、30年度に明治小学校教員室改修工事、また近い将来には駒寄小学校体育館新築工事と吉岡中学校校舎増築工事など教育環境整備が予定されておりまして、多額の事業費が必要となります。

このようなことから、特に高齢者の健康増進事業に伴うトレーニング器具の設置は厳しい状況にありますので、今後も健康No.1プロジェクトや健康サロンを活用し、さらに健康

年齢の向上につながればと考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 高山議員。

〔7番 高山武尚君発言〕

7 番（高山武尚君） ただいま答弁を聞いて、やっぱり教育関係のほうについて大分予算もかかることだと思います。しかしながら、せっかく場所もあいていることだし、早急には言いません。何らかのことがあったら、また一つでも二つでもいいですから、あそこに器具を置いていただければ、また利用者も使えると思いますので、ぜひその辺のところはよろしく願いいたします。

ちょっと時間が早いようでしたけれども、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、7番高山武尚議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時23分休憩

午前10時50分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開します。

議長（岸 祐次君） 5番柴崎徳一郎議員を指名します。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君登壇〕

5 番（柴崎徳一郎君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

まず初めに、あと3日、3月11日はあの忌まわしい東日本大震災から6年目を迎えます。東北被災地の確かな歩み、復興への支援活動を忘れまいと思います。大槌菜の花プロジェクトのますますのご活躍にエールを送ります。ことしも黄色に輝く希望の花を咲かせていただきたいと思います。

では、質問に入ります。

まず最初に、ALT外国語指導助手の有効活用施策を。

現在、町は2人のALTで児童生徒らの英語力向上を図られておりますが、当町の学校規模を考慮した場合、各校1人のALT配置もあってもよいのではないのでしょうか。この際、2020年度次期学習指導要領への移行に先駆け、町の小学校、中学校英語授業強化を考えてはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

また、新年度ALT報酬763万2,000円の予算が計上されています。月額報酬はどのくらいになりますか。また、それ以外の住居費等町負担は。

ALT採用の経緯及び任期や契約条項についてお伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 柴崎議員からのA L T外国語指導助手の有効活用施策について、お答えいたします。

柴崎議員のおっしゃるとおり、平成28年度途中から、今後の英語教育に対応できる2名を増員いたしました。A L Tの有効活用については、教育委員会事務局長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 現在、外国語指導助手、A L Tですが、日本人A L Tが2名、外国人A L T 2名の4名体制で行っております。平成32年度に小学校で英語活動から教科へ完全実施される次期学習指導要領では、小学校3、4年生で外国語活動が週1コマ、5、6年生では英語科となり週2コマの実施となります。

吉岡町では、次期学習指導要領に対応するために、平成29年度において3、4年生では両小学校に1名ずつ配置している日本人A L Tが外国語活動指導の補助に当たり、5、6年生では外国人A L T 1名が両小学校の英語科の指導助手に当たります。外国人A L T 1名が両小学校を兼務することで、学習も共通した内容となりまして、中学校へ進学した際にもスムーズに学習がスタートできると考えられております。また、もう一人の外国人A L Tは中学校専属として生徒の英語指導助手に当たります。

次に、A L Tの報酬ですが、J E Tプログラムの報酬基準がありまして、その基準に基づく報酬額となっております。1名は4年目から5年目になりますので、月額33万円。また、29年8月から新しいJ E T 1人を予定しておりますので、1年目28万円となります。報酬以外の町の負担ではありますが、町指定のアパートに入居する場合、入居に必要な手数料の支援。生活用品、特に備品等の支援。また、A L Tが来日する際の渡航費及び保険代等も支援することになっております。

A L Tの採用ですが、群馬県国際戦略課を通じて、自治体国際化協会へ派遣依頼をするシステムになっております。任期は単年ごとの1年契約で、最長5年間は任用できることになっており、契約条項はJ E Tプログラムに規定されている任用規則を準用しております。この規則で外国語指導助手の職務を定めてもおります。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ただいま説明にもありましたように、一昨年、平成27年度A L Tの県内市町村配置状況が新聞掲載されたとき、吉岡町はA L T 1人当たりの児童生徒数が際立

っての県下ワースト1位だったことから、昨年9月よりALTを増員して2人体制のもと、小中学校の英語授業に取り組んでいるということですが、それでもまだワースト上位。今までの1人から2人になったことでのカリキュラムなどの相違点及び児童生徒らの英語に対する取り組み方、そして英語力向上への変化等、2人制移行への目に見えたメリット状況についてお伺いいたします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） ALT2人体制になりまして、カリキュラムなどの相違点、児童生徒らの英語に対する取り組み方、また英語力向上への変化、2人体制のメリットということによろしいでしょうか。

ALTのうち外国人ALTを、28年8月より1名増員いたしました。増員した外国人ALTは、現在、両小学校の外国語活動の補助に当たっております。増員前までは、外国人ALTが小学校で補助に当たるのは隔週で週に1回でありました。しかし、1名増員後は、両小学校ともに週2日の補助に当たることが可能となりまして、外国人の話す英語に触れる機会がふえたと考えております。

また、小学校の校内に外国人ALTが作成した掲示板を設置し、季節に合った内容で工夫を凝らし掲示することで、英語を通して外国の文化を紹介し、英語科の授業を支援することが可能となりました。

児童生徒にとって、外国人のALTと直接接する時間がふえまして、英語を使ったコミュニケーションの向上へとつながったというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） もしALTが3人になったとしても、まだまだ県内35市町村中のワーストは10に満たない、そんなふうな試算もあります。前回12月定例会において、金谷議員からの、2020年度指導要領改訂に沿った小学校の英語授業導入に向けて今後の対応質問に、教育長は、新年度に向けて管内校長会や学校現場の主任等に新カリキュラム策定と活用方法の検討を指示した旨、答弁されておりました。

過日、文部科学省は小中学校の次期学習指導要領の改訂案を公表したと、各新聞紙上で一斉に報じられておりました。そんな中、次期学習指導要領に向けてのスムーズな移行準備期間として、下仁田町教育委員会では、小学校で必修化される見通しのプログラミングを地域活性化に生かそうと、趣旨を先取りした取り組みに力を入れ始めましたと、ことし初めの新聞報道で、情報通信技術、ICT習得への対応をいち早く着手されております。

また、既に高崎、伊勢崎、藤岡、みどり、明和、大泉の6市町が導入していて、新年度

から上野、玉村の2町村が小1から全学年での英語学習を導入し、趣旨を先取りしていくとの報道がありました。加えてことし、先週の2日ですか、上毛新聞にトップ記事に榛東村が小中学校でのオンラインで英会話と、英語力向上に向けての県内初の画期的な取り組みを始める旨、報道され、そのほか英検受検料助成や独自の英語教材制作、英語村開設など、さまざまな試みが県内市町村で広がっている現況下、我が町での外国語活動、英語教育について、次期学習指導要領を見据えての計画概要、充実策、あわせてALTの効果的活用を含めて、その検討結果を改めてお伺いします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 次期学習指導要領を見据えての英語教育におけるALTの効果的活用についてですが、現在、吉岡町では28年度の外国語活動は低学年、1、2年生ですが1学期に1回。中学年、3、4年生で1学期に2回、高学年、5、6年生は教育課程に沿って週に1回の活動を行っております。

平成29年度は外国人ALTの増員による指導体制が整いましたので、低学年で月1回、中学年で隔週に1回、高学年は週1回に加えて数時間の外国語活動の実施を計画し、小学校全学年における外国語活動の増加を予定しております。平成29年度は今説明した時数の実施ですが、次期学習指導要領の完全実施前の移行期間となる平成30年度と31年度につきましては、さらに時数をふやして、外国語活動及び小学校5、6年生の英語科として取り組んでいく予定であります。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 次に、ALTの職務内容についてお伺いします。

ALTの週間及び日々のデースケジュールは。

科目等の内容についてはただいま話がありましたけれども、英語学習の指導概要、またALTは外国語教育や地域の国際交流に関連する活動への参加などが項目の、それが一般的にありまして、学校内以外で地域住民との交流活動参加が指示されているかと思いますが、以前町でもALTが社会教育活動、生涯学習関連の講師となって成人町民らとともに交流し、町の文化と触れ合いの機会を持たれておりましたが、現在は地域の交流活動への参加状況はどのようなことがあったのでしょうか。また、推奨されておりますか、お伺いします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 議員のご指摘の地域交流活動への参加でございますが、現在、

今まで推奨はしておりません。

J E Tプログラムの任用規則に、外国語指導助手の職務が記載されております。最初に、中学校における外国語授業等の補助、2番目として、小学校における外国語活動等の補助のほか、学校教育が職務でありまして、地域における国際交流活動への協力は個人の判断でありますので、参加する努力義務となっております。

また、任用の規約には、勤務時間、休日などが明記されております。勤務時間は週35時間、午前8時15分から午後4時までとし、土曜、日曜は勤務を要しない日と定めてあります。そこで地域活動となりますと、土曜、日曜または夜間の活動となります。勤務以外の活動であることから、地域との交流事業参加は強制することはできませんが、今後A L Tに相談することはできるかと考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） J E Tの規定の中で、協力までだということでございます。普通の社会人であっても、土曜、日曜等、地域の中に入って、いろいろなことを皆さんやっている方が多々いらっしゃるかと思います。ぜひ吉岡町を知っていただく、また吉岡町を記憶に残してもらうためにも、地域の活動の中に入っていただけるようにお話をさせていただけたらと思います。

さて、広報よしおかの中に毎月毎号A L Tの専用コーナーが掲載されております。振り返ってみますと、2013年4月号から丸4年間、私も議員となって2年がたちますが、広報誌の中でのA L T、ケイティーの名前は知っておりますが、まだ一度も本人を見たことがありません。議会文教厚生常任委員会委員として、学校公開や学校行事に小中学校を時々訪問しておりますが、そこでも気がつきませんでした。私も余り関心を持たなかったからなのでしょうが、紹介があったのかも記憶にありません。もちろん2人目のA L Tは名前すらも存じ上げません。

A L Tのお名前、出身地、お年、そして日本語などはお話できるのでしょうか。そんなA L Tの広報紙専用コーナーですが、紙面でなく、先ほども協力をお願いしましたが、本人らがもっと地域住民との交流を通じて紹介してほしいと思います。A L T本人も地域住民と触れ合うことで、吉岡町の地域特性を理解し、国に帰ったとき第二のふるさととして思い出していただけるのではないのでしょうか。

また、そのコーナーですが、今後も継続されるのでしょうか。地域住民との愛着のある町の広報紙面となるよう再考、ご検討いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 長年お世話になっております女性のALT、ケイティーさんになります。吉岡広報の紙面をおかりしまして、ALT本人の情報や世界の情報を投稿していただいております。今後は、地域住民との交流活動の協力ができるか、また提案もしてみたいと思います。吉岡広報への投稿ですが、現在2人体制になったので、今後は交代で投稿していただき、海外の情報を提供していただけることになっておりますので、おつなぎしたいと思います。

それから、ALTお二人のプロフィールであります。今お話ししました長年お世話になっておりますケイティーさん、出身はアメリカ合衆国のフロリダ州の出身であります。年齢は、女性ですのでお答えはできません。ALT6年目になります。もう一人は、JETプログラムのALT4年目の男性であります。お名前はマイケルさんです。オーストラリアのシドニー出身の27歳、お二人とも片言の日常会話は可能です。

現在、ケイティーさんは吉岡中学校、マイケルさんは両小学校に配属しておりますので、ぜひお会いして会話等楽しんでいただければと思います。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ今度見かけてお話ができれば、声をかけさせていただきたいと思っております。あえて地域交流についてもぜひ提案をしていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以前は、ALT、アシスタント・イングリッシュ・ティーチャー、英語指導助手、日本人の英語教師とチームで授業を行う外国人教師と言われましたが、現在はALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャー、こちらも外国語指導助手、日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師といい、いずれも外国人講師を指しております。

いずれにしても、次期学習指導要領への移行に伴い、英語教育の体制整備とあわせて地域活性化にも生かせる取り組みの施策を期待します。児童生徒らが英語になれ親しみ、そして英語が好きになる、英語力が向上されることが目的ではないかと思ひます。さらには、地域の中で互いに交流し、町民らと触れ合うことで町のよさを知ってもらい、将来町の子供たちを海外進出の世界観へいざなうことができれば、ALT活用策はこんなすばらしいことはないと思ひます。学校教育を通してよりよい社会をつくるという目標を共有化し、子供たちに求められる資質、能力を明確に育んでいくことを、さらに社会と連携、協働していけるよう、教育委員会の施策に期待します。

次に、2つ目の質問に移ります。

マイナンバー制度の運用状況は。

平成28年1月からスタートしたマイナンバー制度における登録状況と個人番号カード

の交付概況の現況についてお伺いいたします。

通知書の送付数、そしてそのナンバーカードの交付者数等々、状況をお聞かせいただけたらと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 柴崎議員のほうから、マイナンバー制度の運用状況ということでご質問をいただきました。

個人番号制度につきましては、町では平成27年11月中ごろ以降に通知カードを発送し、申請希望者に対しまして、個人番号カードの申請及び交付を行っているところでもあります。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの申請開始当初は、申請から交付されるまで3カ月程度日数を要する場合もありましたが、現在では1カ月程度で交付されております。

マイナンバーカードの有効期間につきましては、20歳未満の方は有効期間が発行日から5回目の誕生日まで、20歳以上の方につきましては発行日から10回目の誕生日までとなっており、電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までとなっております。

詳細につきましては、町民生活課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） マイナンバーカードにつきましては、27年11月中旬に通知カードの発送を町のほうでは始めております。登録につきましては、29年1月末で申請が1,465件、交付が930件となっております。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 昨年当初、個人番号カードの申請受け付けが始まって、その作業が行われていると、今町長また担当課長から話がありました。私もいち早く手元に置いて住民の皆さんへの参考にしようかと、昨年1月初め必要事項を記入して返信用封筒を投函、個人番号カードの交付申請を行ったところ、2カ月を経過しても何の音沙汰もない、3月中旬になって確認の電話を入れたところ、審査は通っていますとのこと。まあ、いつでもいいやと思っていたところ、4月中旬にカードがようやく届きました。ただいま町長のほうでは、前は遅かったけれども今は早くなったというお答えをいただきました。ぜひスムーズな交付を進めていただけたらと思います。

その中で、今町長が話した答弁の中に、発行後10回目の誕生日までという最初の通知文の中にあつた内容が、カードが交付されてきたときには、発行後5回目の誕生日と、電

子証明書については5回目という内容が用紙の中に記載されていたんですけども、10回目と5回目では大分違うんですけども、この辺の案内がなぜ当初と違ってきているのか、その辺の概要についてお伺いします。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） マイナンバーカードの作成は、全市町村が地方公共団体情報システム機構に委託をしております。そのため、通知カードが届き始めた平成27年10月から平成28年3月ころまでは、マイナンバーカードの申請が集中したことにより、交付までに3カ月程度かかってしまうこともありましたが、現在では申請から交付まで1カ月程度となっております。

マイナンバーカードの有効期限につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条第1号及び第2号の規定により、「個人番号カードの発行の日において20歳以上の者、当該発行の日から当該発行の日後のその者の10回目の誕生日まで」、「個人番号カードの発行の日において20歳未満の者、当該発行の日から当該発行の日後のその者の5回目の誕生日まで」となっています。

マイナンバーカードの表の面は、顔写真がついており、公的な身分証明として利用することができます。顔は年齢とともに変化していくことから、写真についても定期的な更新が必要となります。このことから、20歳以上の人は10回目の誕生日まで、また20歳未満の人は、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日までとなっております。

電子証明書の有効期間につきましては、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条第4号の規定により、「電子証明書の有効期間は、5年を超えないものであること」となっています。このことから、電子証明の有効期限は5回目の誕生日までとなっております。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 最近というか、今現在実施している確定申告相談において、マイナンバーカードか通知カードの持参提示が求められていて、申告書へのナンバー記入に要するものだけと思われましたが、カードの表裏コピーで保管提出が求められました。今後、各窓口においてカード提示だけでなく、その都度コピーがなされるのでしょうか。また、個人番号カードを取得して1年が経過しますが、この間、そのほかにカードを使用する機会が

ないというか、必要性が生じたことがないのですが、今後この個人番号カードの活用機会はいつごろ、どんなところでどんなふうに必要なことになるのでしょうか。カード所持のメリットについてお伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要でございます。町の確定申告相談は、町が税務署から臨時税理士の許可を受け、申告の相談及び申告書の作成代行を行い、本人にかわって税務署へ提出するものです。このため、申告書とともに本人確認書類のコピーが必要となります。

来年以降は運用が変わる可能性もありますが、現段階においてはこのような運用となっております。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 私のほうからはメリットということでお答えをさせていただきたいと思っております。

各窓口でのコピーの対応につきましては、あくまでマイナンバーの記載が必要な申請書に記載されている番号が、申請者のマイナンバーなのかを確認するために提示をお願いしているものでございます。現時点でコピーをとっている事務はないと認識しております。

利活用につきましては、マイナンバーカード自体、本人確認の際の身分証明書となり得るものでございます。運転免許証を持っていない方、または高齢のため免許証を返納された方などが、ご自身の身分を証明する手段として大きな役割を担うのではないかと考えております。また、マイナンバーを提示する際には、マイナンバーカード1枚でマイナンバーの確認と本人確認を行うことができることも大きな要素でございます。

また、検討段階ではございますけれども、国では健康保険証としての利用なども考えられており、今後活用の方が広がっていくのではないかと想定されております。

そのほか現時点で吉岡町では実施してはおりませんが、コンビニエンスストアにおける諸証明の発行、いわゆるコンビニ交付ではマイナンバーカードが必須となっております。活用の機会もふえることが予想されます。

現在、関係部署において勉強会を開催し、検討を行っているところでございます。以上

でございます。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） ぜひ活用施策をどんどん広げていただけたらと思います。このまま使わないでいると、保管場所を忘れて、保管していることも忘れてしまうような、そんな感じになっています。

さて、時々ニュースが飛び込んできますが、マイナンバー制度における情報の漏えいや不正使用事例など。

以前私の質問に、総務政策課長は、物理的セキュリティ対策は万全であり、人的ミスについては職員研修を重ねてカバーしていく旨、答弁されておりました。また、マイナンバー制度にかかわる事務は、全て庁内対応で、委託、再委託事務等については把握していないとのことでした。

ことし1月半ば、女性の個人情報を盗み見た疑いで、東京中野区職員逮捕と新聞報道がありました。マイナンバー業務担当者であって、個人情報を自由に閲覧できる立場にあったとの解説がされておりました。

我が吉岡町におけるマイナンバー制度において、カード交付開始から1年、トラブルや被害状況などを含め、特段の異常なく、そして現在も変わりなく順調に業務推進されていることを踏まえ、職員研修概要等を含め現状についてお伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この質問につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 職員の研修についてでございますけれども、4月に臨時、嘱託職員を含む全職員を対象に、マイナンバー制度を含む自治体の情報セキュリティに関する研修を行っているところでございます。また、昨年度に引き続き、地方公共団体情報システム機構いわゆるJ-1 i sでございますけれども、その機構が主催するeラーニングという臨時、嘱託職員を含むほぼ全職員が参加している研修でございますけれども、そういった研修も行っているところでございます。

そのほかにも必要な研修は今後も実施していく考えを持っているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） ぜひ万全を期していただきたいと思います。

次に、来年度から新聞発表では7月からとありました、マイナンバー制度での自治体間連携事業が開始されるということですが、この連携により窓口業務の簡素化、効率化が図られ、住民の利便性も高まる運用とのことでしたが、どのような利活用を展開することが有効なんでしょうか。また、目に見える効果はどんなものがあるのでしょうか。

そして、マイナポータルも本格運用と紹介されていたが、どのようなものなのか、あわせてお伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましても、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 小渕総務政策課長。

〔総務政策課長 小渕莊作君発言〕

総務政策課長（小渕莊作君） 自治体間連携及びマイナポータルということでご質問にお答えをさせていただきます。

自治体間連携、関係機関との情報連携につきましては、住民の利便性向上という点での最大のメリットは、添付書類の簡略化などがございます。例えば、吉岡町に転入された方が児童手当の申請を行う場合に、従前であれば申請者が前住所地に課税証明書を求め、添付する必要がございました。しかし、情報連携後は、町担当部署から前住所の役所、役場にオンラインでの情報照会を行うことで、情報提供を受けることができます。申請者は書類の添付のためだけに、前住所地に書類を求める必要はなくなります。これは、逆に吉岡町から転出された方にも言えることでございます。その場合は、吉岡町は他市町村から情報照会を受け、情報を提供することとなります。

ほかにも都道府県や健康保険組合等との間での必要な情報につきましては、情報連携を行うことにより、簡素化、効率化が図られる予定となっております。もちろんこれらの手続につきましては、番号法で定められた事務のみにおいて行われるものであり、定めのない業務で行うことは法律でかたく禁じられております。その情報のやりとりにつきましては、政府が中心となって運営するオンラインサービス、マイナポータルにより本人が確認することも可能となっております。

また、マイナポータルは、住民が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者等の行政機関等での自分の情報の情報連携の記録や、自分の情報そのものの確認、行政機関等からのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや、社会保険料、税金等の公金決済サービス等とのシステム上の連携の検討も進められております。官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のウェブサービ

スでございます。

平成29年1月の時点におきましては、アカウントの開設機能とe-Taxシステム、いわゆる国税電子申告、納税システムでございますけれども、e-Taxシステムとの認証連携機能のサービスを開始し、平成29年7月以降、順次サービスの提供を開始する予定でございます。

今後、7月の本格稼働に向けて、子育てワンストップサービスの提供などの準備を進めているところでございます。

現時点で、利用にはマイナンバーカードとICカードリーダー、パソコンが必要となりますが、今後スマートフォンなどでも利用が可能になるよう整備されていく予定でもあります。また、そういった機器をお持ちでない方のために、7月以降、来町された方が自由にお使いいただけるよう、役場にマイナポータル用端末を設置する予定となっております。この端末は、国が全市町村に配布するものでございます。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） まだまだ本格運用までには時間が必要なようですが、個人情報保護に対する安全性注意には絶対は禁物でございます。念には念を入れて、万全な体制が維持できるようにお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に移ります。

3番目、学校における障害児の差別解消に向けて。発達障害児を持たれる家族への配慮。

今、町内でお子さんの発達障害に悩み、子育てへの不安を抱える親御さんの集いが、毎月開かれています。お母さん方は優しく、そして強く、心配事や困り事を抱えながら日々を過ごしていることを集いの中で吐露するも、仲間ら等での思いの共有や激励の声に元気を抱き、いつかきっとお互いを尊重しながらともに生きる社会、吉岡町がつくられることをあすに希望を持って生活し続けています。

昨年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、すなわち障害者差別解消法が施行され、そこには個々の場面において障害のある方からの意思の表明があった場合に、社会的障壁を取り除くために必要な配慮をすること、合理的配慮の提供が法的義務と定められています。発達障害に悩む親子が、小学校で普通学級を希望していても、クラス編制、教員や支援員配置などを理由に思うように進展しないことが議題に上がっておりました。離席することもあるも、補助支援員がいれば普通クラスで友達と一緒に学習していきたいとの希望を持っていることなどを話されておりました。

当町教育委員会は、学校現場との連携は、合理的配慮の提供について相談、現場での状況把握をどのように捉え、指導されておられるのでしょうか、お伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 3番目の質問といたしまして、発達障害児を持たれる家族への配慮についてのご質問をいただきましたですが、学校現場での支援については、児童生徒の症状に応じた個別支援を中心に行っております。

学校現場での詳細につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 学校現場での発達障害児に対する支援について、現在の状況を報告いたします。

発達障害には、いろいろな障害の症状がありますので、児童生徒の症状に応じた個別支援を行っております。特徴であります広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害などを持つ児童生徒は、特別支援学級にて専門の教諭がつき、児童生徒に合った支援を行っております。担当教諭は、日々の観察の中で児童生徒に合った態度、言葉を選び、児童生徒にストレスを与えることなく、時間を共有しております。

また、児童生徒は通常学級で授業を受けられる科目については通常学級で、学習が困難な科目は特別支援学級で学習を行っております。その児童生徒にどのような支援や指導体制が合っているかについて、特別支援コーディネーターを中心とした校内の組織で検討し、対応をしております。

特別支援学級の先生の質を上げてほしいとのご意見ですが、担当教諭は日々、専門的知識の習得に努めており、担当教諭の知識不足から生じる問題はお聞きしておりませんが、保護者の方々のご心配もあるでしょう。ご期待に添えるよう努力していきたいというふうに考えております。

障害理解に向けての啓発や学校教育ですが、人権教育や道徳での命の大切さや児童生徒の持つ個性は互いに認めることが基本と教育しており、児童生徒も命の大切さや障害について意識できるようになってきているというふうに考えております。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ちょっとお聞きしたいことがあって来たんですけども、先月28日までに吉岡町教育振興基本計画第2期の案策定に伴うパブリックコメントを募集していましたが、28日で締め切ったということですが、その中での主要施策、学校教育の推進で、障害のあるお子さんに対して一貫した支援、個別のニーズに応じた支援、そして関係機関との連携会議の開催等が示されておりますが、保護者等とのかかわり方はどんな形を見込

んでいるのでしょうか。

また、個別教育支援計画書の作成においても、保護者会議は考えておられないのでしょうか、お伺いします。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、まず就学前に保育園、それから幼稚園、それから学校が定期的に情報交換をしております、障害のある子供を早期に把握することで、まず教育的ニーズに応じた支援ができるようにということで取り組んでおるところでございます。

しかし、保護者の思いと子供本人の教育的ニーズが異なるということもままございます。しかし、保護者の思いを受けとめることも最も大切なことというふうに考えておりますけれども、本人にとって必要なものは何か、一緒に考えて合意形成を図って、円滑な支援ができるように取り組んでまいりたい、こんなふうに考えております。まず、町の教育研究所におきましても、通常学級における気になる生徒への指導の工夫、副題に特別支援教育の視点を生かしてというテーマで研究をしております、児童生徒の中には文字を整えて書くことが苦手ですとか、注意が散りやすいとか、友達関係がうまくつけれない、そういった子供が、どの学校、どのクラスでも特別な支援を必要としている児童生徒が在籍をしていると、そういったことを意識して教師が指導に当たるように考えておるところでございます。

ちょっと先ほど合理的な配慮についてということもあつたかというふうに思いますけれども、まず小学校では先ほども局長の中の答弁にございましたけれども、特別支援教育校内委員会というのが設置してございまして、常駐担当教員が場合によっては放課後に教育相談ですとか補充学習等も行っておりまして、そういうところがございます。

中学校におきましては、毎週木曜日の午後に気になる生徒一人一人の状況確認と、指導計画を策定しまして指導しております、そんなところがございます。

そういったことで、教育相談に保護者の方にもおいでいただくと、そういうこともやっておりますので、これからもそういったことで支援に当たってまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ保護者の思いも酌んでいただけたらと思います。

安心して子育てのできる町吉岡がかけ声倒れにならないために、子供や家族等の目線に立った相談、支援拠点の整備を改めて要望するものでございます。合理的配慮とは、障害

のある児童生徒が他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う必要かつ合理的な取り組みのことで、本人、保護者からの意思の表明に基づくものでありますが、意思の表明がない場合でも、適切な対応に努めることが大切と法的義務が課せられております。

先日、高崎市内において開かれた障害者フォーラム in 群馬において、講師の内閣府障害者施策アドバイザー、障害者インターナショナル日本会議副議長尾上浩二氏は、おのれの経験談を述べ、合理的配慮は特別扱いではなく、ともに活動したり楽しんだりするため、及び平等性を確保するための個別調整、合理的配慮を行わないことが禁止される差別となると、そして無関心こそ最大の障壁。また、他の講師も、障害者への対応は子供や高齢者と同様で、過保護にせず見守り、当事者尊重、成長で必要なときサポートする、共生社会をみんなで目指そうと述べられておりました。

さて、先般発行された人権作文集「明るい吉岡町」、中を見させていただきました。この人権作文集「明るい吉岡町」32号の巻頭言の中で、教育長は、障害の有無も含めた個々人の多様性をゆるぎない人権尊重の精神に基づいて認め合い、何の不自由もなく一緒に仲間らと暮らしていく社会づくりへの思いをつづっておられました。そんな社会、まちづくり具現化への導きを期待させていただきます。

友達と一緒に遊びたい、学びたい、本人の希望を受け入れたことをまず第一に考慮し、親の不安解消に、どういう問題が生じるか、またどういうことができるか等一緒に考え、寄り添った協議を検討していただきたいと思います。役場内の横断的な連携によって、子育て支援から認知症対策等高齢者支援と、吉岡町地域包括ケアシステム構築における日本版ネウボラ、切れ目ない支援に大きく期待し、次の質問に移ります。

最後、4番目、地域課題。上武国道連結にかかわる漆原地域の安心安全対策について。

長年の懸案でありました前橋渋川バイパスに、いよいよ上武国道がこの19日、連結開通されることとなり、関係各位のご労苦に敬意をあらわすとともに、地域を挙げて喜び合いたいと思います。

しかし、懸念材料も浮上しております。2020年6月に開業を目指す前橋市の道の駅、新聞報道等で示されておりますが、整備予定の面積が7ヘクタール余り、また大々的な施設概要も公表されておりますが、我が町の道の駅の川一つ隔てた対岸丘陵地の広大な計画は、危機意識そのものを持つことになるのではないのでしょうか。

そんな中、我が町吉岡町の道の駅を含め、町の東の玄関口としてのアピールは、今後の対策はどんな戦略を考えていただけるのでしょうか。

先日、上毛新聞で、すばらしい眺望と自然や文化が色濃く残る土地と、この周辺が紹介されておりました。道の駅、物産館、そしてよしおか温泉、パーク、ケイマン等緑地運動

公園は、多くの来訪者を見込むことができるのでしょうか。また、その来訪者らへのおもてなし策はどのようにされますか。町の仕掛け、お考えをお聞かせください。

そんな中、さらなる不安も募ります。国道の交通量が増加するのに伴い、漆原地域内の交通事情の変動です。バイパスだけでなく町内への交通量変化は、地域の方々、特に漆原地域への交通安全対策はどのように対処されようとしているのでしょうか。

あわせて、バイパス両側のり面のごみ類の投げ捨て対策についてですが、漆原東自治会で毎年12月初旬、健康No.1事業の一環として、環境美化活動を兼ねた周辺のごみ拾いウォーキングを実施しております。この11日土曜日も、3回目の環境美化ごみ拾いウォーキングが予定されております。

しかし、一向にごみが減る気配がありません。加えて、のり面の除草もされていない中、枯れ草の中にたばこの吸い殻が多数投げ捨てられている状況下、周辺には民家もあり、のり面火災からの飛び火の心配もあります。自治会からの草刈り要請で、ようやく2月に入って除草作業がされました。ちょっと遅いような気がします。枯れ草への火災不安は12月から始まります。また、バイパス乗り入れ口での駐停車禁止標識を横目での、大型車の休息停車防止対策を含め、除草対処時期の検討等、それぞれの対処要請をお願いできれば幸いです。

国道連結でうれしい反面、心配事も増加します。地域の安心安全対策はどのようにお考えか、お伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 4番目といたしまして、地域課題といたしまして、上武国道連結にかかわる漆原地域の安全・安心対策についてのご質問をいただきました。

東の玄関口である道の駅よしおか温泉は、単なる休憩場所ではなく、エリア内によしおか温泉リゾートピア吉岡、物産館、緑地運動公園を兼ね備えており、一日を通して滞在できる空間となっております。パークゴルフやケイマンゴルフは気軽に楽しむことのできるスポーツとして、家族連れも多く、遠くからの利用者也ふえている状況でもあります。物産館は新鮮な地元農産物や特産品の購入ができ、温泉ではくつろぎと癒しの時間を味わえるなど、県内でも類を見ない総合複合施設で、また立地条件もよく、赤城、榛名山の雄大な景観と利根川河川敷の緑豊かなロケーションもあり、他の道の駅とは十分な差別が図っていけるものと思っております。

道の駅では、おもてなし策として、4月の桜祭りを初め、6月のホテル祭り、10月の水田収穫祭、11月の道の駅交流祭などを通じて、訪れる方々を飽きさせず、にぎわいのある空間を目指しております。先日には、湯が出まして、二十一周年がたったということ

で、検討委員会を開いていただきお祭りをさせていただいたということで、本当に漆原地区の方々には感謝をしているところでもあります。

そういった中、四季折々の風情を盛り込んだ手づくり感のあるお祭りを開催しております。これからも町は続けていきたいと、また応援をしていきたいというようにも思っております。

交通安全対策につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 交通安全対策につきましては、前橋渋川バイパスを含む上武国道の開通に伴いまして、漆原地域、周辺の交通量、混雑度合いの増加が懸念されるところでございます。したがって、都市計画道路など幹線道路ネットワークの整備の促進がより一層重要になってくると考えております。

町といたしましては、前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸となる都市計画道路大久保上野田線の整備を最優先と考えておりまして、引き続き県へ要望してまいります。

この道路の整備につきましては、一昨年10月に渋川市と提携いたしました協定におきましても、取り組む事項として位置づけておるところでございます。また、都市計画道路の漆原総社線の未整備区間につきましては、平成4年度に都市計画決定をして20年以上が経過しております。この未整備区間の整備には莫大な費用がかかるの見込まれておりますので、経済情勢や上武国道、県道バイパス開通に伴う自動車の流れの転換などを踏まえながら、来年度に計画の見直しを進める予定でございます。

また、ごみ捨て対策等についても、自治会の方々の協力に対しまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。除草の時期等につきましては適切な時期に行いますよう、管理者であります国に対して町としても要望してまいりたいと考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 前橋渋川バイパスに上武国道がつながることにより、町の東の玄関口が多くのお客様で活気あふれるにぎわいのある場所となりますよう、町を挙げてのおもてなし作戦の展開を、あわせて地域の方々が安心安全な生活が営めるよう、効果的諸施策を施行していただきたいと思っております。地域住民らの代弁者として要望させていただきます。

なお、今回最後の質問を受けていただいた南雲教育委員会事務局長を初め、守田会計課長、そして大井議会事務局長のお三方においては、この年度末をもって退職ということですが、長い間町の発展へのご努力、お疲れさまでした。これからはお体をご自愛くださり、それぞれの道でますますのご活躍をご期待申し上げ、以上で私の一般質問を終わります。

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、5番柴崎徳一郎議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後1時とします。

午前11時51分休憩

午後 1時00分再開

議 長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議 長（岸 祐次君） 8番村越哲夫議員を指名します。村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

健康の推進について。

No.1プロジェクトの進捗状況と成果についてお伺いします。

平成23年4月、町の第5次総合計画で、4つのシンボルプロジェクトの一つに、健康No.1プロジェクトの推進を重点に掲げて取り組んできました。このプロジェクトは、有酸素運動、食育推進事業、地域健康管理共同事業を柱として推進しているもので、自治会ごとに推薦された健康づくり推進員を中心に事業を行っています。

前期基本計画が平成27年末に終わり、昨年からは後期基本計画に入り、平成32年まで残り4年となりました。各自治会ごとの活動状況については、広報よしおかななどで紹介されていますが、下野田においては、推進員、自治会、民生委員が中心となり、ウォーキング、健康料理教室、グラウンドゴルフ、高齢者のサロンなどの活動を行っています。私も何回か参加して、意義ある活動だと感じています。

高齢者サロンにおいては、「ふれあい・いきいきサロン この指とまれ・サロンおいでよ」を立ち上げ、内容はラジオ体操、軽スポーツ、筋トレ、脳トレ、輪投げ、ユニカール、パターゴルフなどを実施、屋外サロンでは八ッ場ダム、榛名湖、赤城山、湯の丸などに出かけてウォーキングなどを行っています。

特に、下野田では卓球が下野田集会所、隣保館で活発に行われ、下野田集会所では週に4日も行われ、日によっては15人以上も参加、女性も半数を超え、勝負にこだわらず、ダブルスなど新ルールを採用してゲーム形式で和気あいあいとコミュニケーションも図れ、健康増進に寄与していると思われます。

健康No.1プロジェクトの推進に当たり、前期基本計画が平成27年に終わり、昨年からは後期基本計画に入りました。これまでに高齢者、青壮年、子供にどのような施策を行い、どのような効果が出ているのか。国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業など社会保障費の効果はどうだったのでしょうか。後期基本計画の特徴施策はどのようなも

のでしょうか。健康No.1プロジェクトに対する取り組み状況と、各地区における補助金などの支援はどのようになっていますか、お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 村越議員より健康No.1プロジェクトの進捗状況と成果ということでご質問をいただきました。答弁させていただきます。

よしおか健康No.1の経過といたしましては、平成22年度に苦渋の選択で国保税を引き上げさせていただきました。そのことを一つの機として、町民一人一人がご自分の健康維持をどのように考えていただけるか、その施策といたしまして、平成23年度から始まる第5次総合計画に健康をテーマとした健康維持活動の推進を掲げ、よしおか健康No.1をシンボルプロジェクトに盛り込みました。

誰もが健康ですがすがしい一日を毎日送れることを願い、運動と食育を基本とした活動を町民の皆さんに実施していただくことにいたしました。

平成25年度に各自治会から代表推進員を推薦していただき、よしおか健康推進協議会を発足させていただきました。おかげさまで各地域に浸透し、活発に活動を実施していただいております。

その成果といたしまして、平成27年度国保税の引き下げや、町民の皆さんにご自分の健康状態を確認していただけるように、特定健診やがん検診などの無料化を実施し、今年度は胃内視鏡の検診も無料で実施させていただきました。

そのほか、健康No.1については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 初めに、高齢者、青壮年期、子供その他にどのような施策を行い、どのような効果が出ているかについて答えさせていただきます。

健康No.1プロジェクトの母体組織となるよしおか健康推進協議会は、平成25年8月に結成されまして、来年で5周年を迎えることができました。

進捗状況ですが、参加者を高齢者、青壮年期、子供、その他などの年代別に分けての施策では行っておりません。これは3世代交流を目的としました自治会の事業でもあり、子供から高齢者まで一体的な行事を行うことにより、地域の活性化につながるものと考えておるものでございます。

次に、施策でございますが、有酸素運動を基本とした効果的な運動の実践と普及、また自治会活動を中心とした食育の開催、よしおか健康推進協議会を中心に参加者を呼びかけ、多くの方に自主的に健康No.1の町を目指せるように働きかけを行っているものでござい

す。

年々参加者は増加しておりますが、課題も見えており、その都度推進員さんとの意見交換も行いながら、No.1活動を盛り上げていこうと考えております。

年度別で協議会活動と自治会活動の延べ参加数としましては、平成25年度は9,487人、平成26年度につきましては1万4,293人、平成27年度につきましては1万4,870人となっております。平成28年度の実績につきましては、まだ取りまとめ等を行っておりませんので、それにつきましては不明でございます。

医療的な効果につきましては、生活習慣病に関する医療費の割合の変化としまして、活動による成果については、健康No.1活動以外にもサロン事業や筋トレの事業の普及も継続していることから、一概に健康No.1事業のみの成果とは言い切れないものがございますが、国保の医療費の分析データによりますと、入院と通院を合わせた累計医療費の中で、生活習慣病と言われる高血圧性疾患、糖尿病、脂質異常症、脳梗塞などの上位10疾患の合計医療費の割合で見ますと、よしおか健康推進協議会が発足する前の平成24年度では30.2%であるのに対しまして、平成27年度累計では22.5%、平成28年度は1月現在までの累計でございますが、割合にしまして19.8%となっており、徐々に減ってきております。

以上によりまして、生活習慣病予防効果はあったというふうに考えております。これにつきまして、後期高齢医療につきましても同等のようなデータも出てきております。

次に、特筆すべき取り組みについてということでございます。3点ほど紹介させていただきます。

1つには、男性の参加者がふえたということでございます。

自治会を傘下とする事業の実施のために、全ての事業において男性参加者の比率が高いことが上げられます。この健康No.1事業が始まる前の保健事業の参加者は、女性が多く占めているところでございます。しかし、この健康No.1事業は、男性・女性の比率は同数程度となっております。これは、健康No.1事業は自治会を軸に、男性が参加者を呼びかけながら実施している、そういったことが原因だと考えております。

2つ目としましては、コミュニティーの形成。

健康No.1事業は地域活動が基本のため、集会所に定期的に集まり、筋力トレーニングや卓球などの軽スポーツ等を取り入れた中で楽しく行われております。それにより、近隣の方々とも会話するきっかけがふえまして、コミュニティーが豊かになってきているというようなことも起こっております。

また、3つ目としまして、3世代の参加。

3世代の子供から高齢者までを対象とした健康行事の参加も、特筆するものであると考

えております。過日、自治会の食育教室では、赤ちゃんを連れてご夫婦も参加しまして、孫の育児教室の内容を講師が話される場面もありまして、和気あいあいとした地域事業が展開されているなどというふうに思っております。

次に、補助金の支援につきましてでございますが、平成25年度より各自治会に対しまして、補助基準の合計額が、自己負担を差し引いても10万円を超える場合には10万円を上限としまして支給し、10万円未満の場合につきましては満額を年1回支給をしております。昨年も全自治会が実施しており、今年度も13自治会が申請を3月中に済ませる予定でございます。

今後とも、有酸素運動の普及や食育活動を推進し、生活習慣の見直しを進めたいというふうに考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） いろいろなお答弁をいただいて大変ありがたく思うわけでございますけれども、この健康No.1プロジェクトにおいては、やはり地域差というのがかなりあると思うんですけれども、当下野田においてはかなりの実績というより、かなりの方々をご参加してやっているというのは実情でございます。これからもぜひこういうものを発展させて、ぜひこの医療費関係の削減ができれば、これにこしたことはないと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

トレーニング室開設についてお伺いしますということで、これは先ほど高山議員よりの質問があったのでこれは取り下げますので、よろしく願い申し上げます。

DV相談についてお伺いします。

DV、ドメスティックバイオレンスとは、一般に同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力で、元夫、元恋人など、近親的な関係で起こる暴力も含むと言われ、主に男性から女性に対して行使される暴力を指すと言われております。暴力の形はさまざまで、身体的、精神的、性的、経済的など多面的な要素を含んでいると言われております。

報道によると、ことし1月28日、長崎県三景台町で、路上にとまっていた車内で28歳の女性が倒れているのを住民が見つけ110番し、救急搬送しましたが死亡してしまいました。長崎警察署は、元夫30歳が女性を殺害後、自宅で首をつって自殺したものと見て調べているということです。このほかにも多くのDV事件が発生しています。

DV防止法、正式名称は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正等に伴い、平成16年以降DV相談件数は大幅に増加し、県の女性相談センター等のDV相談件数は、平成24年2,356件となっており、その後も増加しているそうです。

内閣府の調査では、成人女性3人に1人がDV被害を経験しているというデータが報告

されています。そのうち3人に1人が生命の危険を感じるほどの暴力を受けたと答えています。

警察における平成24年、DV相談（認知）699件、前年度比プラス101件、検挙件数187件、前年度比プラス36件、援助件数364件、前年度比プラス105件となっているようです。

夫婦、恋人間で暴力被害を受けても、誰にも相談できなかったという理由が50.9%と過半数を超えています。

暴力被害支援のための相談窓口、制度の認知度は、DV防止法が49.9%、市町村窓口41.7%、警察41.1%となっているようです。

DV防止法では、国、地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援も含め、適切な保護を図る責務を有しています。市町村は、国、県の基本計画を勘案して、市町村における基本計画を定めるように努めるとありますが、町の基本計画は策定されているのでしょうか。また、その内容はどのようなもののでしょうか。町はどこで相談に応じているのでしょうか。

これまで相談を受けた件数及び内容、その後の支援状況はどのようになっておりますか、お聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） DV相談について答弁させていただきます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV法は、個人の尊重と、法もとの平等がうたわれる人権の擁護と、男女平等の実現に向けた取り組みが行われております。ところが、配偶者からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった、また配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっております。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であり、このことは女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取り組みにも沿うものでもあります。

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年に法律が制定されました。第2条では、暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定を行うものとして都道府県に、市町村については努力義務といたしまして、吉岡町では健康福祉課こど

も福祉室が窓口となり相談等を受けております。

県のDV対策推進計画及び対応マニュアル等に基づいて行っておりますが、保護の必要性や緊急性の高い事案については、渋川保健福祉事務所及び女性相談センターに連絡し、連携体制を行っております。

その他につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 町長の答弁にもありましたとおり、DV防止法における基本計画の策定については、市町村の努力義務とされております。現在、吉岡町においては、基本計画を策定しておりません。

この3年間における町への相談件数は4件であり、年に一、二回程度でございます。相談者の希望により、専門的な知識を持った各機関や支援施設などを紹介し、具体的な解決策等について相談をするよう促しております。

その他、県保健福祉事務所や女性相談センターへ引き継がれた案件につきましては、相談の進捗状況等については情報提供はございません。町では把握はしておりません。以上です。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 今の話の中で、意外にこの相談というのは少ないですね。ほっとしたというか、でもやはり何件かあるということは、これはほうっておくわけにはいかないような気がしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

都市計画道路の早期整備について。

整備計画の進捗概要についてお伺ひします。

平成29年3月19日に国道17号バイパス上武道路、約40.5キロが全開通する見通しとのことです。未開通だった前橋市上細井町から田口町3.5キロが2車線で開通する予定で、新阪東橋に接続します。また、前橋市と榛東村を結ぶ県道南新井・前橋線の上武道路に接続する区間400メートルが、同日に開通するとのことです。

上武道路の整備が一段落し、物流の効率化や観光客への効果が期待され、町でも上武道路からの乗りおり車両が増加し、町内を通過して伊香保、榛東へ向かう車両が予想されます。県道前橋伊香保線宮東交差点以西の役場入り口、鬼が橋交差点などの渋滞が、さらにひどくなると予想されます。

都市計画道路、大久保上野田線の早期整備要望が、これまで多くの議員の一般質問や自

治会長、商工会から整備要望があったと思われます。

町長は、県道事業として早期に着手していただくよう、機会あるごとに知事に要望していると答弁しておりました。知事は、高崎渋川バイパス、南新井前橋線の2つの事業を行っており、吉岡、榛東、渋川だけに金をかけるわけにはいかないと、先送りされているということでありました。早期に吉岡バイパスの延伸整備に着手するよう、県に根気強く要望していくと言われていますが、見通しはいかがでしょうか。

この都市計画道路が整備されないと、今後の吉岡町の発展、人口増加は望めなくなると思われていますので、強く要望していただきたいと思っております。また、南新井前橋線が開通すると、都市計画道路大久保上野田線の交通量が減少すると思われませんが、この道路計画は4車線、幅員27メートルとしている当初の計画どおり進めるのか、あるいは計画の変更はあるのでしょうか。

また、吉岡と渋川市との地域連携協定が平成27年10月に締結され、この地域協定は主に前橋伊香保線バイパスの渋川への延伸、JR八木原駅周辺整備、その他2市町が必要と認める事項を実施していくと聞いていますが、2市町で協議会を設立したとも聞きましたが、どのようなメンバーで、どのような課題について協議しているのか。また、これまでの協議経過や結果はどうなっているのか、お聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 答弁させていただきます。

平成27年10月19日、相互に連携し、効果的に広域的な地域の振興を図ることを目的に、渋川市及び吉岡町地域連携に関する協定書を締結いたしました。

基本的なメンバー構成ですが、両方の首長及び担当部局職員で構成するものと位置づけられております。

本協議会では、主に吉岡バイパスの延伸と八木原駅周辺整備をテーマに協議を進めております。このことにつきましては、昨年5月に渋川市長とともに群馬県宛ての要望書を提出しております。そのほか、本協議会では、広域観光に関する意見交換や吉岡町小倉と渋川市有馬の市町境界にある道路整備についての協議も開始するなど、両市町が必要と認められるものについては柔軟に対応することができます。

以下、詳細につきましては産業建設課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） まず、整備要望の概要について答弁させていただきます。

議員ご指摘のように、前橋渋川バイパスを含む上武国道の開通に伴いまして、周辺交通

量の混雑度合いの増加が懸念されます。また、都市計画道路の幹線道路ネットワークの整備の促進がより一層必要になってくると考えております。

町といたしましては、前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸となる都市計画道路大久保上野田線の整備が最優先と考えておりまして、引き続き県へ要望してまいります。

見通しはどうかとのことですが、平成29年度に県のはばたけ群馬・県土整備プランの計画期間内の見直しが行われると聞いております。そのプランの中での位置づけがしてもらえるように、強力に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、都市計画道路大久保上野田線の交通量が減少すると想定した場合の道路計画の見直しについてですが、町といたしまして、この都市計画道路大久保上野田線は、町にとっては重要な幹線でございますので、現計画どおり県に要望してまいりたいと考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今のお答えの中で、この道路整備が行われるということに相なれば、非常に町としても十分に発展していくのではないかなと、こんなふうを感じるわけでございます。また、4車線で幅員27メートルとしていると、当初の計画どおり進めるということでございますけれども、確かにこれは町としては非常に重要な道路であると私も認識しております。ぜひそのような形でやっていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

次に、漆原南原線の延伸先についてお伺いします。

国道17号バイパス上武道路が全面開通する見通しとなり、サントリー南のところを経て、町内を通過して伊香保などに向かう車両がふえると予想されます。そこで、さきに整備された町道漆原南原線とサントリー南のところから、半田南線から都市計画道路大久保上野田線までの接続道路の都市計画道路について、県道昇格要望を県にしていると聞きましたが、見通しはいかがでしょうか。

また、サントリー南まで、既に町道、市道として開通しているので、都市計画道路大久保上野田線まで約200メートルくらいなので、2市町で協議し、先行して部分開通はできないでしょうか。特に、サントリー西の川久保踏切が狭く、乗用車1台が通る約2メートルの広さしかなく、1台が他の車両が通過するのを待つため、特に朝夕は混雑しており、危険な状態にあります。時々バスなど大型車両が通行できなくて、相当の距離を苦勞して迂回し、他の道路に行くのを見かけたこともあります。

この踏切は、渋川市半田地内ですが、吉岡町民も上武道路開通で国道17号線へのアクセスなど、さらに多くの利用が予想されます。JRは、高架橋か地下道方式を原則として

いるそうですが、交通量、建設費など費用効果を見たとき、実現不可能と考えられます。そこで、新踏切ではなく、既存踏切を拡幅するだけとするほうが実現可能と考えますが、いかがでしょうか。

渋川市は、既にＪＲに、川久保踏切の拡幅要望を打診していると聞いていますが、地域連携協定による協議会で、ＪＲに川久保踏切の拡幅要望はできないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ご質問の件ではありますが、このものについては町にとっても大変貴重な道ではないかというようにも思っております。今、吉岡町は依然として人口増の町ということではありますが、この道ができない限りは、これ以上の発展は余り見込めないのかなというようにも私は思っております。それだけ重要な道であると思っております。

今までの状況については、これから総務課長に答弁させますけれども、そういったことで渋川市ともいろいろなことで連携をしながら、県のほうには要求をしていきたいというように思っております。今までの経過は、そしてこれからのことは総務政策課長に答弁させます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 莊作君発言〕

総務政策課長（小淵 莊作君） 村越議員からご質問のありました都市計画道路大久保上野田線及び都市計画道路半田南線、また都市計画道路漆原南原線の県道昇格の見通しについてでございますけれども、先ほど産業建設課長からの答弁がありましたけれども、県の計画の中の位置づけがどういうふうになるかということで、やはり群馬県の考え方次第であります。その中で、そこについて要望はしていきたいというふうに考えておりますけれども、あくまでも群馬県の考え方ということでございます。

また、鉄道との交差を含む区間の部分開通などにつきましても、ＪＲとの協議、事業費の積算、費用負担や都市計画決定の見直し、また開通後流入する車両の受け入れ対応などを考えた場合、現状では何とも答弁ができる状況ではございませんけれども、このことを解決するために、地域全体を対象としました総合的な整備計画が必要であるというふうに考えております。

渋川市では、渋川南部地区の開発という大きな事業の中において、今補助事業探索するために立地適正化計画の策定を来年度予定しているほか、ＪＲ八木原駅の駅舎整備計画協議にあわせて、既に半田南線の交差点協議も進めていくという話も聞いているところでございます。昨年９月の協議会時には、渋川市から吉岡町に対してＪＲとの協議への参加も

打診されているところでございます。よって、吉岡町と渋川市が別々に対応するという
ことではなく、2市町がその時々において必要な取り組みに対しまして政策連携していく
ことが、課題解決のために近道であると考えております。

そして、こういったことを共通の課題として取り組むことが可能な2市町による協議会
がせっかく設置されているわけですから、今はこの協議会をしっかりと機能させていき
たいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今の答弁の中で、やはりこれは大事な道路ということで、ぜひともなかな
か近々ということではないかと思いますが、ぜひこれを地域連携協定の中でうまく生か
していただいて、ぜひこの計画を進めていただけたらと思っておりますので、よろしくお
願いいいたします。

では、次の質問とさせていただきます。

整備された町道上野田下野田線の交通安全対策についてお伺いします。

町の都市計画道路予定の大久保上野田線の一部である町道上野田下野田線の一部が、平
成27年3月に整備されて2年になります。下野田地区では、旧県道、高崎渋川線を連結
する東西の道路が狭く、交通の利便性が悪かったのですが、町が県の整備を促すために町
費で先行して整備したものです。私たち下野田地区住民はもとより、この道路利用者は、
鬼が橋交差点の渋滞回避と、前橋渋川バイパスへ行くための道路として便利になり、とて
も感謝しております。

しかし、整備道路の東端は、町道原森下線の交差点になっております。それに加え、通
学路に当たり、特に登校時、下校時は、児童生徒の通行が多い場所です。東から西に向か
う車両の運転者からすると、北からの歩行者や車両が工作物や樹木で見にくく、危険であ
ります。整備後2年が経過しましたが、公安委員会の一時停止標識や、左右確認のための
カーブミラー、横断歩道などの設置はなく、事故の危険性があるので、早急に安全対策を
とっていただけないものでしょうか。

また、整備道路西方の旧県道高崎渋川線の出入り口交差点は、通行車両が多く、旧県道
に出るとき、左方の安全確認がしにくいので、一時停止標識、カーブミラーの設置などの
安全対策をあわせてお願いしたいのですが、いかがでしょうか。お伺いします。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、産業課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 議員お尋ねの箇所につきまして、交通安全施設対策につきましては、渋川土木事務所や県警、小学校の代表者やPTAの代表者等にお集まりいただいて、町の交通安全担当等が参加した中で、児童生徒などの事故防止、安全対策を目的といたしました吉岡町通学路安全プログラム等の会合を、これから開く予定なのですが、等で検討していきたいと考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今の答弁の中で、やはりこれからということなんだろうけれども、地域住民にしてみると早期にという考え方も多々あるかと思っておりますので、この辺の考えというより、一致していただくことをお願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

運転免許証の自主返納について。

運転免許証の自主返納の対応についてお伺いします。

高齢ドライバーによる重大事故が全国で相次いでいます。新聞によると、県内で認知症を理由に運転免許証の取り消し処分を受けた人は昨年10カ月で59人に上り、過去最多とのことで、ここ5年で6倍に急増しているそうです。10月までに処分を受けた59人のうち14人は、75歳以上が運転免許証更新時に受ける認知機能検査で、認知症のおそれがあると判定されていました。1月から10月に運転免許証を自主返納した高齢者（65歳以上）は3,404人で、過去最高とのことです。身体機能などが衰えた高齢ドライバー事故が全国で相次いでおり、返納への理解が深まっていることが背景にあると見られます。

吉岡町でも平成23年から高齢者事故減少を目的に、運転免許証の自主返納支援事業を行っていますが、過去の返納件数、経緯はどのようになっているのでしょうか。免許証の自主返納を考えている高齢者も多いと考えますが、吉岡町はバスなど公共交通機関が少なく、免許を返納してしまうと買い物、病院などの足に困ることで、ちゅうちょしている人が多いと思われます。

免許証の自主返納支援事業とは、どのようなものなのでしょうか。また、交付された運転経歴証明書を示すとタクシー利用したときの運賃割引があるといいますが、どのような割引でしょうか。また、独居老人のように、わずかでもタクシー利用券の配布はできないものかどうか、お伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 村越議員のほうから、運転免許証の自主返納の対応はについて質問をいただきました。答弁させていただきます。

高齢者の運転免許証の自主返納制度につきましては、高齢者の運転する車による事故が多く、ニュースなどで報道される中、町といたしましても高齢者の交通事故の減少のため、運転に不安を持つ高齢者の運転免許証の自主返納支援をするため、高齢者運転免許証自主返納支援事業の周知を図っているところでもございます。

28年度につきましては、1月末現在で20名の方が申請され、事業開始から一番多く申請をいただいているところでもございます。現在、町ではバスカードの交付を行っておりますが、タクシー券の導入についても検討をしていきたいと考えております。

詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、高齢者の交通事故の減少を目的に、事業を実施しております。

支援事業の周知につきましては、町のホームページや広報、民生委員、児童委員の方や町の社会福祉協議会や包括支援センターを通じ、事業の周知を行っていただいております。その結果、今年度は1月末時点で、今までで一番多く20名の方に申請をいただきました。

過去の申請状況は、23年度9名、24年度6名、25年度8名、26年度16名、27年度6名、23年度から29年1月末現在までに65名の方が申請をされております。支援内容につきましては、65歳以上の方が対象で、運転経歴証明書の交付手数料の全額支援や、群馬県共通バスカードの5,000円分として利用額が6,050円分の交付を行っております。

町の支援以外に、運転経歴証明書の提示によりいろいろな支援を行っている企業、団体がありますが、その中に群馬県タクシー協会では、協会加入の事業者のタクシー利用の際に、運転経歴証明書の提示により1割の運賃割引を実施していただいております。

現在、町ではバスカードの交付を行っておりますが、バスの利用よりタクシーのほうが便利な方もいるかと思っておりますので、バスカードとタクシー券の選択ができるような検討をしていきたいと考えております。以上です。

議 長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今のようなお話であれば、やはり免許証の返納の方々が、安心して返納ができるんじゃないかなというふうな感じがしております。ですから、またまた高齢者の事

故が減少するように、このような制度をうまく整備していただいて、高齢者が利用できるような施策をとっていただければ、こんなうれしいことはございませんのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に移ります。

吉岡町の今後について。

町内小中学校の教室確保の見込みについてお伺いします。

上武国道の開通、吉岡バイパスの完成、それに伴い大型店の進出、駒寄スマートインター大型化工事も始まり、インターの近くに大きな商業施設ができれば、ますます商業地や宅地開発に拍車がかかる状況にあります。10年前は田畑が広がっていた風景も一変しています。

各地で人口減少対策が課題となっていますが、我が町は人口増加率連続県内首位で突出した動きを見せています。渋川、前橋、高崎へのアクセスのよさや大型の商業施設の出店などを受けて、2011年に人口2万人を突破、2017年は2万1,408人となり、2020年には2万1,840人に達するとのことで、ベッドタウンとしての発展は地域に活気をもたらします。人口増に伴い学校も飽和状態となったため、駒寄小学校は増築しました。一方、高崎渋川バイパス沿いも開発が進み、近くにある明治小学校でも児童が増加し、そのため増設工事をしている状態です。

増加に伴い、小中学校の教室は、特に中学校は確保できるのでしょうか。お伺いします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 管内小中学校の教室確保見込みについてのご質問であります。教育委員会事務局より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） それでは、管内の小中学校の教室の確保見込みについてお答えいたします。

吉岡町の人口は、平成29年度も上昇傾向にあると考えます。特に子育て世代の方々の流入増が予想され、保育園、小学校、中学校の園児、児童、生徒の増加も予想されております。

平成29年度には、明治小学校の教室不足により、平成28年度、今年度ですが、特別教室棟の新築を行い、普通教室の確保を行いました。また、平成30年度には駒寄小学校の教室不足が予想されますので、29年度中に特別教室を普通教室に改修し対応したいと考えております。これらの改修により数年間、小学校の教室不足は心配ないと思われま

しかし、小学校を卒業した児童が吉岡中学校へ進学いたしますので、今後、中学校の生徒数を的確に把握し、教室不足が生じないように対応していきますが、数年先の生徒数によっては教室不足になるかもしれません。また、20年先の人口、特に児童生徒数は予測できませんので、具体的に児童生徒数が把握できる状態になった時点で対応策を検討していきたいというふうにも考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 一説では、15年から20年に年少人口が減少するというような話をちょっと聞きましたけれども、今の吉岡の人口増と、また住宅の建築数の増加を見ますと、やはり児童生徒の数はふえていくのかなというふうに考えるわけですが、その辺についてまたこれからの教室の確保というのは考えていらっしゃるようでございますので、安心してまた、子供さんを預ける方々にとってはよい話だと思っております。今後、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、ちょっと時間早いですけれども、私の全ての質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、8番村越哲夫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分とします。

午後1時55分休憩

午後2時15分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開します。

議長（岸 祐次君） 4番五十嵐善一議員を指名します。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、地域防災・減災対策の観点から、4項目について町長の見解をお伺いいたします。

平成7年1月17日発生の阪神・淡路大震災では、発災直後から多くの方々が被災地に駆けつけ、ボランティアとして救援活動に携わっていただいたことは記憶に新しいところでございます。この年はボランティア元年と呼ばれ、以後、各地の災害では必ずボランティアの姿が見られるようになり、現在では災害時には不可欠な存在としてボランティアが認知されるまでに至りました。

また、平成23年3月11日発生の東日本大震災では、小規模な市町村が多数被災し、

多くの自治体職員が犠牲となり、庁舎も崩壊したことから、域外の行政組織から素早く支援を受け入れ、それをうまく活用できる力、つまり行政の受援体制の整備が大きな課題となってきました。

しかし、昨年4月14日発生の熊本地震では、市町村の施設が損壊したり職員が被災するなどして現場が混乱し、全国から届いた支援物資の仕分けがスムーズにいかなくなる場面や応援要員を生かし切れなかったことが、またもや課題として指摘されました。当時、熊本県内の各自治体には、受援体制が整備されていなかったようでもあります。

このように大規模災害の際には、被災自治体が単独で対応するのは極めて難しいことが過去の災害で明らかになっており、受援体制の構築がより一層急がれるところでもあります。

群馬県防災会議においても、ことし1月24日、災害発生時に他県からの支援を円滑に受け入れるための受援計画を定めることを盛り込んだ、県地域防災計画の修正案を可決したところであります。

そこで、1つ目として町長にお伺いいたします。

吉岡町における大災害発生時の受援計画策定について、町の取り組みはどうなっているのか。また、未策定であるとするなら、この件に関し、町長はどのように対応されるつもりなのか、気持ちをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 五十嵐議員より、大災害発生時の受援計画策定についてお伺いいたしました。

昨年4月に起きました熊本地震では、職員の被災や災害応急事務の激増などマンパワーの不足などにより、避難所運営や支援物資の供給等に支障が出るなどの課題が発生しました。現在、町では大規模災害時においては、県、市町村及び関係団体等が連携し、より実践的かつ効果的な災害応急対策を講じられるよう、必要な対応を検討するため設置された県と市町村等の防災体制検討会議において、支援物資の供給や避難所運営について、課題の抽出などの検討や検証を行っております。

県において検討会議の意見も反映された、県受援・応援計画や市町村向けのガイドラインについて、29年度中の作成を目指すことになっております。町といたしましては、ガイドラインを参考に検討し、対応していきたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 今、町長のご答弁の中で、平成29年中の作成を目指すということで、そのお気持ちは確かに受けとめさせていただきました。

平成25年3月に策定された神戸市の受援計画では、避難所運営や支援物資供給、罹災証明書発行など130の業務と必要な責任者の数や資格などを整理。災害時には、各部からの応援要請と応援職員とをつなぐ専従職員も配置することまで盛り込んであるようであります。

避難所運営など災害時の業務は、自治体の規模に関係なく発生するものであり、大災害時に自治体が他の自治体から支援を受ける際、応援職員に担ってもらう業務などを事前に決めておく受援計画の策定は、非常に大切なものであり、29年度中の計画策定を目指していただきたいことをお伝えして、2つ目の質問に移らせていただきます。

日本では終戦後、国土の復興を最優先に、安く短期間に工事ができる電柱で電線を張る手法がとられてきた結果、今日本全国に立つ電柱は約3,550万本に上り、現在も毎年7万本ずつふえ続けているとのことであります。

日本の道路の無電柱化率は1%と先進国で断トツに低く、空を見上げれば電柱と電線が視界に入ってくる現実がそこにはあります。大地震が起きた場合、電柱が倒壊して避難路にもなる道を塞いでしまうおそれや、電線が垂れ下がって感電する危険もあり、人命救助や消防活動に支障を来すことが危惧されております。また、空にクモの巣のように張りめぐらされた電線は、街の景観を損ねているばかりでなく、歩道上にある電柱が車椅子やベビーカーなどの通行の妨げになっているケースも見受けられております。

こうした課題を解消するのが電線を地中に埋めて電柱をなくす無電柱化事業であり、日本政府も1980年代から本事業を進めてきたものの、無電柱化率は全国で整備が最も進む東京23区でもわずか7%、大阪市で5%にとどまるといった状況であります。100%のロンドン、パリ、香港、95%の台北、46%のソウルなど各国の主要都市と比べ、立ちおくれが著しい現状にあります。

こうした中、阪神・淡路大震災では約8,100本、東日本大震災では約5万6,000本の通信と電力用の電柱が倒壊するなどの被害を受け、その影響で電柱にかかる電線などのケーブル架空線も断線被害が相次ぎ発生したとのことであります。

しかし、阪神・淡路大震災において地中化された通信ケーブル線の被害率は0.03%と、被害率が2.4%であった架空線の80分の1にとどまり、無電柱化が災害に強いことが改めて実証されもしました。このように無電柱化は、台風や地震といった災害時の倒壊未然防止や電力、通信といったライフラインの被害に強く、さらに良好な景観づくりや歩道の安全向上をもたらすなど、災害に強い、安全・安心なまちづくりを推進する上で、とても重要な施策であると考えられます。

そこで町長にお伺いいたします。吉岡町における災害時緊急輸送道路に指定されている吉岡バイパスや町道小倉陣場線等について、まずは無電柱化対策を実施していくべきと考えますが、町長の気持ちをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、今五十嵐議員が言われたことが実際にできれば、これは大変いいことだなと私も思っております。そういった中で、吉岡町はほとんどが電柱が立って、各家庭に配電されているというような状況であると思っております。

今、五十嵐議員のほうから、まず町道の高崎渋川線、そしてまたバイパスなどしたらどうかというような意見もいただきました。そういったことを含めまして、この件に関しましては担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 五十嵐議員お尋ねの災害時緊急輸送道路の無電柱化対策についてですが、無電柱化の目的は、景観阻害要因となる電柱、電線をなくし、良好な景観を形成すること、無電柱化により歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性、快適性を確保します。

大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きたときですが、電柱が倒壊することによる道路の寸断を防止することでもあります。また、無電柱化の一般的な工法は、電線共同溝方式と申しまして、道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法であり、電力施設の地上機器というものが必ず必要になってきます。

電力線、通信線は地下に埋設となりますが、地上機器というものは地上の設置となり、無電柱化を図るためにおおむね2.5メートルの有効幅の歩道が必要となります。吉岡町の緊急輸送道路につきましては、歩道のない区間や狭い区間があることから、無電柱化の推進を図る上で大きな課題があると考えております。

現在、整備が進んでおります県道高崎渋川線バイパスの全線開通や県道前橋伊香保線バイパスの延伸が進むなど幹線交通ネットワークの整備が進めば、緊急輸送道路と指定した道路の交通量が減ることが期待できまして、車道部分を歩道に取り込める可能性がございます。したがいまして、無電柱化対策の実施は、今後における幹線交通ネットワークの整備状況や緊急輸送道路の車両の交通量の実態を把握しつつ、関係機関と調整、協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 今、課長のほうからの答弁がありまして、いろいろな課題があるということも私も重々承知しております。ただ、吉岡町地域防災計画の第1編、第2章第13節その3の災害に対する緊急輸送路の安全性の確保の項で、「緊急輸送道路は、緊急物資の輸送を確保するため、道路交通法に基づき交通規制が実施される。よって、道路管理者は、道路の損壊等が発生しないよう、災害に対する安全性の確保に努める」と明文化されております。

財源の確保はどうする等々さまざまな困難はありますが、「安全・安心な町よしおか」の実現に向け、防災・減災の観点からも本腰を入れ、ぜひとも前向きに検討し、無電柱化対策を実施していただきたいと思います。

また、昨年12月には無電柱化推進法なるものが成立、施行され、国や自治体、電力、通信事業者が責任を持って取り組むよう定められたところであります。災害時の安全確保や景観の美化を目指し、国には無電柱化の推進計画策定を義務づけるとともに、自治体にも計画づくりを求めています。吉岡町として無電柱化推進計画を策定する考えをお持ちであるのか、ないのか、町長にお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員おっしゃるとおり、昨年12月には無電柱化推進法が成立、施行したところであります。それを受け、国ではこの1月26日に、無電柱化推進のあり方検討委員会を発足させ、来年春ごろを目途に、無電柱化の現状分析や関係者のヒアリング等を踏まえ、無電柱化推進に関する論点整理を行い、短期的に講じるべき施策を提案するとしています。

この提案を踏まえまして打ち出される国の方針を見きわめた上で、町の方針を決定すべきではないかなというふうにも考えております。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 町長のご答弁の中で、やはり国の成り行きを勘案しながら対応していただけということも理解いたしました。ただ、日本は世界有数の地震大国でありながら、やはり無電柱化後進国と言っても過言ではありません。まずは、無電柱化推進計画を策定するところからの第一歩が防災・減災対策の向上につながることをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、そして昨年4月に起こった熊本地震。こうした未曾有の大規模災害時にテレビや新聞などでよく見聞きするのは、支援物資が届いたり、炊き出しに並んでいたりするニュース映像や報道写真であります。しかし、食べることと同じ

くらい大切かつ命にもかかわるトイレ事情については、映像に残しにくいこともあってか、余り報道されないのが実情ではないでしょうか。

実際には、避難所の水洗トイレが使えなくなるなど劣悪なトイレ環境によって感染症が発生したり、また水分を控えて排せつを我慢したことで血液がドロドロとなった結果、エコノミークラス症候群を発症して亡くなったりする方もいるようであります。

特に、震災時には、断水などにより水洗トイレの使用が困難となって、日常生活に深刻な影響を及ぼすことが想定されます。であるから、災害時に使う避難所などのトイレ対策は必要不可欠であり、健康と衛生に直結する重要なライフラインとして、ぜひとも確保し整備しておく必要があると考えます。

昨年3月、国土交通省が作成したマンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインにおいても、災害時にマンホールトイレを活用することが明記されたところでもあります。

そこで町長にお伺いいたします。避難所開設時に迅速にトイレ機能を確保できるマンホールトイレを、下水道事業として整備していくことを検討されておりますでしょうか。特に、災害時には吉岡町指定避難所となる明治、駒寄両小学校と吉岡中学校には設置しておくべきと考えますが、町長の気持ちをお聞かせください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 答弁をさせていただきます。

議員が言われるとおり、避難所の開設時にトイレの機能を確保することは何よりも大切なことだと思っております。災害時に必要なものといえば、食料の確保であり、次に排せつ物の処理ということでございます。

東日本大震災において、仮設トイレが避難所に到着するのに4日以上かかった。また、阪神・淡路大震災では、トイレを我慢して水を飲まない、食事をとらない、このため体調を崩した方々が多数おられたと聞いております。

国交省が策定しましたマンホールトイレ整備・運用のためのガイドラインは、災害時に快適なトイレ環境を確保し、被災者の健康を守るための配慮事項をまとめたものでございます。現在、マンホールトイレの整備については、防災事業債や下水道総合地震対策事業など、さまざまな国の支援制度がございます。

昨年6月定例会での坂田議員からの一般質問でも、下水道施設に直結したマンホールトイレの設置は、ライフライン確保の観点からも有効な手だてであるとは思っております。

いざ有事の際、町指定避難所の核となるであろう、明治、駒寄両小学校及び吉岡中学校にマンホールトイレを整備することは、来るべき災害に備えた施策の一つになるであろうとも思っております。

しかしながら、避難所開設の状況については、さまざまなケースが考えられます。特に、大規模地震などの場合には、避難所から出された汚水を受け入れる下水道施設での対応や体制などが最も重視されるところでございます。地震による下水道管の破損や町内各所に設けたマンホールポンプの復旧策も設置に向けた課題であります。

農集排の汚水処理施設については、停電などに備えた非常用自家発電設備は設置してありません。停電などの復旧がおくれた場合には、現状、マンホールトイレを整備しても、処理施設の稼働ができない、汚水の受け入れができないなどの弊害が生じる可能性があります。

現在、県内において、マンホールトイレの整備を実施した自治体は、伊勢崎市の1自治体のみとのことであります。マンホールトイレは、仮設の簡易トイレなどと比較して、災害時においても日常使用しているトイレに近い環境を迅速に確保できるという特徴があります。しかし、反面、設備の充実を図るための整備負担が高く、十分考慮する必要があると考えております。

避難所施設のマンホールトイレ整備については、効果や課題などさまざまな観点から、防災部局、財政部局などと幅広く検討し、判断してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 確かに、現実的にはいろいろな課題が散在していると思います。しかし、群馬、特に吉岡、このあたり大きな災害がないということで、危機管理意識が薄いというのも実情ではないでしょうか。新聞等で目にします南海トラフの恐怖におびえている地区では、もうそういったことを想定して、さまざまな困難はあるでしょうけれども、それを乗り越えてマンホールトイレ等を設置している、設置していく、そんな動きが見受けられます。

ぜひともこれも効果、課題等を検討しながら、前向きに検討していただきたいと思えます。

また、大災害発生時に、下水管や処理施設の被災、断水などでトイレが使えなくなると、被災者の健康問題に直結しかねないとして、あらかじめ復旧方法を決めておく下水道版の業務継続計画（BCP）の策定が、全国的に広まりつつあるとの新聞記事を目にしました。国土交通省によると、平成28年3月末時点での策定率は36%であるが、平成29年3

月末までに全自治体で完成させることを目指しているとのことでもあります。

我が吉岡町にあつては、本下水道BCPの策定状況はどうなっておりますでしょうか。
町長の説明を求めます。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ただいまのご質問のとおり、下水道は生活を支える重要なライフラインの一つだと思っております。大規模災害が発生した場合にも、その機能を維持または早期回復することは、重要な課題であると思っております。

下水道BCP、業務継続計画は、災害によるさまざまな制限をあらかじめ想定し、災害時の対応を速やかに実施するための行動マニュアルとなります。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 下水道BCPでございますが、国ではBCP策定マニュアル検討委員会を平成20年12月に設置し、全国自治体の策定の取り組みを推進しております。

群馬県でも、平成25年度に下水道BCP策定の研究会が始まり、吉岡町におきましても平成26年3月末に、公共下水道事業・業務継続計画の暫定版ということで作成をしております。

この暫定版の内容ですが、下水道の管路に特化したもので、管渠編の策定ということになっております。内容的には、災害時の緊急対応、最低限の初期対応や体制を定めた簡易なものということであります。現在は、群馬県の指導をいただきながら、暫定版の見直しに取り組んでいる状況であります。

暫定版見直しの内容は、下水道管に特化した管渠編の修正とともに、下水道汚水の処理場編を具備したものでございます。本年3月末に完成をする予定でございます。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 吉岡町にあつては、平成26年に暫定版のものを作成して対応している。現在見直しをしているところだということで、その点に関しては安心しております。ただ、マンホールトイレの設置等に関しては、やはりこれは災害というのはいつ起こるかもしれない。もしかしたら、あした起こるかもしれない。そんな地震等の自然災害に備えることが、やはりこれは危機管理者としての町長の責務と考えます。災害に強い吉岡町に向けての積極的な対応を期待しつつ、次の質問に移らせていただきます。

平成25年6月、災害対策基本法の改正により、市町村長が一定の基準に適合する施設を指定避難所として指定することを義務づけ、避難所における生活環境の整備等の規定が設けられたところでもあります。内閣府ではこれを受けて、同年8月に、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針を策定しております。

一方、地域防災計画では、避難所は市町村職員によって開設されることになっている場合がほとんどであります。実質的な避難所の運営主体は、行政機関ではなく避難者自身、つまり地域住民であることを忘れてはならないのであります。

避難所運営協議会は、学校などが避難所となった際の運営について、ふだんから運営方法を話し合うなどする組織で、住民が中心の自主防災組織と連携しつつ、避難所となる学校の教職員を交えて、いざとなった際に備えるものであります。東日本大震災の後、整備する地域がふえてきていますが、そこで町長にお伺いいたします。

吉岡町にあつては、各学校における避難所運営協議会の設置状況はどうなっておりますでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） このことにつきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 吉岡町では、現在避難所運営協議会を設置しておりませんが、避難所につきましては、建物の倒壊、火災などにより被災された方の生活の場となることから、大変重要な問題だと考えております。

自治会や自主防災組織、避難所となります学校などとも連携しながら、先ほど話にありました県と市町村との防災体制検討会議でも、避難所運営に関することも検討されておりますので、検討会議の意見や県が作成する市町村向けガイドラインが29年度中に作成される予定になっておりますので、それを参考に避難所運営等につきまして検討していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 残念ながら、吉岡町にあつては現在のところ未設置。ただ、県の動きも受けて対応していただけるということでございます。避難所運営協議会の設置に関しては、確かにゼロからのスタートでもあるようでございます。しかし、このことは喫緊の課題として捉え、町としてもリーダーシップを発揮していただき、早期の対応をお願いしたいと思います。

次に、学校教育の観点から、4項目について教育長の見解をお伺いいたします。

「先生のゆとり どうつくる」「職場での時間 小学校1 1時間3 3分、中学校1 2時間1 2分」とか、「先生の多忙 学校にも働き方改革を」そして「所定の勤務時間 小中教員半数知らない」等々といった見出しの新聞記事が、最近よく目にとまります。今も先生の多忙が問題になっているあかしでもあります。

平成25年の国際調査、国際教員指導環境調査によりますと、経済協力開発機構いわゆるOECD加盟国など世界の34の国と地域の中で、日本の中学校教員の仕事時間は、参加国、地域の平均38.3時間に対して、1週53.9時間と最長であった。そして、授業とその準備などに費やす時間は、他の参加国、地域とほぼ変わらないものの、部活などの課外活動指導は平均2.1時間に対して7.7時間、事務作業は平均2.9時間に対して5.5時間など、要するに授業以外に費やす時間が飛び抜けて高く、授業の時間そのものといいますと17.7時間で、平均の19.3時間よりむしろ短かったという結果であります。

中学校の部活動、正社員という働き方、子育ての理想と現実といったテーマに共通する問題として、我が国では長時間労働ということが取り上げられております。国会審議の中でも働き方改革が取り上げられておりますが、働き方を改革するなら、学校を例外扱いしてはならないと思うのであります。

そこで、教育長にお伺いいたします。吉岡町における小中学校教員の長時間勤務の実態はどうなっておりますでしょうか。説明を求めます。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、五十嵐議員さんから吉岡町の小中学校の教職員の長時間勤務の実態についてご質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

ご質問の中にもございましたけれども、OECD加盟国中、日本の教職員の勤務時間が最も長いということをご指摘のとおりでございます。これは日本の教職員が授業や教科の指導準備など以外にも生徒指導あるいは課外活動など、たくさんの業務を抱えているということがございまして、長時間勤務をしなければならないといった実態があることは、ご承知のとおりでございます。

そこで、ご質問の町の小中学校の教職員の勤務の状況についてでございますが、まず退庁する時間、学校から離れる時間でございますけれども、小中3校の平均の退庁時刻でございますけれども、大体19時から19時30分くらいというふうになっております。これは平均でございますので、個々に見ればやはり中学校の教職員で、部活の教職員はどうしても生徒が下校するまでは帰らない、そんなことがございますので、退庁時間はやはり

少し遅くなるという実態がございます。

そうした長時間勤務を解消に向けてということで、県の中学校校長会と中学校体育連盟が、中学校における部活動等について申し合わせ事項を作成してありまして、県内の各中学校がこれに沿った指導がなされているというところでございます。

そこで、吉岡中学校でございますけれども、この申し合わせ事項を遵守するということは当然でございますけれども、さらに来年度から全ての部活動において月曜日の朝練習はしないということを予定しております。これは教職員のみならず、生徒にとっても過度の負担にならないよう配慮すると、そんなことを目的にしておるところでございます。

教職員の多忙化の解消につきましては、文部科学省から昨年の6月17日付で「学校現場における業務の適正化に向けて」という通知がございます。教職員の長時間勤務を解消するという問題は、喫緊の課題でもあります。群馬県教育委員会においても、教職員の多忙化の解消に向けて協議会を設けてまして検討作業に入っている、そんな状況でございます。町としてもこうしたことに注視をしているところでございます。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 教育長の答弁をいただきまして、少なからず吉岡町においても、長時間勤務の実態はまだあるのだということと理解しました。

ところで、教員の長時間労働を改めるには、管理職である校長らが教員の勤務時間を管理することが出発点になるわけでありまして。しかし、教員の給与体系として、公立学校教育職員の給与等に関する特別措置法というものがあるがために、残業代に見合った手当として誰にも一律の額を支給するから、管理職は勤務時間を把握する必要があるのに時間管理の必要に迫られず、結果として学校として時間管理に熱心でないというのが現状ではないかと思われまして。

そこで、教育長にお伺いいたします。吉岡町の小中学校3校における管理職による勤務時間管理は、きちんと行われておりますでしょうか。各学校別の説明を求めます。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまのご質問でございますけれども、通常決められている8時15分から16時45分、これが勤務時間でございますけれども、この中に45分間の休憩時間が設けてあるわけでございます。この45分間の休憩時間でございますけれども、これは学校現場の状況からしまして、給食後ですとか、あるいは放課後に分散してとらざるを得ないというような、そういう状況にあるわけでございます。

勤務の終了後につきましては、いずれの学校でも管理職が最後の職員が退庁するのを確

認しておるということでございます。場合によっては、出張等によりまして不在の場合であっても、誰が最後になるのか、あらかじめ確認をしておると、そういうことを聞いております。

また、学期末あるいは行事の重なる時期には、当然学校からの退庁時間も遅くなると、そんなこともございますけれども、そうした際には、過度な長時間勤務にならないよう管理職が声をかけている、そういうことも行っておるところでございます。

長時間勤務を減らすために、小学校でございますけれども、金曜日をノー残業デーというふうに決めておりました、なかなか浸透していなかったんですけども、これが徐々にでありますけれども教職員の間にも定着をしてきていると、そんな状況でございます。

中学校におきましては部活等がありますので、なかなか設定が難しいというところがございますけれども、定期テスト等の部活を行わない日、こういったときには定時に退庁するよう管理職が指示をしていると、そういうふうに聞いているところでございます。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） やはり教員の長時間労働というものを改めていくためには、やはりまずは学校長とか教育委員会が、教員の勤務実態というものをしっかりと把握する。それには日々の出退勤管理をしっかりとすることが肝要であることをお伝えして、2つ目の質間に移らせていただきます。

長時間労働は、本人の肉体的、精神的な健康を損ねるだけでなく、自己啓発の機会や家庭、地域とかかわる生活時間も奪ってしまいます。多忙等ゆえに精神疾患で病休をとる教員の数は、年間5,000人台で高どまりしているとの報告もあります。

忙しさの原因は多様であり、国や教育委員会からの調査、アンケートへの対応等の書類づくりや部活動指導、そして給食費の集金あるいは保護者、地域からの要望、苦情への対応等々、挙げれば切りがないといっても過言ではありません。

このように授業準備や部活動指導などに追われる教員の多忙解消は全国的な課題となっており、群馬県でも県教育委員会が平成29年度、市町村教育委員会の担当者らと中学教員を主な対象に、改善策を検討する協議会の立ち上げを予定するなどの取り組みが本格化してきている中、伊勢崎市教育委員会は新年度から小中学校を対象に、教員の事務業務を担う校務支援員を配置する方針を固めたとの新聞記事を目にしました。

教員の多忙を解消するためには、ジョブシェアリング的な発想で、教員の受け持つ業務量を減らす、あるいは教員の数をふやすという選択肢もありかと考えます。そういった観点からも、今回の伊勢崎市の取り組みは注目に値するものであると考えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。校務支援員の配置は、多忙教員の負担軽減策になると思われますが、吉岡町としての考えをお聞かせください。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ご質問の学校支援員につきましては、業務多忙な教職員の事務処理を軽減させると、そういった意味では当然効果があるのではないかなというふうには考えております。伊勢崎市が来年度に導入されると、そんなことが新聞でちょっと情報を得ておりますけれども、伊勢崎市の場合は市の行政職員の再任用を活用する、そんなように聞いておまして、学校支援員を希望する学校長から具体的な業務内容の要望をいただいて、その依頼に基づいて、例えば配布物の印刷ですとか会計処理等を行う、そんなことのようにございます。

吉岡町では、そういった支援員ではないんですけれども、違う形で学級支援員というような形で配置をしておまして、この吉岡町の支援につきましては、具体的には低学年の学級補助ですとか授業中に集中できない児童への個別の支援あるいは行事等の補助等、直接児童に関係する業務に携わっていただいております。

今後につきましては、当然これは町費を伴うものでございますので予算の関係もございまして、十分検討させていただいて、できるだけ学校の教職員の多忙化を解消していきたいということは当然教育委員会としても考えておりますので、そのようにできればいいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） やはりこれも今後の課題として、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

先月24日の朝日新聞に、「2006年、東京都西東京市の市立小学校で、当時25歳の新任女性教師が自殺したことをめぐり、両親が地方公務員災害補償基金に対し、公務災害と認めなかった処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は一審に続いて、自殺は公務が原因と認め、処分を取り消した」との記事が載っておりました。判決によりますと、女性は2006年4月に着任し、2年生の学級担任になったが、保護者からのクレームなどへの対応が相次ぎ、7月に鬱病と診断され、10月に自殺を図り、その約2カ月後に死亡とのことでございます。

裁判長は判決文の中で、「上司からの手厚い指導が必要だったのに、その形跡がない」と述べ、女性への支援が不足していたことを指摘。また、学校外の初任者研修で、その指導担当者が「病休、欠勤は給料泥棒」と発言したことなども認め、業務による強いストレ

スがあったとしております。

判決後に会見した被害者の父親の次のような言葉、「次世代を育てるといふ教育の場が正常化されることを願っています」、やはりこの発言は非常に重いものがあることをお伝えして、3つ目の質問に移らせていただきます。

国の教育再生実行会議が、学校、家庭、地域の役割分担について議論を始め、平成28年5月20日の第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし、可能性を開花させる教育へ」の中で、学校と地域の連携・協働と称して、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指した取り組みの推進・加速や、地域コーディネーターの配置の促進により、地域全体で子供を育てる地域学校協働活動の推進を図り、学校と地域の連携・協働体制の確立に向けて、法改正を含め必要な施策を実施に移すこととしております。

学校は地域に支えられて存在しているとも捉えることができ、地域とともにある学校づくりが言われるゆえんかもしれません。

吉岡町においては、教育振興基本計画の中で学校教育の課題として学校・家庭・地域社会の連携の一層の推進を明記し、学校教育の推進項目には地域に開かれた学校づくりを、そして豊かな心と健やかな身体を培う教育の推進項目には安全教育の推進として、児童生徒を見守り、安全を確保する地域ボランティア活動や安全協力の家の依頼など、地域との協力を図るとしております。また、町民の取り組みとして、学校ボランティア活動への参加と安全な地域づくりを掲げ、地域の子供は地域で育てるとの考えを根づかせるともしてあります。

しかし、学校と地域社会との連携・協働を具体的に推進していくためには、両者の間を取り持つ存在が必要となってきます。国でも地域との連携を担当する教職員を設けることが検討されているようですが、お隣の栃木県教育委員会では、平成26年度より公立の小中学校、高校、特別支援学校の全てに、社会教育主事有資格教員を初め地域連携の中心となる教員を明確化し、地域連携教員と呼ぶ担当者を置く事業を開始しております。

これにより、地域住民による授業支援を初め、昼休み中の遊び時間に子供を見守ってもらうなど新たな活動が生まれてきていて、個々の教員の間にも地域住民の力をかりる風土が培われ始めているとのことでもあります。

そこで、教育長にお伺いいたします。吉岡町の小中学校における地域連携教員の実態はどうなっておるのか、説明を求めます。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 地域連携教員の実態ということでご質問いただいておりますけれども、子供たちの健全育成においては、学校・家庭・地域の連携は不可欠であるというふうと考えて

おります。地域連携教員という名称は使ってはおりませんが、町内3校ともに学校教育と社会教育の連携を推進する、要するに学社連携教員ということで配置をしております。これは教頭がこれに当たっておるわけでございますけれども、現在、老人会による昔遊びですとか、婦人会による和太鼓の指導、わらべの会による読み聞かせ等、さまざまな活動を学校ボランティアとして支援をしていただいております。そんな状況でございます。

これは教頭になるわけですが、この学社連携の教員の役割としましては、学校の協力依頼内容に合うような各種ボランティア団体の方々との連絡調整を行うコーディネーターとしての担当窓口となっておりますということでございます。最近では、こうしたボランティアの方々の高齢化と後継者不足といったことがございまして、そういったことが課題として挙げられているかなというふうなところが、現状のところでございます。

今後も学校の教育活動をさまざまな方面からさまざまな方々に支援していただけるよう、学校の管理職及び教頭になりますけれども、学社連携の教員を中心としまして、家庭や地域との連携を図っていかねばならない、そんなことが必要と考えておるところでございます。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまご答弁の中で、吉岡町にあつては学社連携教員、具体的には教頭先生が担うということで、実際私も調べた中で、やはり地域連携教員という名目で全面的に打ち出している、実際まだまだ数は多くないんですけれども、実態はやはりそういった教員を置いていないところは教頭先生が担っているということではありますが、教頭先生の多忙さのことも考えると、少し業務を均一化するためには、こういった地域連携教員の設定というのものも、連絡教員の設定というのものは今後は視野に入れて検討していただければありがたいと思います。

やはり地域とともにある学校づくりというものを推進し、地域の子供は地域で育てるんだという風土を吉岡町に根づかせるとともに、先進地域の先例をよく研究していただき、取り入れるべきはどんどん取り入れていっていただきたいと考えます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

次期学習指導要領に向けた中央教育審議会の答申で、幼保小連携のさらなる充実が盛り込まれるなど、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続する重要性が改めて指摘されております。また、平成28年4月に改正学校教育法が施行されて義務教育学校が開校するなど、小中連携・一貫教育の充実も進んでおります。

ことしの1月、地方創生対策特別委員会の視察研修で訪れた愛知県阿久比町は、平成17年度より幼保小中一貫教育プロジェクトなるものを立ち上げ、生きる力を身につけた生

徒の効率的で効果的な育成を目指すため、さまざまなことに取り組んでいる幼保小中一貫教育の先進地でもありました。

吉岡町においても、教育振興基本計画で主要施策の一つに、幼保小中連携教育の強化を掲げておりますけれども、現状、幼保小中連携・一貫教育への対応はどうなっているのか、教育長の説明を求めます。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまの幼保小中学校の連携と一貫した教育の取り組みの現状についてということで、ご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、幼稚園、保育園と小学校との連携についてでございますが、両小学校から教職員が各幼稚園と保育園を、7月、8月ごろになりますけれども2回くらい訪問しております、就学前の園児一人一人の日常の様子ですとか行動を保育士あるいは幼稚園教諭から伺って、そういったいろいろな情報を共有しておるところでございます。

その後に、例年ですと9月の上旬ごろになりますけれども、幼小保等の管理者が一堂に会しまして情報交換を行っておると、そんなところでございます。そして、小学校への不安ですとか戸惑いをできるだけ和らげる、そういった目的で入学前に小学校へ体験入学を行って、授業の様子を参観させることで小学校生活のスタートが切れるよう、そんな配慮もしておるところでございます。

そして、小学校と中学校の連携でございますけれども、小中両校の教師が互いに授業ですとか部活を参観しまして、児童生徒の教員同士で、中学校と小学校の教師でございますけれども、情報交換を行っておるところでございます。

中学校の授業は、教科ごとに教師が変わる教科担任制で、なかなか小学校から中学校に上がる時に中1ギャップとか言われることがありますけれども、こういった生徒も心配されておりますので、教員の配当の問題等もございまして、できるだけ小学校高学年については教科担任制なども取り入れられるよう検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岸 祐次君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 今ご答弁いただいた中で、やはり幼稚園児、保育園児等の入学前の体験入学、これは非常に貴重なものだと思います。ぜひ今後とも内容を充実させていただけたらと思います。

それから、小学校と中学校の連携でございますが、教員同士による授業の交換というか、そういったことも大事ですけれども、生徒同士の交換授業というのですか、そういったも

のもやっているところがあるようでございます。やはり小学校から中学校へ、吉岡ですと明治小と駒寄小と2つの小学校があって、そこに吉岡中に行くと一緒に同じ仲間になるわけですから、そこでちょっとギャップがある。そんなところで事前に、明治、駒寄両小学校の生徒が一堂に会して、中学校で何か体験する。そんなことも有効な施策じゃないかと考えます。

教育再生実行会議は、平成26年7月3日の第5次提言「今後の学制等のあり方について」の中で、小学校6年、中学校3年という現在の学制の原型が導入された昭和22年当時と比べ、子供の身体的成長や性的成熟が約2年早期化しているほか、小学校への英語教育の導入を初めとして学習内容の高度化が進んでいることから、学校段階間の移行を円滑にする観点に立って、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、国は教育内容などを見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業などを推進するよう、学校段階間の連携、一貫教育の推進を掲げているところでございます。

幼児期から中学生までの子供の生活の連続性及び発達や学びの連続性といったものを確保するために、それぞれの学校などの段階に応じて、その役割をしっかりと果たすとともに、各段階間の連携や円滑な接続が今学校教育現場に求められていることをお伝えして、私の全質問を終わらせていただきます。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、4番五十嵐善一議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていましたが一般質問は終了しました。

あすは3人の一般質問を行います。

散 会

議長（岸 祐次君） 本日はこれをもって散会します。

午後3時15分散会

平成29年第1回吉岡町議会定例会会議録第4号

平成29年3月9日（木曜日）

議事日程 第4号

平成29年3月9日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主事	田中美帆
------	------	----	------

開 議

午前9時30分開議

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

一般質問の通告のあった7人のうち、本日は3人の通告者の一般質問を行います。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岸 祐次君） 日程第1、一般質問を行います。

11番岩崎信幸議員を指名します。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 議長の通告に従い一般質問を行います。

空き家対策は、人口減少、高齢化に伴い1718ある自治体全てがかかわる重大な課題となっております。今回、空き家対策を取り上げましたのは、空き家に対して危険行為の事例が起きてしまったからです。公の場には表立って出ていませんが、二度ほど空き家を壊す行為が発生したのです。

明治小学校高学年の学童が、中央学童クラブへ通う途中の空き家に石を投げガラスを割ってしまったのです。すぐに見守り隊の隊員が持ち主の家に謝りに行ったそうです。石は町道高崎渋川線側から投げられたため、幸いにもガラスは家の中に飛散したので、事なきを得たのですが、もし道路側にも飛び散っていたならば、歩行者にも、車にも危険な凶器と化してしまい、重大な事故になりかねなかったと思うのです。

無論、石を投げつけ学童が悪いのですが、実際、その空き家は屋根や外壁が大きく傷み、既に窓ガラスが割れていたのです。子供の心理として、壊れているものをより一層壊したがる傾向があると思いますが、やはりそう思わせる対象物がそこにあったということが一番の要因ではなかったかと思うわけでございます。

そこでまず、一昨年（2019年）の第3回定例会で高山議員から質問があり、直近の平成25年に行われた「住宅・土地統計調査」の公表によりますと、県内の空き家は15万100軒、吉岡町は800軒であるが、この調査ではアパートのような賃貸住宅でも入居していない部屋も数えるので、一戸建ての問題のある空き家が800軒あるのではない。また、率としては10%となっており、低い値であると答えております。その後、調査が行われたと思っております。直近の空き家の現状と分布を事細かく答えてください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いを申し上げます。

それでは、一番先の岩崎議員の質問にお答えをいたします。

住宅・土地統計調査は、国内における住居に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住居等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策等の基礎資料を得ることを目的として、総務省が5年ごとに実施し公表しているものであります。

調査方法は、市町村の人口規模別に調査区を抽出し、その抽出した地域での調査結果を推計したものであり、吉岡町全域の空き家の現状・分布までわかるものではありません。

吉岡町では、今年度、空き家の実態を把握するために、まず一步として、水道の休止・廃止の情報などから概要の把握をいたしました。あくまで机上調査であり、全ての家屋が現存しているとは限りませんが、一般住宅では364戸、集合住宅で231戸、合計で595戸が現時点で空き家として見込まれております。これらを住宅地図に重ね合わせたところ、旧県道である町道小倉陣馬線、町道漆原植野線、県道伊香保前橋線沿いに多く分布していることがわかっている状況でもあります。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） それでも、前と比べると大分細かく595軒、また、分布も結構広いという形で調査ができてもらったので助かる次第でございますし、これからもそこら辺は細かく調査していただいて活用してもらいたいわけでございますが。

そこでまず、次に、高齢化に伴い、世帯数の減少で将来的にはさらにふえる可能性が高い空き家をどう活用するかが急務となってまいりました。初めに、まずは法律によって求められている「空き家台帳」を整備し、問題のある空き家の所有者の特定や実態を把握しなければなりません。空き家台帳の整備は進んでいるのか、お尋ねします。そして、28年9月定例会、一般会計補正予算の都市計画費で空き家等対策計画策定関連資料作成業務49万2,000円が計上されていますが、その進捗状況を考慮に入れてお答えください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 議員お尋ねの空き家台帳につきましてですが、今年度、平成28年度で実施した概要調査で空き家として見込まれる箇所をデータベースとしてまとめており、空き家台帳としての基本となるものと考えております。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） じゃあ、その次に参ります。

そこでまた、整備している、台帳として調べているという話ですが、その中で、27年度5月に全面施行されました「空き家等対策の推進に関する特別措置法」で基準となる、1、屋根や外壁が大きく傷み、窓ガラスが割れたまま放置、2、基礎に大きな亀裂があり、土台が腐食している、3、ごみの放置で悪臭が発生しているなど、倒壊などのおそれがある特定空き家は何軒あるか。また、その現状と分布をお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 議員お尋ねの特定空き家の現状などについてですが、まず、特定空き家を含めた空き家の実態などについて、先ほども申し上げました水道の廃止や停止の状況を踏まえた状況調査をもとに、29年度、自治会の協力をいただきながら空き家に関する地域の情報を収集し、さらに、空き家所有者に対する利活用・維持管理に関するアンケート調査や現地調査を行うなどで詳細な実態を把握し、実態をデータベースとしてまとめていく予定でございます。

また、住民代表、専門家や学識経験者などで構成される協議会を設置いたしまして、「吉岡町空き家等対策計画」を策定する予定としております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） まだ、残念ながら、そこまで準備は進んでいないというわけなので、これも仕方がないかなと今答弁を聞いて思っているわけですが、先ほど申しましたように、これから吉岡に関しましても、人口が当然ふえ、高齢化になってまいりますと、間違いなく空き家に関して対処しなければならないと思うわけですので、なるべく早くそこら辺は調査して整備してもらって、ある程度の手をつくってもらいたいと思うわけでございます。

次に、やはりそう言いますと、この次の質問も同じ答えになるかなと思うんですけども、一応、質問させてもらって答えていただきます。今言ったとおり、倒壊のおそれがある特定空き家が最大の問題であって、密集市街地や県道、町道などの主要道路沿いにある場合には、隣接する建物や通行人や車などに多大の被害を及ぼす危険があります。また、景観保全の観点からも対策をとらなければなりません。前橋市では、「特措法」に基づき

県内で初めて平成27年10月に認定し、建物解体を勧告した朝日町の木造家屋1軒を28年3月に持ち主が応じて解体し、廃材なども撤去されました。平和町の空き家につきましては、平成28年5月に県内初めて行政代執行により撤去を決めて、同年7月に取り壊しました。この家の所有者は既に死亡しており、相続権者も相続放棄しており、市は解体費用を負担し、完了しております。町も特定空き家と認めざるを得ない廃家が何軒もあると思うのです。

まず、特定空き家と認定せざるを得ない空き家の今後の対策をお尋ねします。特に今回の事例となった学童の破壊行為の対象である鬼ヶ橋周辺の空き家は問題があると思うのです。屋根や外壁が大きく傷み、窓ガラスも割れたままです。何年も放置しているために悪臭もひどく、外観もその区域の格式ある軒並みから見ますと、まるで幽霊屋敷ではないかと思えるほどでございます。所有者も一般の町民と聞いております。ぜひ、修繕や撤去などの対策を講じるように望むものです。お答えください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましても、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 議員お尋ねの特定空き家の今後の対策につきまして、特定空き家に関しましては、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針として国土交通省が定めており、先ほど申し上げました4つのポイントというものが示されておるところでございます。特定空き家に関する措置を講ずるか否かについては、議員の示された判断基準、先ほどの4つの基準に、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か、悪影響の程度と危険度の切迫性を勘案して総合的に判断するとなっております。平成29年度で実施いたします実態調査及び空家等対策計画策定に伴う協議会などを経て検討を行う予定でございます。

以上です。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） じゃあ、その進捗状況を待ちましょう。でも、ざっくばらんな話、今回するこの問題が一番大きな問題でありまして、これがこれからの吉岡町、また全国に対して大きな影響を及ぼすのではないかと思いますので、これに関してはある程度先のこともありますので、答えていただけたらと思うわけでございます。

政府は、ことし2月3日に「住宅セーフティネット法」改正案を閣議決定しました。こ

れは高齢者や障がい者、子育て世帯などのうち、住宅を確保するのが困難な人たちを支援するためのもので、2007年に成立した「住宅セーフティネット法」を増加する民間の空き家、空き室を活用し、家賃補助や家賃債務保証の支援を通じて円滑な入居を促す制度です。この制度は家主が保有する空き家、空き室を住宅確保が困難な高齢者などのために賃貸住宅として地方自治体に登録し、低所得の高齢者などが入居する際に、国などが月収15万8,000円以下の世帯に最大月4万円の家賃補助を行い、賃貸契約の際に必要な家賃の債務保証料も最大6万円補助するものです。また、住宅に対しても、バリアフリー化や耐震改修の費用を国などが1戸当たり最大200万円を補助するものです。この制度は、この秋から施行されるものです。現在、空き家登録して活用してもらうにしても、民間と自治体が連携して入居希望者に物件を紹介する空き家バンク制度があります。

そこで、町では、空き家バンク制度の取り組みは進んでいるのか。また、空き家と認定してもらい活用を望む所有者が何名いて、何軒くらいあるのか、お答えください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 岩崎議員のほうから、空き家バンクの制度導入はということでご質問をいただきました。空き家所有者の利活用の意向についてですが、平成29年度にアンケート調査を行い、把握をしていく予定でございます。また、空き家バンク制度についても、その意向調査結果などを踏まえながら、平成29年度で実施する空家等対策計画策定に伴う協議会などで検討していきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今言ったあたり、これが私の中では一番大きな問題になると今思ったわけございまして、ある意味、これから高齢化に伴い、またそれに伴いまして、高齢者、障がい者等、また子育てに関しまして、どうしてもある意味、空き家に関しまして、住宅に提供できることが一番大切であると思っておりますので、これに関しましてはしっかりと整備していただいて、また、それに対応した措置をとってもらいたいわけございまして、そこら辺はこれから29年度でやっていくことなので、なかなか出てこないでしょうけれども、実際問題として、ここだけはちょっとやっぱり聞きたいところでございます。

今、一番最後に調査するという形なんですけど、空き家と認定した場合、活用を望む所有者が何軒とは言わないまでも、ある意味、相談に来ているか、また、例えば当然入居を希望する人が、高齢者や障がい者、子育て世代、当然いると思うんですよ。ということは、それに対して、当然ながら、その人数は把握はまだしていないでしょうけれども、結局、そういう人たちが町に対して相談に来ているか、そこら辺がやっぱり知りたいわけです。

ある程度、当然、そういうニーズを求めてきているわけですから、もしそこら辺がわかるようでしたらお答えください。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 議員お尋ねの空き家バンク、その他、その希望があるかという話なんですけれども、この件に関しましては、完全に事務局で把握している段階には来ておりません。ただ、役場の窓口のほうには、空き家の活用や住みかえを考えていませんかということで、群馬県空き家活用・住みかえ支援事業ということで、県及び群馬県の居住支援協議会等のパンフレット等をご案内をさせていただいておると、また、司法書士会が空き家問題についての相談を受けつけているとか、そのようなご案内をさせているような段階でございます。いずれにいたしましても、来年度調査をしながら把握をしていくということで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） その言葉が出たので、とりあえず、この中では少し安心はしたわけでございますけれども。結局、ある意味、やはりそれからの対策というものがやっぱ一番大切になってくるわけなんですよ。今、これが下地となって、これから29年度、多分やると思うんですけれどもね。結局、最終的にはこういう状態になると思うので、また、ここの最後の問題、もし、これから解決策があるとしたら、しっかり答えてもらいたいわけでございます、いきます。

所有者の意思にもかかわらず、既に空き家問題は解決せざるを得ない段階に来ていると思うわけございまして、議員研修誌「地方議会人」11月号に、全国の空き家対策の取り組みが紹介されておりました。群馬県の取り組みを、参考ながら、私も調べて述べさせていただきますが、まず、前橋市では、平成27年7月に「空家利活用センター」を設置し、改修費で最大300万円を補助する制度を設けました。また、まちなか店舗開店支援事業で空き店舗のシャッターをあけております。高崎市では、地域サロン化など7種類の補助を設け約3億円を拠出しました。桐生市でも、空き店舗を改装する費用の半額、100万円を上限に支給する制度や、館林市でも、中小企業診断士が経営指南する「創業塾」などで起業を考えている人を支援しております。また、改装費用や家賃の一部補助やPR料の補助も行っております。太田市では、熊野町に交流センターを設け活用を行っておりますし、長野原町では、町外に住民登録があっても、一定期間と頻度によって利用することを条件に改修費用を助成する制度を始めています。下仁田町では、住居として定住し、

10年以上町に住民登録すると、また別荘として5年以上利用しますと、個人だけでなく、企業やNPO法人なども対象に改修費や事業に伴う設備費用の半額を100万円を上限に補助しております。そして、渋川市では、県宅地建物取引業協会と空き家の利活用に向けた協定を結び、所有者から相談を受けた市が仲介役となり、不動産業界のニーズを把握している協会に情報を提供し、賃貸や売買につながる改修のアドバイスを受けることなどで、空き家の有効活用を目指しております。

以上、このような取り組みをしているわけで、ごく一部でありますけれども、先ほどの私が質問したことを踏まえて、最後に町にとって最良の取り組みは、29年度、ある程度、今言ったとおり、整備するような形になると思うんですけれども、ある程度あると思うんですけれども、そこら辺をお答えください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 空き家対策の最良の取り組みについては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 空き家対策の最良の取り組みということでございますが、今年度に実施いたしました空き家の概要調査の結果、古くから街道として整備が進んだ道路の沿道沿いとその周辺に空き家が多く存在していることが見込まれております。高齢化や拡散的に進む住宅開発などが原因の一つではないかと考えておるところでございます。

このまま、空き家対策を施さないと、通学路やその周辺の危険性の増加、子育て・住環境・都市景観の悪化、さらには地域コミュニティーの崩壊につながってしまうことなどが懸念されるため、県内外の吉岡町に合致する事例や、県・国の補助制度を参考にしながら、平成29年度で実施する空家等対策計画策定に伴う協議会などでしっかり検討をしていく予定でございます。

また、先ほども議員さんご指摘の中、前橋市等については対策がやはり一番進んでいるところで、お隣でもございますけれども、そういった事例等も踏まえながら検討を行っていく予定でございます。

以上です。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） しっかりお願いします。29年度、これで空き家の関係はだんだん整いつつあるという話でございますので、しっかり整備し、また、これからの空き家バンク等いろいろ検討しながら、しっかりと施策を進めてもらいたいと思うわけでございます。

次に参ります。

多様な地域資源を生かした地域産業の振興に対して総合的に取り組むのは当たり前のことでございますが、重要なのは、何を行うにしても、まず拠点づくりが求められるものです。特産品の販売や情報の発信には確固とした施設が必要なのです。駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業が完了し、高崎渋川線バイパスの全面開通、そして南新井前橋線バイパスが高崎渋川バイパスまで開通となりますと、伊香保温泉や榛名への観光客が前橋伊香保線へ押し寄せるのは間違いないのです。我が町特産のブドウや乾燥芋、おつきりこみなどを売り込むのにまたとない機会が訪れようとしております。このたび、小倉ぶどう生産組合、小倉甘藷生産組合の方々と、また、JAの職員との話し合いを持てたのでございますが、やはり諸問題は生産力不足、販売先不足、品種改良に伴う資金の調達、後継者不足による廃業への心配などがありました。ふるさと納税に対する返礼品として使用してくれとも言われております。そこで、吉岡町の特産品の情報発信や販売店としての施設をそろそろ考えたらよいのではないのでしょうか。

そこで、町長が以前から、東の玄関口として「道の駅よしおか温泉」と対峙して述べていた西の玄関口としての何らかの取り組みが実現をさせる時期が来ていると思うのです。

JAファーマーズが開店して2年近くになりますが、客足も順調のようです。同一品種の物品を扱う形態をとる店同士では共存共栄などあり得ないし、食うか食われるかの戦いとなりますが、異業種の扱いとなりますと相乗効果とともに栄えるのです。テナント店を中心とした大型店舗や道の駅田園プラザ川場などが最たる例です。ぶどう酒、芋焼酎まで製造して6次産業としても成り立つと思うのです。また、地元の農産物を扱えば、農業の担い手らへの支援や振興にも寄与します。6次産業化の推進で町のブランド力を高め、観光を含めた農商工業との連携により、新たな雇用促進につながる施策を導き出せばよいと思うのですが、まず野田宿周辺の立地条件の最適な場所に拠点となる施設を設けられたらと思うのですが、いかがでしょうか。お答えください。

議長（岸 祐次君） 町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 岩崎議員のほうから、2番目の質問としまして、地域産業の振興について、特産物を活かす拠点づくりをとということで質問をいただきました。6次産業化の推進で町のブランド力を高め、観光を含めた農商工業との連携による新たな雇用促進につながる拠点づくりについてを質問いただきました。

雇用の促進は、吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の主要施策に位置づけており、重点的に取り組まなくてはならない課題であると思っております。ご指摘のとおり、6次産業化を推進していくことも雇用を生み出す一つの方策であると考えております。甘藷芋

など町のブランド力を高めるための地域資源は整っているため、このような貴重な資源の第6次産業化を目指して、今後、先進地事例も参考に、いろいろな可能性を探ってまいりたいと思っております。

あわせて、拠点づくりにつきましては、この中で検討していきたいと思っておりますが、民間主導でできることは極力民間にお願いし、それを行政がサポートしていくような形態が理想と考えております。

いずれにいたしましても、いろいろなケースを想定し、今後の事業展開を考えていきたいと思っております。

続けて、干し芋等6次産業化を目指してということも、今、質問の中に入っていましたか。（「それでも、私も必要があるから」の声あり）それは別ですか。（「別にさせてもらいます」の声あり）

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 質問の要旨に関しましても、6次産業化を目指してという形には当然なっておりますが、当然ながら、この後、甘藷芋関係の話に当然なってくるわけでございまして、そのやはりある意味、参考になればと思うわけでございますので、述べさせてもらいます。

次に、当然ながら、販売して利潤を追求しなければなりません。それにはやはり商品開発となります。ヒット商品にはオリジナリティーが必要です。小倉甘藷生産組合の皆様にとって身近なところに参考になる都市があります。そこは川越市です。サツマイモ関連の商品、特に芋菓子の種類は全国一と呼ばれ、100種類を優に超えると言われております。焼き芋、干し芋、スイートポテトはもちろん、まんじゅう、ようかん、かりんとう、きんつば、プリン、チーズケーキ、ミニケーキ、ソフトクリーム、バームクーヘン、ババロアなど、よくもこれほど生産しているかと思うくらいでございます。

そもそも19世紀初頭の江戸ではやった焼き芋が川越藩領産地のサツマイモであったのが起源として始まり、明治時代に、薄く切ったサツマイモを鉄板に挟んで焼き、砂糖や蜜を塗って乾かしたものを芋せんべいとして売り出したのが芋菓子が始まるきっかけとなっているのです。そして、1994年に川越サツマイモ商品振興会が発足されたのを契機に、江戸時代から創業という老舗が多い町並みとともに、現在の小江戸と言われる基礎を築き、和菓子店主らがそれぞれ芋菓子の開発に取り組んで、現在の「川越のサツマイモ」というブランドにまで押し上げたのです。

我が町もそのノウハウを取り入れ、6次産業化を目指していく段階にまで来ていると思うのです。できるならば、地域の特産品の品質に国がお墨つきを与える「地理的表示（G

I) 保護制度」による登録証を受け取れるまでの特産品としてブランド力を高め、消費者にも認知してもらえればいいと思うわけでございますし、川越のサツマイモのように、50年、100年後を目標に伝統を築き上げられればと思うのでございます。そして、サツマイモの作付面積がふえるということは遊休農地対策にもなります。茨城県の干し芋の製造会社を視察してきたということですが、川越のサツマイモなどを参考にして、これからの小倉の干し芋などを特産品に高めていく、これからの展望、施策をお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 干し芋等の6次産業化を目指してというご質問の件に関しましてですが、乾燥芋の国内市場は、健康食品ブームもありまして、穏やかな拡大基調にあるとの分析結果がございます。また、乾燥芋の市場は需要に対して供給が追いついていない状況でもあると言われております。原因といたしましては、原料芋の確保が難しいこと及び生産方法が機械化されていないこと等が挙げられております。したがって、生産体制を強化して供給をふやせば、それだけ売り上げが上がる状況にあるとも言えます。

販売先や販売方法について、現状はほとんどが直接販売のみでありまして、県内の道の駅や首都圏のアンテナショップ等でも、消費者だけでなく小売りサイド側からもニーズ等がございます。

そうした状況から、まず、原料となるサツマイモの生産体制を強化する方法を探りながら、中期的には、乾燥芋の加工を担う法人等が立ち上がれば、さらに供給量をふやすことが可能であるのではないかと考えられます。

それにあわせて、6次産業化で一番難しい問題でございますが、販売先の確保です。周辺の道の駅等、販売先を広げていく等の考えもありますが、特産品として十分売り出せるように、さらに調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 次に参ります。

昨年第2回定例会で、地域特産品生産体制構築事業に委託料として1,000万円を計上し、加えて、国庫支出金から地方創生加速化交付金1,000万円の補助を受けて、小倉地区の乾燥芋の増産化、販売の通年化、品質の均一化、高価格化、所得の向上、流通拡

大を目的として、生産、加工、販売体制を構築すべく、マーケティングについての検討を今進めているわけでありますが、今定例会一般会計当初予算の農業振興費で、地域特産品生産体制構築事業委託料500万円、そして、国庫支出金で地方創生推進交付金250万円を見込んでいるわけでありまして、当然ながら、推進交付金は加速化交付金の継続事業としての補助金と位置づけられていると思われるわけでございますけれども、推進交付金を得られましたならば、用途、展望、さらなる増額の見込みがあるかなどをお尋ねします。お答えください。

議長（岸 祐次君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 28年度においては、乾燥芋の市場（マーケット）調査、競合や流通販路の調査、既存の生産農家経営調査、そして、今後の経営計画の策定の4本の柱を想定した業務委託を行ってまいりました。

今年度においては、将来的に乾燥芋を地域の特産品として生産していく上で、小倉乾燥芋の現在の立ち位置を知るとともに、潜在的な可能性がどれほどあるのか。また、生産体制を構築する上での課題を浮き彫りにすることで、今後とるべき改善策などを明確にすることなどが目的でありました。それに加え、今後、法人化を視野に入れた場合の初期投資や原料芋の栽培面積、反収などを割り出すことでもありました。

平成29年度は、報告書をもとに、小倉乾燥芋ブランド化に向けた販路拡大調査として、規格外の芋の活用、生産ルールの整理、新品種の導入調査や関係者有志会議の開催、今年度作成した経営計画の精査を含めて、賛同者の合意形成の促進を図ってまいりたいと考えておりますが、予算の増額については今のところ考えてはおりません。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） なるべくでしたら、私の希望としましては、何とか、この交付金関係はなるべくうまくいただいて、特に地域産業といたしましての乾燥芋等特産品関係をしっかりとこれから構築していただけたらと思うわけでございます。これに関しましても、次に質問がありますように、こういう状態になりますと、やはりある意味、地場産業、特に今言ったとおり、特産品に関しましては大事になってくるわけございまして、今、これから述べますように、冒頭で述べましたように、駒寄スマートインターの大型化、高渋バイパス及び南新井前橋線の開通となりますと、観光客がどっと押し寄せてくるわけございまして、これは間違いなくふえるわけでございます。また、佛光山法水寺が開山されますと多くの信者が訪れるのです。しっかり対応しなければなりません。残念ながら、吉岡町自体には主要となる観光地及び観光施設はありません。私の意見です。近隣市町村との連

携による観光事業への展開は行えると思うのです。やはりそこには事業として取り組める組織が必要になってくるわけでございまして、産業振興室に観光係らしきものはありますが、多分機能していないのではないかと思います。商工会を念頭に置いて、近隣市町村、また、大樹町しかり、観光協会を設立すべきと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 吉岡町の観光事業に対するスタンスは、第5次吉岡町総合計画に掲げておりますが、広域的な観光資源を活用した渋川～伊香保～吉岡観光トライアングルの形成を軸に、現在、3市町村により都内での観光キャラバンを初めとして、周遊マップの作成イベント企画など地域連携による取り組みを行っております。

議員お尋ねの観光協会につきましては、行政内部や商工会等に設置されているケース、及び伊香保の観光協会のような独立した法人として設置されているケースも考えられます。

しかし、設置後、予算や会費、人材等の確保なども含めて運営を行っていかねばならず、魅力的な観光地や観光商品の開発なども必要なため、具体的な検討が必要と思われます。その点を踏まえた上で、現在行っている連携事業の拡充はもとより、既存の団体、特に他の市の観光協会等との連携も視野に、総合的な戦略を図り、それぞれが持ち合わせていないものを広域で補完し合い、魅力ある観光産業を広域全体で活性化していけるよう努力してまいりたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） これに対しては、この質問を終わらせるわけでございますけれども、特に産業の振興に関しましては、本当にいろいろ多岐多様にわたっておりますし、それを細かく分類するわけじゃなくて、総括的にしっかりやっていかなければならないと私なんかもいつも思うわけでございまして、そこら辺は、今言ったとおり、産業建設のみならず、いろいろな部署でしっかりと進めていただければいいと思うわけでございます。

最後の質問に参ります。

平成28年2月定例会で、五十嵐議員の吉岡町における現下の職員研修制度はどのようなになっているかの質問に対して、県下の町村と同様に、町村職員研修基本計画に基づき実施しており、職員の改装別の研修と能力開発のための職員の希望により参加可能な研修を行っているとの概略説明がありました。

今回、ぜひ実行していただきたいのは、自治体職員同士の交流であります。以前から面識のある前橋の市議から聞いた話によりますと、前橋市の職員が、休日にもかかわらず、会議室に集まり、頻繁に県内外の自治体職員と政策の勉強や意見交換を行っている。若手

や中堅職員を中心に、自治体の垣根を越えて共通の課題を議論し、自己啓発や仕事の改善に生かしているとのことでした。

実際に私もネットでこれに関して調べてみますと、県内外自治体同士での「オフサイトミーティング（OM）」と言うようですが、各地に広がっているようです。組織としては、「関東自主研サミット」実行委員会を主体に、群馬県では「上州OM」、東北では「東北OM」などで構成され、そして47都道府県の公務員と中央省庁の官僚をつなぐ「よんなな会」があり、全国にまで広がっているようでございます。

民間におきましては、吉岡町商工会でも「異業種交流会」という事業を行っておりますように、民間ではほかの異業種との交流や共同事業が当たり前となっております。ですが、公務員は自分の役所の外に目を向ける機会が少ないと思うのです。私も実際、七度、大樹町に行っておりますと、大樹町の現状や課題がそれなりによくわかるものでございまして、同じ考えで、議員との間の交流も少なく、改善しなければならぬと思うわけでございますが、まして、執行をつかさどる職員にとって、自治体の垣根を越えて交流し、ふだんの仕事に生かしていくのは当たり前だと思うのです。「井の中の蛙大海を知らず」との例えがありますように、もっと広い視野で物事を判断しなければなりません。

そこで尋ねます。現在、町外の自治体職員との交流は行われているのか。また今後の所見を伺います。お答えください。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 岩崎議員のほうからの、初めに、現在の町外自治体との交流状況についてお答えをいたします。

現在、群馬県との人事交流を平成26年度から行っており、吉岡町の職員を群馬県県土整備部都市計画課へ派遣し、群馬県県土整備部から吉岡町役場産業建設課都市建設室に群馬県の職員を受け入れる形での人事交流を現在実施中です。現在で3年目となります。来年度についても、引き続き群馬県との人事交流を続けていく予定となっております。また、各所属部署でも、県等が主催する会議の中で他市町村担当者との情報交換を行う機会もあり、業務に生かされていると思っておりますので、引き続き行っていきたいと思っております。

詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵 莊作君発言〕

総務政策課長（小淵 莊作君） ご質問のオフサイトミーティングの状況についてでございますけれども、オフサイトミーティングは、あくまで職員個人の自主的、自発的な自己啓発活動の一

環でございます。耳にしたところでは、職員で近隣の地域職員が主催するオフサイトミーティングに参加したという話は聞いておりますが、現在、公式にオフサイトミーティングへの参加を促したり、オフサイトミーティングの設立に関与したりするなどの取り組みは行っておりません。

オフサイトミーティングにつきましては、あくまで休日等勤務時間外での職員の自主的、自発的な自己啓発活動でありますので、積極的に参加を促し、参加を強制するようなことになりますと、それが勤務命令となります。人材育成や業務改善のため、職員には積極的に自己啓発などの活動を行ってほしいと思いますが、あくまで職員の自主、自発性に任せたいと思っておりますので、今のところ、積極的な働きかけを行うことは考えてはおりません。

また、オフサイトミーティングのような職員の自主的、自発的な活動につきましては、そのような機運が高まるような職場環境づくりが大切なことではないかと考えております。職員一人一人が行政、そして、担当職務の専門家としての自信の持てる組織体制づくりも必要であると考えております。現在の吉岡町役場の職員の状況を見ますと、人口増の中で少ない職員数で行政運営をしている状況もあります。常日ごろから業務をこなすことで精いっぱいである状況の部署も見受けられ、そのような中では、オフサイトミーティングのような勤務時間外の自己啓発活動は思いつくことさえ難しい状況ではないかとも考えられます。自主的、自発的な自己啓発活動の機運を高めるためには、職員のやる気や意思の力も重要だと思いますが、勤務時間外の自己啓発活動を行いたいと思えるような組織としてある程度の人員的な余裕も必要なのではないかと思えます。そして、今後も適正な人員配置や組織機構の見直しにも努めていきたいと思えますが、その組織としての余裕が積極的、自主的、そして自発的な職員の自己啓発活動や他市町村等との人事交流にもつながり、これからの吉岡町の発展のための投資となることと考えております。

将来の吉岡町をよりよい町にするため、人材育成は大変重要なことであると思っておりますので、オフサイトミーティングのような自治体職員同士の交流の機会についての職員の自主的、自発的な取り組みへの機運が高まった場合には積極的に応援したいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 実際、民間でも、現在、電通の過重労働、時間外労働、また、コンビニ等、外食産業等の時間外労働が問題になっておりますし、実際問題として、現在、訴訟なども大分行われております。それに関しましても、やはりある意味、労働条件というものがございまして、そこら辺はなかなか踏み込めるものではないかと思えますし、また自主的な

ものでございますので、なかなかそこら辺の判断で、しっかりやってくれと私も申せませんが、ある意味、自己啓発のためでありますので、そこら辺は考えながらしっかりと取り組んでいただければ幸せだと思うわけでございます。

終わります。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、11番岩崎信幸議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時26分休憩

午前10時50分再開

議長（岸 祐次君） それでは会議を再開します。

議長（岸 祐次君） 14番馬場周二議員を指名します。馬場議員。

〔14番 馬場周二君登壇〕

14番（馬場周二君） それでは、議長の通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

明後日は3月11日ということで、あのすさまじい東日本大震災がありました。まだうちに戻れない方が多くいると言われますが、早く戻れるように願っている次第でございます。

それでは、通告順に従いまして質問いたします。

上野原の南北を結ぶ道路について質問します。この質問は、地域住民の要望で、過去、23年と26年、2回行っております。今回は3回目となります。

上野原の地域は、滝の沢川と自害沢が地域の中央を流れ、南北の集落を分断しています。南北の距離は直線で約700メートル前後ですが、集落を結ぶ道路はありません。特に集会施設は南北それぞれにあります。地域の行事や会議など、住民が集まる機会などは遠回りしなくてはならず、大変不便を生じています。そんな中、6年前に最初の一般質問をさせていただきましたが、地域では、70年も前のころから、要望で町へたびたび要請を行ってきました。しかし、地形的にも複雑で、諸問題や町の財政等の課題もあり、長い間、町では取り上げてもらえず、遠い話になっておりました。

しかし、地域の住民からは、道路の開通は上野原の地域の開発にもつながる課題であり、非常に過度な要求ではあるが、地域住民の願いとして実現できるよう、町へお願いしてほしいとの求めがありました。そんな中、26年の2回目の一般質問で、町長から前向きに検討したいとの答弁がありました。その後、28年度計画の都市計画マスタープランには構想として記載されました。町の前向きな姿勢を伺い、住民は実現に向け大きな期待をしています。と同時に、住民は一刻も早く道路の開通を心待ちにしているところであります。

そこで、町長にお聞きします。上野原南北集落を結ぶ道路の着工への見通しについて、どのように進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 馬場議員のほうから、3回目の質問といたしまして南北を結ぶ道路についての着工の見通しはということでご質問をいただきました。

上野原南北につながる道路の見通しについてお答えをいたします。

この道路は、上野原南部の町道栗籠3号線と上野原北部の主要地方道前橋伊香保線を結ぶ新設林道として整備する予定でもあります。延長約550メートル、幅員4メートルを計画しております。

平成29年度においては、現地の測量設計業務委託を予定しております。委託料といたしましては約700万円を見込んでおり、うち、350万円は県単独林道事業の県単林道開設事業により充当する見込みとなっております。

工事につきましては、地権者皆様方のご協力をいただければ、測量設計が終了した後、平成30年度以降を予定しております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 大変具体的な見通しをいただき、上野原の住民も大変喜んでおります。先輩諸氏ができなかった南北を結ぶ道路がようやく実現に向け動き始めたことで、上野原の住民の将来に向けた地域の開発や発展に対する希望が開けたと信じています。これからは早期開設をお願いいたします。

続けて、2番目の質問に入ります。

船尾滝の周辺整備についてでございます。

観光地船尾滝の今後の展開について、町の考えをお聞きしたいと思っています。私はこの質問に対しても過去2回ほどやらせていただいております。町長は、当時の答弁で、船尾滝に多くの方が訪れるよう町としてPRをしていくと言われました。その後、ホームページやパンフレットで船尾滝を掲載し紹介していますが、現在も余り観光客は増加したと言える状況にはなっていません。吉岡にも人寄せの場として、東の玄関、道の駅よしおか温泉や南の玄関とも言える商業施設周辺があります。来客数も多く吉岡を代表する魅力的な集客施設となって大変なにぎわいとなっております。そんな中、西の集客場となる船尾滝周辺に自然があります。県道15号線、通称前橋伊香保線の沿線上にはおきりこみやおもちや館があり、日曜祭日にはにぎわいを見せています。また、メディアにも時々紹介されていますが、残念ながら、船尾滝周辺には余りにぎわいは感じていません。

船尾滝周辺の整備事業に関しては、一時期、道路の整備やバーベキュー広場・堤周辺の桜苗植樹など、町でも活発な整備を進めていました。当時と現在では経済情勢も異なり、町の予算編成や船尾滝周辺整備に対する国からの助成等、事情が異なっていることは私も感受しているところではありますが、ここ二十数年、船尾滝周辺に余り町として活発な投資もされていないことも事実です。

大林議員からも、昨年、周辺整備について質問がありました。町長は、渋川市との連携協定の中で、資源の活用と伊香保温泉との連携を核に、渋川、伊香保、吉岡の観光トライアングルの中で、この船尾滝を観光スポットとして考えているとも言われました。一方、吉岡には、町民が屋外で楽しむ憩いの場としての施設や遊び場も余りありません。船尾滝周辺の整備がさらに進めば、町のハイキングコースや自然鑑賞及び家族の団らんなど憩いの場所として、さらに多くの町民も利用可能と思います。四季折々で自然豊かな風景と未開発の船尾滝は大自然のまま、大変魅力的な吉岡の貴重な観光資源の一つであり、もっと多くの町民や観光客が入場してもよいと思っています。

駒寄スマートインターの大型車乗り入れも決まり、近いうちに本格工事も始まります。また、県道前橋新井線の工事着工、高崎渋川バイパスの全線開通も間近になっています。県道15号線を走る大型観光バスの通過台数も現在よりさらに多くなると思います。大型観光バスは、現在、船尾滝駐車場への乗り入れは不可能です。周辺道路網が整備されたとしても大型観光バスが滝へ行くことはかないません。

私は、船尾滝や周辺の自然を崩してまでの開発は望みませんが、もっと道路やコースの利便性を改善しなければ、船尾滝へ訪れる観光客の拡大は見込めないと考えています。町が西の集客場としての船尾滝周辺の整備と景観を重視し観光化を要するならば、私は船尾滝周辺に対し町はもっと積極的にハード面への投入が必要であると考えます。

町は、第5次吉岡総合計画の中で、トライアングルの一つの観光起点として船尾滝周辺を推奨していますが、どんな計画で観光地にするか、まだ具体的な構想は示されていません。今は、町も子育て、教育、福祉の拡大及び大規模開発を計画する中で、新規の開発をするような予算はないと思いますが、町の今後の考え方として、具体的に観光地船尾滝をどのように計画しているのか。また、開発もせずに現状範囲の中で、ソフト面でのインターネットやパンフレット等情報を重視し、観光客拡大を図るのか。町で考えているこれからの船尾滝の展望についてお聞きしたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 観光地船尾滝の今後の展望についてということでご質問をいただきました。

私が言うまでもなく、船尾滝は、古来より町を代表する景勝地として、町が誇る観光ス

ポットでありシンボルでもあります。周りを山々に囲まれ、その中を流れる滝の景観は、人の手が余り加えられていないことで逆に価値が認められるということも言われております。

町といたしましては、その手つかずの自然をなるべく自然のまま残し、その景観を楽しむだけではなく、滝の付近まで歩いて散策してもらえることで、より自然を身近に感じてもらえるだけではなく、達成感も同時に味わっていただけたらと考えております。

また、渋川市の伊香保、水沢地域に隣接していることから、整備面や誘客でも連携を図りたいと考えております。

そうした意味でも、現在は、その魅力を間近で味わうことができませんが、復旧の見通しが立った後、貴重な地域資源でもありますので、ソフト面を重視した観光客の呼び込みもあわせて、ハード面での整備を検討していきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 船尾滝周辺の資源は、これから町が進める観光スポットとして重要な地域です。町も渋川から伊香保、吉岡の観光トライアングルの構造の中で、平成28年度第5次総合計画にもうたっていますが、観光客に自然を重視し四季折々の風景を見てもらうなら、やはり歩いて滝へ向かう人や車で来て景色を見る人、家族の団らんなど、それぞれの人が納得するような開発を町にお願いしたいと思っております。

次に、現在、課題となっております船尾滝駐車場より奥に入る道路について質問いたします。

地層が緩く落石のおそれがあり、町のホームページにも「船尾滝立入禁止」が掲載されています。現場では災害復旧治山工事が行われていますが、そんな中、掲示を無視して歩いて滝つぼへ向かう人もいます。陽気がよくなればさらに登山者もふえると思っております。掲示無視は自己責任となるも、登山者に事故が発生してからでは間に合いません。町が推奨する観光地船尾滝のイメージも悪くなります。

そこで、質問いたします。船尾滝駐車場より先の歩道について、立入禁止は続けられておりますが、この立入禁止をいつまで続けるのか。またもう一つ、あの道路の全面改修の予定は考えているのか、お聞きしたいと思います。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。石関町長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 議員お尋ねの船尾滝駐車場より先の歩道について、いつまで立入禁止を続けるのかというめどに関しましてと、また、全面改修の予定についてです。

昨年8月24日未明の大雨によりまして、土砂災害により大きな災害を受けた後、町といたしましては、安全性が確保できない理由で立ち入りを禁止させていただいております。

被害状況は、かなり深刻なものがございまして、単年度、1年間での復旧は難しいと思われませんが、今年度においては復旧に係る調査設計業務を実施しているところでございます。

今後、測量設計業務が終了して、どの程度の費用がかかるのか見きわめた上で、今後の計画を立ててまいりたいと考えております。その後、安全性が確認できれば立ち入りは解除してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 観光地の安全対策は地域行政として守らなくてはならない項目だと思えます。町が観光スポットとして観光化を進めるならば、事故があつてからの対策では間に合いません。全面改修には大変な費用もかかり容易ではないと思いますが、早い段階から早期に計画をして、いろいろな国・県の補助等も精査しながら、早い段階で道路の改修を行っていただきたいと思えます。そして、入山者には安心・安全な道路の提供をこれからもお願いしたいと思っております。

続きまして、質問させていただきます。

県道15号線と県道153号線、通称いぬ県道を結ぶ船尾滝へつなぐ道路の新設について、その後の進捗状況をお伺いします。この問題は25年定例会で質問しました。当時、町長は、県道15号線を前橋方面から向かって行くためには大変よいルートだと言われておりました。今は15号線の道路の改修が先決で、今後、県のほうへ機会があるごとに要望するとのことでした。15号線の改修は現在進められております。

さきに述べたように、駒寄スマートインターの大型車乗り入れや前橋南新井バイパス及び高渋バイパスの開通、そして、県道15号線の道路改修工事等が終わり、道路網の整備も着々と進んでいる中で、これらの道路網が完成した後は、県道15号は伊香保温泉や我妻方面への進入路になることは目に見えております。そんな中、町が船尾滝に客を呼ぶためには県道15号線と県道153号線を結ぶ直線道路の新設が肝要かと考えます。

そこで、質問します。町は、さきに県のほうに要望するとのことであったが、その後、どうなったか。また、県のほうがだめになった場合にこの道路を町独自の事業で町道として開通する考えはあるか。その辺のことを町長にお聞きしたいと思えます。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 県道整備に対する町の方向性といたしましては、前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸となる都市計画道路大久保上野田線の整備が最優先と考えております。県へ要望していくことを村越議員の一般質問でも回答させていただきました。また、その中で、「平成29年度に、県のはばたけ群馬・県土整備プランの計画期間内の見直し」についても触れさせていただきました。

議員お尋ねのこの道路は、スマートインターチェンジが大型車対応が完了すれば、吉岡町と伊香保温泉をつなぐ重要な幹線道路となると思っております。船尾滝方面へのアクセスも重要ですが、広域的な観光周遊路としても大きく期待できる場所でもあります。これらのことを踏まえまして、県のプランでの位置づけをしてもらえるように強気に働きかけるとともに、今後も前橋伊香保線の改良要望として県へ要望していきたいと思っております。できなければ、町としてどうかということではありますが、検討していきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ただいま町長から答弁を聞きましたが、現在、前橋方面から船尾滝方面へ行くにはホテル街を通る道が1本ありまして、それが一番近い道と思っております。道路幅も狭く、観光バスなどは入れないため、やはり船尾滝観光のためには、早い段階で船尾滝へ直行できる道路の新設を県にお願いしていただきたい。できなければ、町で今検討するということでありましたので、町で検討して船尾滝へスムーズに入れるような道路にしていただければと思っております。

次に、それでは、3番目の質問に入ります。

公共交通についてでございます。この案件についても、過去、質問を行っております。公共交通はこれからの町政にとって重要な政策の一つだと思っております。

住民の間でもさまざまな意見があります。そんな中、町の財政との引き合いや費用対効果等を考慮しながらの実施は大変な事業だと私も理解しております。しかし、高齢化社会の中、車に乗れない人や高齢者にとっては、病院や公共施設への訪問、また、買い物や娯楽等、生活をする中での楽しみも奪われてしまい、自分の意思で車を乗り出せない人たちは大変な死活問題であると思っております。

そんな中、高齢者の運転による事故もテレビ、新聞で頻りに報道されております。特に町内は道路の整備も進み、車の走行頻度も多くなりました。高齢者にとっては、運転は大変です。車を運転すると周囲から、「危ないから運転するな」や「早く、免許証の早期返

還をしろ」などと言われ、今、免許証を持っていても大変肩身の狭い思いをしながら運転しているんだと、高齢者からそんな話を聞かされることもあります。

また、免許証を返還した人の話を聞きますと、日中は若い人は勤めに出ており、用事があるたびに家族や他人に頼むこともできず、外へ行きたいが、なかなか出られないので大変不便しているとも聞かされています。

特に核家族となった現在、高齢者のみの家族が増加しております。車を離せない高齢者も多くいます。住民が安心、安全で乗れる町の公共交通の早期実施を求めています。町長は、前回、27年第3回定例会の答弁で、町の公共交通に係る課題として、公共交通空白地や不便地域が存在し、町内の移動に大きな制約があり、結果的に町民の公共交通の利用者は極めて少ないと述べておりました。

さらに、恵まれた土地環境を支える多様で連携のとれた公共交通体系の実現を目指して、町内の移動、町外の移動、既存駅の有効活用、利用促進等の推進に取り組む予定と述べられており、費用対効果を十分考慮しながらよい方法を検討するとも言われていました。

しかし、少ない人数の中でも、住民は非常に不便を強いられる人も数はおります。特に、町としては公共交通に対して、費用対効果も大事な要因ではありますが、余り費用対効果を前に出すと結論が先に進まず先送りとなってしまいます。よって、町には施策重視で進めていただきたいと私は思っております。

町は、グループタクシーの導入実験や公共交通マスタープランの作成など、積極的に公共交通に対する施策を模索していただいておりますが、特に町の公共交通マスタープランが27年3月に作成され、町内を移動する施策として3通りの施策が掲載されています。1つとしては町内運行巡回バスの運行、2番目として地域運行システムの導入、3はグループタクシーの導入の3案です。そんな中、昨年7月より再度全地域でグループタクシーの実験が始まっていますが、高齢者や車に乗れない人たちはやはり安価で安心安全な町の公共交通を心待ちしています。町主体の公共交通はいつごろ実施と考えるのか、町長にお伺いしたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 馬場議員より、公共交通を模索する中で町で施行する公共交通の実施についてはいつかということでご質問をいただきました。

平成26年度に策定した公共交通マスタープランにおいて、町は多様で連携のとれた公共交通体系を目標として設定しており、既にその取り組みは開始されております。

平成27年度には、日本中央バスによる前橋駅と上野田四つ角を結ぶ通称吉岡線の群馬総社駅への乗り入れを実現させ、平成28年度には、小学生を対象としたバスの乗り方教

室の開催や、町内全域における相乗り推奨タクシーの実証実験も実施しています。29年度には、相乗り推奨タクシーの実証実験を継続するほか、公共交通の利用促進事業として、公共交通の利用促進パンフレットの作成を予定をしております。

このような取り組みにより、公共交通を積極的に活用しようという住民の皆様の意識の醸成を図りつつ、今後も一歩ずつ吉岡町の公共交通の利便性向上に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ただいま、考えているという話でございますけれども、なるべく早い段階での結論が欲しいなと思っています。

公共交通は、今後増員すると言われる車の運転が不可能な高齢者や交通弱者の人たちには大きな支援になると考えます。少しでも早くグループタクシー以外の実験も取り入れるなど、制度がよいか見きわめる必要があります。そして、少しでも早い段階で、町内全ての人移動が安価で安心、安全で利用できるような早期決断をお願いしたいと思っております。

そんな中、団塊の世代と言われる人たちが75歳以上となる2025年以降は4人に1人が後期高齢者となり、超高齢化社会となります。高度経済成長期に生まれた高齢者の多くは運転免許証を保持しています。そんな中、今後、高齢化による免許証の返還者は徐々に増加傾向にあると想定されます。

昨年12月の定例会議で竹内議員から質問がありまして、昨年の返還者は14名とっておりました。そんな中、3月2日の上毛新聞に、免許証返還者の記事がありました。記事を少し朗読してみますと、これは上毛新聞の3月2日の新聞ですけれども、「県内で、昨年1年間に運転免許を自主返納した高齢者が65歳以上で4,482人で、過去最高だったことが、1日、県警の集計でわかった。高齢ドライバーによる重大事故が相次いでいることが背景と見られる」というふうに言っております。そして、自主返納する高齢者がふえた要因を県警の小田部本部長は、高齢者人口の増加に伴い高齢ドライバーによる重大事故が相次いで発生していることや、高齢者が加害者となる人身事故の割合が年々高まっていることが挙げられると説明しました。そんな中で、県警による返納制度ができた1998年の返納者は16人だったそうです。それが高齢者の増加や制度の浸透に伴い、2013年は1,792人、14年が2,486人、15年が3,318人と年々増加しているというように新聞記事はしておりました。

町内の昨年の高齢者の免許返還者数は、昨年の質問の中で20名と聞いておりますので、この質問については割愛し、5年後予想される返還者は吉岡でどの程度増加すると考えて

おるのか、これは予想と違いますけれども、お願いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 高齢者運転免許自主返納支援事業の5年後の返還者数につきましては、制度の周知を図っているところがございますが、申請につきましては個々の事情等によるところが大きく、予想するのは大変難しいところがございます。過去の申請状況を見ますと、26年度は16名で、27年度は6名、28年度は20名以上と、年度によって大きな差がございます。現在60歳以上の方を含めまして今年度の申請率で計算しますと、およそ26名前後の申請者数になるのではないかと考えております。今後につきましても、高齢者の交通事故の減少、運転に不安のある高齢者支援のために支援事業の周知を図っていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ただいまありましたけれども、先ほど、新聞情報によりますと、群馬県、免許者数が2013年を100とした場合によりますと、28年は4,482人ですから、比率でいうと150%ぐらい増加するのかなというふうに思います。そのほか、23年度以後、今の実績のところから判断すると、毎年、平均では35%前後は返還者に、高齢者65歳以上の35%ぐらいが免許を持っている中でなるのかなと私なりに考えたわけでございます。その中で、増加する中で、やはりこれからも公共交通というものについても、十分、これを交えて考えていただければというふうに思っております。

また、次の質問に移りますけれども、昨年7月より、全地域でグループタクシーの試乗実験を行っていますが、まだ結論は出ていないと思いますけれども、6カ月たった中間の実績についてでよろしいですけれども、今の状況をお知らせいただきたいと思います。特にグループタクシーの利用状況、前回に比較してどのような結果になっているか。また、今回は全地域で実施しているが、地域ごとの利用状況はどのようになっているか。また、利用者の意見及び要望、苦情など、反応はどのようになっているか。その辺の実態について、よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 前回実施した実証実験はグループタクシーという名称となっていました、

グループ利用が条件であるかのようにイメージがつくことを避けるために、今回は相乗り推奨タクシーと名称を変更いたしました。実証実験を進めてきたところでもあります。

詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 小淵総務政策課長。

〔総務政策課長 小淵莊作君発言〕

総務政策課長（小淵莊作君） 利用状況についてでございますけれども、7月1日以降、実申請者数は20名でございます。そのうち、10名が実際に利用されまして、総利用枚数は85枚という状況でございます。この数字は当初の想定よりもかなり低い数字となっております。

地域別の利用者数でございますけれども、平成29年1月現在で、小倉地区が申請者ゼロ名の利用者ゼロ名、上野田地区は申請者1名の利用者1名、下野田地区につきましては申請者1名、利用者はゼロ名、北下地区につきましては申請者、利用者ともにゼロ名、南下地区は申請者が3名でございますけれども、利用者はゼロ、陣馬地区は申請者、利用者ともに2名、大久保地区につきましては、申請者数が17名で利用者数が13名、漆原地区は申請者数が2名の利用者数はゼロ名となっております。

担当も、自治会などからの要請を受けまして、制度の説明のために3回ほど地域にお伺いさせていただきまして制度説明をさせていただいたようでございます。しかしながら、今のところ利用者の増加には結びついていないという話も聞いております。

また、利用者からの反応につきましては、アンケートの結果を見る限りでは、利用者からの反応は総じて良好のようでございます。

実証実験はまだ実施中でございます。今のところ、検証前の段階でございますけれども、これらのことから、この事業に対する利用者の評価は高いものの、そのメリットを得ることができたのはこの実験に協力してくれた一部の町民に限られております。利用者の拡大にはつながっていないことが明らかとなりました。

このような新しい公共交通システムの導入に当たりましては、普及するまでに長い時間がかかることは前回の実証実験の結果報告書でも指摘されていたこともありまして、今後は、潜在的な利用者の掘り起こしに努めつつ、相乗り推奨タクシーの実証実験を継続し、当町にとってこのシステムの有効性を検証できるように多くのサンプルを集めていきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） ただいまの今回の中間によると利用者が少ないと。相乗りタクシーが少ないということでございます。やはり相乗りタクシーそのものがまだ高齢者や交通弱者と言われる人たちに浸透していない結果だと思っています。

そのような中、3月1日の上毛新聞で前橋の公共交通の計画素案が載っていました。特に山間部などは交通弱者を支える手段としてデマンドバスの対応が記載されていました。高齢者はいかに安く安心して利用できる本格的な公共交通の普及を心待ちしていると思っております。やはりこの問題も大切な問題でございますので、早い段階で執行における結果の報告を私どもはお待ちしているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の4番目の道路の老朽化対策について質問いたします。

町内の道路を巡回すると、主要町道の中でもひび割れやわだちが見受けられます。上下水道の工事による虫食い跡や長年の利用による劣化など、町内の多くの道路は補修を待っています。安全運転に対する弊害にもなります。事故の原因になることもあります。しかし、年間の道路維持予算も限られており、道路の補修も多くできない状況かと思ひます。一度に全ての道路を補修することは町の予算上困難なことだと思ひます。担当する課長さんも地域からの陳情や要望も多くある中で、大変頭を痛めているんじゃないかなというところで同情することもあります。

しかし、そんな中、私が見る限り、隣村の榛東村では、昨年来から数カ所で道路舗装や拡幅工事など、既存道路に対する補修を多く進めております。道路環境は、榛東の場合比較的よく見えています。吉岡と榛東村では、それぞれ事情もあり、道路維持に関する比較はできませんが、本町の町道に関する維持管理費の予算が少な過ぎるんじゃないかなという感じもしています。

そんな中、町の土木費の中の道路維持管理費について、そこを調べてみました。26年の決算書支出済額が9,180万358円です。27年度が決算書支出済額が7,951万2,096円です。それから、28年度、今回の3月の補正のところの予算額を見ますと7,302万1,000円ということで、26年度より年々道路維持管理費が減少しています。また、本年度のまだ予算値ということでもありますけれども、6,444万2,000円と少なくなっております。特に車の大型化や走行頻度より道路の傷みも早くなる中で、町は町道の維持管理についてどのように考えているか。またもう一つ、町道の維持管理費の増額は考えているのか。その辺について、町の考えを聞かせていただきたいと思ひます。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 町道の老朽化についてということでご質問をいただきました。議員お尋ねの今後ますます老朽化していく道路施設の対応について、更新事業としては、国や県の補助事業を活用し効率的に道路整備をしていきたいと考えています。また、維持補修工事については、予算に限りがありますので、できる限り長く道路機能が維持できるよう、長寿

命化を図っていく必要があると考えております。

また、町道の維持管理費の増額についてですが、厳しい財政状況ではありますが、必要な道路機能を維持していくためにはさまざまな工夫をし、的確に維持管理・更新を図っていくことが必要であると考えております。したがって、町道の維持管理費については、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図っていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 車社会の現在、町道は住民が日常生活で常時利用する重要な道路です。道路は、若い人から高齢者や身障者など多くの住民が利用しています。道路の異常は運転者にとって神経を費やし事故にもつながります。道路の景観は町のイメージにもつながります。町道の維持は町の予算を伴いますが、町道の老朽化等を加味し、今後、道路予算の増額を町へお願いしたいと思っております。

そんな中、もう一つ、見えにくくなった町道の白線に対する質問をしたいと思うんですけども、白線の道路幅線や中央線及び停止線が薄くなったり、見えないところも数多く見当たります。長年の使用や雪や雨により薄くなったと思いますが、車の安全運転や歩行者の安全など、歩行や走行に支障があると思います。また、道路の環境面においても白線が鮮明であるほうが景観上よく見えます。予算も絡むことから、見えにくくなった町道の白線に対する補修は今どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 議員お尋ねの見えにくくなった町道の白線に対する補修についてですが、道路の安全性と快適性の向上を図るために、視認性が悪くなった区画線の補修工事を平成26年度については6,027メートル、平成27年度については3,390メートルほど実施しております。本年度においても、現在、3,710メートルの補修工事を施工しております。

また、施工場所については、自治会からの要望を受け、危険性を考慮し、危険度の高い、緊急性の高い場所を、現地を把握しながら優先順位をつけまして施工していきたいと考えております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番(馬場周二君) いろいろ今、町でも悪いところを見てはやってくれているようでございますけれども、やはり、白線がちゃんとして整っている道路は私どもも運転しても大変気持ちのいいもので、安全運転にも役立ちます。やはりできるところから、劣化しているところは早い段階で白線の引き直しというものもこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問となりますけれども、公共施設の対応についての質問をいたします。

役場本庁やコミュニティーセンターも築30年前後となっており、老朽化が近づいてまいりました。外壁や内装など大分傷んできました。また、職員の業務においても、現在、本庁では部署が庁舎内では間に合わず、部署の一部が分散して他の施設で業務を行っております。

そんな中、町は県内で人口伸び率もトップということで、近年瞬く間に2万1,000人を超えています。今後も人口が伸びると言われています。そんな中、今後、庁舎に訪れる住民もさらに多くなると考えます。その点、住民へのサービス業務も多くなりますし、役場の職員も増員となると思います。部署は同一庁内にあるほうが住民にとっても重宝です。一方、町長の施政方針でも言われていましたけれども、地震等災害時には、当然、本庁舎が災害対策本部となり、その機能ができなくなったら大変です。熊本地震でも町庁舎が使えなくなった町がありました。1月に群馬県が公表した大型施設の耐震結果では、本庁舎は入っていませんでしたが、安心できる建物でなくてはなりません。本庁舎やコミュニティーセンターは、住民にとっては重要な公共施設です。ちなみに、税法上での建物の価値というものをごと見ただすけれども、これで判断しますと、鉄筋コンクリートのマンションで47年が価値のあるということだそうす。それをどう判断するかわかりませんが、町は本庁舎やコミュニティーセンターについて、現在どのように考えているか。また、新築計画はあるか。町の計画、考えをお聞かせ願ひたいと思います。

議長(岸 祐次君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長(石関 昭君) 答弁させていただきます。

コミュニティーセンターは、昭和57年度に建設されました。約35年経過をしております。庁舎は昭和61年度に建設をいたしまして31年経過しております。いずれも耐震基準を満たしている建物でございます。馬場議員がおっしゃるように、税法上の耐用年数は47年ですが、これは建物の物理的寿命を示すものではありません。一般にコンクリート自体の寿命は、大気中の炭酸ガスや雨水が徐々に浸透してコンクリートが鉄筋の深さまで中性化し、内部の鉄骨のさびの進展を抑止できなくなるまでの期間ということで、通常

65年以上の寿命があると言われております。また、補修により中性化をおくらせることができますので、役場庁舎やコミュニティーセンターについては新築計画を考えてはおりません。だがしかし、馬場議員が申されたとおり、今、吉岡町は人口増の町ということで庁舎内が大分狭くなっておるといことは事実でございます。そういったことは、これから限られた予算もあるということで、適切に研究をしながら推移をしていきたいと、実施していきたいと。また、長寿命化も図ってまいりたいと考えております。

議長（岸 祐次君） 馬場議員。

〔14番 馬場周二君発言〕

14番（馬場周二君） 役場庁舎は、町のシンボルであり、町民にとっては生活する中ではなくてはならない公共施設となります。一方、地方から本町へ来客する人たちは、町の情勢を感じる興味ある建物だと思います。また、非常事態発生時の対策本部にもなります。特に災害等発生時に利用ができなくなったら大変困ります。今、本庁も30年を超えたということですが、壁や天井も劣化しもろくなります。新築ともなると費用も増大し、資金集めも大変となりますので、早い段階の中で、本庁舎、コミュニティーセンターの新築計画も進めていただければありがたいと思っております。

本日は5問しましたけれども、町長には大変前向きな回答もいただきました。本当にありがとうございました。以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、14番馬場周二議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後1時とします。

午前11時47分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸 祐次君） それでは会議を再開します。

議長（岸 祐次君） 15番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして3問にわたって質問をいたします。

まず、第1点目でありますけれども、スラグの撤去についてお伺いをするものであります。

私は、この鉄鋼スラグ問題につきましても、今回で4回目の質問となります。この問題は、大同特殊鋼渋川工場から排出された鉄鋼スラグが、県内の公共事業で砕石として使われ、環境基準を超過フッ素や六価クロムが検出をされた事件で、鉄鋼スラグを廃棄物と判断し、同社がスラグを不正に処理していた疑いが強まったとして、群馬県警が廃棄物処理

法違反の疑いで同社を含む大同エコメット、佐藤建設工業を告発をしたものであります。

2011年3月から2012年3月、県の許可を受けていなかった大同エコメットに計2万8,300トンのスラグの処理を約300回にわたって委託した疑い、同社はこれを請け負い中間処理した疑い、佐藤建設工業は大同特殊鋼から県の許可を受けずにスラグ約1万8,500トンを集めた疑いがあります。

大同特殊鋼総務広報課は、送検された事実を真摯に受けとめ、今後の地検の捜査にも全面的に協力をしていきたいとコメントしたとのことでもあります。

これらのことがありまして、県はそれぞれの自治体に対し調査を行い県に報告せよというところで、吉岡町も調査したところ、町の発注工事で17カ所あることが判明し、調査の結果、15カ所で分析結果が出ており、残り2カ所は調査中とのことでもあります。調査結果は、スラグ砕石そのものから環境基準を上回る有害物質が検出された場所は3カ所、スラグ下の土壌から検出された箇所が6カ所あった。その土壌検査結果を受けて県が行った周辺井戸水の健康被害調査ではいずれも問題ないと結論が出ています、という報告でありました。

施政方針に対する私の質問で、南下古墳公園にまかれておりますスラグ砕石を撤去せずに、大同より歳入で1,450万円の弁償金を受け入れ、そして、スラグ砕石の上に舗装をしてしまうとのことでありました。これでは全く問題の解決はされておられません。どこで、どのような協議をしてこのような結果となったのか。それが本当に正しい解決の方法と思っているのか。私は全くでたらめなまやかしであるというふうに思っておりますけれども、まず、この点について、町長の見解を問うものであります。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） ただいま小池議員さんのほうから、スラグの撤去ということで、これで4回目だということで質問をいただきました。答弁をさせていただきます。

大同特殊鋼株式会社の渋川工場から出荷された鉄鋼スラグを用いたスラグ製品の問題に関して、12月議会では、今後の対応として、国土交通省、群馬県及び渋川市で組織する鉄鋼スラグに関する連絡会議により打ち出された鉄鋼スラグを含む材料の対応方針である3つの基本方針をもとに、この問題に対する町の方針を打ち出し、大同特殊鋼との協議を進めると回答させていただいたところでもあります。

さて、その後のこの問題に対する進捗状況であります。議員が当初予算の上程に際しておっしゃっていましたが、一昨年9月に群馬県が大同特殊鋼株式会社、佐藤建設工業株式会社及び大同エコメット株式会社の3社を刑事告発をしました。争点としては、環境基準を上回る有害物質が検出された大同特殊鋼渋川工場から出荷されたスラグ製品に対し、

出荷者である大同特殊鋼株式会社はあくまでも不良製品であるとの認識を示していたのに対し、県は廃棄物であるとの観点から争われておりました。

そして、告発を受けた群馬県警が昨年4月に書類送検し、昨年12月22日、前橋地方検察庁では不起訴処分としたものであります。

町といたしましては、昨年6月からスラグ製品が用いられた疑いのある17カ所について、大同製鋼と個別協定を締結し、基準値を上回る有害物質の検出された箇所における土壌汚染対策法の規定に基づく井戸水調査や、環境汚染が懸念される箇所について適正な対応を要望してきたところでもあります。

大同特殊鋼の認識は、不良製品への対応との名目で、調査や被覆工事の費用を負担しているとの新聞報道もありましたが、町といたしましても町民の不安解消が重要であると認識しております。被覆すれば全てよしと断定しているわけではありません。鉄鋼スラグ製品が使用された箇所から鉄鋼スラグ製品が除去されない限り、町民の不安を完全に解消することは難しいと認識をしております。

今後も、環境への影響対策は最重点に、町民の不安解消についての納得のいく回答を得るため、鉄鋼スラグの出荷者である大同特殊鋼株式会社に対して生産者としての責任を求め、要望等を行いたいと考えております。

なお、各課における個別現場の方針等については、担当課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） それでは、教育委員会が管轄しております古墳公園の駐車場の対応についてご説明申し上げます。

さきの議会でも申し上げましたが、古墳公園の駐車場のスラグ環境調査の結果ですが、水質汚染はないという報告を群馬県から受けております。これに基づきまして、吉岡町は、水質汚染がないことから、その技術上の措置基準に沿いまして、土壌を直接摂取することを防止する対策が必要となる場合に基づき対応を検討いたしました。スラグ砕石や基準超過土壌の上部にアスファルト舗装等がない箇所についての対策として、アスファルト3センチ以上、または立入禁止、または土壌の撤去の幾つかの方法がありますが、吉岡町は水質汚染がないということから申し上げまして、鉄鋼スラグに関する連絡協議会の基本方針を参考にいたしまして、4センチのアスファルト舗装で現場を被覆し、土地の改変が生じるまでの間、この状態で保存することで協議を進めております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 9月からの展開で、産業建設課所管の町道北下集会所北線及び町道宮田大藪線につきましては、土壤汚染が認められたため、県による地下水の調査が実施されてきて、結果といたしまして影響が認められなかったところでございます。

しかし、この問題に対する町としての取り組みが終わったわけではございません。今後、基準値を超えるフッ素が検出された鉄鋼スラグが入っている箇所への補修、その他工事で再度掘り返す場合については、その製品に有害な基準値を超えるものが検出された経過がございますので、通常の処分ができません。その場合は通常の処分費より高額となることが予想されますので、そういった将来発生する問題等につきまして、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 上下水道課の対応について報告をさせていただきます。

該当の9カ所の調査については、7カ所の結果報告が出ておりますが、鉄鋼スラグを含む砕石が使用された疑いのある路盤材などからは、基準を超える六価クロム及びフッ素化合物は検出されておりました。

アスファルト舗装などの被覆が施された現場については、産業建設課の説明と同様の対応を考えておりますが、下野田地内の砂利敷舗装を施した現場の対応については、大同特殊鋼株式会社と協議をし、撤去や被覆などの費用負担を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 今、町長から最初答えたことで、私は基本的な考え方というのは、町長が今言われたことが一番正しくて、それでいいんだと思うんですよね。そのまま行ってくれるのならいいんですけども、ちょっと、今度は実際の手法の話になってくると、ちょっと、今、教育委員会で言っていることがちょっと違うのかなというふうに感じてくるんですよ。

今まで、大同特殊鋼のホームページを見ましても、これは2016年5月23日のホームページですけれども、「5月20日金曜日、群馬県吉岡町のホームページにて、当社渋川工場より排出された鉄鋼スラグを含む再生砕石を使用した町発注工事の精査を進めた結果、17工事に使用していることが公表されました。関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、まことに申しわけなく、おわびを申し上げます。吉岡町及び群馬県と協議の上、誠

意をもって対応する所存でございます」と。これが大同の言い分なんです。あつたこと
の事実は自分で認めて、迷惑かけて申しわけなかったと。

そして、いつの間にか、これをどう処理をするかという、先ほどの三者協議という話
が出てきました。それでは、その三者は、もう一度確認しますけれども、どの三者でし
ょうか。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） この三者というものにつきましては、鉄鋼スラグに関する連絡
協議会という組織がありまして、そこに加盟しております三者であります。国土交通省、
群馬県、渋川市の三者となっております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 前から渋川市は渋川市に多量なスラグがあるんです。道もがたがたになっ
てしまったり、渋川市のスカイランドパークなんていうところは広い駐車場があるんです
けれども、そこも道がぐねってしまって、掘ってもとれないぐらいスラグ碎石が固まって
しまって、キープオンであるんですね。そういう吉岡町よりも古い歴史的経過がありま
す。そして、大同製鋼があつたということから、古く、渋川ではスラグ碎石等の問題が、
トラブルは生じていました。これは10年も20年も前からあるわけでありまして。そして
今、渋川ではいろいろなところで処分場をまた掘り起こして、また新たに処分場をつくっ
てそちらに埋めかえるとかというようなことをしています。

課長が言いました、県と、と言っていますけれども、聞いておりますが、実際には、そ
れは国土交通省と県土整備局と渋川市のこの三者ですよ。だけれども、吉岡町のこのス
ラグを撤去するのにそこと協議するというのはおかしいじゃないですか。要するに、大
同から出たのは産業廃棄物ですよ。産業廃棄物処理法違反ですよ。それとか、土壌汚染対
策法、これの管轄所管官庁はどこですか。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） まず、三者協議に挙げられておりますこの三者の構成主体が県土整備
部であるということ、議員さんおっしゃっているとおりでございます。渋川市におきまし
ても、建設部局、市民部局も入っているんですが、建設工事に係るものとして建設部局、
それと、国土交通省につきましては、関東地方整備局の三者のほうで、主に法に基づく措
置の対象にならないものとして、工事実施主体として可能な限り環境への影響を抑制する
観点から、自主的に協議を行っていく主体として設置されている委員会ございまして、

規約等を参考にさせていただきますと、鉄鋼スラグに関する情報共有を図るということと、主要工事箇所の調査に関すること及び鉄鋼スラグの処理及び対応に関すること等が会議の中心事項となっております、この三者が連携して大同特殊鋼との交渉を行っておるところでございます。

町といたしましても、先ほど議員さんおっしゃいましたとおり、県の指導を受けまして、どこで使っているかのリストを上げろというところから、一昨年、この事務に対応する事柄が始まったわけでございますけれども、そういった指針で、よその自治体と連携、要するに足並みをそろえた要求というところの対応を行っておるところでございます。

ただ、いっても、先ほども答弁の中でございましたが、町長答弁の中にもございましたが、町は町としての方針を出すということではございますが、あくまでも法の基準にのっとった中での対応というところでの対応というふうに考えさせていただいておるところでございます。

以上です。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 今、法にのっとった対策という話でした。ですから、私は、先ほど言ったのは、土壤汚染対策法あるいは清掃法、これの監督官庁はどこですかと聞いたんですよ。どこですか。だから、私が言いたいのは、国土交通省とか、県土整備局だとか、渋川市とか、それは全く違う話で、こういう汚染された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の監督官庁はどこですかと聞いたんですよ。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） 群馬県の環境森林部のほうがこちらとしては相談しているところにはなりますけれども。ということで、こちらのほうはいろいろ助言を受けているという形でやっております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 大もとの法律というのは、そこは環境省なんですよ。環境省、物によると環境省は直接乗り出してくることもありますけれども、その権限は、群馬県の場合には環境森林部リサイクル課が担当しております。ですから、こういう汚染された土壌の撤去であるとか、どうするかというのは、この三者会議じゃなくて、廃棄物の処理ですから、だから、私が言っているのは、そこで県の環境森林部リサイクル課がその処置の方法でいいですよと、そう答えているんですかと聞いているんですよ。答えているとしたら、環境森

林部のどなたがそれを言っていますか、はっきりと。全然監督権限のないところが、三者協議とか、それはどんな協議をしても構いませんけれども、これは監督官庁じゃありませんからね。土壌汚染対策を国土交通省かやるわけじゃないですからね。それとか、県の整備局がそんなことはできないでしょう。だから、そこは何て言っているかということを確認しているんですよ。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 群馬県は、この土壌汚染対策法に基づきまして、対策法が定めた技術上の措置基準などに沿いまして必要な助言をしている部局であります。その必要な助言を吉岡町は受けまして大同特殊鋼との協議に臨んでいるという、そういうスタンスで臨んでいます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私が聞いているのは、県の環境森林部リサイクル課がこの吉岡町の駐車場、その工事、それでいいですよ。監督官庁ですから。監督官庁じゃないところからいいと言った、そんな話はだめでしょう。監督官庁が、県の環境リサイクル課がそのやり方でいいんですよというのであれば、私は、納得はしませんけれども、それはそれで責任を問えますから。そこが本来の権限を持っていますから、その権限を持っているところがオーケーを出してもいいですよと言っているんですかということを確認しているんですよ。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 先ほども申し上げましたが、群馬県は、土壌汚染対策法に基づく技術上の措置基準というのがあります。その技術措置基準に基づきまして、幾つかの選択肢があるんですよという助言を受けていますので、県がこうしなさい、ああしなさいという指示は、吉岡町は受けておりません。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） でも、今それである公園を、南下古墳公園を、スラグを撤去しないで、そのところに舗装しようという考えでしょう。だから、私はそれは違法じゃないのかと。土壌汚染対策法からしてもできないんじゃないかと。いや、あなたはできると言ったんだよ。でも、それはできないんだと、私の考えね。それは、だから、これの監督官庁の、監督官庁ですよ、いわゆる環境省であったり、群馬県の環境森林部がその方法でいいですよというのであれば、私はいいんじゃないですかと言っているんですよ。そこがだめだと

言ったらだめでしょう。そこがだめですと言ってもいいという考えにはならないでしょう。だから、私はそれを確認しているんですよ。だから、環境森林部リサイクル課がいいと言っていますかということを確認しているんです。だから、少なくともここの確認はしてください。ここから許可が出ないうちは、それはしないと思いますけれども。

それともう1点ありますけれども、ここに何立米、スラグ碎石が入っていますか。この古墳公園のところは、金額にしますと1,450万でしたか、この処理費用で受け入れていますけれども。何立米入れられたんですかね。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 先ほどから申し上げておるんですが、古墳公園の駐車場の現場につきましても、土壌汚染対策法に基づきまして、そこで法が言っている技術上の措置基準、こうなさい、ああしなさいという、これもできます、あるいはこの方法もありますという技術措置基準というものがあります。その措置基準の中には、アスファルト舗装がありますよ。立入禁止する措置があります。スラグ材を撤去する措置があります。ということがうたわれています。吉岡町は、アスファルト舗装をして、環境汚染、水質汚染等がされておりませんので、その現場を保全し、土地の改変、要するに掘り返すようなことがあったときには、スラグ材を全て大同に処分してもらおうという内容で協議をしております。

ですから、県の環境森林部が舗装しなさいということではなく、法律上の中での対応措置としてアスファルト舗装があるということを私は申し上げます。

以上です。（「さっきの質問に答えていない。何立米入ったの」の声あり）

ちょっと今確認をさせていただきます。

スラグ材の立米ですけれども、332立米です。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 結構な量になりますね。332立米といたら。大体、スラグは重いですから、スラグ入り混合碎石ですと大体10トンダンプで、聞いている、大体1台に7立米だそうですから、先ほどから、課長は盛んにそういうふうに言いますけれども、本来であれば、スラグ碎石が、これはJIS規格からいっても混合材として使えないんですよ。スラグ碎石というのは、スラグというのは、そのもの、スラグが出たときに、それが溶質基準で0.8以下の場合というのは碎石と混ぜて使うことができると。これはJIS規格です。それを超したものというのは管理型処分場に持っていきしか方法はないんです。だから、本来、それは出回らないんです。だから、出回らないものが出回ってしまったんですよ。

そのことは大同も認めているんです。それが出回っているんです。だから、こういう問題になっているんです。そして、その上にとりあえず舗装しておいて、また何かがあったらそれを撤去するという話ですけれども、そんなことをしないで、そんなものじゃなく、今のうちからだって大同に撤去して入れかえてもらえばいいんじゃないですか。それを何で、ふたをして、後になって何か問題が出てきたら、そのときに撤去すると。入れたことはみんな認めているんですから、それを大同に撤去してもらえばいいんじゃないですか。大同だって、そういう誠意をもってやっていきますよというふうに言っているんだから。

町長、どうでしょうね。これは大同に言って、撤去してもらおうということが一番いいんじゃないでしょうか。その上で、舗装なら舗装がいいと思うんですけれども、いかが考えますか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 私も、本当に全部、やったところの17カ所のスラグを全部撤去していただければいいと思っております。

いろいろなことで、私も係の人から話を聞きながらこの物事を今進めておるんですけれども、大同が言っていることも余り信用できないのかなと。いわゆるスラグが入っているところの下の土壌が幾らか汚染されている。スラグには何もないと。ですから、私のほうには責任がないんだというようなことも言っています。とんでもないことを言うなど。このスラグのために汚染されているんじゃないですかということは、そういうことは町としては言っています。

ですから、じゃあ、そこのところは今言った、アスファルトをしてやってしまうということに相なろうかと今思うんですけれども、いわゆるスラグを入れた下でも、土壌が汚染されて、スラグにはその跡がないと、検査したら。じゃあ、この土はどこから来たのかと。いったら、吉岡町が何かどこから持ってきて埋めたんでしょうと。そんなようなことも言うんです。それは実際の話です。

それから、県も県で、聞くと、それは撤去しろとか何かとは言わない。これは環境省、今言った、今教育委員会事務局長が答弁したとおり、それは今の状況でいくなれば、そのままそこに置いておいて、柵をして、確保して、それを使えないようにするとか。あるいは、今言うように、最高の話ですよ、それを撤去してもらおうとか、そこを被覆するとかということで、今話し合いを持っているのかなと。

そういう中において、大同のほうも、いわゆる廃棄物とは認めないというようなことも今裁判か何かでやったということも確認されていると。大分、大同のほうも強くなっているのかなと。強くなっていて、しかも、やることをやっていただかなければ町としてはや

っていけないというような中においては、どれが得策かなというようなことを、いろいろなことを考えますと、今、小池議員が言うように、撤去して、その上に新たな碎石を入れて舗装していただくというのが一番いいだろうと私も思っております。

だがしかし、今の状況を見ると、あのところも早く町民の方々にも安心なところで使っていただきたいというようなものを加味しますと、今の状況でやっていくのは、被覆してやっていただくのが一番最短かなというように私も思っております。

それが、今言った、県が指導したのかと言われれば、県が指導したわけではございません。そういった仕方もありますというようなことは言っているというのが事実でございます。ですから、ぜひ、いろいろなことで、これからまだ17カ所あるということになりますと、まず初めにあそこのところをやっていくということになるわけですが、あのところが、一番、早く言えば目標になって、後もそうなるのかということですが、なるだけいろいろな面で町民に迷惑をかけないようなことを早くしていきたいなと私も思っております。

ですから、今言った、被覆をして後でものが出たとき、そういうものなら先にやったほうがいいと。私もそう思います。だがしかし、今の現状を見た場合、ご理解をさせていただいて、被覆すれば人間の口に入らない、手に触れないということになれば、一旦は安心できるのかなと私も思っております。水の調査は引き続きいろいろな面で県のほうにもやってもらおう。また、町は町として、それも引き続きしっかりとした検証をしていくということにやっていきたいというようにも私は思っております。

そういったことをご理解をさせていただきたいと。小池議員さんはこれで4回目ということでは、私も小池議員さんの言うことはよくわかります。私たちが知識を持っているよりも10倍も20倍も知識を持っているということは私も存じております。そういった面におきましても、この件につきましては、ぜひ、ご理解をさせていただいて、まずあそこのところを被覆して、違う面は違うところで、また大同と交渉しながらやっていきたいというようには思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 大同の今までのことを聞いていますと、大同は、個人に対しては、個人がこうなっては困るというので何とかしてくれというものについてはほとんど応じているそうです。撤去しているそうです。

しかし、公共というふうになると、余りにも使った量が物すごく、これは国土交通省が発表しているだけでも物すごい量があるんですね。この17号パイパスなんていうのはずっと入っていますから。まして、漆原のところはむき出しで出ていると、スラグが。

これは国土交通省が認めていますよね。これを全部。

渋高バイパス、これについても県が認めています、これも環境基準を超して出ています。なものですから、渋高バイパスは、皆さんもご存じだと思うんですけども、あの真ん中に、周りは草が生えるんですけども、あそこの道路と道路の間がずっとあいているんですけども、あの間は草は生えていないですよ。あれは超アルカリで草が生えないんですよ。そういう毒のものなんですよ。

公共に一つ応じていってしまうと全部に応じていかななくてはならないものだから、それに応じていくと何兆円という試算もあるんだというふうに聞いています。それになると、とてもできないからという話も聞いています。しかし、強く言っていったところには応じているというケースがたくさんあるようです。

ですから、私は、三者協議なんていうことじゃなくて、やはり、直接、町が大同と交渉して、こういう公の部分でも真摯に対応していくと、誠意をもって対応する所存でございますというふうに、これはわざわざ大同のホームページでこう言っているわけですから。本人が言っている以上は、そういうふうにしていくということが私は大事だというふうに思っていますので、ぜひとも、早合点して、ふたをかけてしまう、その上に舗装をかけてしまうということをしてしないで、もう少し粘って、やはり町に将来禍根を残すことのないようをお願いをしたいというふうに言っておきたいと思います。

そして、もう一点なんですけれども。スラグに関係しますけれども。これまでも何回も質問していますけれども、水源であるソフトバンクメガソーラー施設のスラグ撤去ということで、また一般質問に出してありますけれども。榛東村のホームページを見ますと、環境基準の6倍、7倍というとんでもない数値が確認されています。町長はこれまでも吉岡町の水源であることを認識しています。吉岡町に大きな悪影響をもたらすことのないよう、この問題については榛東村だけに任せておくのではなく、やはり吉岡町の水源として、それなりの手を打っておく必要が私はあるというふうに思います。

ちょっと、私も何回も調べている中で、これは榛東村がホームページで出しているものなんですけれども、ソフトバンク榛東メガソーラー外周とありますけれども、そこでは、周りですよ。環境基準が0.8ですから、多いところでは1.8であるとか5.4。こういう、環境基準を大幅に上回っている。これは榛東村が大同に調査をさせたんだそうなんですけれども。その結果だそうなんですけれども、これはホームページに載っております。

こちらは、これも榛東村のホームページの中で、表中の赤字は、基準超過であることを示しますと言って、これがソフトバンクのソーラーパークのパネルヤード内、中ですね。中で、直下土壌におきまして、フッ素が最大値4.9。0.8に対して4.9。溶出試験でも2.4という数値が出ています。こういうものが入っていることは、これは当然榛東

も認めております。

そして、私も調べている中で、榛東村の議会の中で、これは小山議員が質問しているんですけども、「大同特殊鋼の有害物質を基準以上含む鉄鋼スラグ砕石が八ッ場ダムの変換地や生活環境道路にも使われた事件で、この工事に関していた建設会社が八州高原の造成工事……」、これは、八州高原というのはメガソーラーがあるところですね。「……工事や施設関連工事、また、大雨による災害復旧工事を行っていましたが、どのぐらいの砕石が使われていたのですか」というふうに質問しているんですね。そうすると、「必要となった砕石は無償で入れていただきました。また、集中豪雨のときも無償で実施していただきましたので、量の確認はできません」。それであるとか、「じゃあ、当然、それだけの砕石を入れるんだから、設計書があるでしょう」というふうに聞いているんですけども、「砕石についての設計書は、仕様書に入っていないませんでしたので、証明書は出せません」。何かわけのわからない、そういう言い方をしているんですね。そして、問いの中で、「鑑定結果では、環境基準の5倍から25倍の数値が検出されています。ここでも同社の砕石が使われた可能性が高いので、検査の必要があると思うんですが」と、前の村長は、「いや、大したことないんだから、いいんじゃないですか」というようなことを言っているんですよ。

でも、最近の、またこれは小山議員の質問でして、これは真塩村長だと思うんですけども。「ソフトバンク榛東ソーラーパークの敷地内に佐藤建設工業から搬入された砕石をSBエナジーから確認を求められた大同特殊鋼が検査をしたところ、環境基準の数倍のフッ素が検出されたと報じられました。調査結果はどうなっていますか」。村長は、「これについても大同特殊鋼が全て認めるということであり、相当な数量が入っているようです。その後、調査を実施させてもらい、大同特殊鋼とは、どうするか協議をし、対応するところまで進んでいます」というので、相当な量が入っているということは認めていますね。

町長も恐らく知っていると思うんですけども、あそこは谷だったものが、本当に谷ですよ。私見ていて、まさに不法投棄だと思うんですよ、大量に。スラグは環境基準をとんでもなく超している。それが吉岡町の水源になっているんだというところの問題だと思うんですね。吉岡町には、その名前を冠したお酒なんかもあります。また、その水を使っているのが明治用水でもありますし、吉岡町の水源でもあります。これは本当に早急に真剣になって手を打たないと、今まで日本中あちらこちらで大きな公害事件が起きていますけれども、そういう二の舞にもなりかねない問題だと思います。

ぜひとも、町長、このことについては、もう一回、これまで以上に眉毛を湿らして、それはやっぱり町は困るということで、榛東に対しても、県に対しても、大同に対しても、被害を受けるのは我が町なんだということで強く言っていってほしいと思いますけれども、

これについての町長の見解をお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、榛東村のものだからというわけにはいかないとも思っております。昔は榛名カントリーのほうから船尾滝の水の水源は約3分の1があのほうから出てきたというような話を聞いておりますが、今行ってみるとほとんどここから出ていないということではあります、それはそれとして、あそこに出てくる水はほとんど、99%は我が吉岡町のほうに来るのかなというようには私も認識はしております。そういった面からおきまして、この件については町といたしましても大分注意しなくてはならないなというようには思っております。

そういった中で、榛東は榛東として大同製鋼と話し合いを持っていると。もちろん、今言った三者のことを聞きながら、いろいろな面で聞きながら独自で交渉しているのかなというようには思っております。そういった中におきましては、今、先ほどから小池議員が言われるように、吉岡町の水源は100%あそこから来ているんだということに相なれば、このことはしっかりと榛東村に伝えて解決していただくよう、また、機会がありましたら、大同特殊鋼のほうにも、我が吉岡町の水源地ということでもはっきりと言っていくと同時に、この件に関しましては、水質検査は十二分にやっていくということをやっていかなければならないということでは思っております。ですから、榛東村のほうには、今後も状況を注視しながら、必要に応じて協議をしていきたいというふうには思っております。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） それでは、吉岡町も、水源ということで、歴史に禍根を残さないように、ぜひとも榛東あるいは大同のほうにお願いを引き続きしていくことを強く要望しておきます。

限られた時間でありまして、少し端折っていきますけれども、第2問目でありまして、子宮頸がんワクチンについてであります。

思い起こしますと、吉岡町議会でも何人かの議員が子宮頸がんワクチンへの助成制度あるいは無料制度に対し質問してきたところであります。私もその一人であったと記憶をしております。町では、早い時期に対応しました。あれから月日は流れ、現在では、ワクチンによる障害ではないのかという問題も多く発生をしております。こういう問題が新聞あるいはテレビで報道され、それを見るときに私も本当に耐えられない、一生懸命そのときは当たった自分たちとしてそういう気持ちもあります。しかし、製薬会社等は私たちの問題ではないというようなことで、しかし、そのことによる被害ではないかということで

裁判も起きております。しかし、原因がわからなくても、そのような被害を受け、あるいはまた症状が出て困っている人もおります。先進地では、そういう人たちに、太田市なんかでは20万円ぐらいの見舞金を出している。そういうところもあれば、あるいは医者にかかったときに治療費の補助をします、あるいは無料にしますというさまざまな、因果関係はいつでも、そういう人たちを救済することが今行われているようであります。

ぜひとも、吉岡町もそんなふうな取り組みができればというふうに思いますので、これについての見解をお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 子宮頸がんワクチンについてのご質問をいただきました。ちょっと長目になりますけれども、よろしいでしょうか。

子宮頸がんワクチンについてのご質問をいただきました。子宮頸がんの予防ワクチンについては、先日、地元紙の新聞記事でも連載されておりました。

子宮頸がんは若い女性がかかるがんの中で乳がんに次いで多く、100人に1人が生涯いずれかの時点でがんにかかると言われております。年間9,000人近くの人が子宮頸がんにかかり、2,700人ものが亡くなっているとのことでした。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスと言うウイルスの感染が原因で起こるがんで、このウイルスには100種類以上のタイプがあり、そのうち、子宮頸がんの発生にかかわるタイプは高リスク型と呼ばれております。

子宮頸がんの約半分は、ワクチンの接種によって予防できることが期待されています。ワクチンにはヒトパピローマウイルスの成分が含まれているため、接種することで免疫をつくることができ、ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐことができます。

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、法律に基づいて実施されていますが、受けるかどうかは、接種することで得られるメリットとリスクを理解した上で、接種の判断をさせていただいております。

リスクとしては、比較的軽度の副反応としては、主には、発熱や接種した部分の痛み・張れ、注射の痛み・恐怖などをきっかけとした失神があります。そのほか、まれに重い副反応もあるとの報告をされています。まず、アナフィラキシーと言われる病気で、呼吸困難、じん麻疹などを症状とする重いアレルギーで、約96万接種に1回の頻度。次に、ギラン・バレー症候群は、両手・足の力の入りにくさ等を症状とする末梢神経の病気で、約430万接種に1回の頻度。急性散在性脳脊髄炎は、頭痛、嘔吐、意識の低下などを症状とする脳などの神経の病気で、約430万接種に1回の頻度などとあります。

副反応によって、医療機関での治療が必要となり、生活に支障が出るような障がいが残

るなど、健康被害が生じる場合は法律等に基づいて救済が受けられます。

吉岡町では、子宮頸がんワクチンの接種は、平成22年11月より、中学1年生から中学校3年生までの女子を対象に町単独事業として開始。その後、平成23年2月より、高校1年生まで範囲を拡大して、ワクチン接種緊急促進事業補助金を受けて平成24年度まで実施をいたしました。

その後、平成25年4月より定期接種化されたものの、平成25年6月に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策審議会において、「ワクチンの接種後に、因果関係を否定できない持続的な疼痛等が見られることから、この副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を勧奨すべきではない」とされ、厚生労働省により積極的な接種勧奨の一時差し止めが決定されました。

そのため、町でも平成25年6月から現在までは、接種の積極的な勧奨は差し控えております。

なお、ワクチンの調査・救済については、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 初めに、接種の状況について報告をさせていただきます。

先ほど、町長の答弁にもありましたけれども、平成22年の11月から実施しております。平成22年度につきましては延べ497人。これは延べですので、人数ではございません。次に、平成23年度、延べ831人。平成24年度、延べ321人。そして、定期接種となりました平成25年度からですけれども、平成25年度は延べ94人。平成25年6月に国のほうからそういった指示が来たわけですけれども、25年度につきましては延べで94人ということがございます。平成26年度につきましては延べで5人。平成27年、28年につきましては、28年度はまだ年度途中でありますけれども、27年、28年、あわせましてゼロ件というような状況でございます。

予防接種の実施体制としましては、副反応が疑われた場合、その判断を行った医師が町と独立行政法人医薬品医療機器総合機構に「予防接種副反応疑い報告書」を提出することが定められております。その体制から把握することができます。また、接種を受けた本人、または保護者からの申し出や相談から把握をいたします。

子宮頸がん予防ワクチンでは、個別通知の際に同封する予防接種説明書やよしか広報の平成28年1月号でも健康被害の救済方法につきましては周知もしております。

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、町が給付を行います。

具体的には、本人や家族が予防接種による健康被害があったと思ったとき、町に対し請求書や受診した医療機関での診断書等の必要な書類を提出していただきます。町は、それを受けて、専門医師や保健所長等で構成する予防接種被害調査委員会を開催しまして、その結果を県経由で厚生労働省へ書類のほうを提出させていただきます。厚生労働大臣は、認定に当たっては第三者により構成される疾病・障害認定審査会により因果関係に係る審査が行われます。審査の結果、認定された場合には、決められた給付金を町が支給いたします。

例えば、月3日以上通院については、月額3万6,300円の医療手当と、かかった医療費の自己負担分をお支払いいたします。1カ月8日以上入院の場合は、月額3万6,300円の医療手当と医療費の自己負担分を支給いたします。

なお、1級相当の障害が残った場合には、年額496万2,000円を被害者手当としまして支給をいたします。

次に、任意の場合の予防接種の場合ですけれども、任意接種での子宮頸がんの予防ワクチンの接種で健康被害が疑われる場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して、本人あるいはその保護者が受診した医療機関での診断書等の必要な書類を、給付請求をいたします。機構は、厚生労働省に対して判定の申し出を行い、薬事・食品衛生審査会により因果関係に係る審査を行い、その答申に基づきまして厚生労働省が医薬品医療機器総合機構に対しまして判断結果を通知して、機構から結果を本人あるいは保護者に伝えられます。

健康被害であると認められた場合については、通院は予防接種リサーチセンターから、入院の場合には機構より、支給が行われます。

参考資料の抜粋ですけれども、例えば月3回以上の通院につきましては、定期接種と同額の月額3万6,300円の医療手当と医療費の自己負担分を支払いいたします。1カ月8日以上入院の場合は、月額3万6,300円が支給されます。その他、障害が残った場合には、1級相当の場合は年額275万6,400円を障がい者手当として支給をいたします。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） ありがとうございます。いずれにしても、そういうことで原因もはっきりしないという中で、患者さんが出ると大変なことですから、ぜひとも、他町村に劣らず、吉岡町も素早く、また他町村にもまさるような支援体制をぜひとも整えていただきたいということをお願いをしておきます。

それでは、最後の3問目になりますけれども、時間も参りましたので、オスプレイについてであります。

日米共同訓練が今月6日より17日まで実施が決まっております。沖縄で墜落事故を起こし、その原因もはっきりしないまま、この訓練に参加が決まっております、多くの方たちが不安を抱いております。本日、オスプレイがちょうど来る日になっておりますけれども、事故がないよう願うばかりであります。場周経路となっております吉岡町では特に注意が必要だというふうに思われます。オスプレイの危険は、飛び上がる時はヘリコプター、そして飛ぶときは水平飛行ということであります。またそれは、今度は離陸、着陸は全く同じ格好になりますから、危険性というものも増してくる。そういう意味では、着陸をするときに吉岡町というのは、オスプレイの危険に、よその町村よりもそういう危険性は高いところだというふうに私は思っております。

そもそも、墜落の危険性のあるオスプレイを使った日米共同訓練そのものにも私は反対すべきだと思いますけれども、新聞報道によりますと、オスプレイ訓練内容は、容認は県内で2市村、前橋、高山です。7市町村は否定的、16市町村は立場を鮮明にしていませんでした。吉岡町はこの立場を鮮明にしていないところであります。心配するのは、今後、頻繁にオスプレイを使った訓練がこの吉岡町上空で繰り返され固定化されることも予想されます。こんなことになったら、私たちは安心して生活ができなくなります。私ははっきりとオスプレイによる日米合同訓練には反対であるという立場を鮮明にすべきだというふうに思いますけれども、町長の見解をお願いいたします。

時間がないので、短く、済みませんが、端折ってお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 石関町長。簡潔に願います。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 長く書いてきたんですけれども、今、日本におけるオスプレイの配備については、国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を向上させて、アジア太平洋地域の安定にも資する。昨年9月の日米合同委員会で合意されたオスプレイの訓練を沖縄県外に移転させるための枠組みと聞いております。

訓練が始まったということでございます。沖縄名護市での東海岸の沖合では不時着する事故が起きたということでございます。そういったことのないよう、これからはしっかりと我が吉岡町も検証しながら、事あるごとに要請書を出していきたいというふうには思っております。（「終わります」の声あり）

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、15番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして本日の会議に予定されておりました一般質問は終了しました。

散 会

議 長（岸 祐次君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時01分散会

平成29年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

平成29年3月16日（木曜日）

議事日程 第5号

平成29年3月16日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告
(総務、文教厚生、産業建設 3 常任委員長報告)〔第2～第19〕
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第 1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第 2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する
条例
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業
等に関する条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 6号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 7号 町道路線の認定について
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)
(討論・表決)
- 日程第10 議案第 9号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
(討論・表決)
- 日程第11 議案第10号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(討論・表決)
- 日程第12 議案第11号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

- (討論・表決)
- 日程第13 議案第12号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- (討論・表決)
- 日程第14 議案第13号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (討論・表決)
- 日程第15 議案第14号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- (討論・表決)
- 日程第16 議案第15号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)
- (討論・表決)
- 日程第17 同意第1号 吉岡町監査委員の選任について
- (討論・表決)
- 日程第18 同意第2号 吉岡町農業委員の任命について
- (討論・分離表決)
- 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (討論・表決)
- 日程第20 委員会議案審査報告(予算決算常任委員長報告)〔第21〕
- (委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第21 議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算
- (討論・表決)
- 追加日程第1 発委第1号 当初予算策定に関する要望書の提出について
- (提案・質疑・討論・表決)
- 日程第22 委員会議案審査報告
- (総務・文教厚生・産業建設 3常任委員長報告)〔第23～第31〕
- (委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第23 議案第17号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計予算
- (討論・表決)
- 日程第24 議案第18号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算
- (討論・表決)
- 日程第25 議案第19号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算
- (討論・表決)
- 日程第26 議案第20号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算
- (討論・表決)

- 日程第 2 7 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第 2 8 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第 2 9 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算
(討論・表決)
- 日程第 3 0 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度吉岡町水道事業会計予算
(討論・表決)
- 日程第 3 1 発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
(討論・表決)
- 日程第 3 2 請願審査報告(文教厚生常任委員長報告)〔第 3 3〕
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 3 3 請願第 1 号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願
(討論・表決)
- 追加日程第 2 発委第 2 号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 3 4 陳情審査報告(総務常任委員長報告)〔第 3 5〕
(委員長報告・報告に対する質疑)
- 日程第 3 5 陳情第 1 号 平成 2 9 年度「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税
額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」への個人番号記載の中止
を求める陳情
(討論・表決)
- 日程第 3 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 7 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 8 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 9 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 0 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 4 2 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君		

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主事 田中美帆

開 議

午前9時30分開議

議長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事日程（第5号）により会議を進めます。

本日の議事日程中、各委員会に付託した議案の委員長報告を日程第1、第20、第22、第32、第34で予定しております。

日程第1では、主に条例関係と平成28年度の各会計の補正予算であります。日程第20では、平成29年度一般会計の当初予算、日程第22では平成29年度の一般会計以外の各会計の当初予算と発議第1号、日程第32では請願第1号、日程第34では陳情第1号です。

各委員長にはよろしく願いいたします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告）

議長（岸 祐次君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第2から第19までの中で付託した議案の委員長報告をしていただきます。

最初に、総務常任委員会であります。山畑委員長、委員長報告をお願いいたします。

〔総務常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

総務常任委員長（山畑祐男君） 13番山畑です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日3月1日、本議会において議長より付託されました議案7件、同意1件につきまして、3月10日木曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、それから執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長が出席し、審査をいたしましたので、議案7件、同意1件について審査の概要と結果を報告いたします。

議案第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する等の法律改正のためによる吉岡町税条例等の一部を改正するものであります。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行により改正を行うものであります。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条

例については、地方公務員法の一部改正に伴う能力及び実績に基づく人事管理を実施するためのものであります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等一時または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により改正を行うものであります。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決でありました。

議案第5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、鳥獣による農林水産等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき、吉岡町鳥獣被害対策実施隊員を設置するためのものであります。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決でありました。

議案第8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）については、平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）では歳入歳出それぞれに2億5,203万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,281万7,000円とするものであります。歳入歳出事項別明細書の款、項、目の順に審査を行いました。委員からの主な質疑といたしましては、歳入では、12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金では、保育運営費保護者負担金の減額理由の質疑では、町の制度改正によるものであるとの答弁でした。13款使用料及び手数料1項使用料2目土木使用料では町営住宅の団地の耐震基準の適用についての質疑に対して、本宿団地は耐震基準を満たしているが、北下団地は将来的には取り壊したいとの答弁でございました。20款諸収入5項雑入3目雑入では駒寄インターIC大型化事業に係る前橋負担割合についての質疑に対して、総事業費の3対1との答弁でした。

歳出では、2款総務費1項総務管理費6目企画費では高校生等通学資金事業補助金減額の質疑に対して、申し込み者が10名程度と少なかったとの答弁でした。3款民生費2項児童福祉諸費2目児童手当の減額の質疑では、予定に達しなかったためとの答弁でした。6款農林水産業費1項農業費7目渇水対策施設維持管理費の小倉揚水場揚水ポンプ購入費減額の質疑では、ポンプを変更したためとの答弁でした。7款商工費1項商工費1目商工総務費住宅リフォーム促進事業補助金減額の質疑については、当初見込みより利用者が少なかったためとの答弁でした。8款土木費4項都市計画費2目都市施設費の除草業務委託料の減額の質疑に対しては、入札によるものとの答弁でした。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決でありました。

議案第12号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398万4,000円とするものであります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決でありました。

同意第1号 吉岡町監査委員の選任について、吉岡町監査委員の選任については、群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原1117番地の落合一宏さんにつきましては、採決の結果、全会一致で同意でありました。

以上、報告といたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畑委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いいたします。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） 14番馬場です。それでは、文教厚生常任委員会の報告を行います。

3月1日に本会議において、議長より付託された議案について審議しました。審査は、3月14日火曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員と議長、執行より町長、副町長、教育長及び関係課長、事務局長と室長の参加の中、議長より付託されました議案3件と諮問1件について行いました。

審議の結果を報告します。

議案第10号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、今回の補正は、歳入歳出3,012万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億1,396万7,000円とするものです。審議の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第13号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、今回の補正は、歳入歳出2,561万4,000円を減額し、歳入歳出の予算を総額それぞれ13億8,037万2,000円とするものです。審議では、居宅サービスについての認知症の判定に対する質問がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第14号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、今回の補正は、歳入歳出132万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ1億6,828万円とするものです。審査の結果、原案どおり適正と認め、全会一致で可決

です。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、この案件は、人権擁護委員の任期満了となるための諮問で、町長が推薦する群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原甲38番地の栗田眞佐代氏を人権擁護委員に推薦することに決定しました。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会岩崎委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

産業建設常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。産業建設常任委員会の議案審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、3月1日及び2日、本会議において議長より付託されました議案8件、同意1件について、3月15日水曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、事務局長、所管課長、室長の出席のもとに審査いたしましたので、結果を報告します。

議案第6号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例は、融資利率を「3.2%以内」を「3%以内」に引き下げ、及び融資期間延長の特例措置の延長に伴う県制度要綱の改正のためであります。原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第7号 町道路線の認定については、認定路線は6路線で、宅地開発により寄附されたものであり、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第9号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、県央処理区維持費管理負担金の確定や公共下水道工事費などの減により2,467万2,000円の減額補正であります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第11号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、炭化施設の不稼働による電気料、消臭液などが減ったことによる442万2,000円の減額補正であります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第15号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）、収益的収入の予算額を節水型家電の普及により給水収益が719万3,000円減などによる1億25万9,000円の減額とし、収益的支出の予定額も配水及び給水費が394万2,000円

減などによる852万4,000円の減額とするものです。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

同意第2号 吉岡町農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律の規定により任命されました8名の者に対して、議会の同意を求めるものです。原案適正と認め、全会一致同意であります。

以上、報告いたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

日程第2 議案第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第2、議案第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第3、議案第2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 吉岡町個人情報保護条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第4、議案第3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第5、議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第6、議案第5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第7、議案第6号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 町道路線の認定について

議長（岸 祐次君） 日程第8、議案第7号 町道路線の認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 町道路線の認定についてを委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議長（岸 祐次君） 日程第10、議案第9号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（岸 祐次君） 日程第11、議案第10号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議長（岸 祐次君） 日程第12、議案第11号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第13、議案第12号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号 平成28年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（岸 祐次君） 日程第14、議案第13号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)

議長（岸 祐次君） 日程第15、議案第14号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（岸 祐次君） 日程第16、議案第15号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 同意第1号 吉岡町監査委員の選任について

議長（岸 祐次君） 日程第17、同意第1号 吉岡町監査委員の選任についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

同意第1号 吉岡町監査委員の選任についてを委員長の報告のとおり決定することご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 吉岡町監査委員の選任については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 同意第2号 吉岡町農業委員の任命について

議長（岸 祐次君） 日程第18、同意第2号 吉岡町農業委員の任命についてを議題といたします。

この同意議案は、8人をそれぞれ分離して審議いたします。

議案書に記載されている表の上から順に審議いたします。

表中、1番目、渡辺利平氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意です。

渡辺利平氏を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり同意されました。

表中、2番目、森田 茂氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意です。

森田 茂氏を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり同意されました。

表中、3番目、萩原隆夫氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意です。

萩原隆夫氏を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり同意されました。

表中、4番目、永田雅信氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意です。

永田雅信氏を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり同意されました。

表中、5番目、大島美江子氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意です。

大島美江子氏を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり同意されました。

表中、6番目、志塚 淳氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決を行います。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意です。
志塚 淳氏を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。
よって、委員長の報告のとおり同意されました。
表中、7番目、栗田美鳥氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決を行います。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意です。
栗田美鳥氏を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。
よって、委員長の報告のとおり同意されました。
表中、8番目、石倉一也氏について討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決を行います。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は同意です。
石倉一也氏を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。
よって、委員長の報告のとおり同意されました。

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（岸 祐次君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり答申です。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員長の報告のとおり答申することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、委員長の報告のとおり答申することに決しました。

日程第20 委員会議案審査報告（予算決算常任委員長報告）

議長（岸 祐次君） 日程第20、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会、飯島委員長、お願いいたします。飯島予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 10番飯島です。予算決算常任委員会の議案審査報告を行います。

議長より、本委員会に付託されました議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算に対する委員会報告を行います。

去る3月3日、6日、7日と3日間にわたり、午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、関係課長、室長の出席のもと、説明資料などを参考にしながら、予算書の款、項、目ごとに慎重に審査いたしました。

3日は主に歳入を審査いたしました。町税の伸び率、固定資産税の推移、法人税の見込み、軽自動車税、たばこ税の減少、入湯税の減少傾向、新規事業のふるさと納税、また、鉄鋼スラグの対策としての弁償費の件、財政町政基金の残高などについての質疑がありました。

また、歳出は、6日、7日の2日間にかけて審査いたしました。総務費では、時間外手当、臨時職員の数、非常用発電機、図柄入りナンバー導入の件、空き家対策としての家屋調査、民生費では、徘徊高齢者のGPSでの見守り、介護慰労金、児童手当など、衛生費では井戸水の検査、妊婦健診、胃カメラ検診について、商工費では住宅リフォームなど、土木費では橋梁の補修、駒寄スマートIC大型化事業、教育費ではALT、マイタウンティーチャー、駒寄小校舎の製作室の改修と駐車場の件、吉岡中学校の教室不足の対処などについて多くの質疑がありました。

最終日には、総括質疑を行い、採決の結果、全会一致で可決であります。

以上、委員長報告とします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、ご苦労さまでした。

日程第21 議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第21、議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） 私は、ただいま上程をされております議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

アベノミクスの行き詰まりのしわ寄せを国民に押しつけ、暮らしを痛めつけております。安倍政権発足後、我が党を含めた全労働者の平均実質賃金は年19万円も減り、2人以上世帯の実質家計消費支出は、16カ月連続で対前年比マイナスが続いております。

格差社会はますます進み、子供の相対的貧困率は上昇傾向にあり、平成24年度では16.3%と、6人に1人となっております。そのうち、大人が1人の世帯の5.4%となっております。

このように、多くの人たちが日常の生活に苦勞しております。こんなときだからこそ、町が子供たちが安心して生活できるようにしていくのが地方自治の役目だというふうに思っています。

町長は、選挙公約で子育て支援策を掲げておりました。人口がふえることで保育園児の増加、小・中学生の増加で学校の教室が足りなくなるなど、新たな問題も出てきていますが、これをもって財政的に厳しくなるとは言えません。生産年齢の増加は、町の財政にとりましても大きく寄与しております。

隣の渋川市におくれをとり、今年度も給食費の無料制度は実施できないのは非常に残念です。

また、吉岡の地に大同特殊鋼渋川工場から排出された産業廃棄物のスラグが適正に処理されず、使用されている事件では、素早い対応がなされず、そのままの状態もあります。

きわめつけは、大同から弁償金を受け、古墳公園の駐車場では毒物のスラグを撤去せず、その上に舗装をしてしまう予算となっております。

このような処置では町民の安全は守れません。町民が安心して生活できる予算とするよ

う、強く求め、反対討論とするものであります。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。ただいま上程をされております議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

平成29年度吉岡町一般会計予算は、歳入歳出総額70億8,400万円と、対前年比マイナス8.5%、金額にして6億5,800万円の減額となっておりますが、その主な要因は、明治小学校校舎増築事業、それから、駒寄第三学童クラブ新築事業及び幼保連携型認定こども園、駒寄幼稚園園舎建てかえ助成事業等の事業が完了したことに伴うものと理解しております。

国勢調査人口の伸び率で見ると、ふえ方にやや鈍化傾向が感じられる中であっても、町税収入を対前年比で1.8%増を見込み、地方交付税が対前年比7.6%の減を見込まざるを得ない中でも、ふるさと納税推進事業を立ち上げ、そして、財政調整基金等を取り崩してでも町債を対前年比でマイナス4.2%に抑えるなどして財源確保に努め、継続事業に加え、やるべき新規事業にもしっかりと取り組んでいこうとする、まさに石関町政の将来に借金を残すまいとする、将来に責任を持てる行財政運営を目指す堅実型予算となっているものと認識しております。

南下城山防災公園整備事業、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業、防災無線デジタル化事業、上水道の老朽管布設がえ工事、放課後児童見守りパトロール、防犯カメラ設置事業、そして、相乗り推奨タクシー実証実験等の、これまで手がけてきた事業を円滑に、そして着実に前進させるための予算づけを行うとともに、町民の要望に応えるべく、やらなければならない新規事業として、防災対策としての役場庁舎非常用発電機設置工事、それから、高齢者対策としての認知症徘徊高齢者等へのGPS貸与事業、次に、子育て支援策として、明治小学校職員室改修事業、駒寄小学校教室改修事業、給食センタープレハブ冷蔵庫設置事業、さらに、文化財事務所移転事業やふるさと納税推進事業等々にしっかりと前向きに取り組むための予算づけがなされております。

さらに、「子供を育てるなら吉岡町」をスローガンに、中学生までの医療費の無料化や学校給食費の補助事業、学童保育の低料金化と整備拡充、保育園等の整備拡充、マイタウンティーチャーの配置等々、子ども・子育て支援施策には特に力を入れた予算となり、特筆すべきは、年度途中の園児の受け入れ体制の充実を図るものとして、保育士等確保事業は、待機児童解消への道筋をつけるものとして、働くことを希望している若いお母さん方の背中を後押ししてくれる施策として大いに評価できるものであります。

このように、子育て支援策については、さまざまな施策がとられていて満足すべきものとなっておりますが、子育て以前の問題として、結婚しない、できない若者等への、いわゆる未婚、晩婚者への結婚支援事業施策が全く予算に反映されていない点が残念であります。

また、土木費が対前年比マイナス20.6%と、建設業者にとっては厳しい現実直面していることを真摯に受けとめ、地元業者育成といった点も考慮していただくことを切に要望するものであります。

吉岡町の実質公債費比率は10.5と、微増傾向にあつて、悪化している状況も踏まえ、今後も引き続き国や県補助金、それに基金の有効活用、そして、交付税措置のある有利な町債の選定などにより歳出増に対応し、財政の健全化に努めていただきたいと思います。

また、先ほど小池議員の反対討論の中での鉄鋼スラグ補償金を使っての南下古墳公園駐車場舗装工事の件に関しまして、当該場所の土壌について検査箇所5ポイントのうち2ポイントからは確かに0.8ミリグラムパーリッターの溶出量基準値を超えるフッ素が検出され、土壌汚染が確認されたものの、群馬県が直接土壌汚染対策法に基づき、付近の井戸水調査を実施した結果では、水質汚染はない、地下水への影響は確認されていないとの報告を受けておることから、群馬県環境保全課作成の土壌汚染対策法に基づく処置についての技術上の措置基準にのっとり、砂場、園庭等に対する3措置のうちの1つであるアスファルト舗装、3センチ以上を選択した今回の対応は、いわゆる法にのっとり適切な措置と言えるものであります。

なお、飲料水の定期的水質検査の完全履行を県へ申し入れていただくことを要望しておきます。

以上のように、限られた財源の中で、できるだけ無駄を省き、効率のよい予算執行を目指した平成29年度一般会計予算を総合的に考慮し、議案第16号に賛成するものであります。

委員会では、委員長報告のとおり、挙手多数で原案どおり可決でありました。議員各位のご賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 平成29年度吉岡町一般会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（岸 祐次君） お諮りします。ただいま予算決算常任委員会委員長から、予算要望の件で委員会発議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程（第5号追加1）として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、予算要望の件を日程に追加し、追加日程（第5号追加1）として議題とすることに決定しました。

配付しますので、暫時休憩します。

追加日程第1 発委第1号 当初予算策定に関する要望書の提出について

議長（岸 祐次君） 追加日程第1、発委第1号 当初予算策定に関する要望書の提出についてを議題とします。

提出者の予算決算常任委員会、飯島委員長より提案理由の説明を求めます。飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） それでは、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

発議第1号

平成29年3月16日

吉岡町議会 議長 岸 祐次様

提出者 予算決算常任委員会委員長 飯島 衛

当初予算策定に関する要望書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

平成30年度当初予算の策定に当たり、議会総意の意思を反映した予算策定をしていただくため。

平成29年3月16日

吉岡町長 石関 昭様

吉岡町議会議長 岸 祐次

当初予算策定に関する要望

平成30年度吉岡町一般会計予算を策定するに当たり、予算決算常任委員会において、下記要望事項を取りまとめ、議会総意として了承されたので、その旨お取り計らい願いたい。

記

予算策定に関する要望事項

- 1 税収増の対策を引き続き対応されたい。
- 2 予算編成に当たっては、なお厳格にされたい。
- 3 道路側溝の整備を着実に推進されたい。
- 4 町民の健康促進を図り、さらなる医療費削減の対策を図られたい。
- 5 高齢者の交通対策の促進を図られたい。

以上でございます。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

- 15番（小池春雄君） 単純な質問なんですけれども、予算策定に関する要望事項の中の第1番目でありまして、税収増の対策を引き続き対応されたいということなんですけれども、今年度は町はふるさと納税とかいろいろ考えているようなんですけれども、特に予算決算特別委員会の中でこんなことをしたらどうかというので、何か対案を持つての要望なのか、それとも他の執行者考えろよということの要望なのか、その辺も含めて、委員会では考えがあったかどうかということをお願いします。

議 長（岸 祐次君） 飯島委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

予算決算常任委員長（飯島 衛君） 先ほどの質問ですが、一応企業誘致を図っていただいたり、また、国等の補助金等をなるべく探っていただいて、税収増に向けて図っていただきたいという要望でございます。

議 長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員長、ご苦労さまでした。

この件は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を行いません。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

発委第1号 当初予算策定に関する要望書の提出についてを原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、発委第1号は、原案のとおり提出することに決定されました。

ここで休憩をとります。10時50分まで休憩といたします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

日程第22 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 3 常任委員長報告）

議長（岸 祐次君） 日程第22、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第23から第31までの中で付託した議案の委員長報告をしていただきます。

最初に、総務常任委員会山畑委員長、お願いします。山畑委員長。

〔総務常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

総務常任委員長（山畑祐男君） 13番山畑です。それでは、総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日、3月2日、本議会において議長より付託されました議案1件につきまして、3月10日木曜日午前9時半から委員会室において委員全員、議長、それから執行側からは町長、副町長、教育長、所管課長、局長、室長が出席し、審査をいたしましたので、議案1件について審査の概要と結果を報告いたします。

議案第21号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ379万1,000円とするものです。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決でありました。

以上、報告といたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畑委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いします。馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） それでは、文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

3月2日の本会議において議長より付託された議案について報告します。

審査は、3月14日火曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員と議長、執行より町長、副町長、教育長と関係課長、局長、室長の参加により、議長より付託された議案4件と3月1日に付託された発議1号の審議を行いました。

また、教育委員会の発行した吉岡町教育振興基本計画についての報告を受けました。

その後、教室の増築が行われておりました明治小学校の視察も行いました。

それでは、審議の結果を報告いたします。

議案第17号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計予算、歳入歳出でそれぞれ1億1,706万8,000円とするもので、原案適正と認め、可決であります。

議案第19号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ23億7,116万5,000円とするもので、委員からは、国民保険税に関する加入者数や滞納繰り越しについて、また、30年より国保の運営母体が変わった後の住民への対応などについて質問がありました。審議の結果、原案適正と認め、可決です。

議案第22号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ14億6,598万7,000円とするもので、委員からは、計画策定委員会への委託料や包括支援事業の渋川地区在宅医療介護連携支援センター事業運営委託などについて質問がありました。審議の結果、原案適正と認め、可決であります。

議案第23号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億6,979万1,000円とするもので、原案適正と認め、可決です。

また、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、審議の結果、原案妥当と認め、全会一致で可決でございます。

以上、報告を終わります。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、何点かお伺いしますが、実際には、最初に、じゃこの審議に当たってはどんな質疑があったか。まずそこをお伺いします。

議長（岸 祐次君） 馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） 質疑は、特にこの中の要望事項の5の全国国庫負担最低保障年金制度を早期に実現することということに対して、政府のやっていることなので、これがちょっとあれじゃないかなという話もありましたが、最終的には年金そのものがやはりこのアにもありますように、若者、高齢者も安心できる年金ということで、妥当じゃないかということになりました。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 当然のことながら、年金制度ができると、議員でも年給、受給資格、厚生年金でありますから、そうするともう現在年金をもらっている人の扱い、これから掛ける人と、もう年がいつちゃっていると、その人はもう対象になりませんよね。だから、そういう矛盾等が出てくるかと思うんですけども、そういうところの議論というのが十分なされなかったんでしょうか。

議長（岸 祐次君） 馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） これは、ちょっと議会じゃなくて、高齢者も安心できるということですけども、それはちょっと間違いましたかね。ちょっと私の勘違いでございまして、うちのほうは出ておりません。出ておりません。そういう話は出ていなかったです。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 当然のことながら、地方議会の議員の厚生年金ができると。議案第31号ですから、そうすると、当然のことながら、年金を受けられる人と年金をもう、厚生年金をもらっている人もいますよね。若い人はこれから掛けるというと、人によってこの年金制度というのがやっぱりすっきりしないですね。

だから、そういうところの問題が、この議員の年金問題だとさまざまいろいろな意見があって、問題もあるんですけども、本来であれば、委員会とすればその部分というのは、提案者じゃありませんから、どうこうというあれはないんでしょうけれども、それを審議しただけで、本来であれば、委員会とすればそういう矛盾とか、そういうところを協議をすべきことだと思うんですよね。本当にこの制度をやっていいかどうかということをもみんなで議論すべき。

だから、その議論はなされましたかという話を聞いているんです。

議長（岸 祐次君） 馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） これは、前に全協とか何かでいろいろと協議しておりまして、委員会のおときには特に質問もなく、全会一致ということになっております。ちょっと勘違いしまして……。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会岩崎委員長、お願いします。岩崎委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

産業建設常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。産業建設常任委員会では、先ほど報告しました補正予算などに引き続き、平成29年度当初予算の3議案について審査いたしました結果を報告いたします。

議案第18号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算は、総務省からの委託事業として、地方公営企業法適用業務委託料や区域の追加に伴う設計委託料などの大幅な増により、対前年比4,378万4,000円増額の歳入歳出それぞれ4億337万1,000円と定めるものです。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第20号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算は、地方公営企業法適用業務委託料828万4,000円が計上され、対前年比386万8,000円増額の歳入歳出それぞれ1億6,469万8,000円であります。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第24号 平成29年度吉岡町水道事業会計予算は、節水型家電の普及により給水収入が減少すると見込まれ、収益的収入の予定額は対前年比705万1,000円減の4億1,841万7,000円で、収益的支出の予定額も配水費が減少すると見込まれ、対前年比1,129万8,000円減の4億410万5,000円であります。資本的収入は8,808万円、資本的支出は2億5,695万4,000円です。審査の結果、採決では、原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

日程第23 議案第17号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第23、議案第17号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号 平成29年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第18号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第24、議案第18号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号 平成29年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第19号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第25、議案第19号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 平成29年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第20号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第26、議案第20号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 平成29年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第21号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第27、議案第21号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 平成29年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第22号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第28、議案第22号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 平成29年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第23号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第29、議案第23号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 平成29年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第24号 平成29年度吉岡町水道事業会計予算

議長（岸 祐次君） 日程第30、議案第24号 平成29年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 平成29年度吉岡町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

議長（岸 祐次君） 日程第31、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

討論ありますか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） ただいま議題となっております発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、反対の立場で討論を行います。

まず、議員の年金制度は、議員だけなぜ特別扱いされるのか、問題があるということで廃止をされました。議員年金制度の形を変えた、議員のなり手がいないなど理屈をつけて復活をさせようとするのが問題であります。

この問題は、これまで多く議論がされておりましたけれども、現在は多くの人たちが非正規雇用で働いております。議員は、自分たちのことを中心に考えるのではなくて、これから働く人たちの状況を十分に考えるのが議員の仕事であります。

現実を全く見ない議員のお手盛り年金制度の復活には私は反対をするものであります。

議長（岸 祐次君） 次に、賛成討論ありますか。

山畑議員。

〔13番 山畑祐男君登壇〕

1 3 番（山畑祐男君） 1 3 番、山畑です。

発議第 1 号 地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてですが、この厚生年金制度は昭和 2 9 年 5 月 1 9 日に施行された厚生年金保険法によりつくられた制度です。労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的につくられた公的年金です。さきに廃止になった議員年金とは異なります。

現在地方議員の厚生年金制度への加入はできませんが、地方議員も将来的な生活保障は必要ではないでしょうか。また、年金制度が異なるとはいえ、年金の一元化が進められている中、このたびの本議会にも若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願が出されていますが、その中の一部には際限のない年金引き下げを行わないこと、支給開始年齢はこれ以上引き上げないことが求められています。

なぜ年金制度を変更しなければならないのでしょうか。安心できる年金の支給により、将来の生活に明るい見通しができなければいけません。しかし、年金財源の状況やその他の要件による年金制度の変更は認めなければならない場合もあるのではないのでしょうか

年金制度の変更要因の一つに年金支給の財源が挙げられるとすれば、全国の地方議員が厚生年金制度に加入することにより、微力ではありますが、年金の財源に寄与するのではないのでしょうか。

誰もが将来安心した暮らしをするためにも地方議員の加入は大切ではないのでしょうか。

地方議員にとってもよいのではないのでしょうか。

これらを鑑みて、発議第 1 号 地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、議員皆様のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議 長（岸 祐次君） 次に、反対討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 次に、賛成討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

発議第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、発議第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 請願の付託案件審査報告

議長（岸 祐次君） 日程第32、請願の付託案件審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。文教厚生常任委員会馬場委員長、お願いいたします。馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） それでは、3月1日の本会議において、議長より付託されました請願について審議をしました。審査は、3月14日火曜日午前9時30分より委員会室において委員全員と議長、執行より町長、副町長、教育長と関係課長、局長、室長の参加の中、議長より付託されました請願1件について審議を行いました。審議の結果をご報告します。

請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願については、審議の中では一部請願の今後について意見がありました。審議の結果は、全会一致で可決です。以上です。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

馬場委員長、ご苦労さまでした。

日程第33 請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願

議長（岸 祐次君） 日程第33、請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

これから討論を行います。

まず、この請願に反対者の発言を許可します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、この請願に賛成者の発言を許可します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を採択とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま文教厚生常任委員会委員長から若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出の件で委員会発議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程（第5号追加2）として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。よって、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出の件を日程に追加し、追加日程（第5号追加2）として議題とすることに決定いたしました。

配付のため、暫時休憩します。

会議を再開いたします。

先ほどの馬場委員長の報告の中で、本案に対する採決の結果、全会一致という報告ございましたけれども、賛成多数の報告でありましたので、訂正をし、報告いたします。

追加日程第2 発委第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

議長（岸 祐次君） 追加日程第2、発委第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の件を議題とします。

提出者の文教厚生常任委員会、馬場委員長より提案理由の説明を求めます。馬場委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 馬場周二君登壇〕

文教厚生常任委員長（馬場周二君） それでは、発委第2号について朗読をさせていただきます。

発委第2号

平成29年3月14日

吉岡町議会議長 岸 祐次様

提出者

文教厚生常任委員会

委員長 馬場周二

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第1

3条第2項の規定により提出します。

提出の理由

標記の意見書を提出するために、委員会発議するものです。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

厚生労働省は、一昨年の全国消費者物価2.7%、賃金2.3%上昇を受けて、昨年4月より年金を0.9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして2.7%増額すべきところを2004年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする0.5%を減じた上に、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに0.9%を減額し、結果として0.9%の増額改定にとどめたことによるものです。

さらに、政府・厚生労働省は、「少子化」と「平均余命」の延びを理由に、「マクロ経済スライド」を使ってこの先30年間も年金を下げ続けることを見込んでおります。

その上、「年金カット法」によって物価に合わせて年金給付額を決定するというルールに改めました。

「マクロ経済スライド」の未実施の翌年度以降に持ち越して実施する仕組み（キャリアオーバー）を導入して、際限のない年金削減をしようとしています。

年金の実質的な低下は、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権を脅かしています。

年金の削減は、高齢者だけの問題ではなく、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。

今若者への施策として必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切りかえ、最低賃金の大幅引き上げであり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚・少子化に歯どめをかけることです。

年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金の引き下げが地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。

年金がふえれば地域の消費もふえ、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になります。

つきましては、年金問題にかかわる下記事項について要望します。

記

- 1 年金各月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2 「物価・賃金スライド」制を無視した際限のない年金引き下げを行わないこと。
- 3 年金の支給開始年齢は、これ以上引き上げないこと。
- 4 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」及び未調整分のキャリアオーバーは

廃止すること。

5 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早急に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 高市早苗様

外務大臣 岸田文雄様

平成29年3月16日

群馬県吉岡町議会

議長 岸 祐次

以上です。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。委員長、お疲れさまでした。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

この件は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を行いません。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

発委第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書提出の件についてを原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、発委第2号は、原案のとおり提出することに決定されました。

日程第34 陳情の付託案件審査報告

議長（岸 祐次君） 日程第34、陳情の付託案件審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

総務常任委員会、山畑委員長、お願いします。山畑委員長。

〔総務常任委員会委員長 山畑祐男君登壇〕

総務常任委員長（山畑祐男君） 13番山畑です。それでは、総務常任委員会の議案審査報告を行います。

定例会開会日、3月1日、本議会において議長より付託されました陳情1件につきまし

て、3月10日木曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長が出席し、審査をいたしましたので、陳情1件について、審査の概要と結果を報告いたします。

陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情は、審査の結果、採決では陳情第1号は賛成少数で不採択でした。

以上、報告といたします。

議長（岸 祐次君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

山畑委員長、ご苦労さまでした。

日程第35 陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情

議長（岸 祐次君） 日程第35、陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情を議題とします。

これから討論を行います。この陳情第1号は、委員会採決では不採択です。

したがって、討論は賛成者から行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第1号 平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情を採択とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立少数です。

したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第36 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸 祐次君） 日程第36、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務のうち、会規則第71条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第37 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第38 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第39 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第40 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第41 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岸 祐次君） 日程第37、38、39、40、41、各常任委員会からの閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にします。

採決はそれぞれ分離して行います。

各常任委員会からの閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出5件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第42 議会議員の派遣について

議長（岸 祐次君） 日程第42、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり議会議員を派遣することに決しました。

町長挨拶

議長（岸 祐次君） これで本日の会議を閉じます。

平成28年第1回吉岡町議会定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

議会開会中には東日本大震災から6年がたち、犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興復旧と被災された皆様が安心して生活が送れるよう願うばかりであります。

本議会におきまして上程いたしました報告、議案、同意、諮問の各案件を可決をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、いよいよ新年度予算が認められ、新しい年度に向かつての準備が整い、スタートができます。それぞれの事業が円滑に推進できますように、議員各位のご協力とご支援をよろしくお願いを申し上げます。これまで手がけてきた事業をしっかりと軌道に乗せ、着実に推進していく覚悟でもあります。何とぞ、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。また、町民の意見に耳を傾け、一層努力を重ね、山積する課題に取り組んでいく所存でもあります。今年度の区切りをしっかりとまとめ、やり残している仕事がないように、円滑な事業の推進を職員にはもう一度指示・指導を徹底していきたいと思っております。

気候も一段と春めいてまいりました。ようやく西から桜の便りも聞かれるようになり、春はもうそこまで来ている感じがいたします。どうか、議員皆様におかれましては、ますます健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とかえさせていただきます。

大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉会

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、平成29年第1回吉岡町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 飯 島 衛

吉岡町議会議員 岩 崎 信 幸